

# 包括外部監査の結果報告書

農林水産行政における財務に関する事務の執行等について

令和3年2月

姫路市包括外部監査人 山本 康善

## 目 次

第1章 外部監査の概要	1
第1節 外部監査の概要	1
第2節 報告書における留意事項	4
第2章 監査対象の概要	5
第1節 姫路市の農林水産業について	5
第2節 姫路市の農林水産行政について	14
第3章 監査結果及び意見（全般）	26
第1節 はじめに	26
第2節 業務委託契約及び工事契約について	27
第3節 補助金等について	30
第4節 公の施設の管理運営及び指定管理者制度について	33
第5節 財産等の管理、事務の執行その他について	37
<参考> 個別監査結果及び意見の一覧	40
第4章 個別監査結果及び意見（農政総務課）	52
第1節 農業の振興、地産地消の推進等	52
1 概要	52
2 監査手続	67
3 監査結果及び意見	68
第2節 公の施設の管理運営事業	75
1 石倉峯相の里の管理運営事業	75
(1) 概要	75
(2) 監査手続	77
(3) 監査結果及び意見	77
2 夢さき夢のさとの管理運営事業	79
(1) 概要	79
(2) 監査手続	80
(3) 監査結果及び意見	80
3 はやしだ交流センターの管理運営事業	87
(1) 概要	87
(2) 監査手続	88
(3) 監査結果及び意見	88
4 林田チャレンジ農園の管理運営事業	91
(1) 概要	91
(2) 監査手続	92
(3) 監査結果及び意見	92

5	仁色ふるさと農園の管理運営事業	94
(1)	概要	94
(2)	監査手続	95
(3)	監査結果及び意見	95
6	南恒屋ふれあい農園の管理運営事業	99
(1)	概要	99
(2)	監査手続	100
(3)	監査結果及び意見	100
第5章 個別監査結果及び意見（水産漁港課）		105
第1節	水産業の振興	105
1	概要	105
2	監査手続	110
3	監査結果及び意見	111
第2節	遊漁センター（公の施設）の管理運営事業	117
1	概要	117
2	監査手続	118
3	監査結果及び意見	119
第3節	漁港の整備	123
1	概要	123
2	監査手続	125
3	監査結果及び意見	125
第6章 個別監査結果及び意見（農林整備課）		126
第1節	農地等保全管理、農業生産基盤の整備 及び農山漁村の生活環境整備	126
1	概要	126
2	監査手続	135
3	監査結果及び意見	135
第2節	林業の振興及び森林の保全整備	141
1	概要	141
2	監査手続	153
3	監査結果及び意見	154
第3節	鳥獣被害防止対策	167
1	概要	167
2	監査手続	168
3	監査結果及び意見	169
第7章 個別監査結果及び意見（北部農林事務所）		172
第1節	農地、森林、鳥獣被害防止等に関する事務事業	172

1	農地等保全管理、農業生産基盤の整備 及び農山村の生活環境整備	172
(1)	概要	172
(2)	監査手続	174
(3)	監査結果及び意見	175
2	林業の振興及び森林の保全整備	176
(1)	概要	176
(2)	監査手続	179
(3)	監査結果及び意見	180
3	鳥獣被害防止対策	181
(1)	概要	181
(2)	監査手続	185
(3)	監査結果及び意見	185
第2節	公の施設の管理運営事業	188
1	竹取の郷の管理運営事業	188
(1)	概要	188
(2)	監査手続	189
(3)	監査結果及び意見	189
2	荒木の郷の管理運営事業	192
(1)	概要	192
(2)	監査手続	193
(3)	監査結果及び意見	193
第3節	北部地域の活性化推進	197
1	概要	197
2	監査手続	200
3	監査結果及び意見	200
第4節	北部農林事務所の全般的事項について	201
1	概要	201
2	監査手続	202
3	監査結果及び意見	202
第8章	個別監査結果及び意見（農業振興センター）	204
第1節	概要	204
第2節	監査手続	213
第3節	監査結果及び意見	213
第9章	個別監査結果及び意見（農業委員会）	218
第1節	概要	218
第2節	監査手続	225
第3節	監査結果及び意見	225



## 第1章 外部監査の概要

### 第1節 外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び姫路市外部監査条例第2条の規定に基づく包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（監査のテーマ）

包括外部監査人が選定した特定の事件（地方自治法第252条の37第1項、いわゆる「監査のテーマ」）は、次のとおりである。

「農林水産行政における財務に関する事務の執行等について」

#### 3 監査対象期間

令和元（平成31）年度

（必要に応じて平成30年度以前及び令和2年度についても対象とした。）

#### 4 監査対象とした部署

主たる監査対象とする部署を、産業局農林水産部の各課及び出先機関並びに農業委員会とした。また、必要に応じて、産業局農林水産部の所管する公の施設の管理を行わせているもの（出納その他の事務の執行で当該管理の業務に係るものに限る。）についても対象とした。

なお、上記の主たる監査対象とした部署及び公の施設の管理を行わせているものと関連性が高い事務については、その関連する部分に限り、その他の部署についても監査の対象とした。

#### 5 特定の事件の選定の理由

姫路市においては、長期的な展望の下、総合的かつ計画的な都市づくりを進めるための指針として、平成21年度から令和2年度までの12年間を計画期間とする姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020」が策定されているところであり、今年度は当該計画の最終年度となっている。

当該総合計画においては、4つの基本目標及び当該目標を実現するための15の基本的政策が掲げられている。このうち、「基本目標2 風格と活力ある 歴史文化・産業都市」を実現するための「基本的政策1 産業の振興」に関する諸政策のひとつとして、「地域資源を活かした農林水産業の振興」が掲げられている。これに加えて、農林水産業は、当該総合計画における3つの「新しい都市づくりの基本理念」の中の「自然との共生」や、「都市づくりの目標」の4つの「実現のための基本目標」の一つである「自然豊かで快適な 環境・利便都市」とも深いかわりがあると考えられる。

また、姫路市は、平成18年の市町合併により、海、山、川の地域資源が増加し、

このため、市域全体の地域資源が持つ自然環境の保全、水源のかん養、良好な景観の形成など、多面的な機能が大きく充実した。このように多様な地域資源を活かして「地産地消」を推進するため、農林水産業の振興の必要性は増しているといえる。加えて、姫路市の農林水産業が、持続可能で魅力とやりがいのある産業となるためには、地域資源が持つ多面的な機能の活用と保全に努めるとともに、計画的な農林水産業の振興が必要となっている。

さらに、令和2年度一般会計予算（歳出総額 233,500,000 千円）において、農林水産業費は 3,227,842 千円が計上されている。農林水産業費が一般会計予算（歳出）に占める割合は約 1.4%ではあるが、農林水産業費の予算（当初予算ベース）については、平成30年度が 2,524,453 千円、平成31（令和元）年度が 2,839,315 千円であったことから、近年は増加する傾向にあり、重要性が増しているといえる。

このような観点から、姫路市役所内の農林水産行政に関連する部門における財務に関する事務の執行及びその経営に係る事業の管理を市役所外部の視点から監査することは、市民にとって有意義であると判断し、地方自治法第252条の37第1項に規定する「特定の事件」（包括外部監査のテーマ）として選定することとした。

## 6 外部監査の方法

### （1）監査の視点

- ア 農林水産行政における財務に関する事務の執行等が、法令及び条例に準拠して行われているか。
- イ 農林水産行政における財務に関する事務の執行等が、姫路市の規則、要綱等に準拠して行われているか。
- ウ 農林水産行政に関連する事務事業が、経済的・効率的に行われているか（特に業務委託、工事請負及び補助金等の交付について）。
- エ 農林水産行政に関連する事務事業について、目的としている成果または効果をあげているか（特に業務委託、工事請負及び補助金等の交付について）。
- オ 農林水産行政に関連する資産について、適正な管理がなされ、有効に利用されているか。
- カ 農林水産行政に関連する施設の管理運営が、経済的・効率的に行われているか。

### （2）外部監査の主な手続

- ア 農林水産行政における財務に関する事務の執行等について、関係書類を閲覧し、必要に応じて質問を行うとともに、関連法規並びに条例及び規則等との照合を行い、事務事業等の執行が合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から適切に行われているかについて監査した。
- イ 出先機関等については、次のような手続を実施した。

- (ア) 北部農林事務所、農業振興センター及び水産漁港課坊勢事務所については、現地へ往査し、関係書類の閲覧、質問、備品の実査等を実施した。
- (イ) 農業振興センター及び坊勢漁港関連施設については、施設の視察を実施した。
- ウ 公の施設のうち、はやしだ交流センター及び遊漁センターについては、現地へ往査し、関係書類の閲覧、質問、施設の視察を実施した。また、遊漁センターについては備品の実査を実施した。

## 7 外部監査の従事者

### (1) 包括外部監査人

公認会計士 山本 康善

### (2) 包括外部監査人補助者

監査委員との協議（地方自治法第 252 条の 32 第 1 項）を経て、次のとおり補助者を選任した。（順不同）

公認会計士	道幸	尚志
公認会計士	竹川	正剛
公認会計士	山本	賢志
公認会計士	合田	幹孝
公認会計士	高谷	俊祐
公認会計士	田村	俊雄
弁護士	太田	悠子

## 8 外部監査の実施期間

令和 2 年 7 月 14 日から令和 3 年 2 月 16 日まで

## 9 利害関係

外部監査の対象とした特定の事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2節 報告書における留意事項

### 1 「監査結果」及び「意見」について

本報告書では、監査の結論を「監査結果」と「意見」に分けて記載した。

「監査結果」は、是正・改善を求める事項であり、主として合规性に関する事項（法令、条例、規則、要綱等に形式的・実質的に違反していると判断した事項）である。また、合规性に関する事項ではないが社会通念上著しく適切さを欠いていると判断した事項も含んでいる。

また、「意見」は、「監査結果」には該当しないが、経済性・効率性・有効性の観点から、包括外部監査人が組織及び運営の合理化に資すると判断し、改善について検討を求める事項を記載している。

### 2 資料の出典について

本報告書に掲載している図、表等の資料の出典は、特に明記のない限り、産業局農林水産部、農業委員会等姫路市が作成した資料及び産業局農林水産部の所管する公の施設の管理を行わせているものが作成した資料並びにこれらの資料を基に監査人が加工したものである。

### 3 端数処理について

本報告書に記載している図、表等における数値については、端数処理の関係で、明細数値を合計した数値と、合計として記載されている数値が一致しない場合がある。

## 第2章 監査対象の概要

### 第1節 姫路市の農林水産業について

#### 1 姫路市の農業の現状と課題

##### (1) 姫路市の農業

###### ア 現状

姫路市は、平成18年3月の市町合併により、耕地面積が約1.4倍、農家戸数が約1.3倍に増加した。しかし、農産物を販売しない自給的農家が増加するとともに、全農家戸数の半数を上回っている。

農業産出額（平成30年推計値）は、米が263千万円と最も多く、次いで畜産が262千万円、野菜が82千万円となっている。

主に市の北部、西部及び東部では水稻や小麦、大豆、小豆、南部では、ほうれんそうや葉ねぎなどの葉物野菜、トマトなどの作付けが行われている。地域特有の伝統的な野菜であるれんこん、たけのこの生産も盛んに行われている。山間地域では、採卵鶏や肉用牛、乳用牛の飼育が行われており、採卵鶏の羽数は、県内でも有数の規模となっている。

また、姫路ねぎや網干メロン、いちご、いちじく、そば、小豆、たまねぎなど、特産化を目指す作物の栽培が行われている。

###### イ 課題

経営基盤の強化を図り、地域の特性を活かしつつ、消費者や実需者ニーズを的確に捉えた収益性の高い農業経営の確立が重要となっている。

また、安全・安心な農産物を安定的に供給することが重要となっている。

##### <専兼業別農家戸数>

(単位：戸)

年	専業農家数	第1種 兼業農家数	第2種 兼業農家数	自給的 農家数	農家総数
平成17年	874	122	3,761	5,898	10,655
平成22年	761	95	2,769	5,533	9,158
平成27年	435	154	1,925	4,630	7,144

出典：姫路市の農林水産業（令和元年度統計版）／農林業センサス

##### <農業産出額（平成30年推計値）>

(単位：千万円)

米	麦類	雑穀 豆類	いも類	野菜	果実	花き	耕種 その他	畜産	農業 産出額
263	2	9	3	82	4	7	1	262	633
41.5%	0.3%	1.4%	0.5%	13.0%	0.6%	1.1%	0.2%	41.4%	100%

出典：市町村別農業産出額（推計）

##### (2) 農業の担い手

###### ア 現状

農業従事者のうち65歳以上の占める割合は年々増加傾向にあり、平成27年には45%を超える状況となっている。

地域では、農産物の直売活動や加工に取り組む高齢者や女性グループの活動が盛んになっている。

また、後継者不足の解消や機械及び施設整備の合理化を図るため、集落営農組織が結成され、水稻をはじめ、麦や大豆などの生産に積極的に取り組み、農地の保全や地域の活性化に努めている。

姫路市は、水稻の作付や施設園芸、畜産などの農業を営む認定農業者に対して、経営の安定化や新規の認定に向けた支援を行っている。また、従来の農地所有適格法人や農協出資の農業法人の他に、集落営農組織の法人化をはじめ、一般企業の農業への参入を進めている。

## イ 課題

後継者不足の解消や農地の保全を図るため、多様な担い手の確保がますます重要になるとともに、次世代を担う新規就農者の育成が必要である。

### <農業従事者数（販売農家）>

	平成 22 年		平成 27 年		増減	
	人数	(%)	人数	(%)	人数	(%)
農業従事者数	9,264 人	(100.0%)	5,880 人	(100.0%)	-3,384 人	(± 0 )
うち 65 歳以上	3,745 人	( 40.4%)	2,719 人	( 46.2%)	-1,026 人	(+5.8%)
うち女性	4,123 人	( 44.5%)	2,537 人	( 43.1%)	-1,586 人	(-1.4%)
認定農業者数	44		51		+7	

出典：姫路市農林水産振興ビジョン／農林業センサス

認定農業者数は、農政総務課調べ（平成 29 年度末現在）

### <65 歳以上の農業者構成比の推移>

	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
65 歳未満	61.7%	59.6%	53.8%
65 歳以上	38.3%	40.4%	46.2%

出典：姫路市農林水産振興ビジョン／農林業センサス

### <農業経営体数（各年 2 月 1 日現在）>

年\経営規模	0.3ha 未満	0.3～3.0ha	3.0ha 以上	計
平成 22 年	50 経営体	3,583 経営体	65 経営体	3,698 経営体
平成 27 年	27 経営体	2,470 経営体	70 経営体	2,567 経営体

※ 農業経営体数とは、「家族経営体」と「販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体」を合計したもの。

出典：姫路市の農林水産業（令和元年度統計版）／農林業センサス

## (3) 農業生産基盤

### ア 現状

令和元年 12 月現在の農業振興地域は 8,031ha で、そのうち 2,688ha を農用区域に指定し、ほ場整備などの農業生産基盤の整備を進めてきた。その結果、ほ場整備率は 77.7%となっている。しかし、耕作放棄地面積は増加傾向にあり、今後は減少に向けた取組が必要となっている。

また、ため池は 758 箇所あるが（平成 30 年現在）、老朽化が進んでいるも

のもあり、平成 30 年度では 23 箇所を重点整備ため池に指定している。

姫路市では、農地保全及び維持管理の省力化などを目指し、ため池や農業用排水施設、井堰の改修を順次進めている。

## イ 課題

農地保全の観点から、今後も、整備可能な農地については、地域住民への啓発を図り整備を推進していくことが必要である。また、効率的な営農促進のため、老朽化した整備済農地の大区画化などの再整備や既存の農業用施設の長寿命化対策が必要である。

### <耕地面積>

年	田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)
平成 28 年	4,470	243	4,710
平成 29 年	4,390	235	4,630
平成 30 年	4,330	232	4,560

※ 特定単位で四捨五入を行っているため、内訳と合計が一致しない場合がある。各年 7 月 15 日現在。  
出典：姫路市統計要覧 令和元年版／農林水産省統計部「耕地及び作付面積統計」

### <農地面積（各年 8 月 1 日現在）>

年	農地面積 (ha)	自作地 (ha)	借地 (ha)
平成 29 年	4,322	3,349	973
平成 30 年	4,221	3,265	956
令和元年	4,143	3,183	960

出典：姫路市の農林水産業（令和元年度統計版）／市農業委員会調べ

### <農業振興地域、農用地区域、ほ場整備実施面積（令和元年）>

農業振興地域	農振農用地区域 (A)	ほ場整備実施面積 (B)	整備率 (B/A)
8,031ha	2,688ha	2,088ha	77.7%

出典：姫路市の農林水産業（令和元年度統計版）／農政総務課調べ

### <耕作放棄地面積（総農家）>

平成 22 年	平成 27 年	増減
448ha	659ha	+211ha

### <ため池等（平成 30 年）>

ため池	重点整備ため池
758 箇所	23 箇所

出典：姫路市農林水産振興ビジョン／農林業センサス（耕作放棄地面積）／農林整備課調べ（ため池等）

### <課税農地面積（令和 2 年 1 月 1 日現在）>

地目	市街化区域 (ha)	市街化調整区域 (ha)	都市計画区域外 (ha)	合計 (ha)
田	789	2,639	937	4,365
畑	177	363	171	711
合計	966	3,002	1,108	5,076

出典：令和 2 年度農業委員会の概要／資産税課資料

## (4) 地産地消

### ア 現状

市内には、農産物直売所が 43 箇所開設され（平成 31 年 4 月現在）、生産者

の顔が見える農産物の販売を積極的に行っており、姫路市ではこれら直売所のPRや栽培講習会をはじめとする支援事業を実施している。

また、姫路の農産物を多くの消費者に購入してもらうため、姫路で生産された農産物のブランド「姫そだち」のPRを実施している。

さらに、平成28年度に姫路市独自で毎月23・24日を「ひめじ地産地消の日」として制定し、地産地消の推進及び農水産物の消費拡大に取り組んでいる。

## イ 課題

農産物ブランド「姫そだち」として生産される農産物の生産・販路拡大の支援や消費者及び事業者に対する積極的なPRや新鮮で安全・安心な姫路の農産物を安定的に供給する体制の整備が必要である。

また、流通コストを低減し、鮮度の良い葉物野菜をはじめとする農産物を安定的に供給していく必要がある。

## 2 姫路市の林業の現状と課題

### (1) 姫路市の林業

#### ア 現状

姫路市の森林面積は約30,577haで、その内訳は国有林が1,704ha、民有林が28,873haである（平成31年3月現在）。

姫路市では、平成30年に森林144haの間伐と32.1haの治山事業を実施しており、5,240 m<sup>3</sup>の木材を生産している。

しかし、長期にわたる木材価格の低迷により、森林所有者の木材生産意欲は減退し、高齢化もあいまって森林の荒廃が進んでいる。

そこで、市産材や県産材の利用促進を図るため、公共施設や建設工事における木材利用を積極的に進めている。

#### <山林・保安林の面積>

年度	山林面積 (ha)	国有林 (ha)	民有林 (ha)	保安林 (ha)
平成25	30,653	1,705	28,948	8,544
平成30	30,577	1,704	28,873	8,683

出典：姫路市の農林水産業（令和元年度統計版）／兵庫県林業統計書

#### <間伐・治山事業実施面積と素材生産量>

	平成25年	平成30年
間伐実施面積	178 ha	144 ha
治山事業実績	44.6 ha	32.1 ha
素材生産量	8,929 m <sup>3</sup>	5240 m <sup>3</sup>

出典：兵庫県林業統計書

#### <民有林の森林蓄積>

	平成25年	平成30年
人工林	4,542ha	4,857ha
天然林	1,478ha	1,436ha
合計	6,019ha	6,294ha

## イ 課題

森林の蓄積は年々増加しており、また手入れ不足による森林の荒廃も進ん

でいるため、木材利用の推進と森林の多面的機能の維持が必要となっている。

## (2) 林業の担い手

### ア 現状

林業賃労働者数は平成 30 年現在、53 人となっており、平成 25 年と比較して 8 人減少している。また、60 歳以上の割合は 22.6%であるが、県全体よりは低くなっている。

平成 22 年 11 月に、中播磨地域の森林組合の合併により、中はりま森林組合が発足し、姫路市の森林組合員は、平成 30 年 4 月末で 2,704 人となっている。

### イ 課題

高齢化・担い手不足が進行していることを踏まえ、効率的な作業基盤の整備が重要である。

#### <林業労働の現況>

(単位：人)

	平成 25 年				平成 30 年			
	林業賃労働者数		うち 60 歳以上		林業賃労働者数		うち 60 歳以上	
姫路市	61	(100.0%)	20	(32.8%)	53	(100.0%)	12	(22.6%)
兵庫県	900	(100.0%)	252	(28.0%)	794	(100.0%)	208	(26.2%)

出典：兵庫県林業統計書

#### <中はりま森林組合（うち姫路市）（平成 30 年 4 月末）>

地区内民有林面積	組合員数
28,902ha	2,704 人

出典：農政総務課調べ

## (3) 林業生産基盤

### ア 現状

平成 28 年度末現在の林道延長は 82km で、作業道等延長 96km と合わせて 178km、公道を含めて算出した林内路網密度は 16.74m/ha となっている。

### イ 課題

今後も適正な森林施業を推進していくため、作業路等の林内路網整備を推進していく必要がある。

#### <林内路網密度（平成 28 年度末）>

民有林森林面積	46 年生以上高齢人工林面積	林道延長	作業道等延長	林内路網密度
28,903ha	8,387ha	82,062m	96,069m	16.74m/ha

※ 林内路網密度 (m/ha) = (林道 + 作業道 + 公道 + 軽車道) の延長 ÷ 民有林森林面積

出典：姫路市農林水産振興ビジョン／県治山課調べ

### 3 姫路市の水産業の現状と課題

#### (1) 姫路市の水産業

##### ア 現状

姫路市の漁業地区は、本土沿岸部とその南西約 18km の沖合に位置する家島諸島で構成されている。

主な漁業形態として、小型底びき網漁業、船びき網漁業、まき網漁業、刺網漁業などの漁船漁業と、ノリなどの藻類、マサバなどの魚類及びカキなどの貝類の養殖業がある。

姫路市の漁獲量は平成 23 年から平成 28 年までは概ね増加傾向にあったが、平成 29 年には 8,523t と大きく減少した。

平成 29 年の魚種別漁獲量はカタクチイワシが 1,603t と最も多く、次いでアジ類 1,435t、シラス 1,266t などとなっている。また、平成 29 年の海面養殖生産量は年間 10,519t であり、このうちノリが 7,626t と約 72.5% を占めている。

##### イ 課題

安定した漁獲量を維持していくため、豊かな海の再生に取り組んでいく必要がある。

また、水産業の振興を図るため、種苗の中間育成と放流、魚礁の造成など「つくり育てる漁業」を継続的に実施していく必要がある。

#### <漁獲量の推移>

年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
漁獲量(t)	14,351	14,405	15,009	16,338	8,523

出典：姫路市農林水産振興ビジョン／平成 29 年版市政の概要ほか

#### <魚種別漁獲量（平成 29 年）>

種類	漁獲量 (t)	種類	漁獲量 (t)
カタクチイワシ	1,603 ( 18.8% )	スズキ	212 ( 2.5% )
シラス	1,266 ( 14.9% )	イカナゴ	479 ( 5.6% )
アジ類	1,435 ( 16.8% )	その他魚類	1,471 ( 17.3% )
さば類	105 ( 1.2% )	エビ類	314 ( 3.7% )
ヒラメ	23 ( 0.3% )	カニ類	33 ( 0.4% )
カレイ類	680 ( 8.0% )	貝類	79 ( 0.9% )
アナゴ	17 ( 0.2% )	イカ類	367 ( 4.3% )
サワラ	43 ( 0.5% )	タコ類	140 ( 1.6% )
タイ類	144 ( 1.7% )	その他水産動物類	112 ( 1.3% )
		総漁獲量	8,523 ( 100.0% )

出典：姫路市の漁業統計（姫路市ホームページより）

<魚種別海面養殖生産量（平成 29 年）>

種類	生産量 (t)	
ノリ	7,626	( 72.5% )
魚類	524	( 4.9% )
カキ	2,364	( 22.4% )
アサリ	2	( 0.1% )
ワカメ	3	( 0.1% )
総養殖生産量	10,519	( 100.0% )

出典：姫路市の漁業統計（姫路市ホームページより）

(2) 水産業の担い手

ア 現状

姫路市の漁業就業者数は減少傾向にあったが、平成 30 年では計 800 人となっており、平成 25 年と比べて増加している。

また、65 歳以上の漁業就業者数は、平成 25 年には減少しているが、平成 30 年には再び増加している。漁業就業者数全体に占める割合は 23～24%前後で推移していたが、平成 30 年には約 27%を占め、高齢化が進行している。

平成 30 年の海面漁業・養殖漁業の経営体数は 467 で、平成 25 年と比較するとほぼ横ばいであり、その大半が主に家族労働によって営まれる沿岸漁業経営体である。また、漁業協同組合は、市内に 3 組合ある。

イ 課題

漁業就業者の確保・育成に努めるとともに、経営基盤の強化が急務となっている。また、漁業協同組合については、家島町は中～大規模であるが、旧市沿岸部は組織強化が必要となっている。

<漁業就業者数の推移>

(単位：人)

年 齢	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
15～24 歳	64	46	40	48
25～39 歳	197	187	152	141
40～59 歳	343	345	260	324
60～64 歳	94	86	89	74
65 歳以上	213	217	175	213
合計	911	881	716	800

出典：漁業センサス

<漁業協同組合及び組合員数>

組合名	組合員数 (人)		
	平成 25 年度	平成 30 年度	増減
姫路市漁協	293	248	-45
家島漁協	94	88	-6
坊勢漁協	527	492	-35
合計	914	828	-86

※ 各年度 4 月 1 日現在

出典：姫路市の農林水産業（平成 29 年度統計版・令和元年度統計版）／水産漁港課調べ

<階層別漁業経営体数の推移>

(単位：経営体)

		平成 25 年	平成 30 年	増減率 (%) (H30/H25)
海面漁業		396	404	2.0%
海面養殖業		65	63	-3.1%
沿岸漁業経営体		407	401	-1.5%
中小漁業経営体		54	66	22.2%
大規模漁業経営体		—	—	—
団体		61	73	19.7%
個人経営体	専業	196	164	-16.3%
	兼業 (漁業が主)	82	99	20.7%
	兼業 (漁業が従)	122	131	7.4%
漁業経営体数		461	467	1.3%

出典：漁業センサス

(3) 水産生産基盤

ア 現状

姫路市には、市が管理する坊勢漁港のほか、県が管理する妻鹿漁港及び家島漁港がある。漁業活動の効率化、就業環境の向上と漁船の安全係留の確保のため、姫路市は坊勢漁港の整備を進めている。

イ 課題

漁港施設の適切な維持管理を行うとともに、南海トラフ地震に備えた耐震・耐津波化や老朽化した施設の長寿命化を進めていく必要がある。

また、漁業者の就労環境の向上、漁業活動の効率化のため、漁港施設の維持管理及び漁業活動における安全性の確保を図る必要がある。

<坊勢漁港の整備状況>

	平成 25 年	平成 30 年	増減
岸壁・物揚場延長	2,837m	3,282m	+445m
漁港施設用地面積	43,989 m <sup>2</sup>	62,772 m <sup>2</sup>	+18,783 m <sup>2</sup>

出典：姫路市農林水産振興ビジョン／水産漁港課調べ

<登録漁船数>

(単位：隻)

年度	坊勢漁港	妻鹿漁港	家島漁港
平成 28 年度	885	54	212
平成 29 年度	879	52	205
平成 30 年度	877	52	208

※ 上記の他、姫路港へ係留している漁船もある。

出典：姫路市の農林水産業（令和元年度統計版）

(4) 流通・地産地消

ア 現状

家島周辺の瀬戸内海で漁獲あるいは養殖された魚介類は、岡山県から大阪府までの広域で流通している。

地産地消については、魚やカキなどの海産物直売イベント等即売会を通じて地元水産物を市民に広くPRするとともに、水産物の入手方法や調理方法、姫路でのブランド水産物などを紹介した姫路水産物PR冊子を作成・配布し、ブランド化の推進などの取組を行っている。

また、市内の3漁業協同組合は、妻鹿漁港フィッシュモール内において、一般消費者に対して直接、新鮮な魚介類を販売している。

## イ 課題

魚離れが進んでおり、魚食普及の観点から教育機関との連携のほか、安全で安心な水産物を市民へ安定的に供給することが重要となっている。

### 【参考】

<15歳以上就業者数（常住地による）>

項目	平成22年				平成27年			
	総数 (人)	構成比 (%)	男 (人)	女 (人)	総数 (人)	構成比 (%)	男 (人)	女 (人)
総数	242,936	100.0	141,185	101,751	245,558	100.0	139,902	105,656
第1次産業	2,595	1.1	1,948	647	2,473	1.0	1,853	620
農業	1,857	0.8	1,274	583	1,811	0.7	1,236	575
林業	51	0.0	45	6	73	0.0	63	10
漁業	687	0.3	629	58	589	0.2	554	35

※ 各年10月1日現在 総数には「分類不能の産業」を含む。

出典：姫路市統計要覧 令和元年版／情報政策室「国勢調査」

<農林水産業の市内総生産（経済活動別市内総生産）>

項目	平成27年度 (百万円)	平成28年度 (百万円)	対前年度増加率 (%)	
			構成比(%)	対前年度増加率(%)
市内総生産（総計）	2,361,291	2,376,909	100.0	0.7
第1次産業	9,860	11,759	0.5	19.3
(1)農業	3,385	3,972	0.2	17.3
(2)林業	238	247	0.0	3.8
(3)水産業	6,237	7,540	0.3	20.9

出典：姫路市統計要覧 令和元年版／兵庫県「市町民経済計算」

<有害獣捕獲頭数>

年度	捕獲数（頭）					その他 (タヌキ等)
	シカ	イノシシ	アライグマ		小計	
			ヌートリア	その他		
平成28年度	564	203	333	31	364	0
平成29年度	692	216	292	49	341	0
平成30年度	817	305	390	21	411	0

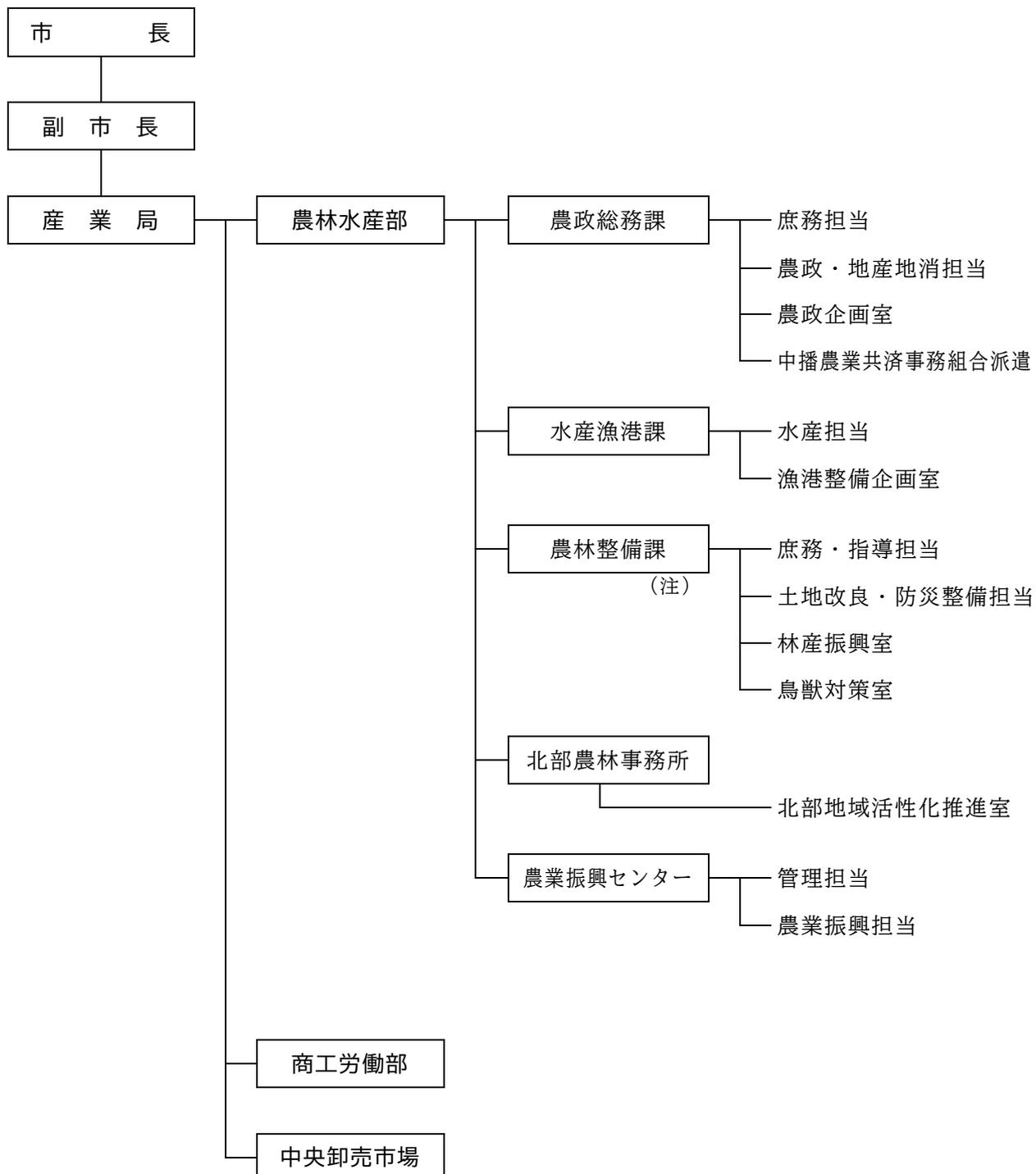
出典：姫路市の農林水産業（令和元年度統計版）／農林整備課調べ

## 第2節 姫路市の農林水産行政について

### 1 産業局農林水産部について

#### (1) 農林水産部の組織

##### ア 組織図



(注) 農林整備課には課長のほか、課長級職員として主幹が配置されている。

## イ 職員数について

### (ア) 職員数 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

所属\区分	事務系職員	技術系職員	技能労務職員	再任用職員	臨時的任用職員	その他	合計
農政総務課	14	3	0	1	0	0	18
水産漁港課	2	6	0	1	1	0	10
農林整備課	5	14	0	4	0	0	23
北部農林事務所	2	3	0	4	0	0	9
農業振興センター	3	4	7	1	0	0	15
合計	26	30	7	11	1	0	75

※ 農政総務課の職員数には中播農業共済事務組合派遣者 6 名を含む。

### (イ) 技術系職員数の内訳 (平成 31 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

所属\区分	土木	林学	水産	園芸	農業	合計
農政総務課	0	0	0	2	1	3
水産漁港課	4	0	2	0	0	6
農林整備課	12	2	0	0	0	14
北部農林事務所	1	1	0	1	0	3
農業振興センター	0	0	0	1	3	4
合計	17	3	2	4	4	30

### (2) 農林水産部の本庁の組織について

農林水産部の本庁の組織として、農政総務課、水産漁港課及び農林整備課が置かれている（姫路市行政組織規則第 6 条）。

#### ア 所在地

姫路市安田四丁目 1 番地 姫路市役所本庁舎内

#### イ 分掌事務

各課の分掌事務は、次のとおりとなっている（姫路市行政組織規則第 13 条第 1 号から第 3 号まで）。

組織名	分掌事務
農政総務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農産物の改良及び増産指導並びに家畜家きんの改良及び増殖指導に関すること。</li> <li>・ 農業の経営指導に関すること。</li> <li>・ 畜産奨励に関すること。</li> <li>・ 家畜家きんの衛生及び防疫に関すること。</li> <li>・ 果樹及び花きの栽培指導に関すること。</li> <li>・ 食糧の集荷供出に関すること。</li> <li>・ 農業統計に関すること。</li> <li>・ 産業局の分掌事務に係る工事、設計等（営繕課に依頼するものを除く。）の入札業者の指名に関すること（姫路市建設工事入札参加者審査委員会で審議された指名競争入札に限る。）。</li> </ul>

組織名	分掌事務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北部農林事務所、農業振興センター、市民農園、夢さき夢のさと、石倉峯相の里及びはやしだ交流センターに関すること。</li> <li>・中央卸売市場に関すること。</li> <li>・中播農業共済事務組合に関すること。</li> </ul>
水産漁港課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業の経営指導に関すること。</li> <li>・水産物の増殖指導に関すること。</li> <li>・坊勢漁港に関すること。</li> <li>・遊漁センターに関すること。</li> </ul>
農林整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良事業の振興及び認可に関すること。</li> <li>・ため池、かんがい用排水路その他農業施設に関すること。</li> <li>・国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づく地籍調査に関すること（他の機関の所掌に属するものを除く。）。</li> <li>・森林の保安計画及び指導に関すること。</li> <li>・保全林整備事業に関すること。</li> <li>・造林の計画及び推進に関すること。</li> <li>・森林の病虫害予防に関すること。</li> <li>・森林組合との連絡に関すること。</li> <li>・農村公園に関すること。</li> <li>・姫路市土地改良事業事務連絡協議会に関すること。</li> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく事務に関すること（鳥獣の捕獲活動等に係るものを除く。）。</li> </ul>

### （3）出先機関について

農林水産部の出先機関として、北部農林事務所及び農業振興センターがあり、所管する機関は農政総務課とされている（行政組織規則第21条）。北部農林事務所及び農業振興センターの所長は課長級職員（主幹）である。

#### ア 所在地

##### （ア）北部農林事務所

姫路市夢前町前之庄 2160 姫路市夢前事務所内

##### （イ）農業振興センター

姫路市山田町多田 1174-47

#### イ 分掌事務

各出先機関の分掌事務は、次のとおりとなっている（姫路市行政組織規則第31条の6・第32条）。

組織名	分掌事務
北部農林事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における産業局農林水産部に属する課の所掌する事務のほか、当該区域における土木関連業務の補助に関すること。</li> <li>・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲活動等の事務に関すること。</li> <li>・編入前の夢前町及び安富町の区域を対象とした北部地域活性化推進に関すること。</li> </ul>

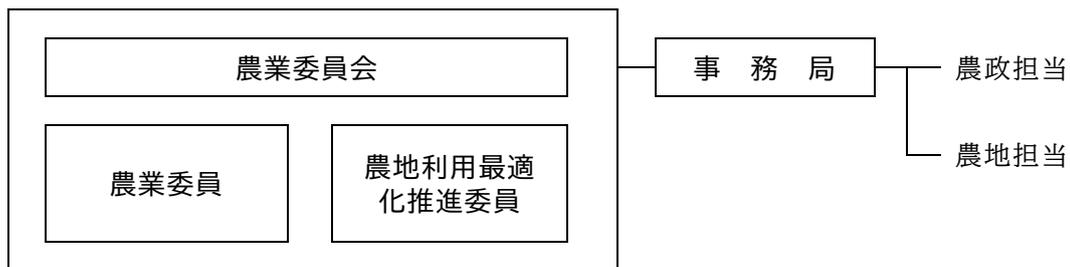
組織名	分掌事務
農業振興センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業及び園芸技術の指導に関すること。</li> <li>・花き類その他都市緑化用植物の生産、配布及び展示に関すること。</li> <li>・そ菜、果樹、花き類の試験栽培に関すること。</li> <li>・花き類の優良品種の収集及び保存に関すること。</li> <li>・その他センターの管理運営に関すること。</li> </ul>

## 2 農業委員会について

### (1) 農業委員会の意義

農業委員会は、「農業生産力の発展および農業経営の合理化を図り、農業を営む者の地位の向上に寄与する」（農業委員会等に関する法律（2において「農業委員会法」という。）第1条）ことを目的として、市長に任命された農業委員と農業委員会が委嘱した農地利用最適化推進委員から構成される、市から独立した行政機関としておかれる行政委員会である。

### (2) 農業委員会の構成



#### ア 農業委員

農業に関する見識を有し、農業委員会における職務を適切に行うことができる人のうちから、市長が議会の同意を得て任命する（農業委員会法第8条第1項）。平成27年の農地法改正により、農業委員の選出方法が公選制から任命制に変更された。農業委員の定数は、農業者の数、農地面積その他の事情を考慮して政令で定める基準に従い、条例で定めることとされている（同法同条第2項）。任期は3年であり、監査対象年度である令和元年度における農業委員の任期は、平成29年8月1日から令和2年7月31日である。

#### <姫路市の農業委員（平成31年4月1日現在）>

定数	現員数 (*1)	うち認定農業者 (*1) (*2)	
		うち認定農業者 (*1) (*2)	うち非農家
19人	19人	5人	1人

(\*1) 令和元年度の途中より、認定農業者である農業委員について、1人の欠員（死去による）が生じた。この委員の死去後は、農業委員の現員数は18人（うち認定農業者4人）となった。

(\*2) 認定農業者の数は、認定農業者等又はこれに準ずる者の数

## イ 農業委員会の会長

農業委員会には、委員の互選により、会長が置かれる（農業委員会法第5条第1項）。会長は、農業委員会の会務を総理し、委員会を代表することを職務とする。会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した人が会長の職務を代理する。なお、会長は非常勤とされている。

## ウ 農地利用最適化推進委員

農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する人のうちから、農業委員会が委嘱する（農業委員会法第17条第1項）。任期は3年であり、監査対象年度である令和元年度における農地利用最適化推進委員の任期は、平成29年8月1日から令和2年7月31日である。

<姫路市の農地利用最適化推進委員（平成31年4月1日現在）>

北西部地区	北東部地区	中南部地区	合計
12人	14人	10人	36人

## (3) 農業委員会の会議（総会）について

### ア 総会の招集等

農業委員会の委員の会議（総会）は、会長が招集する（農業委員会法第27条）。なお、総会に関する事項で、法令に規定されているもの以外の必要な事項については、姫路市農業委員会会議規則で定められている。

### イ 総会の審議・決定事項

総会では、農業委員により、以下の農地関係業務及び農政関係業務について審議・決定される。

業務の区分	審議・決定事項
農地関係業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地の所有権移転及び耕作権設定の許可に関する事</li><li>・農地の転用許可に係る意見決定及び届出の受理に関する事</li><li>・農用地利用集積計画の決定等、農業経営基盤強化促進法によりその権限に属させた事項</li><li>・土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地の交換分合及びこれに付随する事項</li><li>・農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事</li><li>・農地等の交換分合のあっせんその他農地事情の改善に関する事</li><li>・農地銀行に関する事</li><li>・農事相談室の開催</li><li>・その他総会において必要と認めた事項</li></ul>
農政関係業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・相続税等納税猶予適格者証明に関する事</li><li>・農業の制度・政策に関する事</li><li>・広報誌の発行等による情報提供</li><li>・認定農業者、農業法人その他担い手育成に関する事</li><li>・農業者年金に関する事</li><li>・遊休農地対策に関する事</li><li>・その他農業振興に関する諸施策に関する事</li><li>・その他総会において必要と認めた事項</li></ul>

#### (4) 農業委員会事務局

農業委員会には、職員が置かれることとされている(農業委員会法第26条)。また、農業委員会の事務を処理するため、姫路市農業委員会事務局が置かれ(姫路市農業委員会事務局規程第2条)、職員が配置されている。

##### ア 農業委員会事務局の構成

事務局長 1人

農政担当 課長補佐以下5人

農地担当 課長補佐以下4人

##### イ 分掌事務

担当	分掌事務
農政担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・農地の相続税・贈与税納税猶予適格者証明に関する業務</li><li>・農業に関する情報提供業務</li><li>・農業者年金事業</li><li>・農家台帳システムの管理業務</li><li>・庶務・財務処理(財政・会計)</li></ul>
農地担当	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区農政協議会の開催</li><li>・農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業に関する業務</li><li>・農事相談室の開設(農地調整事務処理事業)</li><li>・農地台帳補正補完事務</li></ul>

### 3 農林水産行政の方針

#### (1) 姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」は、「生きがいと魅力ある住みよい都市 姫路」を目指すべき都市像とする、長期的な展望の下で総合的かつ計画的なまちづくりを進めるための指針となるものである。

計画期間は、平成 21 年度（2009 年度）から令和 2（平成 32）年度（2020 年度）までの 12 年間であり、平成 31（令和元）年度は、第 4 次実施計画（平成 30 年度から令和 2（平成 32）年度まで）の対象期間となっている。

姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン 2020」では、目指すべき都市像を実現するため、以下の表に示した 4 つの基本目標と 15 の基本的政策を定めている。また、政策のうち、表における網掛けの部分、農林水産部に関係するものである。

基本目標	基本的政策	政策	
1. ふれあいと賑わいある協働・交流都市	1 市民の知恵と創造性を活かしたまちづくり	1 魅力あるコミュニティづくりの推進	
		2 主体的な市民参画と協働の推進	
		3 市民参画と協働を支える信頼の確立	
	2 心豊かな社会づくり	1 人権尊重意識の高揚	
		2 男女共同参画社会の実現	
	3 情報交流社会の実現	1 豊かなユビキタスネット社会の実現	
		2 利便性を高める電子市役所の推進	
	4 広域行政の推進と交流の拡大	1 広域的な交流連携の強化	
		2 国際化に対応した交流社会の構築	
	5 観光の振興	1 おもてなしの心による観光客受入体制の充実	
		2 回遊性の向上による多彩な観光の推進	
		3 国際観光・コンベンション都市の実現	
	2. 風格と活力ある歴史文化・産業都市	1 産業の振興	1 国内外を視野に入れた企業立地の促進
			2 創造的ものづくり力の強化
			3 活力ある商業の振興
4 生涯にわたる雇用・就業対策の充実			
5 地域資源を活かした農林水産業の振興			
2 歴史文化の継承と市民文化の醸成		1 世界文化遺産姫路城の保存と活用	
		2 歴史文化資源の保存・継承と活用	
		3 個性ある市民文化の創造	
		4 魅力ある市民文化の交流と発信	
3 不断の行財政改革の推進		1 行政経営型システムへの転換	
3. やさしさと信頼に満ちた教育・福祉都市		1 安心して暮らせる健康福祉社会の充実	1 互いに支え助け合う地域づくりの推進
			2 健やかな成長を支える子育て支援の推進
			3 健康で安心して暮らせる高齢者福祉の充実
	4 いきいきと暮らせる障害者福祉の充実		
	5 暮らしを支える福祉の充実		
	6 心と体の健康づくりの充実		
	2 魅力ある教育の推進	1 子どもの夢を育む学校教育の創造	
		2 地域に開かれた高等教育の振興	

基本目標	基本的政策	政策
	3 いきいきとした生涯学習社会の実現	1 ライフステージに応じた生涯学習の振興
		2 市民ぐるみで行う青少年健全育成の推進
		3 生涯スポーツ社会の実現
4. 自然豊かで快適な環境・利便都市	1 循環型社会の形成と環境の保全	1 未来に引き継ぐ環境の保全と創出
		2 地域から取り組む循環型社会の形成
	2 安全・安心で快適な都市づくり	1 市民を守る消防防災体制の充実
		2 減災対策の推進
		3 安全で安心な暮らしの確保
		4 健康安全の確保
	3 都心部まちづくりの推進	1 魅力ある都心空間の形成
		2 都心部の賑わいづくりの推進
		3 南北市街地の一体化の推進
	4 都市活動を支える基盤整備の推進	1 特色ある都市空間の形成
		2 交流連携を支える交通網の構築
		3 快適な都市基盤の整備

## (2) 姫路市農林水産振興ビジョン

姫路市農林水産振興ビジョンは、姫路市総合計画における目指すべき都市像「生きがいと魅力ある住みよい都市 姫路」の実現に向け、姫路の農林水産業が直面する課題を克服し、さらなる発展につなげるため策定されている。

本ビジョンは、令和元（平成31）年度（2019年度）から令和5年度（2023年度）までの5年間を計画期間としている。

### ア 基本理念・基本目標・方策

農林水産業・農山漁村の将来像・基本理念を『姫路市の多様な地域資源を活かした 安全・安心で元気な農林水産業の実現』として、以下の4つの基本目標に沿って並びに16の方策を掲げている。

基本的方向	ビジョン実現に向けた方策	主な施策
1 姫路の特性を活かした農林水産業の推進	(1) 市民の暮らしを支える農産物の安定生産	① 農産物の安定生産
		② 畜産物の安定生産
	(2) 意欲ある多様な担い手の育成と安定した農業経営の推進	① 認定農業者等の確保と育成
		② 集落営農の活性化のための支援・指導
		③ 多様な担い手の育成
		④ 安定した農業経営の推進
	(3) 農業生産基盤の保全と整備	① 優良農地の保全
		② 高生産性を目指す農業生産基盤等の整備
		③ 施設の長寿命化対策等
	(4) 林業の振興	① 木材利用の推進（県と連携）
		② 林業の担い手の育成
		③ 林業生産基盤整備と効率的な作業システムの推進
		④ 市民全体で取り組む百年の森づくり
	(5) 森林の適正管理と多面的機能の発揮・活用	① 森林の適正管理
		② 森林の多面的機能の発揮
		③ 森林の多面的機能の活用

基本的方向	ビジョン実現に向けた方策	主な施策
	(6)水産資源の維持・回復による豊かな海の実現	①漁業生産基盤の整備
		②つくり育てる漁業と資源管理型漁業の推進
		③漁場環境の保全・回復
	(7)漁業経営の安定化と担い手の確保・育成	①強い水産業づくりの推進
		②漁業経営近代化等の支援と担い手の育成
		③流通の多角化と消費の拡大
	(8)漁港漁村の整備(漁業活動基盤の整備・保全)	①防災対策の充実
		②漁港機能の整備拡充・施設の長寿命化
2 食の安全・安心とブランド化の推進	(9)食の安全・安心の確保	①農水産物の安全性の確保 ②安全・安心な食料の供給体制整備の支援
	(10)地産地消とブランド化の推進	①地産地消の推進 ②ブランド農水産物の生産及び消費促進
3 市民と農林水産業とのふれあい促進	(11)食を通じた生産者と消費者とのふれあい	①生産者と消費者の交流活動の推進
		②地元農水産物の食の機会の創出
		③体験学習を通じた食育の推進
		④正しい食生活知識の普及啓発
(12)農林水産業とふれあう機会の充実	①農林漁業体験機会の充実 ②農山漁村と都市のふれあい促進	
4 姫路らしさを育む農山漁村づくり	(13)活力ある農山漁村づくり	①豊かな地域資源の保全・創出
		②元気で快適な地域づくりの推進
		③野生動物による農林水産業への被害対策の推進
	(14)農山漁村の安全・安心の確保	①地域防災基盤の整備
		②地域防災力の向上
	(15)環境にやさしい農林水産業の推進	①バイオマス資源利活用の普及啓発
		②循環の輪をつなぐリサイクル資源の利活用
		③多様な自然資源を活かした取組
④環境に配慮した農業基盤整備		
(16)大学や研究機関等と連携した農林水産業の展開	①教育・研究機関との連携	
	②NPO法人や地域団体等との連携	
	③農商工学連携の推進	

## イ 地域別の特徴

本ビジョンの具体的な事業展開を図るため、姫路市の農林水産振興を図るべき地域を地域の資源や特性を考慮して5地域に区分し、地域ごとの現況や課題を整理することで、地域別の施策に反映させることとしている。

地 域	関連施策
北部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・畜産物の安定生産</li> <li>・集落営農の活性化のための支援・指導</li> <li>・林業の振興</li> <li>・森林の適正管理と多面的機能の発揮・活用</li> <li>・野生動物による農林水産業への被害対策の推進</li> </ul>
西部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認定農業者等の確保と育成</li> <li>・集落営農の活性化のための支援・指導</li> <li>・多様な担い手の育成</li> </ul>

地 域	関連施策
東部地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した農業経営の推進</li> <li>・高生産性を旨す農業生産基盤等の整備</li> <li>・ブランド農水産物の生産及び消費促進</li> </ul>
南部地域・市街化区域内農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安定した農業経営の推進</li> <li>・優良農地の保全</li> <li>・高生産性を旨す農業生産基盤等の整備</li> <li>・農林漁業体験機会の充実</li> </ul>
沿岸地域・諸島地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産資源の維持・回復による豊かな海の実現</li> <li>・漁業経営の安定化と担い手の確保・育成</li> <li>・漁港漁村の整備（漁業活動基盤の整備・保全）</li> </ul>

※ 上記の地域区分は、農林水産業における地域の特性に基づいたものであり、「姫路市総合基本計画」等の地域区分とは異なるものである。

### ウ 計画期間内に目指すチャレンジプラン

① 6次産業化＋ブランド化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6次産業化による農林水産物の高付加価値化を推進するとともに、産直等の販路開拓、新商品開発等に取り組む農林漁業者等を支援していく。</li> <li>・大型直売所「旬彩蔵書写」をモデル店舗として選定し、「6次産業化＋ブランド化」推進による直売所機能の充実や、販売促進等の取組みを支援することで、総合的に農水産物のブランド化を推進する。</li> </ul>
② 百年の森構想の実現へ向けた循環型林業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「森林の循環」「木材の循環」を形成し、市としては特に「森林の循環」において資源としての木材生産を継続しながら森林を保全、育成する搬出間伐を支援する。</li> <li>・「森林環境譲与税」を活用し、地形、林道等生産基盤、森林資源量を解析データ化し、森林整備、施業をより計画的、効率的に実施するとともに、上記データ活用による森林整備の拡充を図り、循環型林業を推進する。</li> </ul>
③ 水産物直売所拠点の充実と6次産業化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姫路市水産物の流通拠点として整備された「妻鹿漁港フィッシュモール」において、漁業者が実施する漁業体験見学船事業、季節に合わせた各種イベント開催、魚種のブランド化についてのPR、水産加工等の新規機材の導入等の支援を行うことで、水産物直売所拠点の充実と6次産業化を推進する。</li> </ul>

#### 4 農林水産業費の状況

##### (1) 令和元年度の予算額及び決算額（節別内訳）

（単位：円）

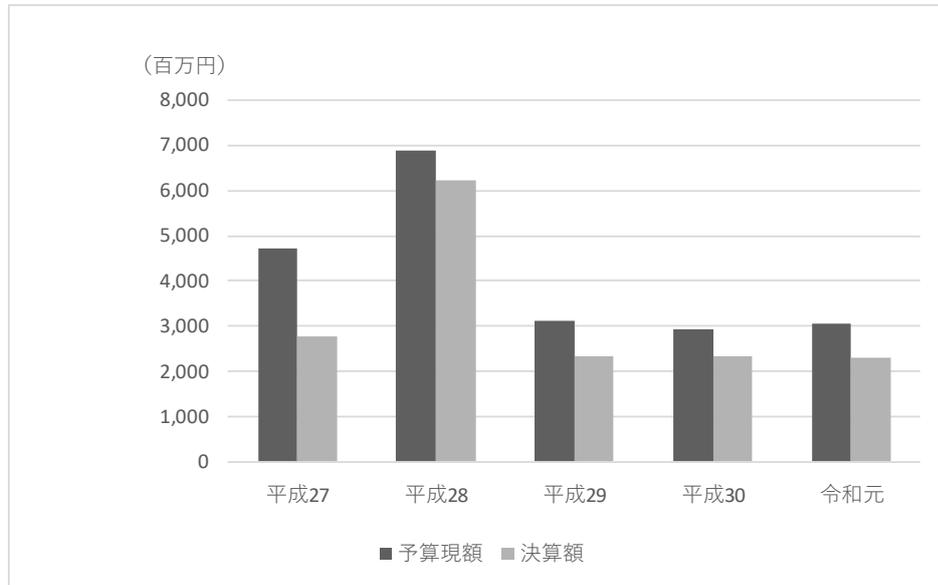
節 名	予算現額（最終）	構成比	決算額	構成比
1 報酬	30,795,000	1.01%	30,374,516	1.31%
2 給料	355,479,000	11.61%	351,164,740	15.18%
3 職員手当等	255,166,000	8.33%	241,377,759	10.44%
4 共済費	131,836,000	4.31%	123,838,480	5.35%
7 賃金	2,000,000	0.07%	1,840,630	0.08%
8 報償費	2,623,000	0.09%	1,990,596	0.09%
9 旅費	3,310,000	0.11%	2,798,050	0.12%
11 需用費	45,510,000	1.49%	38,215,913	1.65%
12 役務費	2,373,000	0.08%	2,073,421	0.09%
13 委託料	608,879,000	19.89%	348,809,091	15.08%
14 使用料及び賃借料	6,201,000	0.20%	5,434,435	0.23%
15 工事請負費	586,631,910	19.16%	325,800,483	14.09%
16 原材料費	1,624,000	0.05%	95,420	0.00%
18 備品購入費	8,562,000	0.28%	7,245,204	0.31%
19 負担金、補助及び交付金	1,010,980,000	33.02%	822,528,407	35.56%
22 補償補填及び賠償金	9,774,000	0.32%	9,153,000	0.40%
27 公課費	47,000	0.00%	43,500	0.00%
合計（農林水産業費）	3,061,790,910	100.00%	2,312,783,645	100.00%

##### (2) 令和元年度の予算額及び決算額（目的別内訳）

（単位：円）

款 項 目	予算現額（最終）	構成比	決算額	構成比
農林水産業費	3,061,790,910	100.0%	2,312,783,645	100.0%
農水産費	1,670,719,000	54.6%	1,243,005,939	53.7%
農業委員会費	127,252,000	4.2%	120,245,489	5.2%
農水産総務費	326,952,000	10.7%	321,231,594	13.9%
農産振興費	431,471,000	14.1%	344,557,986	14.9%
水産振興費	392,153,000	12.8%	370,645,055	16.0%
漁港費	392,891,000	12.8%	86,325,815	3.7%
農林整備費	1,056,742,000	34.5%	815,402,150	35.3%
農林整備総務費	194,083,000	6.3%	188,051,535	8.1%
農地費	752,302,000	24.6%	552,322,522	23.9%
林産振興費	110,357,000	3.6%	75,028,093	3.2%
治山治水事業費	138,275,910	4.5%	68,634,797	3.0%
治山治水事業費	124,899,910	4.1%	59,961,629	2.6%
保全林整備事業費	13,376,000	0.4%	8,673,168	0.4%
農業振興センター費	196,054,000	6.4%	185,740,759	8.0%
農業振興センター費	196,054,000	6.4%	185,740,759	8.0%
災害復旧費（参考）				
農林水産災害復旧費	91,400,000	—	69,641,875	—
農林水産施設災害復旧費	91,400,000	—	69,641,875	—

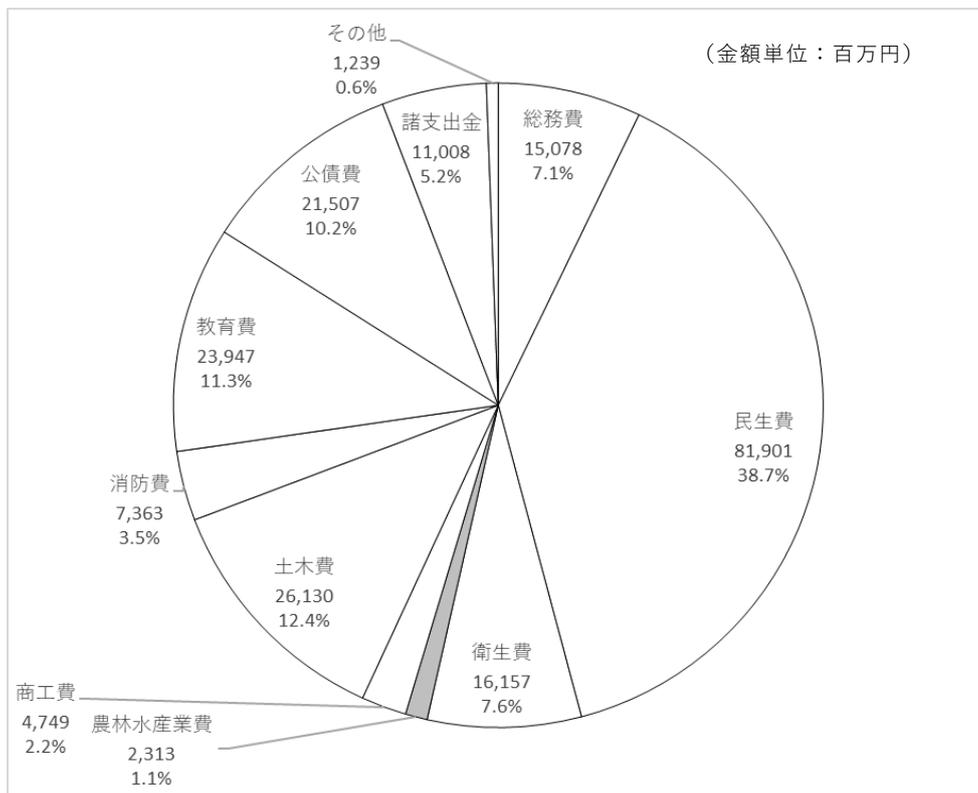
### (3) 農林水産業費の歳出予算額及び歳出決算額の推移



年度	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
予算現額 (千円)	4,719,984	6,896,975	3,117,641	2,936,710	3,061,791
決算額 (千円)	2,777,298	6,232,269	2,336,513	2,328,386	2,312,784

### (4) 一般会計歳出決算額に占める農林水産業費の割合 (令和元年度)

一般会計歳出決算額：211,392 百万円



### 第3章 監査結果及び意見（全般）

#### 第1節 はじめに

令和元年度の姫路市包括外部監査においては、特定の事件（いわゆる「監査のテーマ」）として、「農林水産行政に関する財務事務の執行等について」を選定した。

包括外部監査人は、この特定の事件について、本報告書の第1章第1節4（2）に記載したように、6つの視点を設定し、監査手続を実施した。

実施した監査手続により得られた監査結果及び意見は、第4章以降に記載している。

ここで、監査結果及び意見の件数を示しておくことにする。第4章以降では、産業界農林水産部の課及び出先機関並びに農業委員会の単位で章を設け、部署ごとに監査結果及び意見を記載している。部署ごとの監査結果及び意見の件数は次のとおりである。

部 署	監査結果の件数	意見の件数
農政総務課（第4章）	12	25
水産漁港課（第5章）	7	11
農林整備課（第6章）	4	24
北部農林事務所（第7章）	2	16
農業振興センター（第8章）	—	5
農業委員会（第9章）	2	4
計	27	85

また、個別監査結果及び意見は、次の4つの類型に分類することができる。

- ①業務委託契約及び工事契約について
- ②補助金等について
- ③公の施設の管理運営及び指定管理者制度について
- ④財産等の管理、事務の執行その他について

これらの類型ごとの監査結果及び意見の件数を示すと次のとおりとなる。

類型の区分	監査結果の件数	意見の件数
業務委託契約及び工事契約について	4	13
補助金等について	4	17
公の施設の管理運営及び指定管理者制度について	14	35
財産等の管理、事務の執行その他について	5	20
計	27	85

第2節以下では、上記の4つの類型に従って、監査結果及び意見を概観することにする。

## 第2節 業務委託契約及び工事契約について

### 1 契約の方法について

業務委託や工事のような公共調達には、その財源が税金によって賄われているものであるため、より良いもの、より安いものを調達することが使命とされる。契約締結の方法については、競争性、透明性、経済性等に最も優れた一般競争入札を原則としつつ、一定の要件を満たす場合は、指名競争入札、随意契約による方法が認められている（地方自治法第234条）。

指名競争入札が認められる要件は、次のとおりである（地方自治法施行令第167条）。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- ② その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

また、随意契約が認められる要件は、次のとおりである（地方自治法施行令第167条の2第1項）。

- ① 予定価格が地方公共団体の規則で定める額を超えない場合
  - ② 契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合
  - ③ 障害者支援施設、シルバー人材センター等又は母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける場合
  - ④ 地方公共団体の長の認定を受けた新規事業分野の開拓事業者から地方公共団体の規則で定める手続により新商品の買入れをしたり新役務の提供を受ける場合（注）
  - ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができない場合
  - ⑥ 競争入札に付することが不利と認められる場合
  - ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのある場合
  - ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合
  - ⑨ 落札者が契約を締結しない場合
- （注）姫路市では現在対応していない。

なお、姫路市においては、上記①の規則で定める額（地方自治法施行令第167条の2第1項第1号）は次のようになっている（姫路市契約規則第19条）。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

したがって、予定価格が 130 万円を超えない工事の請負及び予定価格が 50 万円を超えない業務委託については、随意契約によることができる。

姫路市においては、随意契約により契約しようとするときは、競争入札に参加する資格を有する 2 人以上の者から見積書を徴することとされている（姫路市契約規則第 21 条第 1 項本文。以下、「競争見積」という。）が、次の場合は 1 人とすることができる（姫路市契約規則第 21 条第 1 項ただし書）。この場合の契約の方法がいわゆる「一者随意契約」である。

- (1) 姫路市物品取扱規則（昭和 63 年姫路市規則第 10 号）第 10 条に規定する専行調達をしようとするとき。
- (2) 業務委託等のうち予定価格 10 万円未満のものについて契約しようとするとき。
- (3) 契約の性質等により 2 人以上の者から見積書を徴することが不相当であると認められるとき。
- (4) 予定価格 20 万円未満の工事の請負及び市長が別に定める工事等の請負を発注しようとするとき。
- (5) 政令（注：地方自治法施行令）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約のうち予定価格が 50 万円を超えないものについて契約しようとするとき。

なお、上記 (4)（姫路市契約規則第 21 条第 1 項第 4 号）の市長が別に定める工事等とは、次のとおりである（姫路市契約事務取扱要綱第 13 条の 2）。

- (1) 予定価格 130 万円以下の工事又は予定価格 50 万円以下の工事に関する設計、測量若しくは調査業務委託（以下「軽易な工事等」という。）のうち設計書を作成したものであって、2 人以上の者から見積書を徴することが困難なもの
- (2) 軽易な工事等のうち緊急に発注する必要があるもの

姫路市においては、前述した契約の方法を随意契約とすることができる要件との関連で、工事の場合は予定価格が 130 万円を超える場合、業務委託の場合には予定価格が 50 万円を超える場合に指名競争入札に付することとなる。

また、予定価格がおおむね 1 千万円以上の工事及びおおむね 1 千万円以上の建設工事に関連する委託業務は、制限付一般競争入札に付することとされている（姫路市制限付一般競争入札実施要綱第 3 条）。

なお、姫路市においては、地域活性化の観点から、地元の企業が受注し、地域経済に貢献することが必要とされている。この点も踏まえ調達がなされる必要があるため、指名競争入札や競争見積による随意契約の業者選定に当たっては、市内業者、準市内業者、市外業者の 3 つに区分されている登録業者のうち、可能な限り市内業者を優先することも求めている。

## 2 監査結果及び意見について

業務委託契約及び工事契約に関する監査手続では、上記 1 で述べた事項との関連で、契約が地方自治法、地方自治法施行令、姫路市契約規則等の規定に従って

行われているかに重点を置いた。また、契約の方法を随意契約としているものについては、随意契約とする理由が妥当なものであるか、契約金額が妥当なものであるかについて検証を行った。このうち、いわゆる一者随意契約の方法によっているものには特に注意を払った。

業務委託契約及び工事契約に関しては、契約の業務プロセス等、契約の変更、予定価格等、一者随意契約といった観点から、是正・改善を求める事項や改善について検討を求める事項について、監査結果及び意見を記載している。

業務委託に関しては、従来からの慣例で行ってきたことの弊害が散見される。特に昭和の終わりや平成の初期から継続して同一の相手方と契約している藤ノ木山・牧野自然公園の管理業務の委託については、契約の方法を一者随意契約とする明確な理由がないといえる状況のため、業務委託契約をゼロベースで見直すことが求められる。

また、契約の方法を随意契約とする場合は、競争入札と比較して契約金額が高止まりする傾向が強くなることから、見積金額の妥当性の検証を充実させることが求められる。特に一者随意契約の場合は競争見積の場合に比べてより一層意を用いることが望まれる。

さらに、業務委託においては、委託した業務が適正に遂行されているか、また当該業務がその後の事務事業に有効に生かされているかについても意を用いることが望まれる。

工事に関しては、契約変更が行われているケースが多いことが明らかになった。特に、契約変更により設計金額（税込）が1千万円以上となってしまったケースは、工事の発注段階において一般競争入札を避ける意図があるのではないかとの誤解を生むおそれがある。契約変更の理由には妥当性がないとはいえず、契約変更は致し方ない面もあるといえるが、契約変更が常態化しているような事態は、好ましいことではない。契約変更の件数を減らすように努めることが望まれる。

以下において、業務委託契約及び工事契約に関する監査結果及び意見について、①契約の業務プロセス等に関するもの、②契約の変更に関するもの、③予定価格等に関するもの及び④一者随意契約に関するもの、の4つに細分類して示すことにする。

#### (1) 契約の業務プロセス等に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 5-1	くるまえば等種苗中間育成事業の業務日誌の記載事項について	5	1	—
結果 5-2	漁業体感学習事業業務委託契約に係る消費税等の表記について	5	1	—
意見 5-2	アサリ稚貝養殖実験業務委託契約の見積書について	5	1	—
意見 6-17 意見 6-18	農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所へ依頼した事例について	6	2	—
意見 6-20	自然公園管理業務委託の見積書について	6	2	—
意見 7-1	地籍調査における認証請求の遅延について	7	1	—

## (2) 契約の変更に関するもの

整理番号	意見	章	節	項
意見 6-2	工事契約の変更について（農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）	6	1	－
意見 6-19	工事契約の変更について（林業の振興及び森林の保全整備）	6	2	－

## (3) 予定価格等に関するもの

整理番号	意見	章	節	項
意見 6-3	契約変更により設計金額が1千万円以上となった工事について	6	1	－
意見 7-2	森林病虫害被害木景観伐倒処理業務委託に係る予定価格について	7	1	－

## (4) 一者随意契約に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 6-2	藤ノ木山自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2	－
結果 6-3	牧野自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2	－
意見 6-6 意見 6-7	藤ノ木山自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2	－
意見 6-8 意見 6-9	牧野自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について	6	2	－

## 第3節 補助金等について

### 1 補助金等の意義と問題点

#### (1) 補助金等の意義

補助金とは、一般的には特定の事業、研究等を育成、助長するために地方公共団体が公益上必要があると認めた場合に反対給付（対価）を求めずに支出するものであるとされている（注1）。

地方自治法第232条の2において、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定され、特定の事務事業に公益性があることが絶対的な条件である。

したがって、補助金を交付するに当たっては、公益性の有無が重要な要件となり、「公益上必要があるか否か」は、当該地方公共団体の長及び議会が個々の事例に即して認定することになる。しかし、これは全くの自由裁量行為ではなく、客観的に公益上必要であると認められなければならないとされている。

姫路市のような普通地方公共団体が補助を行うに当たっては、慎重にその必要性や効果等を検討しなければならない。しかし、補助金等の効果の測定は必ずしも容易ではないことが多く、それゆえに効果の測定に意を用いず、慣例的に補助金等の交付が継続している場合が多い現状が指摘されている。

今回の包括外部監査では、補助金のほか、交付金、利子補給金、負担金、助成金及びその他相当の反対給付を受けない給付金で補助金と同等の性格を有するものについても、補助金と合わせて「補助金等」（注2）とし、監査を実施した。

これらのうち、交付金とは、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出する一方的な交付であるとされている（注3）。また、負担金とは、特定の事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して、その事業に要する経費の全部又は一部の一定の金額を支出するものをいうとされている（注4）。

（注1）月間「地方財務」編集局編「八訂・地方公共団体歳入歳出科目解説」ぎょうせい（平成28年）340頁

（注2）姫路市補助金等交付規則第2条では、「市が交付する補助金・交付金・利子補給金及び事業共催の場合の負担金並びにその他相当の反対給付を受けない給付金」を「補助金等」として定義している。

（注3）上掲書（注1）346頁

（注4）上掲書（注1）338頁

## （2）補助金等の問題点

補助金等の交付における問題点として、次の点が挙げられる。

- ① 一度支出すると既得権益化し、削減しづらくなり濫費に陥りやすいこと
- ② 公益上の必要性が抽象的、相対的なため、補助の要否に関する客観的な基準の確立が困難なこと
- ③ 補助金が補助事業者の自立や事業意欲を減退させ、行政に依存する体質になりやすいこと

## 2 監査結果及び意見について

姫路市が農林水産行政に関して支出している補助金等は、国や兵庫県の補助金や交付金等が特定財源となっているもの（間接補助）が多く、市の単独補助金（直接補助）は少ない。

補助金等に関しては、交付要綱・要領の整備、交付事務、姫路市が構成員となっている任意団体等への補助金等といった観点から、是正・改善を求める事項や改善について検討を求める事項について、監査結果及び意見を記載している。

監査結果としては、交付要綱等の規定内容が不十分なことや、交付手続上の不備等についての事項を取り上げている。

意見の中には、姫路市が主要な構成メンバーとなっている任意団体（イベントの実行委員会や協議会）に、姫路市が補助金や負担金を支出していることに関するものが多い。これらについては、市が市に対して補助金等を支出しているという状況が発生しているため、支出に関する手続きの透明性が特に要求される。また、イベントの実行委員会については、姫路市を含めた構成メンバーの負担が応分のものとなるように、姫路市が再検討・働きかけを行うことが望まれる。

以下において、補助金等に関する監査結果及び意見について、①交付要綱・要領の整備に関するもの、②交付事務に関するもの、③姫路市が構成員となっている任意団体等への補助金等に関するもの、の3つに細分類して示すことにする。

### (1) 交付要綱・要領の整備に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 4-1	地域農業生産総合振興対策事業における補助金に係る処分制限期間の管理について	4	1	—
結果 4-2	地域農業生産総合振興対策事業における補助金の補助対象経費の範囲について	4	1	—
結果 4-3	集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱における姫路市長の氏名の誤りについて	4	1	—
意見 4-1	地域農業生産総合振興対策事業における補助金の補助対象経費の範囲について	4	1	—
意見 6-4 意見 6-5	市単独土地改良助成事業に係る補助金交付について	6	1	—
意見 6-12	姫路市森林補助金交付要綱の一部改正について	6	2	—
意見 6-13	条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書について	6	2	—
意見 6-21	鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱の改正について	6	3	—

### (2) 交付事務に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 7-1	条件不利地間伐推進事業補助金に係る条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書について	7	1	2
意見 4-2	集落営農法人機械更新支援事業補助金の対象となる機械の買換えについて	4	1	—
意見 5-1	姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金に係る消費税等の取扱いについて	5	1	—
意見 6-22 意見 6-23	狩猟体験会開催支援補助金の事務処理について	6	3	—

### (3) 姫路市が構成員となっている任意団体等への補助金等に関するもの

整理番号	意見	章	節	項
意見 4-4	姫路市農林漁業まつり実行委員会に対する負担金について	4	1	—
意見 5-3	網干かき祭り実行委員会負担金の歳出科目について	5	1	—
意見 5-4	網干かき祭り実行委員会に対する負担額について	5	1	—
意見 5-5	網干かき祭り実行委員会の繰越金の取扱いについて	5	1	—
意見 6-14	姫路市森林・林業体験フェア実行委員会負担金について	6	2	—
意見 6-15 意見 6-16	姫路市職員による姫路市森林・林業体験フェア実行委員会事務局の事務の執行等について	6	2	—
意見 6-24	姫路市職員による姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務の執行について	6	3	—

## 第4節 公の施設の管理運営及び指定管理者制度について

### 1 公の施設及び指定管理者制度について

#### (1) 公の施設について

公の施設とは、地方公共団体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう（地方自治法第244条第1項）。地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされている（地方自治法第244条の2第1項）。

姫路市における公の施設の要件、すなわち、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するため」の施設である要件は次のとおりである。

要 件		補 足
設置主体	姫路市が設けるものであること（財産区を含む）	姫路市以外の公共団体（国・兵庫県等）が設置するものは姫路市の公の施設ではない。
目的	住民の福祉を増進すること	財政上の必要で設けられる施設等（競馬場等）は公の施設ではない。
	住民の利用に供すること	本来的機能が住民の利用を予定しないもの（庁舎、試験研究施設等）は公の施設ではない。
利用主体	姫路市の住民であること	姫路市に住所を有するものを主たる利用対象者とししないもの（観光案内所等）は公の施設ではない。
外形	施設であること	公の施設とは物的施設を中心とする概念で、人的施設（巡回講師等）は公の施設ではない。

#### (2) 指定管理者制度について

公の施設の管理については、地方公共団体の直営によるほか、指定管理者制度によることが認められている（地方自治法第244条の2第3項）。

指定管理者制度は、普通地方公共団体が指定するものに公の施設の管理を行わせる制度であり、普通地方公共団体から指定を受けたものを指定管理者という。指定管理者制度は、施設の管理運営に係る民間事業者の優れた経営ノウハウや技術等を活用することによって、管理経費の縮減、利用者へのサービス向上等を図ることができる制度である。

指定管理者制度の特徴は、次のとおりである。このうち、受託主体が民間事業者でも可能であること及び施設の使用許可を指定管理者が行うことができることが大きな特徴である。

項 目	特 徴
受託主体	法人その他の団体（法人格は必ずしも要さない）。民間事業者も可能。
法的性格	「指定」（行政処分的一种）により公の施設の管理権限を指定を受けたものに委任する。管理の代行。
公の施設の管理権限	指定管理者が有する。ただし、「管理の基準」及び「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
施設の使用許可	条例の定めるところにより、指定管理者が行うことができる。

項 目	特 徴
基本的な利用条件の設定	「管理の基準」として条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
行政財産の目的外使用の許可	指定管理者はできない。
不服申立てに対する決定	指定管理者はできない。
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体が設置者として責任を負う。管理運営上利用者に損害を与えた場合、地方公共団体に責任が生じる。
利用料金制度	採ることができる。
議会の議決	指定管理者の指定には議会の議決が必要である。

### (3) 姫路市における指定管理者制度の導入について

姫路市における指定管理者制度については、「姫路市指定管理者制度導入基本方針」が定められるとともに、「姫路市指定管理者制度導入マニュアル」が1から6まで定められており、指定管理者制度を導入する際はこれらに基づくことになる。

#### ア 姫路市指定管理者制度導入基本方針

平成16年12月に制定されたもので、主な監査対象年度である令和元年度については、平成31年2月に改正された内容が適用されている。内容は次のとおりである。

1 指定管理者制度について
2 公の施設における管理形態
3 指定管理者制度の運用方針
4 指定管理者に対するモニタリング

#### イ 姫路市指定管理者制度導入マニュアル

次の6つからなり、随時改定が行われている。

1 導入設計編
2 募集編（公募の場合）
3 募集編（非公募の場合）
4 選定編（公募の場合）
5 協定編
6 業務監督編

## 2 監査結果及び意見について

監査の対象とした公の施設は次のとおりであり、いずれも指定管理者制度が導入されている。

公の施設の名称	指定管理者	所管課・出先機関
石倉峯相の里	NPO法人石倉企画	農政総務課
夢さき夢のさと	(有)夢前夢工房	農政総務課
はやしだ交流センター	林田地域振興組合	農政総務課

公の施設の名称	指定管理者	所管課・出先機関
林田チャレンジ農園	林田地域振興組合	農政総務課
仁色ふるさと農園	仁色地域営農生産組合	農政総務課
南恒屋ふれあい農園	南恒屋ふれあい農園管理組合	農政総務課
遊漁センター	(株) ハウスビルシステム	水産漁港課
農村公園荒木の郷	荒木の郷管理組合	北部農林事務所
農村公園竹取の郷	竹取の郷管理組合	北部農林事務所

公の施設の管理・運営及び指定管理者制度に関しては、使用許可・目的外使用許可、施設や事業の形態、施設の利用状況、施設の使用料、指定管理者の公募、業務報告等、施設の財産や備品等の管理及び指定管理者の事務処理といった観点から、是正・改善を求める事項や改善について検討を求める事項について、監査結果及び意見を記載している。

まず、指定管理者の実施する業務が条例・規則、業務仕様書といった「ルール」に照らして適切でないことに起因するものが散見される。

また、施設の実態に起因するものも散見される。例えば指定管理者が行う施設の使用許可に関するもの、指定管理者が行う自主事業について指定管理者が市から受ける目的外使用許可に関するもの、指定管理者制度の継続の再検討を求めているもの等である。

これらについては、公の施設を所管する課や出先機関による施設の実態の把握や、指定管理者に対するモニタリングが不足しているのではないかとの疑念を抱かれる可能性がある。したがって、今後においては、施設の実態の把握や指定管理者に対するモニタリングをこれまでも増して十分に行うことが望まれる。

以下において、公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する監査結果及び意見について、①使用許可・目的外使用許可、②施設や事業の形態、③施設の利用状況、④施設の使用料、⑤指定管理者の公募、⑥業務報告等、⑦施設の財産や備品等の管理及び⑧指定管理者の事務処理、の8つに細分類して示すことにする。

### (1) 使用許可・目的外使用許可に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 4-4	農家レストラン「夢工房」(自主事業)の目的外使用許可申請について(夢さき夢のさと)	4	2	2
結果 4-6	使用許可申請手続について(夢さき夢のさと)	4	2	2
結果 4-8	農産物直売所における使用許可について(はやしだ交流センター)	4	2	3
意見 4-6	管理棟研修室の事務所使用について(石倉峯相の里)	4	2	1
意見 4-12	キャンプ場内にある調理場・トイレについて(夢さき夢のさと)	4	2	2

### (2) 施設や事業の形態に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 4-7	談話室におけるカイロサービス事業について(はやしだ交流センター)	4	2	3
意見 4-7	公の施設と民間施設の混在について(石倉峯相の里)	4	2	1

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
意見 4-8	「そば打ち体験」の自主事業について（夢さき夢のさと）	4	2	2
意見 4-11	農産物処理加工室の利用状況について（夢さき夢のさと）	4	2	2
意見 4-18	チャレンジ農園区画（栽培講習付き農園：露地区画及びハウス区画）について（林田チャレンジ農園）	4	2	4
意見 4-22	指定管理者制度導入のメリットについて（仁色ふるさと農園）	4	2	5
意見 7-8	指定管理者制度導入のメリットについて（竹取の郷）	7	2	1
意見 7-12	指定管理者制度導入のメリットについて（荒木の郷）	7	2	2

### （３）施設の利用状況に関するもの

整理番号	意見	章	節	項
意見 4-9	研修室の利用状況について（夢さき夢のさと）	4	2	2
意見 4-10	農産物処理加工室の利用状況について（夢さき夢のさと）	4	2	2
意見 4-15	調理実習室の利用状況について（はやしだ交流センター）	4	2	3
意見 5-11	遊漁センターの利用促進について（遊漁センター）	5	2	—

### （４）施設の使用料に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 4-5	農家レストラン「夢工房」（自主事業）の目的外使用許可申請について（夢さき夢のさと）	4	2	2
結果 4-9	農産物直売所における使用許可について（はやしだ交流センター）	4	2	3
意見 4-17	林田チャレンジ農園の使用料の規定について	4	2	4
意見 4-25	プランター農園の使用料の決定方法について（南恒屋ふれあい農園）	4	2	6

### （５）指定管理者の公募に関するもの

整理番号	意見	章	節	項
意見 5-8	指定管理者の公募について（遊漁センター）	5	2	—

### （６）業務報告等に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 4-10	清掃作業報告書の提出について（南恒屋ふれあい農園）	4	2	6
結果 4-11	自動販売機設置の自主事業に係る自主事業実施報告書及び自主事業収支状況報告書の提出について（南恒屋ふれあい農園）	4	2	6
結果 4-12	コスモスまつり模擬店出店のイベント事業計画書及びイベント事業報告書の提出遅れについて（南恒屋ふれあい農園）	4	2	6
意見 4-5	月例報告の報告様式について（石倉峯相の里）	4	2	1
意見 4-14	月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（夢さき夢のさと）	4	2	2
意見 4-16	物販事業に係る自主事業収支状況報告書について（はやしだ交流センター）	4	2	3
意見 4-19	清掃作業報告書について（仁色ふるさと農園）	4	2	5

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
意見 4-20	月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（仁色ふるさと農園）	4	2	5
意見 4-21	決算書類の提出について（仁色ふるさと農園）	4	2	5
意見 4-23	月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について（南恒屋ふれあい農園）	4	2	6
意見 4-24	指定管理料収支状況報告書及び決算書類の提出について（南恒屋ふれあい農園）	4	2	6
意見 7-9	財務状況の把握について（竹取の郷）	7	2	1
意見 7-13	財務状況の把握について（荒木の郷）	7	2	2

### （7）施設の財産や備品等の管理に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 5-3 結果 5-4 結果 5-5 結果 5-6	遊漁センターの備品の管理について	5	2	—
意見 4-13	キャンプ場の大型テントについて（夢さき夢のさと）	4	2	2
意見 5-6	遊漁センターの安全対策備品の保管について	5	2	—
意見 5-7	現金管理について（遊漁センター）	5	2	—
意見 5-9	施設の修繕について（遊漁センター）	5	2	—
意見 5-10	施設の修繕費の管理について（遊漁センター）	5	2	—
意見 7-7	公有財産の台帳管理について（竹取の郷）	7	2	1
意見 7-11	公有財産の台帳管理について（荒木の郷）	7	2	2

### （8）指定管理者の事務処理に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 5-7	領収書の管理について（遊漁センター）	5	2	—
意見 7-6	「『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」について	7	2	1
意見 7-10	「『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」について	7	2	2

## 第5節 財産等の管理、事務の執行その他について

### 1 本節で取り上げた事項について

この区分では、監査対象とした部署における財産の管理、備品の管理、情報システムの運用のほか、出先機関における事務の執行や行政委員会である農業委員会における事務の執行に特有の論点についても取り上げ、是正・改善を求める事項や改善について検討を求める事項について、監査結果及び意見を記載している。

### 2 監査結果及び意見について

財産及び備品の管理に関しては、税金で取得した財産や備品について、適正な

管理や有効な利用が求められるという観点から、さまざまな事項を取り上げることになった。

また、情報システムの運用に関しては、平成31年1月から本格的に稼働している新しい文書管理システムの運用上の不備がいくつか見られる。このような単純ミスの防止に対しては、要綱等の制定や改正についての決裁後、長期間施行日が入力されていないようなイレギュラーな案件について、定期的なアウトプット帳票による通知やシステムから警告メールを送信する等の方法により、所管課にチェックを促すしくみを構築することが望まれる。

出先機関に関連する事務の執行に関しては、出先機関と本庁の間の事務の分担等について、改善の検討を求めている。

農業委員会の事務の執行に関しては、地方自治法上、農業委員会が市長とは別箇の執行機関である行政委員会であることから、市長と農業委員会の協議が必要とされる事項があるが、協議の事実が書面では確認できないという問題、及びこれに起因して生じている問題について、是正・改善を求めている。

以下において、監査結果及び意見について、①財産の管理、②備品の管理、③情報システムの運用、④出先機関における事務の執行及び⑤農業委員会における事務の執行、の5つに細分類して示すことにする。

#### ア 財産の管理に関するもの

整理番号	意見	章	節	項
意見 4-3	姫路市地域農業再生協議会職員の市庁舎の使用について	4	1	—
意見 6-11	市有林について	6	2	—
意見 8-3	自動販売機設置に伴う施設使用料について（農業振興センター）	8	—	—
意見 8-4	太陽光発電システムについて（農業振興センター）	8	—	—

#### イ 備品の管理に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 7-2	備品の貸付けについて（北部農林事務所）	7	1	3
意見 7-3	備品の貸付けについて（北部農林事務所）	7	1	3
意見 8-1	備品の管理について（農業振興センター）	8	—	—
意見 8-2	薬品庫管理簿について（農業振興センター）	8	—	—
意見 8-5	物品の貸与について（農業振興センター）	8	—	—

#### ウ 情報システムの運用に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 6-1	文書管理システムにおける決裁後の処理について（農地等保安全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）	6	1	—
結果 6-4	文書管理システムにおける決裁後の処理について（林業の振興及び森林の保全整備）	6	2	—

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
意見 6-1	文書管理システムにおける決裁後の処理について（農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備）	6	1	—
意見 6-10	文書管理システムにおける決裁後の処理について（林業の振興及び森林の保全整備）	6	2	—
意見 7-14	姫路市のホームページにおける北部農山村地域活性化構想の公開について	7	3	3

## エ 出先機関における事務の執行に関するもの

整理番号	意見	章	節	項
意見 7-4 意見 7-5	鳥獣被害防止に関する事務処理について	7	1	3
意見 7-15 意見 7-16	北部農林事務所の歳出予算等について	7	4	4

## オ 農業委員会における事務の執行に関するもの

整理番号	監査結果及び意見	章	節	項
結果 9-1	市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について	9	—	—
結果 9-2	農業委員会の定員不足について	9	—	—
意見 9-1	市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について	9	—	—
意見 9-2	農業委員会の総会の傍聴について	9	—	—
意見 9-3	農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約の通知書について	9	—	—
意見 9-4	農地台帳に登載されていない農地について	9	—	—

<参考> 個別監査結果及び意見の一覧

<p>※「区分」について</p> <p>「契」：業務委託契約及び工事契約に関する個別監査結果及び意見</p> <p>「補」：補助金等に関する個別監査結果及び意見</p> <p>「施」：公の施設の管理運営に及び指定管理者制度に関する個別監査結果及び意見</p> <p>「財」：財産等の管理、事務の執行その他に関する個別監査結果及び意見</p>
--

1 監査結果の一覧

整理番号	内 容	区分
	農政総務課（第4章）	
結果 4-1	園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金について、交付要綱に処分制限期間に関する条項を定めるとともに、同要綱において補助対象者に財産管理台帳の作成を義務づけ、処分制限期間を管理できるようにする必要がある。また、集落営農法人機械更新支援事業補助金について、交付要綱に処分制限期間に関する条項を定める必要がある。	補
結果 4-2	園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金及び集落営農法人機械更新支援事業補助金の補助対象経費について、補助対象者が機械や設備等を取得する際に支払う付随費用をどこまで含めるのかについても交付要綱で明確に定めることが必要である。	補
結果 4-3	集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱の制定者である姫路市長の名前が誤っているため、市長の氏名について修正するための手続きを直ちに行うべきである。また、今後は、補助金交付要綱のような重要な文書における事項に誤りが発生しないよう、決裁書およびその添付書類（当然に要綱案も含まれる）の内容の確認を、今まで以上に徹底して行う必要がある。	補
結果 4-4 結果 4-5	夢さき夢のさとは、屋外の中庭においても自主事業が行われている状況であるので、指定管理者は、中庭についても目的外使用許可を受ける必要がある（4-4）。この場合、市は中庭部分も目的外使用料の算定対象に含める必要がある（4-5）。	施
結果 4-6	夢さき夢のさとの指定管理者がホームページにおいて示しているコテージ等の使用申込の手続きは、姫路市夢さき夢のさと条例施行規則で定められた使用許可申請手続とは期間や方法が違っている。市は、指定管理者に同規則に従った使用許可申請手続を行うよう指導する必要がある。あるいは、指定管理者の使用許可申請方法を認めるならば、同規則を改正する必要がある。	施
結果 4-7	はやしだ交流センターの指定管理者は、自主事業として、温浴施設の建物に併設された談話室において、カイロサービス事業を行っている。談話室は、専門施術師によるカイロサービス事業以外の利用実績がなくカイロサービス事業専用の部屋になってしまっており、施設の平等な利用の確保が図られているとは言えず、改善が必要である。	施
結果 4-8 結果 4-9	はやしだ交流センターの指定管理者は、農産物直売所における受託販売及び仕入販売で、目的使用に当たるものは、使用許可手続（使用許可申請の受付及び使用許可	施

整理番号	内 容	区分
	など)を行い、目的外使用に当たるものは、市に対し、目的外使用許可申請を行う必要がある(4-8)。農産物直売所について目的外使用を許可する場合、目的外使用料の算定対象にその許可部分を含める必要がある(4-9)。	
結果 4-10	南恒屋ふれあい農園の指定管理者は、清掃作業に関する報告を行っていない。業務仕様書に従っておらず、市は改善指導する必要がある。	施
結果 4-11	南恒屋ふれあい農園における自動販売機設置に係る自主事業について、自主事業実施報告書及び自主事業収支状況報告書が提出されておらず、業務仕様書に従っていないため、市は改善指導する必要がある。	施
結果 4-12	南恒屋ふれあい農園における令和元年度のコスモスマつり模擬店出店の自主事業については、イベント事業計画書及びイベント事業報告書が業務仕様書に定められた提出期限までに提出されておらず、市は改善指導する必要がある。	施
	水産漁港課(第5章)	
結果 5-1	くるまえび等種苗中間育成事業の業務委託仕様書には、業務日誌の作成に関する条項が定められている。しかし、業務日誌には、欠落している項目があり、業務委託仕様書に合致する形式による業務日誌の作成を委託先に求めるべきである。なお、記載を要求している項目が実情と合致しないのであれば、業務日誌の形式を実施可能なものに改める必要がある。	契
結果 5-2	漁業体感学習事業業務委託の契約事務の過程で作成あるいは入手される執行伺書、見積書、見積内訳書及び業務委託仕様書において、消費税等の表記の方法が区々となっている。契約事務の過程で作成あるいは入手される各種の書類においては、消費税等の表記の方法を統一しておく必要がある。	契
結果 5-3	遊漁センター施設の事務所にあるキャビネットには備品シールらしき貼付跡は認められるが、市の所有とは確定できなかった。備品調査は網羅的に実施する必要がある。	施
結果 5-4 結果 5-5 結果 5-6	遊漁センターの「備品及び消耗品一覧表」に記載されている「アルミ製のはしご」及び「ハンドマイク」は所在が確認できなかった(5-4・5-5)。また、「備品及び消耗品一覧表」に記載されている「木製ベンチ8台」は、釣台で6台しか現物を確認できなかった(5-6)。所管課は、指定管理者に貸与しているすべての備品について、備品シールを貼付する必要がある。また、市の備品を適切に管理するよう指定管理者を指導するとともに、市所有の備品が適切に管理保管されているか定期的に確認する仕組みを構築する必要がある。	施
結果 5-7	遊漁センターにおいて、領収書を書き損じたケースが1件みられたが、書き損じた領収書本証が廃棄されていた。領収書を書き損じた場合は、書損となった領収書にボールペンで×印を記入して再使用できないようにし、領収書綴りに貼付するよう指導する必要がある。	施
	農林整備課(第6章)	
結果 6-1	農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備に関して、文書管理システムの利用に際し、農林整備課は適切な決裁後処理(施行、公印使用承認	財

整理番号	内 容	区分
	等) を行うべきである。	
結果 6-2	藤ノ木山自然公園の管理業務について、委託契約の方法を一者随意契約とするには、その理由を明確にするべきであり、明確な理由なく一者随意契約によっていることは法規性の観点から問題がある。	契
結果 6-3	牧野自然公園の管理業務について、契約の方法を一者随意契約とするには、その理由を明確にするべきであり、明確な理由なく一者随意契約によっていることは法規性の観点から問題がある。	契
結果 6-4	林業の振興及び森林の保全整備に関して、文書管理システムの利用に際し、農林整備課は適切な決裁後処理（施行、公印使用承認等）を行うべきである。	財
	北部農林事務所（第7章）	
結果 7-1	「条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書」が提出されていない例が見られたので、必ず提出させるべきである。また日付欄が空欄のものが見受けられたが、提出の際、日付を記載するよう、提出者に指導するべきである。	補
結果 7-2	本来は有償で貸付けることになる市の備品を無償で貸付ける場合には、その旨について書面により適切な権限者の決裁を得るべきである。	財
	農業振興センター（第8章）	
	監査結果なし	
	農業委員会（第9章）	
結果 9-1	農業委員会は行政委員会であるため、本来は市長が有する予算の執行等についての権限を有していないが、農業委員会事務局長の専決事項の中には、明らかに予算の執行を伴うものがある。したがって、市長は、農業委員会の予算の執行について、農業委員会と協議して農業委員会等に委任し又は補助執行させていることになるが、協議の事実を文書などによって確認することができなかつた。市長がその権限に属する事務について、農業委員会等に委任し又は補助執行させる場合、姫路市（市長及び農業委員会）は協議内容について、協議書などを作成して文書化するべきである。	財
結果 9-2	農業委員について、令和元年8月から令和2年8月まで、1人の欠員が生じていたが、農業委員会内部での協議により、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認められないと判断して、欠員の補充がなされなかつた。この判断は本来市長がすべきものであるが、当該判断について農業委員会等に委任されているかどうかは文書により確認できず不明である。市長がどのような事務を農業委員会等に委任しているのかを協議書等の市長と農業委員会との協議内容を示す文書により明確にしたうえで、適切な権限者が農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるかどうかについての判断を行うべきである。	財

## 2 個別意見の一覧

整理番号	内 容	区分
	農政総務課（第4章）	
意見 4-1	法人化促進総合対策事業補助金は、県の施策で実施する補助金制度として県の実綱が作成されているため、姫路市として独自の交付要綱を制定していないが、県と密に連携を取り、県の運用について担当者が適切に把握することが望まれる。	補
意見 4-2	集落営農法人機械更新支援事業補助金について、継続して使用することができなくなったため廃棄する予定の農業機械の廃棄の事実の確認を、交付対象者から書面を入手することによって行うことを検討することが必要である。	補
意見 4-3	市の庁舎の一部を姫路市地域農業再生協議会のような市以外の団体の職員の事務スペースとして使用させるといった、行政財産の目的外使用に該当するような状況が生じた場合には、速やかに使用許可を与えるために必要な手続きを行うことが望ましい。	財
意見 4-4	姫路市は姫路市農林漁業まつり実行委員会との間で協定書を作成して、負担金額等について規定し、支出の根拠を明確にしておくことが望ましい。なお、協定書には、負担金額のほか、対象事業の内容、事業の期間、負担金の精算等についても規定しておくことが望ましい。	補
意見 4-5	石倉峯相の里における指定管理業務以外の業務の報告は月例報告の対象ではないので、指定管理業務報告書のフォーマットから項目を削除するか、あるいは、参考情報欄を設けてそこに項目欄を移すなど指定管理業務でないことを明示した記載方法に変更するのが望ましい。	施
意見 4-6	石倉峯相の里において、指定管理者が管理棟研修室の一部を事務所として使用し、公の施設の管理業務以外の業務を行っている可能性がある。実態調査を行い、目的外使用（地方自治法第238条の4第7項）に当たるかどうか検討する必要がある。	施
意見 4-7	石倉峯相の里は、公の施設及び民間施設の両施設をもって構成されており、「公」と「民」の混在施設を同じ管理者が管理するという複雑な管理形態となっている。これに伴って多くの難題があり、簡単には対処できないので、例えば全体を公の施設にするか、あるいは、逆に全体を民間施設にするなど複雑な管理形態を解消する方法を検討するのが望ましい。	施
意見 4-8	夢さき夢のさと内のそば道場における自主事業であるそば打ち体験は、使用者がそば打ち体験を主催する指定管理者自身という状況に近く、目的外使用とも言えるため、利用実態を踏まえ、使用許可の考え方や方法を再整理・再検討する必要がある。	施
意見 4-9	夢さき夢のさとの「夢やかた」2階に設置されている研修室は、利用実績が非常に乏しいこと及び広報が不十分であることから、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。	施
意見 4-10 意見 4-11	夢さき夢のさとの「夢やかた」1階に設置されている農産物処理加工室は、令和元年度の利用実績が全くなかったこと、ホームページでは、調理室と表記されており名称が違っていること等から、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる（4-10）。利用促進策を進めても利用が見込めない状況であるならば、施設の在り	施

整理番号	内 容	区分
	方を検討するべきである（4-11）。	
意見 4-12	夢さき夢のさとの指定管理者は、キャンプ場を自主事業として運営しているが、調理場・トイレについては、目的外使用許可申請の対象とはなっていない。調理場部分については、キャンプ場利用者の利用を想定した施設として扱い、指定管理者とも協議して、目的外使用許可申請の対象とする方向（併せて、目的外使用料の算定対象に加える方向）で検討することが望まれる。	施
意見 4-13	夢さき夢のさとのキャンプ場エリア内に設置されている大型テントは公有財産（地方自治法第 238 条）に該当する建築物と言えるが、公有財産台帳には記録されていなかった。公有財産台帳に記録し直すことが望ましい。	施
意見 4-14	夢さき夢のさとの月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1 か月分又は 1 年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。	施
意見 4-15	はやしだ交流センターには調理実習室が設けられているが、利用が低調であり、ホームページにおいては、調理実習室に関する案内や説明がなかった。利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。	施
意見 4-16	はやしだ交流センターの物販事業に係る損益計算書に、指定管理業務から生じる収支が含まれていた。利用料金制を採用しているので、指定管理業務に係る収支も自主事業に係る収支も全て指定管理者の収支となるが、業務仕様書によれば、自主事業に係る経費については、指定管理料とは別に経理し、自主事業実施報告書において併せて報告することとされており、改善の検討が必要である。	施
意見 4-17	姫路市市民農園条例施行規則別表で定められている林田チャレンジ農園の栽培講習付き農園（露地区区画及びハウス区画）の年間使用料は 2 区画のセット料金と考えられる。「1 区画あたり」という部分について姫路市市民農園条例施行規則別表の規定の文言を姫路市市民農園条例と整合するように再検討する必要がある。	施
意見 4-18	林田チャレンジ農園のチャレンジ農園區画は、本格的な農業体験を可能にし、利用者の中から、今後農業を始める人が出てくることまで期待して市民農園としては異例の大きな規模の面積を貸出している。家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るという姫路市市民農園条例における設置目的からは少し外れる可能性があるため、農業を始めようとする人を支援・応援することを同条例の設置目的に加える（立案の）検討を行うことが望ましい。	施
意見 4-19	仁色ふるさと農園の業務仕様書では、清掃作業報告書の提出に関し、月ごとに清掃作業を業務日誌により整理し、報告すると定められているが、管理日誌（業務日誌のこと）には、清掃作業に関する項目を記載するための専用の欄が設けられていない。例えば月例報告において、作業項目欄を設けてチェックを入れる報告形式を求めるなど、清掃作業報告の改善方法について検討する必要がある。	施
意見 4-20	仁色ふるさと農園の月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」につい	施

整理番号	内 容	区分
	て、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。	
意見 4-21	仁色ふるさと農園の業務仕様書では、指定管理者に対し、決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）の提出を求めているが、令和元年度について提出がなく、業務仕様書に従った報告とは言えない（指定管理業務収支報告書の提出はある）。市は、指定管理者に対して、決算書類を提出するよう指導することが望まれる。	施
意見 4-22	仁色ふるさと農園においては、指定管理者に使用許可や使用料の徴収に関する事務がなく、また、自主事業も行われていない。現状では、民間経営者の創意工夫を發揮できる場面があまりなく、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続する必要があるか再検討するとともに、継続する場合は、例えば自主事業を積極的に行うなど民間経営者の発想を活かせる場を増やす制度設計が望まれる。	施
意見 4-23	南恒屋ふれあい農園の月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について、1か月分又は1年分の指定管理業務日誌のコピーを月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。	施
意見 4-24	市は、南恒屋ふれあい農園の指定管理者に対して、業務仕様書に従って、自主事業収支を含めた全ての収支を反映した管理組合の収支決算書を作成し、貸借対照表と併せて提出するよう指導することが望ましい。また、管理組合の収支決算書とは別に、自主事業収支を除いて指定管理料収支状況報告書を作成し、提出するよう指導することが望ましい。	施
意見 4-25	南恒屋ふれあい農園におけるプランター農園の使用料については、使用料の金額そのものを姫路市市民農園条例施行規則へ委任している状態とあまり変わらなくなっている。地方自治法第228条第1項では、使用料に関する事項は条例で定めなければならないとされており、その運用に際しては、使用料の金額そのものを規則に委任することは適当ではないとされている。現状のプランター農園の使用料の決定方法については、地方自治法の趣旨に照らすと、望ましい方法とは言えないので、改善の検討が必要である。	施
	水産漁港課（第5章）	
意見 5-1	監査実施時点では、姫路市漁業協同組合の令和2年12月期の消費税の申告期限は到来していないが、水産漁港課は、交付要綱の規定に従い、消費税等の確定申告の結果をしかるべき時期に適切にフォローすることが望まれる。	補
意見 5-2	アサリ稚貝養殖実験業務委託の見積書は「業務委託一式」として作成されており、詳細な積算内容を記載した見積内訳書が添付されていない。契約金額の妥当性が検	契

整理番号	内 容	区分
	証できないことになりかねないため、必ず見積内訳書を入手することが望ましい。	
意見 5-3	市は、網干かき祭り実行委員会に負担金を支出しているが、歳出科目の細節は、補助金となっている。同委員会の構成員には姫路市が含まれており、姫路市が構成員となっている同委員会に対して、姫路市が補助金を支給するという状態になっているため、現在の歳出科目の細節である補助金が適切であるか再度検討する必要がある。	補
意見 5-4	姫路市としては、網干かき祭り実行委員会に対する現状の各団体の負担額が適正なものになっているかを再検討し、適正でなければ、各団体に応分の負担を求めることが望ましい。	補
意見 5-5	姫路市としては、負担金（補助金）の交付先である網干かき祭り実行委員会に対し、事業完了時の余剰金は少額であっても残さず、その年度に精算させることを検討する必要がある。	補
意見 5-6	遊漁センターの市の備品に安全対策として救命ボート及びオールが設置されているが、オールが救命ボートのそばになく、別の場所に保管されていた。救命ボートはオールと一緒にあって、初めて安全対策として十分に機能するため、指定管理者に安全対策に十分配慮するように指導をすることが望ましい。	施
意見 5-7	遊漁センターの施設は夜間には無人になるが、多額の釣り入場料を保管する場合があります、盗難等のリスクが高くなるため、安全対策を検討する必要がある。	施
意見 5-8	遊漁センターの指定管理者の公募には最終的に一者のみが応じたが、過去に説明会に参加した団体、指定管理者に応募する可能性のある団体等に対して、応募に当たって問題となる可能性がある点などについてヒアリングを実施するなど、新規応募者の参加を促すような募集手続に改善することが望まれる。	施
意見 5-9	遊漁センターの釣り台金属製の柵の一部が欠落している箇所が散見された。予算上の制約があるにしても、市の施設として開設する以上は、十分な安全対策を講じることは地方公共団体の義務である。現状の同施設の状況が市民の目からみて、安全対策が十分になされた施設といえる状態であるかについて再度検討し、必要な修繕を実施することが望ましい。	施
意見 5-10	所管課は、遊漁センターの施設の修繕必要箇所を適切に把握し、指定管理者と当該情報を共有しつつ、修繕が適時に実施されるように指定管理者を指導する必要がある。当初予算の修繕費金額に実績金額が満たない場合は、予算未消化分の返還を求めるといった仕組みも有用と考えられるので、指定管理者が適時に修繕を実施する仕組みの構築を検討する必要がある。	施
意見 5-11	姫路市立遊漁センター条例では、市が使用する場合を除いては、具体的な減免対象が規定されていないが、他の指定管理者施設では、減免対象を具体的に明記している。来場者の少ない時期には特定の来場者に入場料を減免するなどの施策を検討し、施設のより一層の利用促進を計ることが望まれる。	施
	農林整備課（第6章）	
意見 6-1	農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備に関して、定期	財

整理番号	内 容	区分
	的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。	
意見 6-2	農村地域防災減災事業及び農業基盤施設災害復旧事業に係る工事において、契約金額や工期の変更といった工事契約の変更が常態化しているような事態は、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われる可能性があるため、好ましいことではない。工事の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。	契
意見 6-3	おおむね1千万円未満の工事は、契約の方法を指名競争入札とすることができるが、契約の変更により設計金額（税込）が1千万円以上となっているものがみられた。工事の発注段階において一般競争入札を避ける意図があるのではないかとの誤解を生むおそれがあるため、今後は、そのような誤解が生じることを避けるためにも、当初の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、可能な限り契約変更が生じないようにすることが望ましい。	契
意見 6-4	市単独土地改良事業補助金の対象事業の業者選定については、所管課において運用方針を定めているが、これを課の内部規程から要綱に格上げするなど、規程の整理を行うことを検討することが望ましい。	補
意見 6-5	姫路市が市単独土地改良事業補助金の事業主体に補助金交付申請書の添付書類として工事業者の推薦依頼書の提出を求めるのであれば、市単独土地改良事業補助金補助金交付規則第7条第6号の「その他市長が必要と認める書類」であるとする定めを要綱等に置くことが望ましい。	補
意見 6-6	藤ノ木山自然公園の土地使用貸借契約書中にある、姫路市と土地の貸主との間で地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定は、できるだけ早い時期に見直すことが望ましい。	契
意見 6-7	藤ノ木山自然公園の地上物件の通常管理業務の内容は、他の事業者でも実施可能なものである。土地所有者に委託する現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討することが望まれる。	契
意見 6-8	牧野自然公園の土地使用貸借契約書中にある、姫路市と土地の貸主との間で地上物件の通常管理の委託契約を締結する旨の規定は、できるだけ早い時期に見直すことが望ましい。	契
意見 6-9	牧野自然公園の地上物件の通常管理業務の内容は、他の事業者でも実施可能なものである。土地所有者に委託する現行の場合と、他の事業者に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討することが望まれる。	契
意見 6-10	林業の振興及び森林の保全整備に関して、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。	財
意見 6-11	今後、農林整備課が市有林に対する方針を検討するにあたっては、市有林が地域全体の森林の施業と経済効果、さらに森林の保全と利用の具体策の核となることが可	財

整理番号	内 容	区分
	能であるという点を考慮することが望ましい。	
意見 6-12	補助金交付に係る要綱や要領を改正する際には、制定時の決裁書や過去の改正に係る決裁書について、文書管理システム上、施行等の決裁後処理が適正に行われているか否かを確認のうえ、決裁後の処理が適正に行われていなければ、これに対する対応を済ませたうえで、改正の事務処理を進めることが望ましい。	補
意見 6-13	条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書については、現在、補助対象事業者が土地所有者ではない場合には、土地所有者が作成して補助対象事業者に提出し、それを受けて補助対象事業者が市長に提出するという運用を行なっているが、条件不利地間伐推進事業実施要領の規定を現在の実際の運用に合った内容となるように改正することが望ましい。	補
意見 6-14	森林・林業体験フェアの開催にあたって実行委員会方式を続けるのであれば、姫路市としては、姫路市のみが負担金を支出していることや、現在の負担金の額が、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でないと判断されれば、姫路市以外の団体にも応分の負担金の支出を求めていくことが望ましい。また、負担金の繰越金の額が多額にならないよう、繰越金の利用額を含めて予算を検討し、負担金の支出額を算定することが望ましい。	補
意見 6-15	農林整備課としては、森林・林業体験フェア実行委員会の姫路市以外の構成団体も事務局機能を担うことが可能となるように、姫路市以外の構成団体に適切な支援を行うことを検討することが望ましい。	補
意見 6-16	現在姫路市が森林・林業体験フェア実行委員会に対して負担しているマンパワーが、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でないと判断されれば、姫路市以外の構成団体にも応分のマンパワーの負担を求めていくことが望ましい。	補
意見 6-17	農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を他の所属に依頼することになった場合、その理由や、依頼に至るまでの協議の過程についても書面として残しておき、しかるべき権限者の決裁を得ておくことが望ましい。	契
意見 6-18	農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所に依頼した事例は、実質的には依頼先の事業となってしまったとも考えられるため、依頼先の所属の業務量に関する余裕と、依頼元と依頼先との間での協議や調整の煩雑さを十分に比較考量したうえで、対象事業に関する予算を依頼先に再配当して事業を依頼先の所管とすることについても検討してみることが望ましい。	契
意見 6-19	林業の振興及び森林の保全整備に関する工事について、契約変更が常態化し、当たり前になってしまうと、競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。設計時における事前の調査や、関係団体、地権者等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、結果として契約の変更、特に契約金額の増加や工期の延期を伴うものを減らすよう努力することが望まれる。	契
意見 6-20	契約の方法を一者随意契約とする場合には、相手方から徴収する見積書は積算内訳	契

整理番号	内 容	区分
	も記載された様式のものとするか、あるいは相手方から徴収する見積書に見積金額のみが記載されているときには、相手方に見積金額の内訳書も添付してもらうようにし、農林整備課において見積金額が適切に積算されているものであるかどうかを検証することが望ましい。	
意見 6-21	鳥獣害防止総合対策関係の補助金の中には、令和元年度の交付分について、結果として市交付要綱に規定がないまま交付されていたと評価される可能性のある状態になってしまったものがあつた。今後においては、市交付要綱の改正の可否の判断については、適時になされることが望まれる。	補
意見 6-22	狩猟体験会開催支援補助金の交付事務は、実質的には農林整備課が所管していると考えられるので、今後においては予算を北部農林事務所に再配当せず、農林整備課の予算として執行することも検討することが望ましい。	補
意見 6-23	鳥獣被害防止対策に関して、事務事業の実施の方法が変更された場合や、また、新規の事務事業を実施することになった場合には、予算配当や実施の計画の段階で、農林整備課と北部農林事務所のどちらの主管とするかについて、事務事業の内容や各所属のマンパワーを考慮したうえでの十分な協議が必要である。	補
意見 6-24	農林整備課内において、姫路市が交付する各種補助金に係る事務の執行と、姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務局としての事務の執行を明確に区分したうえで、同じ担当者が両方に関わることがないようにし、上席者によるチェックを徹底するなど、姫路市の補助金の執行における事務処理上のリスクを低減する方策を検討することが望ましい。	補
	北部農林事務所（第7章）	
意見 7-1	平成 27 年度から令和元年度までの間に業務委託により作成された地籍図等について、閲覧期間が経過した後、認証請求を行うまでの期間が1年を超えたケースが複数発生している。閲覧期間が経過した後、認証請求を行うまでの期間を短縮するよう、最大限努力することが望まれる。	契
意見 7-2	森林病虫害被害木景観伐倒処理の外部委託において、適正な積算に基づく設計書の金額の一部を控除して予定価格の設定が行われていた（歩切り）。適正な予定価格の設定に向けた見直しを行うことが望ましい。	契
意見 7-3	「鳥獣被害防止対策依頼書」には、姫路市の備品の貸付けにあたっては無償であることを記載することが望ましい。	財
意見 7-4	通常の起案・決裁のルートとは異なるルートにより事務処理が行われている場合、そのルートや、ルートが通常と異なっている理由を書面により明らかにしておくことが望まれる。	財
意見 7-5	現状のように、鳥獣被害の防止に関する事務事業を執行する組織が農林整備課（鳥獣対策室）と北部農林事務所に分かれていることが鳥獣被害の防止に関する事務事業の執行にとって最適なものであるのかどうかについては、農林水産部全体の課題として検討してみることが望まれる。	財
意見 7-6	竹取の郷の来園者に記帳してもらっている「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」	施

整理番号	内 容	区分
	は、使用許可申請書や使用許可書ではないため、来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。	
意見 7-7	公有財産台帳には、竹取の郷について、工作物等、不動産の従物に関する記録が見当たらない。竹取の郷の東屋 1、東屋 2 及び駐車場等の舗装について、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。	施
意見 7-8	竹取の郷については、指定管理者に地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていないという現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。	施
意見 7-9	竹取の郷の指定管理者の財務状況を把握するためには、収支計算書の入手及び資産状況の把握だけでなく、負債状況の把握も望まれる。	施
意見 7-10	荒木の郷の来園者に記帳してもらっている「使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、使用許可申請書や使用許可書ではないため、来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。	施
意見 7-11	公有財産台帳には、荒木の郷について、工作物等、不動産の従物に関する記録が見当たらない。荒木の郷の東屋 1、東屋 2、東屋 3、ローラー滑り台及び駐車場等の舗装について、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。	施
意見 7-12	荒木の郷については、指定管理者に地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていないという現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。	施
意見 7-13	荒木の郷の指定管理者の財務状況を把握するためには、収支計算書の入手及び資産状況の把握だけでなく、負債状況の把握も望まれる。	施
意見 7-14	北部農林事務所が所管する「北部農山村地域活性化構想」及び「北部農山村地域活性化基本計画」は、姫路市のホームページでは農業委員会のページに登載されているが、所管部署である北部農林事務所のページに登載することが望ましい。	財
意見 7-15	北部農林事務所が執行する予算は、農林総務課及び農林整備課から北部農林事務所に再配当されたうえで、同事務所において執行されているが、農林水産部としては、北部農林事務所の予算の執行のプロセスについて、メリットとデメリットを比較衡量し、長期的な課題として検討していくことが望まれる。	財
意見 7-16	北部農林事務所の分掌事務については、農林水産部の中で考え方が統一されていない。このことは、農林整備課と北部農林事務所との間での事務事業の分担についての考え方にも影響を与える可能性があるため、農林水産部の中で考え方を統一しておくことが望ましい。	財
	<b>農業振興センター（第 8 章）</b>	
意見 8-1	農業振興センターにおいて、備品シールの貼付漏れが 1 件（実査実施中に対応済）、	財

整理番号	内 容	区分
	備品台帳の設置場所の記載誤りが1件あった。また、長期間にわたって使用していない備品や、今後明らかに利用する見込みのない備品については、速やかに廃棄や譲渡等の処理をすることが望ましい。	
意見 8-2	農業振興センターの薬品庫管理簿には、月中の入出庫状況だけでなく、前月末・当月末残欄も設けて、常に月末現在の在庫を把握できるような様式により作成し、在庫管理を行うことが望ましい。	財
意見 8-3	農業振興センターにおいて行政財産の目的外使用許可を行っている自動販売機の設置手数料については、令和元年10月1日の消費税率引き上げにより、10月1日以降は、行政財産使用許可書に記載のとおり、引き上げ後の税率10%を適用して請求することができたと考えられるが、引き上げ前と同額で請求している。令和元年10月1日以降については、税率を10%として計算することができるので、使用料の増額を検討することが望ましい。	財
意見 8-4	農業振興センターには太陽光発電装置が設置されており、売電を行っているが、近い将来に買取価格が低下することを見据えて、故障による修繕や通常のメンテナンスについては、費用対効果を考慮したうえで実施を検討することが望ましい。	財
意見 8-5	農業振興センターの予算で購入した物品を農政総務課が所管する林田チャレンジ農園に貸与しているが、その必要性や返却期限等を記載した書面を確認できなかった。当該貸与については、実質的には歳出予算の項間の流用であるという疑念を抱かれる可能性もないとはいえないので、貸与であることを明確にするため、貸与の必要性や返却期限等を記載した書面を作成し、所長の決裁を受けておくことが望ましい。	財
	<b>農業委員会（第9章）</b>	
意見 9-1	農業委員会事務局長の「専決」について、地方自治法上、市長と農業委員会は別箇の執行機関であることから、誰の補助機関として行うものかを明らかにしておくことが望ましい。	財
意見 9-2	農業委員会の会議（総会）の傍聴を希望する人に対して、傍聴の手続きや個人情報の保護に関する事項等を含め、どのように対応するのかについてあらかじめ書面により定めておくとともに、一般に周知することが望ましい。	財
意見 9-3	現在の姫路市の運用では、農地の賃貸人又は賃借人のいずれか（または双方）が死亡している場合に農業委員会に提出する合意解約の通知書には、相続人代表者1名が署名押印し、代表者の印鑑証明書を添付して提出すれば足りることになっている。荒廃農地が増えるなどのリスクと、農地台帳と実体法上の矛盾に伴うリスクを比較衡量し、今後の望ましい運用について検討する余地があると思われる。	財
意見 9-4	固定資産税課税台帳に登載され農地として固定資産税が課税されているが農地台帳には登載されていない農地を減らすため、固定資産課税台帳と農地台帳の記載事項を照合して農地台帳に登載されていない農地を洗い出し、農地台帳への登載を進めていくことが望ましい。	財

## 第4章 個別監査結果及び意見（農政総務課）

### 第1節 農業の振興、地産地消の推進等

地域農業の担い手としての集落営農組織や認定農業者・新規就農者などの育成を図るとともに、米、麦、大豆などの土地利用型作物や地域特性を活かした地域特産作物を組み合わせた農業経営を確立し、農産物の安定的な生産を図る。

また、地産地消の取組を充実させることにより、生産者と消費者の顔の見える信頼関係を築き、消費者ニーズに応じた安全・安心な農産物の生産・供給をめざす。加えて、農村と都市の交流を拡大し、市民が農業にふれあう機会の充実を図る。

#### 1 概要

##### (1) 地域農政推進対策事業

認定農業者や集落営農組織など担い手の育成、新規就農者への支援を行う。

##### ア 担い手育成・新規就農支援事業

##### (ア) 事業の内容

姫路地域担い手育成総合支援協議会が実施する担い手の育成に関する事業に対して支援を行う。

##### (イ) 姫路地域担い手育成総合支援事業補助金

根拠法令、要綱等		農政環境部補助金交付要綱（兵庫県）		
施策上の位置づけ		効率的かつ安定的な経営体を育成する。		
補助金等の性格		運営費補助金		
開始・終了年度		（開始）平成 21 年度		
対象事業の概要		集落営農組織に対する簿記研修、未組織化集落に対する同組織化研修などに対する支援		
歳出科目（*1）		（項）農水産費（目）農産振興費（事項）地域農政推進対策事業費		
国・県・市の負担割合等		兵庫県 1/2、姫路市 1/2		
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	78 千円	70 千円	70,000 円
交付先	名称	姫路地域担い手育成総合支援協議会		
	区分（*2）	その他団体		
	人的関係（*3）	姫路市農業委員会が事務局を担当している。		
	財務的關係（*4）	この補助金のほかには該当なし。		

（\*1）款については、特に記載のない場合は農林水産業費である。

（\*2）地方公共団体、公営企業、その他特別会計、出資団体、公益法人、業者団体、その他団体、個人、営利企業又は個人事業者のいずれかを記載

（\*3）姫路市との人的関係がある場合等に記載

（\*4）姫路市との財務的關係がある場合等に記載

※（\*1）～（\*4）は、この報告書における補助金等の概要の表において同様。

## イ 農地活用型太陽光発電研究事業

### (ア) 事業の内容

農地で営農を継続しながら太陽光発電との両立を検証する地元企業との共同研究を実施する。

### (イ) 太陽光発電設備保守点検管理業務委託

契約の相手方	フジプレミアム株式会社
業務の内容	太陽光発電設備の保守点検管理業務
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない）
契約金額	297,000 円
歳出科目（*）	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）地域農政推進対策事業費
契約日／契約期間	H31.4.1／H31.4.1～R2.3.31

（\*）款については、特に記載のない場合は農林水産業費である（この報告書における業務委託・工事契約の概要の表において同じ）。

（注）上記のほか、農地活用型太陽光発電研究事業では、農地除草・消毒等管理業務（契約金額：99,000 円）及び農作業等影響調査業務（契約金額：99,000 円）についても外部に委託している。

## (2) 人・農地プラン推進事業

### ア 事業の内容

地域が抱える人と農地の問題解決のため、集落における話し合いをもとに、「人・農地プラン」を作成し、このプランに基づき、農地集積や新規就農者の確保を図る。

### イ 機構集積協力金補助金

農地中間管理機構に対し農地を貸し付けた地域及び個人を支援することにより、同機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速的に推進する。

### (ア) 地域集積協力金交付事業

根拠法令、要綱等	農地集積・集約化対策事業実施要綱（国）			
施策上の位置づけ	農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速的に推進する。			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 26 年度			
対象事業の概要	地域内農地の一定割合以上を農地中間管理機構に貸し付けた地域に対し、協力金を交付する。			
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）人・農地プラン推進事業費			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 10/10			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	4,188 千円	2,295 千円	82,000 円
交付先	名称	夢前町糸田		
	区分	その他団体（地域）		
	人的関係	該当なし		

財務的関係	この補助金のほかには該当なし。
-------	-----------------

(イ) 経営転換協力金交付事業

根拠法令、要綱等	農地集積・集約化対策事業実施要綱（国）			
施策上の位置づけ	農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速的に推進する。			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 26 年度			
対象事業の概要	農地中間管理機構に農地を貸し付けることにより、経営転換またはリタイアした農業者及び農地の相続人に対し、協力金を交付する。			
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）人・農地プラン推進事業費			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 10/10			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	400 千円	400 千円	84,000 円
交付先	名称	個人 4 人		
	区分	個人		
	人的関係	該当なし		
	財務的関係	この補助金のほかには該当なし。		

(ウ) 条件不利農地集積奨励事業

根拠法令、要綱等	条件不利農地集積奨励事業実施要領（兵庫県）			
施策上の位置づけ	農地中間管理機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速的に推進する。			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 28 年度			
対象事業の概要	担い手が農地中間管理機構を通じて、条件の悪い農地（ほ場未整備地等）を借り受けた場合、奨励金を交付する。			
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）人・農地プラン推進事業費			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 10/10			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	280 千円	148 千円	120,000 円
交付先	名称	㈱岩屋営農・個人 1 名		
	区分	営利企業（営農事業体）・個人事業者		
	人的関係	該当なし		
	財務的関係	㈱岩屋営農には他の補助金の支払いがある。		

ウ 農業次世代人材投資（旧：青年就農給付金事業）

次世代を担う農業者となることを志向する経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する。

根拠法令、要綱等	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（国）
施策上の位置づけ	青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図る

補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始) 平成 24 年度			
対象事業の概要	所得を確保する給付金 (初年 150 万円、以降所得に応じて交付) を給付する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 人・農地プラン推進事業費			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 10/10			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	17,863 千円	12,113 千円	12,000,000 円
交付先	名称	個人 8 人		
	区分	個人事業者		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	この補助金のほかには該当なし。		

### (3) 農業振興地域整備促進事業

姫路市農業振興地域整備促進協議会の運営を行う。同協議会は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農業振興地域整備計画の策定又は変更に関する審議を行う、姫路市長の附属機関である。

協議会の構成	委員 10 人 (うち会長 1 人・副会長 1 人)
協議会の開催	年 2 回開催
令和元年度処理件数	計 13 件 (農用地除外 10 件、農用地編入 0 件、用途区分変更 3 件)
根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律、姫路市附属機関設置条例、姫路市農業振興地域整備促進協議会規則

### (4) 経営所得安定対策事業

#### ア 事業の内容

水田活用に取り組む担い手の経営安定を図るため、姫路市地域農業再生協議会が経営所得安定対策の直接支払 (国庫事業) の推進事務を行う。

#### イ 経営所得安定対策直接支払推進事業補助金

根拠法令、要綱等	経営所得安定対策等推進事業実施要綱 (国) 経営所得安定対策等推進事業費補助金交付要綱 (国)			
施策上の位置づけ	経営所得安定対策の推進等			
補助金等の性格	運営費補助金			
開始・終了年度	(開始) 平成 25 年度			
対象事業の概要	国が、経営所得安定対策直接支払推進事業費を兵庫県・姫路市を通じて姫路市地域農業再生協議会に補助金として交付する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 経営所得安定対策事業費			
国・県・市の負担割合等	全額国庫負担 (兵庫県を通して姫路市へ)			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	19,308 千円	18,876 千円	18,085,000 円

交付先	名称	姫路市地域農業再生協議会
	区分	その他団体
	人的関係	農政総務課に事務局が置かれている。
	財務的關係	この補助金のほかには該当なし。

## (5) 地産地消推進事業

生産者と消費者の交流を促進し、生産者の生産意欲向上による安全安心な農産物の供給拡大を推進する。

### ア 市民ふれあい朝市開催事業

#### (ア) 事業の内容

市民ふれあい朝市（市内農産物直売所による合同直売イベント）を開催し、生産者と都市住民との交流の場を提供することにより農業に対する理解を深めてもらい、地産地消を推進し地場野菜の消費拡大を図る。

開催日	令和元年7月27日
開催場所	姫路駅北にぎわい交流広場・中央地下通路
出店数	12組織
来場者総数	約1,300人

#### (イ) 市民ふれあい朝市等開催業務委託

契約の相手方	姫路地域農産物直売所連絡協議会
業務の内容	市民ふれあい朝市の開催に係る業務
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない）
契約金額	480,000円
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）地産地消推進事業費
契約日／契約期間	R1.6.3／R1.6.10～R1.9.27

### イ 姫路市農林漁業まつり開催事業

#### (ア) 事業の内容

「第28回姫路市農林漁業まつり」の開催にあたり、姫路市農林漁業まつり実行委員会に負担金を交付する。

#### (イ) 姫路市農林漁業まつり負担金

根拠法令、要綱等	—
施策上の位置づけ	姫路市内で生産される農林水産物の展示即売を通じ、農林水産業に対する理解を深めてもらうとともに、生産者と消費者との交流や連携を促進する。
負担金の性格	事業費負担金
開始・終了年度	（開始）平成4年度
対象事業の概要	令和元年11月9日・10日に農業振興センターで開催。 出店数：50団体、来場者総数：約30,000人

歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (節) 負担金補助及び交付金 (細節) 負担金 (事項) 地産地消推進事業費			
負担割合等	負担金は他に兵庫西農業協同組合が 1,150,000 円、姫路市漁民組合連合会が 40,000 円を拠出している。			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	3,000 千円	3,000 千円	3,000,000 円
交付先	名称	姫路市農林漁業まつり実行委員会		
	区分	その他の団体		
	人的関係	姫路市は実行委員会の構成団体であり、市長が会長を務めている。		
	財務的關係	この負担金の他には該当なし。		

## ウ ガンバル農業者等応援事業

### (ア) 事業の内容

直売向け農業設備整備の支援や、農産物等品評会の表彰等を実施する。

### (イ) 直売所向け農業設備整備事業補助金

根拠法令、要綱等	姫路市直売所向け農業設備整備事業補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	直売向け農産物の生産量の拡大と周年出荷による農業経営の安定を図るため、農業設備の整備に係る経費の支援を行う			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始) 平成 24 年度			
対象事業の概要	兵庫西農業協同組合が整備する直売所向け農業整備(ビニールハウス 4 棟、暖房設備 3 台、灌水設備 2 式)の整備費用を補助する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地産地消推進事業費			
国・県・市の負担割合等	姫路市 100%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	1,500 千円	800 千円	2,027,000 円
交付先	名称	兵庫西農業協同組合 (生産者 4 人)		
	区分	その他団体 (農協)		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	兵庫西農業協同組合に対し、他の補助金や委託料の支払がある。		

## エ 姫路市農産物ブランド推進事業

姫路産農産物のブランド化を推進し、市民に対する認知度を高め、消費拡大を推進することで、地元農産物の生産拡大を図る。

### (ア) 事業の内容

- ① 姫路の農水産物応援飲食店 P R 冊子「行きたい! 食べたい! ひめじの店めっちゃうま」第 6 版作成
- ② ひめじの農産物知って食べよう事業  
市内小学校を対象に地元で生産された農産物を調理し、食べることで、食育及び地産地消の活動を学習してもらう

- ③ 姫路農産物ブランドマークの普及（届出件数：「姫そだち」25件71品目・「こだわり姫そだち」11件38品目）

(イ) 業務委託

a 姫路の農水産物応援飲食店PR冊子作成業務委託

契約の相手方	株式会社クレアチオ
業務の内容	店舗等への取材、PR冊子の作成 飲食店77店舗、直売所42箇所、体験施設14施設を掲載 本編：20,000部（40ページ） 駅周辺版：15,000部（16ページ） 合計：35,000部
契約の方法	5者による指名競争入札
契約金額	2,255,000円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地産地消推進事業費
契約日/契約期間	R1.10.9/R1.10.9~R2.3.27

b ひめじの農産物知って食べよう事業業務委託

契約の相手方	J A兵庫西女性会
業務の内容	小学生への調理実習の指導 令和元年12月3日・4日 安室東小学校 5年生（4クラス125名） 令和2年2月12日・20日 広峰小学校 6年生（3クラス100名）
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない）
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	[単価契約]（当初）280,000円（変更後）225,000円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地産地消推進事業費
契約日/契約期間	R1.8.28/R1.9.2~R2.2.28

オ 「地産地消の日」普及事業

「ひめじ地産地消の日」（毎月23、24日）を市民等へPRし、普及啓発に努め、地産地消の意識を高める。

(ア) 事業の内容

ひめじ地産地消フェアを次のとおり開催した。

開催日	令和元年12月22日
開催場所	大手前公園
出店数	出店者29団体、商談会参加者2団体 合計31団体
来場者総数	4,200人

(イ) 業務委託

a 「ひめじ地産地消フェア」会場設営等業務委託

契約の相手方	株式会社神戸新聞事業社 姫路支社
業務の内容	テント、机、椅子、発電機等の運搬・設営・撤去
契約の方法	5者による指名競争入札

契約金額	2,970,000 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地産地消推進事業費
契約日／契約期間	R1.12.13／R1.12.13～R1.12.27

#### b 「ひめじ地産地消フェア」 広報資材作成等業務委託

契約の相手方	株式会社播磨リビング新聞社
業務の内容	チラシ作成、新聞折込
契約の方法	随意契約（3者による競争見積／予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	458,260 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地産地消推進事業費
契約日／契約期間	R1.10.25／R1.10.25～R1.12.22

#### カ 地産地消メディア配信事業

##### (ア) 事業の内容

姫路産の食材の素晴らしさをアピールすることを目的に、スタジオに農林水産業の生産者等を招いて食材に関する情報やイベント情報などを発信する。

##### (イ) ラジオ番組「姫路のめっちゃうま！知っちゃお！食べちゃお！」制作・放送業務委託

契約の相手方	株式会社姫路シティFM21 (FMゲンキ)
業務の内容	放送日時：平成31年4月～令和2年3月の毎月第2・4日曜日（平成31年4月14日より放送）15時45分～16時00分の間約10分間 出演者：農林水産業の生産者、関係飲食店等（毎回1～2名）、パーソナリティー1名
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない）
契約金額	499,600 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地産地消推進事業費
契約日／契約期間	H31.4.1／H31.4.1～R2.3.31

#### (6) 農業振興大会

姫路市農業振興大会を次のとおり開催した。

開催日	令和2年2月6日（木）
開催場所	姫路市文化センター 小ホール
参加者数	約170人
内 容	・永年功労者表彰（姫路市農区総代表表彰要綱第2条） ・講演会 ・農業施策説明会（県、市の農業施策について）

※ 農業振興大会は昭和58年から毎年開催されている。また、農業振興大会の舞台設営業務は外部に委託した（契約金額：93,343円）。

(7) 農業制度資金利子補給事業

ア 事業の内容

農業制度資金の融資利子の負担を軽減し、資本整備の高度化、農業経営の近代化を図る。

イ 農業制度資金利子補給金

(ア) 農業近代化資金利子

根拠法令、要綱等	農業近代化資金融通措置要綱（国）			
施策上の位置づけ	農業経営の近代化			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 14 年度			
対象事業の概要	兵庫西農業協同組合が貸付実行した農業近代化資金について、兵庫県と姫路市が利子補給を行い、農業者への負担軽減を行う。			
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）農業制度資金利子補給金			
国・県・市の負担割合等	姫路市 100%			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	76 千円	50 千円	40,794 円
交付先	名称	兵庫西農業協同組合		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	他の補助金や委託料の支払がある。		

(イ) 農業経営基盤強化資金利子

根拠法令、要綱等	農業経営基盤強化促進法、農業経営基盤強化資金利子助成等交付事業実施要綱（国）、兵庫県農業経営基盤強化資金利子補給補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	認定農業者の経営基盤の安定			
性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 24 年度			
対象事業の概要	農業経営基盤強化資金（スーパー L 資金）の融資を受けた認定農業者に対して、兵庫県と姫路市において利子補給を行い、負担軽減を行う。			
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）農業制度資金利子補給金			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 1/2、姫路市 1/2			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	2,273 千円	1,701 千円	1,559,590 円
交付先	名称	(有)夢前夢工房ほか 9 経営体		
	区分	営利企業・個人事業者（認定農業者）		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	交付先の一部に指定管理料の支払先がある。		

(8) 中山間地域等直接支払交付金事業

ア 事業の内容

耕作放棄地の増加等により多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等において、適正な農業生産活動を通じて多面的機能の確保を図る。

イ 中山間地域等直接支払交付金

根拠法令、要綱等	中山間地域等直接支払交付金実施要領（国）			
施策上の位置づけ	中山間地域等における多面的機能の確保			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 12 年度			
対象事業の概要	農振農用地区域内で、1ha 以上のまとまりのある急傾斜農地（田 1/20 以上）を対象とし、集落が協定に基づき 5 年間以上継続して行われる農業生産活動等に対して交付。 通常単価=21,000 円/10a（農業生産活動等を継続し、生産性の向上（農地集積）等に取り組む場合） 8割単価=16,800 円/10a（最低限の農業生産活動等を継続する場合）			
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）中山間地域等直接支払交付金事業費			
国・県・市の負担割合等	法指定地域：国 1/2、兵庫県 1/4、姫路市 1/4 特認地域：国 1/3、兵庫県 1/3、姫路市 1/3			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	5,769 千円	5,769 千円	5,769,456 円
交付先	名称	法指定地域 2 集落、特認地域 4 集落		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	この補助金のほかには該当なし		

(9) 環境保全型農業直接支援対策事業

ア 事業の内容

有機農業又は、化学肥料及び化学合成農薬の 5 割低減の取組とセットで、カバークロップ（緑肥）の作付け等、環境保全効果の高い営農活動に取り組む農業者団体・グループを支援する。平成 30 年度より、GAP（注）の取組を交付要件とする。

（注）Good Agri-cultural Practice：農業生産工程管理

イ 環境保全型農業直接支払交付金

根拠法令、要綱等	環境保全型農業直接支払交付金実施要綱・要領（国）		
施策上の位置づけ	環境保全効果の高い営農活動の推進		
補助金等の性格	事業交付金		
開始・終了年度	（開始）平成 27 年度		
対象事業の概要	有機農業、カバークロップ（交付単価：8,000 円/10a） 有機農業（飼料作物等）（交付単価：3,000 円/10a） 堆肥の施用（交付単価：4,400 円/10a）		

歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 環境保全型農業直接支援対策事業費			
国・県・市の負担割合等	国 1/2、兵庫県 1/4、姫路市 1/4			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	4,634 千円	3,851 千円	3,426,560 円
交付先	名称	姫路市環境保全型農業グループ、Eco播磨しらさぎ		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	この補助金のほかには該当なし		

## (10) 水田営農活性化対策事業

### ア 生産量調整円滑化推進事業

「米の数量調整」に係る水稻確認事務等を実施する。

主な歳出科目 (節)	決算額	内 容
報償費	790,950 円	水稻確認事務に係る農区総代への報償金

【令和元年度の米の需給調整 (需要に応じた米生産) 実績】

水稻作付目安面積※(ha)	水稻作付面積(ha)	作付率(%)
1,928.0	1,843.6	95.6

※ 酒米は対象面積から除外

### イ はなのまちづくり育成事業

コスモス等の景観形成作物を栽培し、転作田の有効活用を図るとともに、市民交流活動を推進する。令和元年度は 21 集落 (実施団体は 22) において実施した (実施面積: 3,052.7 a)。市の単独事業である。

主な歳出科目 (節)	決算額	内 容
需用費	1,703,102 円	種子、のぼり、資材等の購入

## (11) 地域農業生産総合振興対策事業

### ア 事業の内容

生産管理施設・機械等の整備に係る助成を行う。

### イ 補助金

#### (ア) 地域農業生産総合振興対策事業費補助金 (法人化促進総合対策事業)

根拠法令、要綱等	法人化促進総合対策事業実施要領 (県)
施策上の位置づけ	集落営農の組織化・法人化の促進
補助金等の性格	事業補助金
開始・終了年度	(開始) 平成 30 年度
対象事業の概要	当該年度及び前年度内 (組織化は前 3 年度内) に、設立されたまたは設立予定の集落営農組織または農業法人に対し、農業用機械等の整備費用を補助する。

歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地域農業生産総合振興対策事業費			
国・県・市の負担割合等	補助対象経費に対し、兵庫県 1/3、姫路市 1/10			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	—	4,270 千円	5,635,000 円
交付先	名称	丸山集落営農組合、西脇集落営農組合		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	この補助金のほかには該当なし		

(イ) 地域農業生産総合振興対策事業費補助金 (集落営農法人機械更新支援事業)

根拠法令、要綱等	集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	既存の集落営農法人に対する農業用機械更新への支援			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始) 令和元年度			
対象事業の概要	既存の集落営農法人に対して、機械更新の費用を助成する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地域農業生産総合振興対策事業費			
国・県・市の負担割合等	補助対象経費に対し、兵庫県 1/9、姫路市 2/9			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	—	—	4,062,000 円
交付先	名称	㈱アグリ香寺、(農)西多田営農、㈱岩屋営農		
	区分	営利企業、その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	交付先の一部に他の補助金の交付や委託料の支払がある。		

(ウ) 園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金

根拠法令、要綱等	姫路市園芸畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	新規就農者の早期経営安定に向けた支援			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始) 平成 29 年度			
対象事業の概要	新規就農者の周年生産や規模拡大に向けた生産基盤の整備を支援する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 地域農業生産総合振興対策事業費			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 1/3、姫路市 2/3			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	8,494 千円	4,653 千円	3,420,000 円
交付先	名称	個人 4 人		
	区分	個人事業者		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	この補助金のほかには該当なし。		

## (12) 畜産総合対策事業

### ア 事業の内容

「姫路和牛」をPRするため、各種イベントにおいて、試食提供及びアンケート調査を実施する。

### イ 第28回姫路市農林漁業まつり姫路和牛PR業務委託

契約の相手方	姫路食肉協同組合
業務の内容	第28回姫路市農林漁業まつりにおける姫路和牛のPR、試食提供(1,000食)、アンケート調査(492人)
契約の方法	一者随意契約(契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合)
契約金額	569,250円
歳出科目	(項)農水産費(目)農産振興費(事項)畜産総合対策事業費
契約日/契約期間	R1.10.15/R1.11.1~R1.11.29

(注)同様の姫路和牛PR業務委託がひめじ地産地消フェアにおいても実施されている(契約金額:569,250円)。なお、市川さくらまつりにおいても平成31年4月14日に実施される予定であったが、市川さくらまつりが雨天中止となったため、業務委託も中止された。

## (13) レクリエーションファーム推進事業

レクリエーションファームは、姫路市が設置しているものではないが、市が体験農園の入園・開園に関する指導・支援を行い、推進を図っている。

### 【レクリエーションファーム入園状況】

調査時期	農園数	開園区画数	入園者数	入園區画数	入園率
H30.4	37	1127.0	513	1052.2	93.4%
H31.4	37	1121.8	502	1013.6	90.4%
R2.4	34	967.7	438	894.9	92.5%

(注)1区画は約20㎡

### 【個人開設の農園(参考)】

調査時期	農園数	開園區画数	入園區画数	入園率
R2.5	14	221.0	168.0	76.0%

## (14) 公の施設(市民農園、農村公園、はやしだ交流センター及び石倉峯相の里)の整備事業

### ア 事業の内容

令和2年4月に開園予定である林田チャレンジ農園について、開園準備のため、利用者募集広報、整備工事、建築工事等が令和元年度に実施されている。また、農村公園、はやしだ交流センター及び石倉峯相の里についても施設の整備のための業務や工事が実施されている。

## イ 業務委託

### (ア) はやしだ交流センター空調機分解清掃

契約の相手方	光栄産業(株)
業務の内容	空調機 18 台の分解洗浄
契約の方法	随意契約(3者による競争見積/予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合)
契約金額	480,168 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) はやしだ交流センター設備充実費
契約日/契約期間	R1.7.22/R1.7.22~R1.8.30

### (イ) はやしだ交流センター浴槽ろ過循環配管洗浄

契約の相手方	㈱一高
業務の内容	浴槽(10か所)のろ過循環配管の洗浄
契約の方法	5者による指名競争入札
契約金額	660,000 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) はやしだ交流センター設備充実費
契約日/契約期間	R1.12.17/R1.12.17~R2.1.31

(注) 上記のほか、公の施設の整備事業では、市民農園利用者募集広報業務(契約金額:99,000円)、夢さき夢のさと夢やかた特定建築物定期点検業務(契約金額:99,000円)、及びはやしだ交流センター特定建築物定期点検業務(契約金額:99,000円)が外部委託により行われている。

## ウ 工事契約

### (ア) (仮称) 林田市民農園整備工事

契約の相手方	豊常土木
工事の内容	整地工など
契約の方法	22者による一般競争入札
契約の変更	1回(うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初) 27,659,500 円 (変更後) 29,805,588 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 市民農園整備事業費
契約日/契約期間	R1.7.24/R1.7.25~R2.3.17 (完了:R2.2.25)

### (イ) 林田チャレンジ農園管理棟新築工事

契約の相手方	有限会社北野建工
工事の内容	管理棟建物建築工事
契約の方法	10者による一般競争入札
契約の変更	1回(うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初) 40,150,000 円 (変更後) 40,089,554 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 市民農園整備事業費
契約日/契約期間	R1.9.19/R1.9.20~R2.1.31 (完了:R2.1.31)

(ウ) はやしだ交流センター機械室ポンプ更新工事

契約の相手方	美樹工業株式会社
工事の内容	機械室のポンプ更新
契約の方法	随意契約（２者による競争見積／予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	594,000 円
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）はやしだ交流センター設備充実費
契約日／契約期間	R1.6.26／R1.6.26～R1.8.19（完了：R1.8.16）

(エ) はやしだ交流センター給水ポンプユニット交換工事

契約の相手方	美樹工業株式会社
工事の内容	給水ポンプユニットの交換
契約の方法	随意契約（２者による競争見積／予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	1,224,720 円
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）はやしだ交流センター設備充実費
契約日／契約期間	R1.9.4／R1.9.4～R1.9.26（完了：R1.9.26）

(オ) はやしだ交流センター床暖房循環ポンプ・加圧給湯ポンプ更新工事

契約の相手方	美樹工業株式会社
工事の内容	床暖房循環ポンプ・加圧給湯ポンプの更新
契約の方法	随意契約（２者による競争見積／予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約の変更	なし
契約金額	990,000 円
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）はやしだ交流センター設備充実費
契約日／契約期間	R2.1.27／R2.1.27～R2.3.19（完了：R2.3.18）

(カ) 石倉峯相の里管理事務所東斜面崩落防止工事

契約の相手方	有限会社今村重機
工事の内容	斜面崩落防止工事
契約の方法	随意契約（２者による競争見積／予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	498,960 円
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）石倉峯相の里管理費
契約日／契約期間	R1.6.20／R1.6.20～R1.7.31（完了：R1.7.31）

(キ) 石倉峯相の里橋修理工事

契約の相手方	有限会社今村重機
工事の内容	橋の修理
契約の方法	随意契約（２者による競争見積／予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）

契約金額	998,800 円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 農産振興費 (事項) 石倉峯相の里管理費
契約日/契約期間	R1.12.20/R1.12.20~R2.1.31 (完了: R2.1.15)

(注) 上記のほか、公の施設の整備事業では、次の工事が行われている。

- ・林田チャレンジ農園給水管布設工事 (契約金額: 1,223,188 円)
- ・夢さき夢のさと夢やかたそば道場エアコン設置工事 (契約金額: 521,640 円)
- ・夢さき夢のさと夢やかた内裝修繕工事 (契約金額: 960,190 円)
- ・夢さき夢のさと夢やかたそば道場給湯器設置工事 (契約金額: 294,800 円)
- ・夢さき夢のさと夢やかた喫煙所設置工事 (契約金額: 440,000 円)
- ・はやしだ交流センター多目的トイレ修繕工事 (契約金額: 192,500 円)

## (15) その他の事務事業

### ア 農林業センサス

我が国の農林業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、農山村の実態を総合的に把握し、農林行政の企画・立案・推進のための基礎資料を作成し、提供することを目的に、5年ごとに調査が行われる。令和元年度は事業実施年度であり、令和2年2月1日現在で実施され、姫路市では、15,495経営体が対象となった。

主な歳出科目 (節)	決算額	内 容
報酬	11,253,920 円	調査員報酬 (254 人) 指導員報酬 (20 人)

### イ 農区との調整業務

市の行う農林行政の円滑、適切な推進を期するため、農区総代制度が実施されている。農区総代は、市長が委嘱し、米穀の出荷及び調査に伴う事務、農業資料調査などについて市長に協力することが職務とされ (姫路市農区総代規則)、これに対して報酬が支払われる (令和元年度実績: 357 人 (ただし年度途中交代の場合は日割計算))。

主な歳出科目 (節)	決算額	内 容
報酬	4,372,550 円	均等割 3,292,800 円 (@9,800×336 農区) 農家割 1,079,750 円 (@70×農家数 15,425 戸)

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 農業の振興、地産地消の推進等に関する事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 農業の振興、地産地消の推進等に関する事務事業に係る詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

なお、業務委託契約、補助金等 (負担金、補助金及び交付金) 及びに工事契約

については、次のとおり検討の対象を選定した。

<p>【業務委託契約】</p> <p>① 契約の方法が指名競争入札であるものについては、全件を検討対象として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・「ひめじ地産地消フェア」会場設営等業務委託</li><li>・姫路の農水産物応援飲食店PR冊子作成業務委託</li></ul> <p>② 契約の方法が随意契約であるものについては、契約金額が概ね 50 万円以上のものから、次のものを任意に検討対象として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市民ふれあい朝市等開催業務委託</li><li>・はやしだ交流センター空調機分解清掃</li><li>・はやしだ交流センター浴槽ろ過循環配管洗浄</li><li>・第 28 回姫路市農林漁業まつり姫路和牛PR業務委託</li></ul>
<p>【補助金等】</p> <p>全ての補助金等について網羅的に検討した。ただし、交付先が複数あるものについては、任意に 1～2 の交付先を選定し、詳細な検討の対象とした。</p>
<p>【工事契約】</p> <p>① 契約の方法が一般競争入札であるものについては、全件を検討対象として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・(仮称) 林田市民農園整備工事</li><li>・林田チャレンジ農園管理棟新築工事</li></ul> <p>② 契約の方法が随意契約であるものについては、同じ年度内で複数の工事を受注している契約の相手先 3 社のうち、契約金額の合計金額上位 2 社が実施した次の工事契約を検討対象として選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・はやしだ交流センター機械室ポンプ更新工事</li><li>・はやしだ交流センター給水ポンプユニット交換工事</li><li>・はやしだ交流センター床暖房循環ポンプ・加圧給湯ポンプ更新工事</li><li>・石倉峯相の里管理事務所東斜面崩落防止工事</li><li>・石倉峯相の里橋修理工事</li></ul>

### 3 監査結果及び意見

#### (1) 監査結果

##### ア 地域農業生産総合振興対策事業における補助金に係る処分制限期間の管理について

地域農業生産総合振興対策事業には、法人化促進総合対策事業補助金、集落営農法人機械更新支援事業補助金及び園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金の交付が含まれる。

これら三つの補助金は、いずれも農業機械又は農業生産設備の導入又は買換えが対象となっている。

公的な支出である補助金により導入や買換えがなされた農業機械や農業生産設備は、補助の目的に従って相当の期間使用される必要がある。そこで、これら三つの補助金については、補助金交付により取得している資産の財産処分（譲渡、貸付け、担保等）を制限する期間が設けられており、当該期間

は処分制限期間と呼ばれている。

監査の過程で、これら三つの補助金に関する交付要綱及び補助金の申請から交付に至るまでの各種書類を閲覧し、処分制限期間について交付要綱等に記載がなされているか、また、姫路市が補助金の交付対象者に財産管理台帳の作成・提出を要求することにより処分制限期間を管理しているかについて検討を行った。その結果は次のとおりである。

事業（補助金）の区分	処分制限期間	
	要綱等の記載	管理
法人化促進総合対策事業補助金	あり	されている
集落営農法人機械更新支援事業補助金	なし	されている
園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金	なし	されていない

具体的には、法人化促進総合対策事業については、兵庫県中播磨県民センターからの通知に処分制限期間内の財産処分を制限する旨の定めがある。また、姫路市は補助対象者に財産管理台帳の作成・提出を要求しているので、処分制限期間は管理されているといえる。

また、集落営農法人機械更新支援事業については、交付要綱において処分制限期間に関する条項はない。また、姫路市は同要綱において補助対象者に財産管理台帳の作成を義務づけているので、処分制限期間は管理されているといえる。

これらに対し、園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金については、交付要綱において処分制限期間に関する条項はない。また、姫路市は同要綱において補助対象者に財産管理台帳の作成を義務づけていないので、処分制限期間は管理されていないといえる。

以上のように、農業機械又は農業生産設備の導入又は買換えが補助の対象となっている三つの補助金において、処分制限期間についての交付要綱等における取扱い及び姫路市の処分制限期間についての管理の仕方は統一されていない。

補助金を交付する姫路市が処分制限期間を管理しなければ、補助金を通じて取得した資産が取得後短期間で第三者に譲渡されるなどの可能性が生じ、各補助金の交付目的の達成が阻害されるおそれがある。

農政総務課は、園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金について、交付要綱に処分制限期間に関する条項を定めるとともに、同要綱において補助対象者に財産管理台帳の作成を義務づけ、処分制限期間を管理できるようにする必要がある。また、集落営農法人機械更新支援事業補助金について、交付要綱に処分制限期間に関する条項を定める必要がある。  
【結果 4-1】。

## イ 地域農業生産総合振興対策事業における補助金の補助対象経費の範囲について

地域農業生産総合振興対策事業には、法人化促進総合対策事業補助金、集落営農法人機械更新支援事業補助金及び園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金の交付が含まれる。

これらの補助金のうち、園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金及び集落営農法人機械更新支援事業補助金については、姫路市が補助金交付要綱を制定している。また、法人化促進総合対策事業補助金については、兵庫県が事業実施要領を制定している。

園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金及び集落営農法人機械更新支援事業補助金については、交付要綱に補助対象経費に関して次のような定めがある。

### ○ 姫路市園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金交付要綱 (補助対象経費及び補助額)

第3条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象者が園芸・畜産の安定生産に必要な農業機械等を導入するための経費(5万円以上のものに限る。)とする。

### ○ 姫路市集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱 (補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業のうち、買換えに要する経費とする。

以上のように、補助対象経費は、園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金については、「補助対象者が園芸・畜産の安定生産に必要な農業機械等を導入するための経費」とされ、また、集落営農法人機械更新支援事業補助金については、「補助対象事業のうち、買換えに要する経費」とされている。しかし、「補助対象経費」に含まれるものの範囲が明確になっていない。すなわち、「補助対象経費」に、補助対象者が機械や設備等を取得する際に支払う付随費用を含めるのか含めないのか、また、付随費用を含めるとした場合にそれをどこまで含めるのかについて明確になっていない。

なお、付随費用としては、次に例示するようなものがある。

#### 【付随費用の例示】

引取運賃、荷役費、購入手数料、据付費、試運転費 等

「補助対象経費」に含まれるものの範囲が明確になっていない場合、付随費用が発生した場合に、これをどこまで含めたらよいのかについて補助対象者から農政総務課に問い合わせがあっても、担当者によって補助対象とする

か否かの判断が異なってしまう可能性がある。このことは補助金の交付についての公平性を阻害するおそれがある。また、農政総務課の事務処理においても混乱が発生する可能性もある。

農政総務課は、園芸・畜産生産拡大による新規就農者の早期経営安定事業補助金及び集落営農法人機械更新支援事業補助金の補助対象経費について、補助対象者が機械や設備等を取得する際に支払う付随費用をどこまで含めるのかについても交付要綱で明確に定めることが必要である。【結果 4-2】

なお、法人化促進総合対策事業補助金は、姫路市として独自の交付要綱を制定していない。これは、他の二つの補助金と異なり、県の施策で実施する補助金制度として県の要綱が作成されているからである。

しかしながら、他の二つの補助金と同様に補助対象者が機械や設備等を取得する際に支払う付随費用をどこまで含めるのかについて明確になっていないと、担当者によって判断が分かれる可能性がある。したがって、県と密に連携を取り、県の運用について担当者が適切に把握することが望まれる。

【意見 4-1】

#### ウ 集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱における姫路市長の氏名の誤りについて

姫路市集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱は、令和元年6月5日に施行されている。当該補助金の監査の過程において、農政総務課からこの要綱の写しの提供を受け、閲覧を実施した。要綱の写しの冒頭部分を示すと、次のとおりである。

令和元年6月5日

姫路市長 清元泰秀

姫路市集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

姫路市集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の集落営農法人の経営安定に資するため、農業用機械の更新に対し、予算の範囲内で（以下略）……………

冒頭から二つ目の記載事項である姫路市長の職氏名は、「姫路市長 清元泰秀」でなければならないところ、上記の農政総務課から提供を受けた写しでは、「姫路市長 清元泰秀」となっていた。

この要綱は、市役所内の市政情報センターにおいて一般に公開されている

ため、同センターにおいて同要綱を閲覧したところ、冒頭から二つ目の記載事項である姫路市長の職氏名は農政総務課から提供を受けた写しと同様に「姫路市長 清元泰秀」となっていた。

そこで、この要綱の制定に係る決裁書（「姫路市集落営農法人機械更新支援事業補助金交付要綱の制定について」（令和元年5月21日起案・令和元年6月5日決裁））に添付されている同要綱の浄書版を閲覧したところ、やはり冒頭から二つ目の記載事項である姫路市長の職氏名は農政総務課から提供を受けた写しと同様に「姫路市長 清元泰秀」となっていた。

この要綱は、集落営農法人機械更新支援事業補助金の交付に関し、補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項を定めている重要な公文書であるとともに、上述したように、市政情報センターで一般にも公開されているものである。したがって、市長の氏名という重要な事項が誤っている状態で放置されていることについては大きな問題がある。

この要綱の施行日は、平成31年4月の新市長の就任直後ではあるが、同要綱の制定に係る決裁の過程では、農政総務課をはじめとして、市役所内の多くの職員が関わっている。にもかかわらず、文書の冒頭部分の記載事項である市長の氏名という重要な事項の誤りに気が付かなかったということは、要綱案の内容について、十分な検討がなされていないのではないかと捉えられても仕方がない状態である。ひいては、姫路市役所では、果たして業務が適切になされているのであろうか、という疑念を市民に抱かせる可能性も否定できない。

このように、この要綱には制定者の氏名という重要な事項に誤りがあるため、農政総務課は、市長の氏名について修正するための手続きを直ちに行うべきである。

また、今後は、補助金交付要綱のような重要な文書における事項に誤りが発生しないよう、決裁書およびその添付書類（当然に要綱案も含まれる）の内容の確認を、今まで以上に徹底して行う必要がある。【結果 4-3】

## （2）意見

ア 集落営農法人機械更新支援事業補助金の対象となる機械の買換えについて  
集落営農法人機械更新支援事業補助金は、集落営農法人が農業機械の買換えに要する経費を補助の対象としている。

農政総務課によれば、この補助金の対象となる農業機械の「買換え」とは、継続して使用することができなくなったため廃棄する予定の農業機械（アにおいて「旧機械」という。）を新しい機械（アにおいて「新機械」という。）に更新することを意味しているとのことである。

したがって、農政総務課は、この補助金を交付するに当たっては、補助金の交付対象者が旧機械を廃棄したという事実を確認する必要がある。

この点、農政総務課によれば、現在、交付対象者が旧機械を廃棄したという事実については、交付対象者からの聴き取りによってのみ確認を行っているとのことであった。すなわち、廃棄の事実の確認は、口頭によってのみ行われている。

しかし、旧機械の廃棄の事実の確認を口頭によってのみ行った場合、旧機械を廃棄したという事実の証拠力は十分でないと考えられる。このため、農政総務課は、旧機械の廃棄の事実の確認を交付対象者から書面を入手することによって行うことを検討することが必要である。

具体的には、交付対象者から廃棄の事実についての確認書を受領することが考えられる。当該確認書には、旧機械の廃棄年月日及び引取先を交付対象者に記載させることが望ましい。また、交付対象者が引取先から旧機械の引取りに関する証憑を入手している場合には、当該証憑を確認書に添付させることが望ましい。旧機械を下取りに出した場合には、旧機械の下取り価格が記載された新機械の購入代金の明細書等を添付させることが望ましい【意見4-2】。

#### イ 姫路市地域農業再生協議会職員の市庁舎の使用について

経営所得安定対策事業補助金の交付先である姫路市地域農業再生協議会（イにおいて「協議会」という。）の規約によれば、協議会の事務局は農政総務課内に置くとされている。そして、協議会の職員は、平成24年2月29日から、市役所本庁舎（9階農政総務課）内及び夢前事務所（2階北部農林事務所）内において事務スペースを使用している。使用している面積は、いずれも2㎡である。

地方公共団体の庁舎は、公用財産としての行政財産であり、その用途又は目的を妨げない限度において使用を許可することができるとされている（同法第238条の4第7項）。

協議会の職員が市役所本庁舎及び夢前事務所内において使用する事務スペースについては、姫路市の行政財産の一部を姫路市以外の団体が使用していることになるため、行政財産の目的外使用に該当する。

姫路市においては、行政財産の目的外使用にあたっては、姫路市公有財産規則第23条の手続きに従い、市長が使用許可を与えたうえで姫路市以外の者に使用させることが必要となる。

既述のように、協議会の職員は、平成24年2月29日から市役所本庁舎内及び夢前事務所内において事務スペースを使用している。しかし、経営所得安定対策事業補助金についての監査の過程で、姫路市は、令和元年11月30日までは姫路市が協議会にこれらの事務スペースの使用許可を与えていないにもかかわらず、協議会の職員に使用させている状態が続いていたことが判明した。

農政総務課としては、今後、新規事業を実施することになった場合等に、所管する行政財産を市以外の団体に使用させるというような、行政財産の目

的外使用に該当するような状況が生じた場合には、速やかに使用許可を与えるために必要な手続きを行うことが望ましい【意見 4-3】。

#### ウ 姫路市農林漁業まつり実行委員会に対する負担金について

令和元年度の姫路市農林漁業まつりの開催にあたり、姫路市は姫路市農林漁業まつり実行委員会（ウにおいて「実行委員会」という。）に対し、負担金を3,000,000円支出している。なお、姫路市のほか、兵庫西農業協同組合が1,150,000円、姫路市漁民組合連合会が40,000円の負担金を実行委員会に拠出している。

農政総務課によれば、負担金の額については実行委員会の会議において協議され、審議を経て決定されているとのことである。この点、会議の議事録は作成されているものの、負担金額の決定根拠となる協定書は存在しない。

姫路市は、地産地消推進を図ることを目的として、この負担金を支出している。しかし、実行委員会のような任意団体への負担金を支出する場合、その支出の必要性や金額の妥当性を適切に説明できるようになっていなければならない。

そのため、姫路市は実行委員会との間で協定書を作成することで、負担金額等について規定し、支出の根拠を明確にしておくことが望ましい。なお、協定書には、負担金額のほか、対象事業の内容、事業の期間、負担金の精算等についても規定しておくことが望ましい。【意見 4-4】

## 第2節 公の施設の管理運営事業

### 1 石倉峯相の里の管理運営事業

#### (1) 概要

##### ア 施設の概要

施設名称	姫路市石倉峯相の里
所管部局	産業局 農林水産部 農政総務課
設置目的	良好な自然環境を活用し、市民に憩いの場を提供するとともに、地域の特産物を用いた市民交流を通じて地域の活性化を図るため。
施設の内容	管理・研修棟、農家風休憩舎、多目的広場
所在地	姫路市石倉 961-3
建築年月	平成 18 年 11 月
敷地面積	9,744 m <sup>2</sup>
延床面積	212.61 m <sup>2</sup>
建設事業費	132,312 千円

#### <施設写真>



#### イ 令和元年度の指定管理者（平成 30 年度以前に選定）の選定概要

指定管理者	特定非営利活動法人石倉企画
現協定の指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
選定方法（注 1）	非公募
市指針での施設分類（注 2）	基本分類②
非公募とした理由（注 3）	団体の設置目的が施設の設置目的と合致し、市並びに施設と連携して、公益の増進を図ることができる公共的な団体であるため。
経費負担（注 4）	指定管理料制

（注 1）選定方法：公募又は非公募を記載

（注 2）市指針での施設分類：姫路市指定管理者制度導入基本方針（最終改正：平成 31 年 2 月）

における施設分類で、具体的には下記によるものである。

<基本分類①>

施設の管理運営に当たり、高度な安全性、公平性、中立性などが求められる施設は、原則として直営により管理する。

<基本分類②>

市の政策目的を達成する上で拠点的な役割を果たす施設であって、管理運営において市施策との一体化が必要とされる施設については、直営による管理又は非公募により指定管理者制度を導入する。

<基本分類③>

民間事業者のノウハウの導入により、市民サービスの向上や施設の効果的かつ効率的な運営が図られることが期待できる施設については、公募により指定管理者制度を導入する。

<その他例外的な分類①>

以下の条件に当てはまる施設は、直営による管理とすることができることとする。なお、指定管理者制度の導入効果が期待できる直営施設については、諸準備を進め、移行の要件が整ったものから制度導入を図ることとする。

- ・直営の方が低価なコストで管理できる施設
- ・指定管理者制度を導入しても経費節減が見込まれない施設（小規模施設）
- ・近い将来、施設の廃止や大規模改修、民営化等を予定し、又は検討している施設

<その他例外的な分類②>

以下の条件に当てはまる施設は、非公募の指定管理による管理とすることができることとする。

- ・地域の復興・活性化を目的とした地域密着型の施設であって、地域住民等で組織された団体が管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成でき、かつ住民主体のまちづくりの推進が期待できる場合
- ・P F I 事業においてP F I 事業者を指定管理者に指定する場合など、指定管理者となるべき団体が特定される場合
- ・業務の特殊性等によりその施設の適正な管理運営ができる団体の公募が困難であると認められる場合
- ・他の施設との一体的管理が必要な場合
- ・緊急に指定管理者を指定しなければならない場合

(注3) 非公募とした理由：所管課の見解を記載

(注4) 経費負担：指定管理料制、利用料金制（注5）と指定管理料制の併用又は利用料金制で納付金ありを記載

(注5) 公の施設の使用料について指定管理者の収入とすることができる制度で、指定管理者の経営努力が発揮しやすくなると共に、地方公共団体の会計事務の効率化が図られる（地方自治法第244条の2第8項・第9項）。

※ なお、上記（注1）から（注5）までについては、本節、第5章第2節（水産漁港課）及び第7章第2節（北部農林事務所）において同じであるため、当該各節において、（注）を付して説明することを省略する。

ウ 利用状況

区分\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	13,238 人	11,178 人	13,351 人

エ 令和元年度の指定管理料・使用料

指定管理料（歳出）	使用料（歳入）	目的外使用料（歳入）
4,343,000 円	—	—

(2) 監査手続

関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

(3) 監査結果及び意見

ア 監査結果

記載すべき事項はない。

イ 意見

(ア) 月例報告の報告様式について

指定管理者は、姫路市石倉峯相の里指定管理者業務仕様書に従い、「姫路市石倉峯相の里指定管理業務報告書」((ア)において「指定管理業務報告書」という。)により、月例報告(注1)を行っている。指定管理業務報告書は、事業報告のフォーマットにもなっており、月例報告にとどまらず、一部は事業報告(姫路市石倉峯相の里条例第15条、姫路市石倉峯相の里条例施行規則第4条)としても使用されている。

令和元年度の指定管理業務報告書を閲覧したところ、各月の指定管理業務報告書においては、指定管理業務ではない業務(注2)を含めて報告する形式のフォーマットが使用され、実際に参加人数などが記載されていた。指定管理業務でない業務(注2)としては、石倉峯相の里内の民間施設における活動の管理業務や石倉峯相の里周辺地の活動の管理業務などがある。指定管理業務以外の業務の報告は、月例報告の対象ではないので、指定管理業務報告書のフォーマットから項目を削除するか、あるいは、参考情報欄を設けてそこに項目欄を移すなど指定管理業務でないことを明示した記載方法に変更するのが望ましい。【意見 4-5】

(注1) 月次報告に関する規定

○姫路市石倉峯相の里指定管理者業務仕様書(抜粋)

17 報告等

(1) 月例報告

乙は、月ごとの施設等の利用状況及び利用料金の収入状況、管理業務の実施状況、その他本仕様書に定める事項について報告書を作成し、翌月15日までに甲に

報告すること。（以下略）

（注2）指定管理業務報告書に記載されている指定管理業務でない業務の例

- ・ 峯相山の登山を楽しむ（峯相山は、石倉峯相の里に隣接する山）
- ・ 鶏足寺の調査研究（鶏足寺跡の所在地は、峯相山）
- ・ バーベキューを楽しむ（バーベキューサイトは、民間施設）
- ・ 竹炭の製造をするグループ（竹炭製造を行う「峯竹釜」は、民間施設）
- ・ 峯相池のバス釣り（峯相池は、民間所有）  
（上記のいずれの項目（括弧書きの説明を除く）も、指定管理業務報告書フォーマットに予め印字されている）

#### （イ）管理棟研修室の事務所使用について

指定管理者は、公の施設（「石倉峯相の里」内にある公の施設）の管理とは別に、民間施設（「石倉峯相の里」内にある民間施設）の管理を行っており、「バーベキューを楽しむ」という名称でバーベキュー場（民間施設）の運営に関する管理や「竹炭の製造をするグループ」という名称で竹炭製造（民間施設で実施）関連活動に関する管理を行っている。

「バーベキューを楽しむ」の連絡先電話番号と「竹炭の製造をするグループ」の連絡先電話番号を確認したところ、公の施設である管理棟研修室の電話番号が表記されていた。しかし、「バーベキューを楽しむ」と「竹炭の製造をするグループ」の受付業務は、民間施設の管理業務であり、公の施設の管理業務ではない。公の施設の管理業務以外の業務を管理棟研修室で行っているということであるなら、管理棟研修室の一部が指定管理者の事務所として使用されていることになり、目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）申請が必要になる。そのため、実際に管理棟研修室で受付業務が行われているか実態調査を行い、事務所使用に当たるかどうか検討する必要がある。【意見 4-6】

#### （ウ）公の施設と民間施設の混在について

「石倉峯相の里」内にある施設は、全てが公の施設というわけではなく、民間施設が含まれている。公の施設及び民間施設の両施設をもって、「石倉峯相の里」が構成されており、「公」と「民」の混在施設を同じ管理者が管理するという複雑な管理形態となっている。公の施設には主に公法（地方自治法など）が適用され、民間施設には私法（民法など）が適用されるなど、法令上の取扱いにも違いがある。「石倉峯相の里」を利用する利用者は、見た目だけでは施設の「公」と「民」を区別することはできない。指定管理者は、管理業務や報告業務について、管理や報告の混同を起こしやすい。また、同一の管理者が、公の施設の管理と民間施設の管理の両方を行っていることから、経理も複雑になる。例えば人件費について見ると、公の施設の管理に係る人件費と民間施設の管理に係る人件費を分ける必要があるが、こうした対応は非常に難しい。同様に、「石倉峯相の里」は一体運用さ

れているので、人件費に限らず経費の区分経理が難しい。

こうした多くの難題があり、簡単には対処できないので、「石倉峯相の里」については、例えば全体を公の施設にするか、あるいは、逆に全体を民間施設にするなど複雑な管理形態を解消する方法を検討するのが望ましい。

【意見 4-7】

## 2 夢さき夢のさとの管理運営事業

### (1) 概要

#### ア 施設の概要

施設名称	姫路市夢さき夢のさと
所管部局	産業局 農林水産部 農政総務課
設置目的	豊かな自然や景観を生かし、市民に憩いの場を提供するとともに、地域農業の振興と地域の活性化を図るため。
施設の内容	夢やかた（農産物処理加工室、事務室、交流室、そば道場、研修室）、コテージ施設、広場
所在地	姫路市夢前町神種 1281-2
建築年月	平成 4 年 3 月
敷地面積	45,599 m <sup>2</sup>
延床面積	1,033.3 m <sup>2</sup>
建設事業費	約 141,110 千円

#### イ 令和元年度の指定管理者（平成 30 年度以前に選定）の選定概要

指定管理者	有限会社夢前夢工房
現協定の指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
選定方法（注 1）	公募
市指針での施設分類（注 2）	基本分類②
経費負担（注 3）	指定管理料制

#### ウ 利用状況（単位：人）

区分\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
コテージ利用者	990	877	1,210
交流施設利用者	1,554	1,367	1,329
レストラン・売店	21,317	19,737	18,435

#### エ 令和元年度の指定管理料支出・使用料収入

指定管理料（歳出）	使用料（歳入）	目的外使用料（歳入）
16,607,000 円	3,966,630 円	401,730 円

<施設写真>



(2) 監査手続

関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

(3) 監査結果及び意見

ア 監査結果

(ア) 農家レストラン「夢工房」(自主事業)の目的外使用許可申請について

指定管理者は、公の施設内にある「夢やかた」(二階建て建物)の一部を使用して、自主事業として、利便施設である農家レストラン「夢工房」及び売店を運営している。指定管理者は、「夢工房」及び売店の運営に当たり、市に対し行政財産の目的外使用許可(地方自治法第238条の4第7項)申請を行い、市から目的外使用許可を受けて、市に目的外使用料を支払っている。「夢工房」及び売店に係る目的外使用許可申請の対象は、厨房、交流室(レストラン屋内のテーブル及び椅子の設置場所)、売店及び事務所部分となっている。

しかし、「夢工房」のレストラン事業については、実際には、屋内にとどまらず、屋外の中庭にもテーブル及び椅子が設置され、そこでもレストランの食事を食べることができる。また、中庭では、「手ぶらでバーベキュー」という名称のバーベキューサービス(レストランが食材を用意し、バーベキューができるようにプロパンガスコンロ等が設置されている。事前に予約が必要。)が行われており、誰でも予約すれば食材の持ち込みをせずに、バーベキューを楽しむことができる。

このように、屋内のみならず屋外の中庭においても自主事業が行われている状況であるので、指定管理者は、屋内だけでなく中庭(レストランの食事提供場所及びバーベキュー場)についても目的外使用許可を受ける必要がある。【結果4-4】また、市は、許可する場合、屋内だけでなく中庭部分も目的外使用料の算定対象に含める必要がある。【結果4-5】

## (イ) 使用許可申請手続について

指定管理者は、「夢さき夢のさと」のホームページにおいて、コテージ、そば道場、農産物処理加工室及び研修室の使用を申し込む場合の手続を示しており、それを要約すると、次の通りとなっている。

施設名	使用の申込期間	使用の申込方法
コテージ	2か月前の月の初日から前日まで	電話のみの受付
そば道場	－（記載なし）	※
農産物処理加工室	－（記載なし）	電話予約
研修室	－（記載なし）	要予約

※ そば道場については、指定管理者が実施している自主事業である「そば打ち体験」の申込案内（電話予約）が示されている。「そば打ち体験」に参加しないで、そば道場を使用する場合の案内はない。

なお、コテージについては、ホームページ上、キャンセルに関する記述もあり、「取消しは7日前までに必ず連絡してください。（以降については利用料は返還できません）」と記載されている。

しかし、上記の使用申込の手続は、姫路市夢さき夢のさと条例施行規則（(イ)において「規則」という。）で定められた使用許可申請手続（注1）とは期間や方法が違っている。規則では、使用しようとする日（使用期日）の属する月の6箇月前の月の初日から使用期日の3日前までに使用許可申請書を提出しなければならないとされている。また、キャンセル（取消し）の取扱いも規則と異なっている。公の施設の管理は、規則に従って行う必要があり、市は、指定管理者に対し、規則に従った使用許可申請（の受付）を行うよう指導する必要がある。あるいは、指定管理者の使用許可申請（の受付）方法を認めるつもりであるならば、その前に規則を改正する必要がある。【結果4-6】

なお、規則における「使用期日の3日前までに使用許可申請書を提出しなければならない」という規定は、特にコテージでは、遠方からの利用者が多いこともあり、利用者にとってはかなり厳しい要件である。また、姫路市の別の公の施設で、同様にコテージを有する「グリーンステーション鹿ヶ壺」では、3日前までという要件がなく、申請書提出が困難な場合には電話等による申請も容認しており（「姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例施行規則」（注2）による。）、同じ市営のコテージでありながら、使用許可申請の申請者負担に大きな違いがあり、均衡が取れていない。改善に当たっては、こうした点にも注意を払う必要がある。

（注1）使用許可の申請に関する規定

○姫路市夢さき夢のさと条例施行規則（抜粋）

（使用許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の規定により、農産物処理加工室、研修室、そば道場又はコ

ページの使用について、市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ姫路市夢さき夢のさと使用許可申請書（以下「使用許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 使用許可申請書は、使用しようとする日（以下「使用期日」という。）の属する月の6箇月前の月の初日から使用期日の3日前までに提出しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の還付）

第9条 条例第12条ただし書の規定により使用料を還付することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

（1）条例第9条第3号又は第4号に該当する場合 既納の使用料の全額

（2）災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額

（3）施設の使用を中止しようとする使用者から次に掲げる期日までに使用中止届があった場合において、市長がやむを得ない理由があると認める場合

ア 使用期日前30日までの場合 既納の使用料の5割に相当する額

イ 使用期日前10日までの場合 既納の使用料の3割に相当する額

- 2 使用料の還付を受けようとする者は、夢のさと使用料還付申請書を市長に提出しなければならない。

○姫路市夢さき夢のさと条例（抜粋）

（使用料の還付）

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第9条第3号若しくは第4号に該当するとき、又は使用者の都合により夢のさとを使用しないことについて市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（注2）類似施設（グリーンステーション鹿ヶ壺）の使用許可の申請に関する規定

○姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺条例施行規則（抜粋）

（使用許可の申請）

第2条 条例第5条第1項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ姫路市立グリーンステーション鹿ヶ壺使用許可申請書（以下「使用許可申請」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、これによることが困難なときは、あらかじめ電話等により申請することができるものとする。

## イ 意見

### （ア）「そば打ち体験」の自主事業について

指定管理者は、公の施設内の「そば道場」において、「そば打ち体験」の自主事業を行っている。「そば道場」の使用料は、条例において1人1回110円（消費税込み）と定められており、一方、「そば打ち体験」の参加料は、「夢さき夢のさと」のホームページ上1人1,100円（消費税込み）と表記されている。指定管理者は、「そば打ち体験」の参加者から1人当たり1,100円を収受して、（その内、1人当たり110円が使用料の受託徴収であるの

で、) 後日、市に「110 円×参加人数」の金額を納付書により納入している。残りの 1 人当たり 990 円は、指定管理者の収入となっており、材料費や労務費に充てられている。

この「そば打ち体験」の自主事業の使用目的・使用者については、所管課の見解は、「目的使用で、使用者は、そば打ち体験に申し込んだ参加者」というものであり、当該参加者が使用許可申請する方法を採っている。しかし、参加者は、電話予約の段階では、そば道場の使用許可を求める自覚が乏しく、単に「そば打ち体験」の参加申込みをしていることが想定される。下記の事実関係も踏まえると、「そば打ち体験」は、目的外使用で、使用者は、そば打ち体験を主催する指定管理者自身という状況に近いと言える。そのため、こうした利用実態を踏まえて、使用許可の考え方や方法を再整理・再検討する必要がある。【意見 4-8】

- ・ 指定管理者は、参加者から材料費や指導料等を含めて 1 人当たり 1,100 円を受け取り、その内 1 人当たり 110 円を市に納付しており、「そば打ち体験」には商行為性がある。
- ・ 指定管理者は、「そば打ち体験」の主催者であり、そば粉の提供、そば打ちの指導サービス、打ったそばの調理サービス（ゆでて盛り付けること）及びそばを食事する場所の提供を行っている。
- ・ 「そば道場」については、指定管理者の自主事業である「そば打ち体験」以外の利用（設備や場所のみの利用）がほとんどない。利用実績からは、「そば道場」は、「そば打ち体験」事業を実施するための設備や場所になっている状態である。
- ・ 指定管理者は、「夢さき夢のさと」のホームページで、「そば道場」については、参加料 1 人当たり 1,100 円の「そば打ち体験」に関する広報のみ行っており、使用料 1 人当たり 1 回 110 円での設備・場所の利用を想定した広報を行っていない。

#### (イ) 研修室の利用状況について

研修室は、公の施設内の「夢やかた」の 2 階に設置されており、定員は、指定管理者の「夢さき夢のさと」のホームページによると 40 名となっている。使用料は、姫路市夢さき夢のさと条例において、1 時間当たり 550 円（消費税込み）と定められている。

研修室について、令和元年度の利用状況を見ると、利用実績が非常に少なかった（令和元年においては、7 月 20 日、8 月 25 日及び 9 月 22 日の 3 日間しか利用されていない。）また、「夢さき夢のさと」のホームページでは、研修室については利用料金のみ記載されており、それ以外に特に利用促進に関する記載項目は見当たらなかった。

利用実績が乏しいこと及び広報（注）が不十分であることから、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。【意見 4-9】

(注) 広報に関する規定

○姫路市夢さき夢のさと指定管理者業務仕様書（抜粋）

10 広報活動

以下に掲げる各種の媒体を活用し、夢さき夢のさとの広報に努め、夢さき夢のさとの利用の促進を図ること。（以下略）

(ウ) 農産物処理加工室の利用状況について

農産物処理加工室は、公の施設内の「夢やかた」の1階に設置されており、定員は、指定管理者の「夢さき夢のさと」のホームページによると20名となっている。使用料は、姫路市夢さき夢のさと条例において、1時間当たり1,100円（消費税込み）と定められている。

農産物処理加工室について、令和元年度の利用状況を見ると、利用実績が全くなかった。「夢さき夢のさと」のホームページでは、調理室レンタルとして広報され、写真の掲載に加え、「調理室の貸出も行っております。調理実習や婚活イベント等にご活用ください」と記載されている。

令和元年度の利用実績が全くなかったこと、また、農産物処理加工室ではなく調理室（又は調理室レンタル）と表記されており、名称が違っている（同意味でもない）こと、さらに、婚活イベントは農産物処理加工室の設置目的との関係が不明瞭であることから、利用促進策及び広報については、改善の検討が望まれる。【意見4-10】

なお、利用実績がなかったことについて、利用促進策を進めても利用が見込めない状況であるならば、農産物処理加工室について、施設のあり方を検討するべきである。【意見4-11】

(エ) キャンプ場内にある調理場・トイレについて

キャンプ場エリア内（北側にある出入口から見て南側近くの中央あたり）には、調理場・トイレ（一の建物（平屋）で、調理場部分とトイレ部分がある。）が設置されている。

公有財産台帳を見ると、この調理場・トイレは、加工施設と表記されており、行政財産・公共用とされていることから、建設当初は住民が利用する農産物等の加工施設であった可能性がある。現在では、キャンプ場エリア全体は鳥獣対策のための金網で囲われ、調理場・トイレは、見た目の上ではキャンプ場の付帯施設のような状況となっている。指定管理者は、キャンプ場を自主事業として運営しており、キャンプ場広場については、市から目的外使用許可（地方自治法第238条の4第7項）を受け、市に目的外使用料を支払っている。一方、調理場・トイレについては、目的外使用許可申請の対象とはなっていない。トイレ部分については、キャンプ場エリアの出入口が施錠されておらず、キャンプ場利用者以外の者が利用することも想定できるが、調理場部分については、キャンプ場利用者の利用を想定した施設として扱うことが望ましい。指定管理者とも協議して、調理

場部分を目的外使用許可申請の対象とする方向（併せて、目的外使用料の算定対象に加える方向）で検討することが望まれる。【意見 4-12】

#### (オ) キャンプ場の大型テントについて

キャンプ場エリア内の東側近くに大型テントが設置されている。テントと称しているが、簡易なものではなく、土台をコンクリートで固めたステージを備えた堅牢な構築物である。公有財産（地方自治法第 238 条）に該当する建築物と言えるが、公有財産台帳（注）には記録されていなかった。市町合併前の旧夢前町時代から記録がなかったか、あるいは、市町合併後の姫路市への引継ぎが不十分であった可能性があり、記録の復元は難しいかもしれないが、公有財産台帳に記録し直すことが望ましい。【意見 4-13】

（注）公有財産台帳に関する規定

##### ○姫路市公有財産規則（抜粋）

###### 第 7 章 台帳

（台帳の作成）

第 39 条 管財課長は、公有財産台帳を調製して、法第 238 条第 1 項に掲げる種類及び同条第 2 項に定める分類に従い、次に掲げる事項を記載して、変動の都度整理しておかなければならない。（以下略）

（台帳の価格）

第 40 条 公有財産台帳に登録すべき価格は、次の各号に定めるところによる。

(1) 購入、交換、寄附及び遺贈に係るものは、その取得時における評価額

（途中略）

(4) 新築又は増築に係るものは、建築費

（以下略）

#### (カ) 月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について

事業報告のうち「管理業務の実施状況」については、月例報告をもって報告済みとされている。また、月例報告の「管理業務の実施状況」に係る部分は、日々の指定管理業務日誌を 1 か月分コピーして提出されたものであり、1 か月分の要約を報告する形式とはなっていない。そのため、月例報告及び事業報告（「管理業務の実施状況」に係る部分）が、日次ベースの報告書類である指定管理業務日誌のコピーファイルという状況になっている。こうした 1 か月分又は 1 年分（月間営業日又は年間営業日の日数分）の指定管理業務日誌のコピーをもって月例報告又は事業報告書とするのは、一覽性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。

月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」については、月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。（注）【意見 4-14】

(注) 事業報告に関する規定

○姫路市夢さき夢のさと条例（抜粋）

（事業報告書の提出）

第 23 条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合  
にあっては、その取り消された日以後）、法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告  
書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

○姫路市夢さき夢のさと条例施行規則（抜粋）

（事業報告書）

第 14 条 条例第 23 条に規定する事業報告書は、毎年度終了後 45 日以内に次に掲げる  
事項を記載して提出するものとする。

- （1）管理業務の実施状況
- （2）夢のさとの利用状況
- （3）管理経費等の収支状況
- （4）前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するために市  
長が必要と認める事項

○姫路市夢さき夢のさと指定管理者業務仕様書（抜粋）

17 報告等

（1）月例報告

乙は、月ごとの施設等の利用状況及び使用料の収入状況、管理業務の実施状況、  
その他本仕様書に定める事項について報告書を作成し、受託徴収金計算書にあって  
は翌月 5 日までに、その他の報告書にあっては翌月 10 日までに甲に報告すること。

（2）事業報告

乙は、毎年度終了後 45 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成  
し、甲に提出すること。（途中略）

- ① 管理業務の実施状況
- ② 夢のさとの利用状況
- ③ 管理経費等の収支状況
- ④ 前 3 号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するために  
市長が必要と認める事項

（以下略）

### 3 はやしだ交流センターの管理運営事業

#### (1) 概要

##### ア 施設の概要

施設名称	姫路市はやしだ交流センター
所管部局	産業局 農林水産部 農政総務課
設置目的	地域資源を活用し、市民の交流と健康の増進を図るとともに、地域農業の振興に資するため。
施設の内容	交流施設（温浴施設等）、農産物直売所、広場
所在地	姫路市林田町口佐見 386
建築年月	平成 19 年 1 月
敷地面積	10,269 m <sup>2</sup>
延床面積	1,375 m <sup>2</sup>
建設事業費	187,851 千円

##### <施設写真>



##### イ 令和元年度の指定管理者（平成 30 年度以前に選定）の選定概要

指定管理者	林田地域振興組合
現協定の指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
選定方法	非公募
市指針での施設分類	基本分類②
非公募とした理由	地域の振興・活性化を目的として地域密着型の施設であって、地域住民等で組織された団体が管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成でき、かつ住民主体のまちづくりの推進ができるため。
経費負担	利用料金制及び指定管理料制の併用

## ウ 利用状況（単位：人）

区分\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入浴者	107,087	101,250	89,940
交流施設利用者	9,143	8,353	9,555
足湯・食堂利用者	36,410	34,426	30,578

※ 足湯・食堂利用者数は入浴者に対する推計値で算出

## エ 令和元年度の指定管理料支出・使用料収入

指定管理料（歳出）	使用料（歳入）	目的外使用料（歳入）
28,326,240 円	—	723,840 円

（注）利用料金制を採っているため、施設の利用料金は指定管理者の収入となり、目的外使用料のみが市の収入となる。

### （2）監査手続

ア 関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

イ はやしだ交流センターに往査し、現地において使用許可等に関する資料を閲覧し、施設職員への質問を行った。また、施設及び農産物直売所の視察を行った。

### （3）監査結果及び意見

#### ア 監査結果

##### （ア）談話室におけるカイロサービス事業について

指定管理者は、自主事業として、はやしだ交流センターの温浴施設の建物に併設された談話室において、カイロサービス事業を行っている。自主事業に関する事業計画書によれば、談話室で専門施術師がカイロプラクティックサービスを行い、指定管理者は、その専門施術師から施術料の 25% を手数料として収受することになっている。

##### <カイロサービス事業の状況>

- ・ 専門施術師は、利用者から施術料を収受する収益事業を行っている。
- ・ 指定管理者は、専門施術師から施術料の 25% を手数料として収受している。
- ・ カイロサービス事業は、指定管理者の自主事業として行われている。

談話室は、専門施術師によるカイロサービス事業以外の利用実績がなく（少なくとも、レビューした令和元年度においては、他の利用実績がなかった）、カイロサービス事業専用の部屋になってしまっており、施設の平等な利用の確保（「姫路市はやしだ交流センターの管理に関する基本協定書（注）」などによる）が図られているとは言えず、改善が必要である。【結果 4-7】

なお、所管課は、カイロサービス事業については、目的使用で使用者を

専門施術師と扱っているが、上記のような状況を踏まえると、目的使用とすることや使用者を専門施術師とすることには疑問がある。目的外使用とし、使用者を指定管理者とする方が、実態に即している可能性があり、使用許可の考え方や方法を再整理・再検討する必要がある。

(注) 施設の平等な利用の確保に関する規定

○姫路市はやしだ交流センターの管理に関する基本協定書（抜粋）

第4条 乙は、センターが公の施設であることを常に念頭において公平な運営を行うものとし、市民等の平等な利用を確保しなければならない。

(以下略)

### (イ) 農産物直売所における使用許可について

はやしだ交流センターにある農産物直売所は、地元で生産された農産物等を販売する場として設置された施設である。

指定管理者は、農産物直売所において、指定管理業務として、地元で生産された農産物等を販売する場を提供する業務（レジ業務では受託販売として処理しているが、業務自体は指定管理業務に当たる。）を行うとともに、併せて、地元以外の農産物等の受託販売（農産物等の事業者から見れば委託販売。（3）において「受託販売」という。）及び農産物等の仕入販売（指定管理者自身が、市場等から農産物等を仕入れて販売すること。（3）において「仕入販売」という。）も行っている。

地元で生産された農産物等を販売する場を提供する業務については、指定管理者は、目的使用として、使用許可申請を受け付け、使用許可している。しかし、受託販売及び仕入販売については、目的使用としての使用許可申請及び目的外使用としての許可申請のいずれも実施されていない。受託販売の一部は目的使用に当たるものが含まれる可能性があるが、受託販売の多く及び仕入販売については、目的外使用に当たる。

指定管理者は、受託販売及び仕入販売について、目的使用に当たるものは、使用許可手続（使用許可申請の受付及び使用許可など）を行い、目的外使用に当たるものは、市に対し、目的外使用許可申請を行い、目的外使用許可を受ける必要がある。【結果4-8】また、市は、目的外使用を許可する場合、目的外使用料の算定対象に、その許可部分を含める必要がある。

#### 【結果4-9】

なお、地元で生産された農産物等を販売する場を提供する業務並びに受託販売及び仕入販売は、一体で運営（農産物の配置やレジ業務など）されており、地元農産物等の季節変動、採算性、利用者の利便性などを考慮すると、農産物直売所を目的使用部分と目的外使用部分に分けた状態で固定化して運営・管理することは現実的ではなく、全てを自主事業のように運営・管理せざるを得ない状況も想定される。こうした状況を追認するのであれば、条例改正案の立案も必要と考えられ、農産物直売所の在り方を一から考え直す必要がある。

## イ 意見

### (ア) 調理実習室の利用状況について

はやしだ交流センターには調理実習室が設けられているが、利用が低調であり、令和元年度では、午前1回、午後1回及び夜間1回の計3回（いずれも12月）しか利用されていなかった。また、指定管理者のはやしだ交流センターのホームページにおいては、調理実習室に関する案内や説明がなかった。

利用実績が乏しいこと及び広報（注）が不十分であることから、利用促進策及び広報について改善の検討が望まれる。【意見 4-15】

（注）広報に関する規定

○姫路市はやしだ交流センター指定管理者業務仕様書（抜粋）

#### 10 広報活動

以下に掲げる各種の媒体を活用し、センターの広報に努め、センターの利用の促進を図ること。（以下略）

### (イ) 物販事業に係る自主事業収支状況報告書について

業務仕様書によれば、自主事業に係る経費については、指定管理料とは別に経理し、自主事業実施報告書において併せて報告することとされている（注）。指定管理者は、自主事業収支状況報告書として、物販事業に係る損益計算書を提出している。

しかし、その物販事業に係る損益計算書を閲覧したところ、指定管理業務から生じる収支が含まれていた。物販事業には、売店と農産物直売所があり、農産物直売所では、①指定管理業務である「地元で生産された農産物等を販売する場」の提供、②指定管理者による農産物等の受託販売及び③指定管理者による農産物等の仕入販売が行われている。売店並びに②及び③は、自主事業であるが、①は、自主事業ではない。

利用料金制を採用しているので、指定管理業務に係る収支も自主事業に係る収支も全て指定管理者の収支となるが、経理上は分けることが求められており、改善の検討が必要である。【意見 4-16】

（注）自主事業収支状況報告書に関する規定

○姫路市はやしだ交流センター指定管理者業務仕様書（抜粋）

#### 15 自主事業の実施

（途中略）

#### （4）自主事業に係る経費

自主事業に係る経費については、乙の負担とし甲が支払う指定管理料とは別に経理し、自主事業実施報告書において併せて報告すること。

## 4 林田チャレンジ農園の管理運営事業

### (1) 概要

#### ア 施設の概要

施設名称	姫路市林田チャレンジ農園
所管部局	産業局 農林水産部 農政総務課
設置目的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るため。
施設の内容	農地・普通農園 約 35 m <sup>2</sup> /区画 (30 区画) ・露地区画 約 100 m <sup>2</sup> /区画 (6 区画) ・ハウス区画 約 175 m <sup>2</sup> /区画 (6 区画) 管理棟 (便所・事務所・更衣室・農機具倉庫)
所在地	姫路市林田町口佐見 380-2
建築年月	令和 2 年 4 月
敷地面積	6,042 m <sup>2</sup>
延床面積	110.00 m <sup>2</sup>
建設事業費	77,793 千円

#### <施設写真>



#### イ 令和 2 年度の指定管理者 (令和元年度に選定) の選定概要

指定管理者	林田地域振興組合
現協定の指定期間	令和 2 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 3 1 日
選定方法	非公募
市指針での施設分類	基本分類②
非公募とした理由	地域の振興・活性化を目的として地域密着型の施設であって、地域住民等で組織された団体が管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成でき、かつ住民主体のまちづくりの推進ができるため。
経費負担	指定管理料制

## ウ 利用状況

令和2年4月に開設され、利用開始は令和2年度からとなっている。

## (2) 監査手続

関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集及び選定に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

## (3) 監査結果及び意見

### ア 監査結果

記載すべき事項はない。

### イ 意見

#### (ア) 林田チャレンジ農園の使用料の規定について

林田チャレンジ農園の年間使用料については、姫路市市民農園条例((ア)において「条例」という。)の第10条(注1)で1区画当たりの上限額が定められ、姫路市市民農園条例施行規則((ア)において「規則」という。)の第7条(注2)及び別表(第7条関係、(ア)において「別表」という。)で1区画当たりの具体的な金額が定められている。別表の内、林田チャレンジ農園に係る部分を抜き出すと、次の通りとなっている。

○姫路市市民農園条例施行規則 別表(第7条関係) (抜粋)

種類	年間使用料
姫路市林田チャレンジ農園 普通農園	18,000 円
姫路市林田チャレンジ農園 栽培講習付き農園(露地区画)	84,000 円
姫路市林田チャレンジ農園 栽培講習付き農園(ハウス区画)	105,000 円
姫路市林田チャレンジ農園 栽培講習付き農園(露地区画及びハウス区画)	156,000 円

条例第10条は、「1区画当たり」の年間使用料に関して定めているが、上記の別表の一番下の「姫路市林田チャレンジ農園 栽培講習付き農園(露地区画及びハウス区画)」の部分については、「1区画当たり」の料金規定とは読めず、2区画のセット料金規定と読める。年間使用料が156,000円と、栽培講習付き農園(露地区画)の84,000円と栽培講習付き農園(ハウス区画)の105,000円の単純合計189,000円よりも安い金額に定められていることから、共通する栽培講習の料金相当を割り引いたセット料金と解釈すべきである。一般的に、区画とは、土地をいくつかの部分に区切り、その区切った一つ一つを指す言葉であるから、露地区画及びハウス区画を合わせて1区画と解釈するのは無理がある。露地区画で1区画、ハウ

ス区画で1区画であるから、露地区画及びハウス区画では2区画と考えるべきである。

従って、「1区画当たり」という部分について、条例と整合するように、別表の規定の文言を再検討する必要がある。【意見4-17】

また、条例第10条における規則委任の範囲に、2区画のセット料金（露地区画及びハウス区画の料金を、露地区画の料金とハウス区画の料金の単純合計とは異なる金額に設定すること）を決めることまで含まれていると考えるのは難しく、この点からも再検討が必要である。

（注1）姫路市市民農園条例（抜粋）

（使用料）

第10条 使用料は、1区画当たり年額31,000円（栽培講習を伴う区画又はビニールハウス若しくはログハウスを備えた区画にあっては156,000円）以内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（注2）姫路市市民農園条例施行規則（抜粋）

第7条 条例第10条に規定する使用料の額は、農地1区画につき別表左欄に掲げる種類の区分に応じ、同表右欄に掲げる年間使用料の額とする。

（以下略）

#### （イ）チャレンジ農園区画（栽培講習付き農園：露地区画及びハウス区画）について

林田チャレンジ農園には、普通農園区画、露地区画及びハウス区画があり、普通農園区画は単独で貸し出され、露地区画とハウス区画は、開園初年度の令和2年度においては栽培講習付きのチャレンジ農園区画として両方セットで貸し出されている。各区画の1区画当たりの面積は、普通農園区画が約35㎡、露地区画が約100㎡、ハウス区画が約175㎡となっている。

チャレンジ農園区画は、露地区画とハウス区画の両方の面積を合わせると約275㎡もあり、市民農園としては異例の大きな規模の面積である。栽培できる農産物の量は、非常に多く、自家消費しきれないことも想定される。こうした規模の貸し出しも用意しているのは、本格的な農業体験を可能にし、利用者の中から、今後農業を始める人が出てくることまで期待しているからである。利用者は、希望すれば、林田地域の農家等で構成される林田農産物直売会に加入して（チャレンジ農園区画だけでなく普通農園区画の利用者も加入できる）、はやしだ交流センターの農産物直売所で、栽培した農産物を販売してもらえることができる。

しかし、現状の姫路市における市民農園は、家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るために設置されており（注）、設置目的からは少し外れる可能性があるため、農業を始めようとする人を支援・応援することを設

置目的に加える（立案の）検討を行うことが望ましい。【意見 4-18】

（注）姫路市市民農園の設置目的

○姫路市市民農園条例（抜粋）  
 第1条 都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るため、姫路市市民農園（以下「市民農園」という。）を設置する。

## 5 仁色ふるさと農園の管理運営事業

### （1）概要

#### ア 施設の概要

施設名称	姫路市仁色ふるさと農園
所管部局	産業局 農林水産部 農政総務課
設置目的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るため。
施設の内容	農地 約 35 m <sup>2</sup> /区画（202 区画）、果樹園（すもも他植栽）、管理棟（休憩室・便所・事務所・シャワー室）、農機具収納庫、あずま屋
所在地	姫路市船津町 4468-1
建築年月	平成 6 年 4 月
敷地面積	14,000 m <sup>2</sup>
延床面積	209.4 m <sup>2</sup>
建設事業費	約 99,658 千円

#### イ 令和元年度の指定管理者（平成 30 年度以前に選定）の選定概要

指定管理者	仁色地域営農生産組合
現協定の指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	非公募
市指針での施設分類	基本分類②
非公募とした理由	地域の振興・活性化を目的として地域密着型の施設であって、地域住民等で組織された団体が管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成でき、かつ住民主体のまちづくりの推進ができるため。
経費負担	指定管理料制

#### ウ 利用状況

区分\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入園区画数	85	73	69
入園者数	67 人	57 人	55 人
入園率	42.1%	36.1%	34.2%

<施設写真>



工 令和元年度の指定管理料支出・使用料収入

指定管理料（歳出）	使用料（歳入）	目的外使用料（歳入）
1,675,000 円	1,207,665 円	—

(2) 監査手続

関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

(3) 監査結果及び意見

ア 監査結果

記載すべき事項はない。

イ 意見

(ア) 清掃作業報告書について

業務仕様書における清掃業務の項では、清掃作業報告書の提出に関し、業務日誌により整理し、当月分を翌月 10 日までに報告すると定められている（注）。管理日誌（業務日誌のこと）を閲覧して清掃業務に関する報告状況をレビューしたところ、清掃作業に関する項目を記載するための専用の欄が設けられておらず、当日の管理担当者は、清掃を行った場合、「記載事項」欄（余白のスペースで、文章などを書くことができる）に清掃内容などを記載することにより報告していた。なお、「記載事項」欄に何も記載されず空欄になっている管理日誌も多い（半数より少し多い程度）。

しかし、清掃作業は、一般的事項の作業基準として日常作業が 9 項目及び定期作業が 3 項目設けられ、さらに部屋ごとの作業基準として清掃作業基準表（16 項目）が設けられるなど、作業項目は少なくない。管理日誌に作業項目欄（チェック欄）などが設けられることなく、実施した作業内容

を余白スペース（記載事項欄）に記載する方法では、実施すべき項目がもれなく実施されているか確認するのが難しい。また、記載がない場合に、実施していないのか、あるいは、実施はしているが記載し忘れたのか、区別できない。

例えば月例報告において、作業項目欄を設けてチェックを入れる報告形式を求めるなど、清掃作業報告の改善方法について検討する必要がある。

【意見 4-19】

（注）清掃作業報告書に関する規定

○姫路市仁色ふるさと農園指定管理者業務仕様書（抜粋）

6 清掃

（途中略）

（6）清掃作業報告書の提出

清掃作業を業務日誌により整理し、当月分を翌月 10 日までに、甲に報告すること。

（イ）月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について

事業報告のうち「管理業務の実施状況」については、月例報告をもって報告済みとされている。また、月例報告の「管理業務の実施状況」に係る部分は、日々の管理日誌を 1 か月分コピーして提出されたものであり、1 か月分の要約を報告する形式とはなっていない。そのため、月例報告及び事業報告（「管理業務の実施状況」に係る部分）が、日次ベースの報告書類である管理日誌のコピーファイルという状況になっている。こうした 1 か月分又は 1 年分（月間営業日又は年間営業日の日数分）の管理日誌のコピーをもって月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。

月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」については、月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる。【意見 4-20】（注）

（注）月例報告及び事業報告に関する規定

○姫路市市民農園条例（抜粋）

（事業報告書の提出）

第 23 条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日以後）、法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書を、規則で定めるところにより、市長に提出しなければならない。

○姫路市市民農園条例施行規則（抜粋）

（事業報告書）

第 15 条 条例第 23 条に規定する事業報告書は、毎年度終了後 45 日以内に次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

（1）管理業務の実施状況

<p>(2) 市民農園の利用状況</p> <p>(3) 管理経費等の収支状況</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項</p>
<p>○姫路市仁色ふるさと農園指定管理者業務仕様書（抜粋）</p> <p>17 報告等</p> <p>(1) 月例報告</p> <p>乙は、月ごとの施設等の利用状況、管理業務の実施状況、その他本仕様書に定める事項について報告書を作成し、翌月10日までに甲に報告すること。</p> <p>(2) 事業報告</p> <p>乙は、毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出すること。（途中略）</p> <p>① 管理業務の実施状況</p> <p>② 市民農園の利用状況</p> <p>③ 管理経費等の収支状況</p> <p>④ 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項</p> <p>（以下略）</p>

#### (ウ) 決算書類の提出について

業務仕様書では、指定管理者に対し、決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）の提出を求めている（注）が、令和元年度について提出がない。（指定管理業務収支報告書の提出はある。）

指定管理者は、仁色ふるさと農園の指定管理業務しか行っておらず、自主事業も行っていないため、決算書類と指定管理業務収支報告書が似た内容になるという事情があり、決算書類の提出が不要と勘違いした可能性があるが、業務仕様書に従った報告とは言えない。市は、指定管理者に対して、決算書類を提出するよう指導することが望まれる。【意見4-21】

（注）決算書類の提出に関する規定

<p>○姫路市仁色ふるさと農園指定管理者業務仕様書（抜粋）</p> <p>17 報告等</p> <p>（途中略）</p> <p>(4) その他の報告</p> <p>指定期間中において、乙の毎事業年度（会計年度）終了後、定款等乙の根本規則に基づき作成した決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を速やかに提出すること。</p>
---

#### (エ) 指定管理者制度導入のメリットについて

仁色ふるさと農園の指定管理者には、民間事業者が選任されているが、

使用許可権限が付与されておらず（使用許可は市長の権限であり、利用者は、指定管理者ではなく市長に使用許可申請を行う。）、使用料の徴収も行っていない（使用料徴収事務は指定管理者に委任されておらず、利用者は、指定管理者ではなく市長に使用料を納付する。）。また、指定管理者は、自主事業の提案を行っておらず、自主事業を行っていない。そのため、仁色ふるさと農園に係る指定管理業務は、主として市民農園の施設及び設備の維持管理に限られている。（注）

指定管理者制度導入のメリット（特に、民間事業者を指定管理者とする場合）は、一般的に、公の施設の利用料の低料金化、指定管理者に対する委託料金の低減、あるいは、民間経営者の発想を取り入れて利用者数の増加やサービス・利用者満足度の向上を図ることなどが挙げられる。しかし、使用許可や使用料の徴収に関する事務がなく、自主事業も行われていない現状では、民間経営者の創意工夫を発揮できる場面があまりなく、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続する必要があるか再検討するとともに、継続する場合は、例えば自主事業を積極的に行うなど民間経営者の発想を活かせる場面を増やす制度設計が望まれる。【意見 4-22】

（注）仁色ふるさと農園における指定管理者の業務の範囲

○姫路市市民農園条例（抜粋）

（指定管理者の業務の範囲）

第 22 条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第 2 条の 2 第 1 号及び第 3 号に掲げる事業を行うこと。
- (2) 使用許可に関すること（姫路市林田チャレンジ農園（栽培講習を伴う区画を除く。）に限る。）。
- (3) 使用料の徴収、減免及び還付に関すること（姫路市林田チャレンジ農園（栽培講習を伴う区画を除く。）に限る。）。
- (4) 市民農園の施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市民農園の管理に関し市長が必要と認めること。

## 6 南恒屋ふれあい農園の管理運営事業

### (1) 概要

#### ア 施設の概要

施設名称	姫路市南恒屋ふれあい農園
所管部局	産業局 農林水産部 農政総務課
設置目的	都市住民に野菜、花等の栽培を通じて土に親しむ場を提供することにより、その家族ぐるみでの健康的な余暇活動の普及を図るため。
施設の内容	農地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通農園A 約 30 m<sup>2</sup>/区画 (72 区画)</li> <li>・普通農園B 約 50 m<sup>2</sup>/区画 (13 区画)</li> <li>・プランター農園 約 2 m<sup>2</sup>/区画 (6 区画)</li> <li>・ログハウス付き農園 約 50 m<sup>2</sup>/区画 (10 区画)</li> </ul> 管理棟 (休憩室・便所・事務所・シャワー室・農機具庫)
所在地	姫路市香寺町恒屋 551-17
建築年月	平成 16 年 4 月
敷地面積	13,367 m <sup>2</sup>
延床面積	218.32 m <sup>2</sup>
建設事業費	約 119,475 千円

#### <施設写真>



#### イ 令和元年度の指定管理者（平成 30 年度以前に選定）の選定概要

指定管理者	南恒屋ふれあい農園管理組合
現協定の指定期間	平成 31 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	非公募
市指針での施設分類	基本分類②
非公募とした理由	地域の振興・活性化を目的として地域密着型の施設であって、地域住民等で組織された団体が管理運営を行うことにより、施設の設置目的を効果的に達成でき、かつ住民主体のまちづくりの推進ができるため。
経費負担	指定管理料制

## ウ 利用状況

区分\年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
入園区画数	78	75	71
入園者数	56 人	54 人	51 人
入園率	77.2%	74.3%	70.3%

## エ 令和元年度の指定管理料支出・使用料収入

指定管理料（歳出）	使用料（歳入）	目的外使用料（歳入）
2,459,000 円	1,928,837 円	10,424 円

### (2) 監査手続

関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

### (3) 監査結果及び意見

#### ア 監査結果

##### (ア) 清掃作業報告書の提出について

業務仕様書では、清掃作業について、一般的事項の作業基準として日常作業が9項目及び定期作業が3項目設けられ、さらに部屋ごとの作業基準として清掃作業基準表（16項目）が設けられている。配置人員、条件及び業務時間も定められている。指定管理者は、こうした清掃作業について、業務日誌により整理し、市に報告することとされている。（注）

しかし、指定管理者は、清掃作業を管理日誌（業務日誌のこと）により整理しておらず、清掃作業に関する報告を行っていない。業務仕様書に従っておらず、市は改善指導する必要がある。【結果 4-10】

（注）清掃作業報告書に関する規定

○姫路市南恒屋ふれあい農園指定管理者業務仕様書（抜粋）

7 清掃

（途中略）

（6）清掃作業報告書の提出

清掃作業を業務日誌により整理し、当月分を翌月 10 日までに、甲に報告すること。

##### (イ) 自動販売機設置の自主事業に係る自主事業実施報告書及び自主事業収支状況報告書の提出について

業務仕様書では、自主事業を実施した場合、自主事業実施報告書を提出することとされている。また、自主事業に係る経費について、指定管理料とは別に経理し、自主事業実施報告書において併せて報告することとされている。（注）

しかし、自動販売機設置に係る自主事業については、自主事業実施報告

書及び自主事業収支状況報告書が提出されておらず、業務仕様書に従っていないため、市は改善指導する必要がある。【結果 4-11】

(注) 自主事業実施報告書及び自主事業収支状況報告書に関する規定

○姫路市南恒屋ふれあい農園指定管理者業務仕様書（抜粋）

16 自主事業の実施

(途中略)

(3) 自主事業に関する事業計画書及び自主事業実施報告書の提出

① (略)

② 定期に実施するものは、毎月ごとの自主事業実施報告書を作成し、当月分を翌月 10 日までに、随時に実施するものは、実施後 10 日以内に自主事業実施報告書を提出すること。

(4) 自主事業に係る経費

自主事業に係る経費については、乙の負担とし甲が支払う指定管理料とは別に経理し、自主事業実施報告書において併せて報告すること。

(ウ) コスモスまつり模擬店出店のイベント事業計画書及びイベント事業報告書の提出遅れについて

市民農園を活用した交流イベントについては、業務仕様書により、イベント事業計画書をイベント実施の 2 か月前までに市に提出し承認を得る必要がある。また、イベント実施後 10 日以内にイベント報告書を市に提出する必要がある。(注)

しかし、令和元年度のコスモスまつり模擬店出店の自主事業については、イベント事業計画書の提出日がイベント実施の 46 日前 (= 2 か月前より遅い) となり、また、イベント事業報告書の提出日がイベント実施の 29 日後 (= 10 日以内より遅い) となっており、いずれも、業務仕様書に定められた提出期限までに提出されておらず、市は改善指導する必要がある。【結果 4-12】

(注) イベント事業計画書及びイベント事業報告書の提出期限に関する規定

○姫路市南恒屋ふれあい農園指定管理者業務仕様書（抜粋）

5 市民農園を活用したイベントの実施

(途中略)

(1) イベント事業計画書及びイベント事業報告書の作成

① イベントを実施するときは、原則として 2 箇月前までにイベント事業計画書を提出し、承認を得ること。

② イベントを実施後 10 日以内にイベント事業報告書を提出すること。

イ 意見

(ア) 月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」について  
事業報告のうち「管理業務の実施状況」については、月例報告をもって

報告済みとされている。また、月例報告の「管理業務の実施状況」に係る部分は、日々の管理日誌を1か月分コピーして提出されたものであり、1か月分の要約を報告する形式とはなっていない。そのため、月例報告及び事業報告（「管理業務の実施状況」に係る部分）が、日次ベースの報告書類である管理日誌のコピーファイルという状況になっている。こうした1か月分又は1年分（月間営業日又は年間営業日の日数分）の管理日誌のコピーをもって月例報告又は事業報告書とするのは、一覧性・概観性を欠いた報告形式であり、報告書の読者の負担も重く、望ましい方法ではない。

月例報告又は事業報告における「管理業務の実施状況」については、月次又は年次の報告用フォーマットを用意して報告書を作成させるなどの指導対応が望まれる（注）。【意見4-23】

（注）事業報告に関する規定

○姫路市南恒屋ふれあい農園指定管理者業務仕様書（抜粋）

18 報告等

(1) 月例報告

乙は、月ごとの施設等の利用状況、管理業務の実施状況、その他本仕様書に定める事項について報告書を作成し、翌月10日までに甲に報告すること。

(2) 事業報告

乙は、毎年度終了後45日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出すること。（途中略）

① 管理業務の実施状況

② 市民農園の利用状況

③ 管理経費等の収支状況

④ 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するために市長が必要と認める事項

（以下略）

※ なお、姫路市市民農園条例及び姫路市市民農園条例施行規則における事業報告に関する規定については、仁色ふるさと農園と同じである（上記5（3）（イ）「月例報告又は事業報告における『管理業務の実施状況』について」の注参照）。

(イ) 指定管理料収支状況報告書及び決算書類の提出について

指定管理者は、業務仕様書により、管理経費等の収支状況を記載した報告書（指定管理料収支状況報告書）と決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）の両方を提出する必要があるが、南恒屋ふれあい農園管理組合収支決算書しか提出していない。また、その南恒屋ふれあい農園管理組合収支計算書では、自動販売機設置に係る自主事業収支が含まれる一方、コスモスまつり模擬店出店に係る自主事業収支が除かれるなど、自主事業収支の取扱いが統一されていない。自主事業収支を除くのは、指定管理料収支状況報告書を作成する場合の方法であり、決算書類では、全ての収支を反映して作成するのが、定款等（根本規則等）に基づく

方法である。

指定管理者は、南恒屋ふれあい農園の指定管理業務しか行っていないので、こうした誤りは、重要性が高いものではないが、業務仕様書に従った報告に是正することが望まれる。市は、指定管理者に対して、自主事業収支を含めた全ての収支を反映した南恒屋ふれあい農園管理組合収支決算書を作成し、貸借対照表と併せて提出する（注1）よう指導し、また、南恒屋ふれあい農園管理組合収支決算書とは別に、自主事業収支を除いて指定管理料収支状況報告書を作成し、提出する（注2）よう指導することが望ましい。【意見4-24】

（注1）決算書類の提出に関する規定

○姫路市南恒屋ふれあい農園指定管理者業務仕様書（抜粋）

18 報告等

（途中略）

（4）その他の報告

指定期間中において、乙の毎事業年度（会計年度）終了後、定款等乙の根本規則に基づき作成した決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を速やかに提出すること。

（注2）「自主事業に係る経費」の経理に関する規定

上記ア（イ）「自動販売機設置の自主事業に係る自主事業実施報告書及び自主事業収支状況報告書の提出について」の（注）参照

（ウ）プランター農園の使用料の決定方法について

南恒屋ふれあい農園におけるプランター農園の使用料については、姫路市市民農園条例（（ウ）において「条例」という。）で1区画当たり年額31,000円以内において規則で定める（注1）とされており、それを受けて、姫路市市民農園条例施行規則（（ウ）において「規則」という。）で1区画当たり年額1,220円と定められている（注2）。直近の改定は、令和元年6月26日（同日付で条例及び規則が改正されている。）で、改定前の使用料は、1区画当たり年額1,200円であった（改正前の規則による。なお、改正前の条例は、年額30,000円以内において規則で定めると規定していた。）。当該改定においては、1区画当たりに使用料について、条例による規則委任の範囲が、年額30,000円以内から年額31,000円以内に広がり、それを受けて、市が、規則で、年額1,200円から年額1,220円に増額改定している。

プランター農園の使用料の改定状況を見ると、大幅に増額されているわけではないが、市長権限に着目すると、増額する場合で、現状年額1,220円から年額31,000円までの範囲で決めることができる。1区画わずか約2平方メートルと小面積のプランター農園について、使用料を年額30,000円や31,000円にすることは非現実的であることから、使用料の金額そのものを規則へ委任している状態とあまり変わらなくなっている。地方自治法

上、使用料に関する事項は条例で定めなければならないとされており（第228条第1項）、その運用について、使用料の金額そのものを規則に委任することは適当ではないとされている。（注3）

このように、現状のプランター農園の使用料の決定方法については、地方自治法の趣旨に照らすと、望ましい方法とは言えないので、改善の検討が必要である。【意見4-25】

なお、プランター農園以外についても、規則で決められる範囲が大きくなる場合があり、こうした問題が生じないように、全て条例で具体的な金額まで決める方法（規則に金額の決定を委任しない方法）に変える改正案を検討することが望ましい。

（注1）姫路市市民農園条例（抜粋）

（使用料）

第10条 使用者は、1区画当たり年額31,000円（栽培講習を伴う区画又はビニールハウス若しくはログハウスを備えた区画にあっては156,000円）以内において規則で定める額の使用料を納付しなければならない。

（注2）姫路市市民農園条例施行規則（抜粋）

（使用料）

第7条 条例第10条に規定する使用料の額は、農地1区画につき別表左欄に掲げる種類の区分に応じ、同表右欄に掲げる年間使用料の額とする。（以下略）

別表（第7条関係）

種類	年間使用料
（略）	（略）
姫路市南恒屋ふれあい農園 プランター農園	1,220円
（略）	（略）

（注3）地方自治法第228条の運用（参考文献）

（第228条関係）

[運用] 一 分担金、使用料、加入金及び手数料につき条例で規定すべき事項は、納入義務者、金額、徴収の時期及び方法等であって、その細目は条例から規則へ委任することができるが、少なくともその一件当たり金額は当該条例中に規定しておくべきで、金額そのものを条例から規則へ委任してしまうことは適当ではない。（以下略）

（出典：松本英昭著「新版 逐条地方自治法 第9次改訂版」学陽書房（平成29年）835頁）

## 第5章 個別監査結果及び意見（水産漁港課）

### 第1節 水産業の振興

#### 1 概要

クルマエビ、ヒラメ等種苗の中間育成や稚貝の放流を推進することにより「つくり育てる漁業」の振興に努める。

また、沿岸漁業の生産性の向上を図るため魚礁による漁場の整備に取り組むとともに、漁業経営の安定を図るため、近代設備整備の支援や漁業後継者の育成に努めるほか、地産地消を推進し、地場水産物の特産化等育成を図る。

さらに、離島地域の漁業集落の活性化を支援し、周辺海域を含めた漁場生産力の向上を図る。

#### (1) 栽培漁業振興事業

クルマエビ、ヒラメ等種苗の中間育成や、稚貝の放流など、栽培漁業や貝類養殖技術の確立を支援し、「つくり育てる漁業」の振興に努めた。

##### ア 稚魚等の種苗生産・中間育成及び放流

###### (ア) 事業の概要

市内沿岸部の漁協が主体となって設置した姫路栽培漁業センターに、有用魚介類の種苗生産、中間育成を委託し放流することで栽培漁業を推進し、水産資源の増大と漁業経営の安定を目指した。

###### (イ) くるまえば等種苗中間育成事業業務委託

契約の相手方	姫路市漁民組合連合会
業務内容	兵庫県栽培漁業放流用種苗配布要領に基づき配布される種苗の引き取り、種苗生産、中間育成及び放流業務
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	12,223,000 円
歳出科目	（項）農水産費（目）水産振興費（事項）栽培漁業振興事業費
契約日／契約期間	H31.4.1／H31.4.1～R2.3.31

#### イ 貝類の放流

地先の浅い漁場の有効利用と資源の確保及び生産性の向上を図るとともに、貝類の水質浄化機能による干潟環境の保全を促進するため、アサリ、クロアワビ、サザエ、アカガイ等の貝類種苗を放流した。

#### ウ アサリ資源復活事業

##### (ア) 事業の概要

姫路市の浅海における有用貝類であるアサリは、近年天然資源が危機的状況にあり、単純放流では効果はあまり得られない。そこで、種苗生産及び中間育成が技術的に可能か実験を行うと同時に、育成環境を健全に維持回復するための海底耕耘を合わせて行い、将来的な資源回復を目指す。

### (イ) アサリ稚貝養殖実験業務委託

契約の相手方	姫路市漁業協同組合
業務内容	姫路市沿岸部で漁獲量が激減しているアサリについて、市内で種苗生産を可能にするため、養殖技術の確立を目指し実験を行う
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	509,960 円
歳出科目	（項）農水産費（目）水産振興費（事項）栽培漁業振興事業費
契約日／契約期間	H31.4.24／R1.5.1～R2.3.31

## エ 産学官マアナゴ資源復活官学協働研究事業

### (ア) 事業の概要

マアナゴは播磨地域の名物として浸透しているが、市内の漁獲量は過去 20 年で 10 分の 1 に減少している。そこで、マアナゴ資源の復活に向け官学協働事業として、資源増殖のための種苗放流技術の確立について専門知識と実績のある大学と協働で研究を行い、その技術を活用して資源量の増加を図り漁業経営の安定を目指す。

### (イ) 産学官協働マアナゴ栽培漁業研究開発事業業務委託

契約の相手方	姫路市漁民組合連合会
業務内容	イカナゴ漁に混獲されるマアナゴ幼生の確保と初期育成
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	1,646,497 円
歳出科目	（項）農水産費（目）水産振興費（事項）栽培漁業振興事業費
契約日／契約期間	H31.4.1／H31.4.1～R2.3.31

## (2) 地産地消推進事業

姫路産水産物の展示や即売等を通じて、広く市民に地場産品について啓発し、理解を深めてもらうとともに、水産物の入手法や調理・利用方法を PR することで、地産地消を推進し、地場水産物の供給と漁業経営の安定を図ることを目的としている。

### ア 地元海産物 PR イベント応援事業

#### (ア) 事業の概要

漁協や漁業者が自ら実施する地元海産物 PR イベントを支援することで、姫路市産海産物の PR と消費拡大を通じて漁業経営の安定を目指す事業である。

### (イ) 網干かき祭り実行委員会負担金

根拠法令・要綱等	—
施策上の位置づけ	漁協や漁業者が自ら実施する地元海産物 PR イベントを支援することで、姫路市産海産物の PR と消費拡大を通じて漁業経営の安定を目指すもの。
補助金の性格	事業負担金

開始・終了年度	(開始)平成24年度			
対象事業の概要	姫路とれとれ市網干かき祭りを令和2年2月にエコパークあぼしで開催した。来場者は約15,000人			
歳出科目	(項)農水産費(目)水産振興費(事項)地産地消推進事業費 (節)負担金、補助及び交付金(細節)補助金			
国・県・市の負担割合等	姫路市100%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	2,500千円	2,500千円	2,000,000円
交付先	名称	姫路とれとれ市網干かき祭り実行委員会		
	区分	その他団体		
	人的関係	市は実行委員会の構成員となっている。		
	財政的関係	この負担金の他には該当なし		

### (ウ) 漁業体感学習事業業務委託契約

契約の相手方	坊勢漁業協同組合
業務内容	市内小学生を対象に、漁場の環境学習と食育を目的に、専用の漁業体験見学船により間近に漁業を体験してもらい、漁獲物とのふれあいや試食を行う。(14校 916名 参加)
契約の方法	一者随意契約(契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合)
契約金額	2,200,000円
歳出科目	(項)農水産費(目)水産振興費(事項)地産地消推進事業費
契約日/契約期間	R1.6.6/R1.6.6~R2.3.27

### (3) 漁業近代化資金利子補給金

#### ア 補給金(負担金)の概要

根拠法令・要綱等	姫路市漁業近代化資金等利子補給規則			
施策上の位置づけ	漁業者等が受ける漁業近代化資金等について利子補給を行うことにより融資利子の負担を軽減し、漁業者等の資本装備の高度化を図り、漁業経営の近代化と経営基盤の安定を目的とする。			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始)昭和48年度			
対象事業の概要	漁業近代化資金償還利子上限1%分を補助する。			
歳出科目	(項)農水産費(目)水産振興費(事項)漁業近代化資金利子補給金 (節)負担金補助及び交付金(細節)負担金			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 1.3%、姫路市 0.2% (2019年12月18日時点)			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	12,266千円	10,625千円	9,650,361円
交付先	名称	なぎさ信用漁業協同組合連合会		
	区分	その他の団体		
	人的関係	該当なし		
	財政的関係	この補給金(負担金)の他には該当なし		

#### (4) がんばる沿岸漁業応援事業

##### ア 事業の概要

本市沿岸部には、かつては小規模な漁業協同組合が多数あったが、将来にわたり豊かな海を守り漁業を継続し、市民に新鮮な水産物を提供する体制づくりのため平成 22 年 1 月をもって合併し、姫路市漁業協同組合が発足した。そこで、沿岸部の振興施策として資源の安定確保と増殖を一層推進し、青年漁業者の経営安定や新規就業者の確保を目指して、姫路市漁業協同組合への支援等を実施する。

##### イ 姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金

根拠法令・要綱等	姫路市補助金等交付規則、 姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	設置後 34 年を経過し、老朽化した栽培漁業センターの整備を支援する。			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始) 令和元年度 (終了) 令和 3 年度			
対象事業の概要	設備整備を令和元年度より 3 年間支援する。事業費の 70%を限度に補助する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 水産振興費 (事項) がんばる沿岸漁業応援事業費 (節) 負担金補助及び交付金 (細節) 補助金			
国・県・市の負担割合等	姫路市 100%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	—	—	2,100,000 円
交付先	名称	姫路市漁業協同組合		
	区分	その他の団体		
	人的関係	該当なし		
	財政的関係	他に委託料の支払いがある。		

#### (5) 強い水産業づくり推進事業

##### ア 事業の概要

水産基本法の基本理念である水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展を実現するため、強い水産業づくり交付金の交付により、地域の抱える課題や実情を踏まえて自主性を活かして取り組む水産施策の展開を支援する。

##### イ 強い水産業づくり推進事業補助金 (高速ノリ刈取船)

根拠法令・要綱等	強い水産業づくり交付金実施要項・要領 (国)、農林水産部補助金交付要綱、市補助金等交付要綱、漁業用機器及び漁業用施設整備事業費補助金等交付要綱			
施策上の位置づけ	ノリ養殖業の構造調整及び競争力強化のため必要な施設の整備を支援する。			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始) 平成 22 年度 (終了) 令和 2 年度			

対象事業の概要	高速ノリ刈取船の購入につき、65%を限度に補助する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 水産振興費 (事項) 強い水産業づくり推進事業費 (節) 負担金補助及び交付金 (細節) 補助金			
国・県・市の負担割合等	国 55%、兵庫県 6%、姫路市 4%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	62,862 千円	75,814 千円	203,816,000 円
交付先	名称	ノリ養殖協業体 5 団体		
	区分	営利企業等		
	人的関係	いずれも該当なし		
	財政的関係	いずれの交付先についても、この補助金の他には該当なし		

### ウ 強い水産業づくり推進事業補助金（ノリ活性タンク）

根拠法令・要綱等	強い水産業づくり交付金実施要項・要領（国）、農林水産部補助金交付要綱、市補助金等交付要綱、漁業用機器及び漁業用施設整備事業費補助金等交付要綱			
施策上の位置づけ	ノリ養殖業の構造調整及び競争力強化のため必要な施設の整備を支援する。			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 29 年度（終了）令和 2 年度			
対象事業の概要	ノリ活性タンク整備につき、65%を限度に補助する。			
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 水産振興費 (事項) 強い水産業づくり推進事業費 (節) 負担金補助及び交付金 (細節) 補助金			
国・県・市の負担割合等	国 55%、兵庫県 6%、姫路市 4%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	10,107 千円	8,595 千円	11,765,000 円
交付先	名称	ノリ養殖協業体 3 団体		
	区分	営利企業体等		
	人的関係	いずれも該当なし		
	財政的関係	いずれの交付先についても、この補助金の他には該当なし		

## (6) 漁村漁場再生推進事業

### ア 事業の概要

近年の漁村における漁場環境の悪化や漁業資源の減少、漁業者の高齢化などの課題に柔軟に対応し、地域の創造力を十分活かせるように既存ストックの有効利用等を図りながら生活基盤や漁場の整備を行い、漁村漁場の再生を推進する事業である。

### イ 並型魚礁設置（尾崎鼻）工事

契約の相手方	岡本海洋建設株式会社
工事の内容	沿岸漁業の生産性の増大と漁家経営の安定を図るため、底魚・浮魚のい集、発生、育成を効果的に行うことができる人工魚礁による漁場を整備する。

契約の方法	21者による一般競争入札
契約金額	33,430,100円
歳出科目	(項)農水産費(目)水産振興費(事項)漁村漁場再生推進事業費 (節)工事請負費(細節)工事請負費
契約日/契約期間	R1.10.8/R1.10.8~R2.2.28

## ウ 家島町真浦西島沖人工魚礁効果調査委託業務

契約の相手方	株式会社シャトー海洋調査
業務内容	過去に設置した魚礁につき、い集効果の調査
契約の方法	5者による指名競争入札
契約金額	1,694,000円
歳出科目	(項)農水産費(目)水産振興費(事項)漁村漁場再生推進事業費 (節)委託料(細節)委託料
契約日/契約期間	R1.7.26/R1.7.29~R2.3.13

## (7) 離島漁業再生支援事業

### ア 離島漁業再生支援交付金の概要

根拠法令・要綱等	離島漁業再生支援交付金等交付要綱、同実施要領、離島漁業再生支援推進交付金実施要領、農政環境部補助金交付要綱、姫路市離島漁業再生支援交付金交付要綱			
施策上の位置づけ	離島漁業集落が行う漁場生産力の向上を目指す取組みや創意工夫を活かした新たな取組みに対し、市促進計画に基づいて支援する。			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始)平成19年度(終了)令和6年度			
対象事業の概要	○漁業生産力向上に関する取組み ・築いそ(投石魚礁)、産卵礁、海底耕耘、クラゲ駆除、藻場造成、稚魚放流、魚礁・藻場調査他 ○漁業の再生に関する実践的な取組み ・直売イベント開催、加工用機器、貝類養殖試験他			
歳出科目	(項)農水産費(目)水産振興費(事項)離島漁業再生支援事業費			
国・県・市の負担割合等	国 50%、県 25%、姫路市 25%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	69,864千円	69,864千円	69,864,000円
交付先	名称	家島漁業集落及び坊勢島漁業集落		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財政的関係	この補助金の他には該当なし		

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 水産業の振興に関する事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、

条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。

- ② 水産業の振興に関する事務事業に係る工事、委託契約及び補助金について、資料を入手して閲覧・分析・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

### 3 監査結果及び意見

#### (1) 監査結果

##### ア くるまえば等種苗中間育成事業の業務日誌の記載事項について

姫路市が姫路市漁民組合連合会に委託している「くるまえば等種苗中間育成事業」の委託契約書（令和元年度（平成31年度））の業務委託仕様書において、以下のように、業務日誌の作成に関する条項が定められている。

#### ○平成31年度くるまえば等種苗中間育成事業業務委託仕様書（抜粋）

##### 3 業務日誌の作成

乙は、次に掲げる事項について管理日誌を作成しなければならない。また、業務が完了したときは、遅滞なくその日誌を甲に届け出て、甲の確認を受けなければならない。

- (1) 定時水温（1日1回）
- (2) 使用した餌料種類
- (3) 各水槽ごとの給餌量
- (4) 各水槽ごとの死亡数量
- (5) 各水槽ごとの状態

このように、業務委託仕様書においては、(1)定時水温（1日1回）、(2)使用した餌料種類、(3)各水槽ごとの給餌量、(4)各水槽ごとの死亡数量、(5)各水槽ごとの状態の記載が要求されている。

育成事業の種類ごとの業務日誌を閲覧したところ、日誌に記載されている項目は、以下のようになっていた。

#### <育成事業の種類ごとの日誌記載項目の状況>

種 類	定時水温 (1日1回)	使用した 餌料種類	各水槽ごと の給餌量	各水槽ごと の死亡数量	各水槽ごと の状態	その他の項目
オニオコゼ	○	○	○	○	×	備考欄
クルマエビ	○	○	○	×	×	備考欄
ヒラメ	○	○	○	○	×	備考欄
マコガレイ	○	○	○	○	×	換水率欄・備考欄
ガザミ	○	○	○	×	×	備考欄
サザエ	○	○	○	○	×	掃除欄・備考欄
カサゴ	○	○	○	○	×	備考欄
メバル	○	○	○	×	×	備考欄

(注) ○：仕様書の要求項目あり。 ×：仕様書の要求項目なし。

その他の項目：仕様書の要求項目以外で業務日誌に設けられている記載事項

上記のクルマエビ、ガザミ及びメバルの業務日誌には、「各水槽ごとの死亡数量」の項目が欠落している。また、「各水槽ごとの状態」については、業務日誌がこの欄を設けた形式となっているケースは皆無であった。業務委託仕様書に記載した以上、それに合致する形式による業務日誌の作成を委託先に求めるべきである。なお、記載を要求している項目が実情と合致しないのであれば、業務日誌の形式を実施可能なものに改める必要がある。【結果 5-1】

#### イ 漁業体感学習事業業務委託契約に係る消費税等の表記について

漁業体感学習事業業務委託に係る「執行伺書（令和元年5月31日付）」の概要欄では、委託料の金額について【資料1】のように記載されている。【資料1】によると、1回あたりの単価は100,000円であり、単価は消費税及び地方消費税（イにおいて「消費税等」という。）を含めずに表記されていることがわかる。

##### 【資料1】 漁業体感学習事業業務委託に係る執行伺書の委託料の金額の記載

ツアー1回あたり 100,000円×20回×消費税（注）=2,200,000円

（注）水産漁港課によれば、「消費税」は（1+消費税率）を意味しているとのことである。

この業務委託については、契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合（地方自治法施行令第167条の2第1項第3号）であるとして、契約の方法を随意契約とし、一者のみから見積書を入手している（姫路市契約規則第21条第1項第3号）。その「漁業体感学習事業業務委託見積書」のイメージは、【資料2】のとおりである。【資料2】によると、1回あたりの単価は100,000円であり、単価は消費税等を含めずに表記されていることがわかる。

##### 【資料2】 漁業体感学習事業業務委託見積書（イメージ）

漁業体感学習事業業務委託見積書				
品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
1. 漁業体験船使用料等	20	回	100,000円	2,000,000円
			小計	2,000,000円
			消費税	200,000円
			合計	2,200,000円

上記の「漁業体感学習事業業務委託見積書」の明細書である「漁業体感学習事業業務委託見積明細書」のイメージは、【資料3】のとおりである。【資料4】によると、委託料の内訳項目は、消費税を含めて表記されていることがわかる。

【資料3】 漁業体感学習事業業務委託見積明細書（イメージ）

漁業体感学習事業業務委託見積明細書				
品名	数量	単位	単価	金額
1. 漁業体験船使用料	1	回	60,000円	60,000円
2. 事務費	1	回	20,000円	20,000円
3. その他経費	1	回	30,000円	30,000円
			小計	110,000円
			合計	110,000円

また、契約書に添付されている業務委託仕様書の別紙である「漁業体感学習事業に係る1回あたりの委託料内訳」のイメージは【資料4】のとおりである。【資料4】によると、委託料の内訳項目は、消費税を含めて表記されていることがわかる。

【資料4】 業務委託仕様書別紙「漁業体感学習事業に係る1回あたりの委託料内訳」  
（イメージ）

漁業体感学習事業に係る1回あたりの委託料内訳		
項目	単価	備考
漁業体験見学船使用料 燃料代及び船長、解説員等人件費含む	60,000円	専用船貸切（当日）
漁業者軽作業3名	30,000円	対象漁業者作業料（当日）
事務手数料	20,000円	事前準備手数料及び 中止時事務手数料
計	110,000円	

以上のように、漁業体感学習事業業務委託については、契約事務の過程で作成あるいは入手される執行伺書、見積書、見積内訳書及び業務委託仕様書において、消費税等の表記の方法が区々となっている。

したがって、契約事務の過程で作成あるいは入手される各種の書類においては、消費税等の表記の方法を統一しておく必要がある。【結果5-2】

(2) 意見

ア 姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金に係る消費税等の取扱いについて

姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金は、令和元年度に開始された事業で、「くるまえび等中間育成事業」の実施施設の設備の老朽化対策工事に対

して補助金を交付するものである。

補助金受給事業者が消費税及び地方消費税（アにおいて「消費税等」という。）の課税業者（簡易課税を除く）である場合に、一般的に補助金を受領して課税仕入れを行った場合、補助金事業に係る課税仕入れの仮払消費税額分だけ、補助金の交付を受けなかった場合に比して、消費税等の納税額が減少することになる。補助受給対象者が補助金を受給し、かつ、消費税等の納付額も減少する二重のメリットを享受させることは好ましくないとする考え方がある。国の補助金では、この考え方を採用し、不合理に減少する消費税等相当額を最初から支給しない、もしくは、確定申告後に返還させる取扱いを行っている。

姫路市においても、国の考え方と同様の考え方をとっており、姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金交付要綱（アにおいて「交付要綱」という。）の第4条第2項において、補助金の交付により不合理に減少する消費税等の納付額を除いて支給すると定め、第7条第2項において、消費税等の確定申告後に当該減少納付額が確定した場合に報告を求め、返還させると定めている。

同補助金の実績報告書は令和2年3月に提出されており、それに基づいて、補助金は令和元年度にいったん確定している。しかしながら、補助金対象者である姫路市漁業協同組合は12月決算であり、本補助金に係る消費税等の確定申告期限は令和3年2月末となっている。姫路市漁業協同組合は、その取引規模から、令和2年度は消費税等の課税業者と考えられるため、水産漁港課は、姫路市漁業協同組合に対して、消費税等の確定申告完了後に、確定申告書の内容について報告を求める必要がある。当該報告を求める予定について水産漁港課に質問したところ、報告を求める時期等、交付要綱の規定の解釈について若干の混乱が見受けられた。

監査実施時点では、姫路市漁業協同組合の令和2年12月期の消費税の申告期限は到来していないが、水産漁港課は、交付要綱の規定に従い、消費税等の確定申告の結果をしかるべき時期に適切にフォローすることが望まれる。

【意見 5-1】

#### <参考>

##### ○ 姫路栽培漁業センター改善整備事業補助金交付要綱

##### 第4条（交付対象経費）

2 交付対象経費に交付対象事業に係る仕入れに係る消費税等相当額（交付対象経費に含まれる消費税額及び地方消費税額に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に市が交付する補助金等の交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が含まれる場合には、交付対象経費は、当該額を減じた額とする。

第7条（実績報告）

- 1 補助事業者は、規則第12条の規定による実績報告を行うときは、第4条第2項に定めるところにより、当該補助事業の仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、当該額を事業費の額から減額して報告しなければならない。
- 2 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により補助事業の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、その金額（実績報告において、前項の規定により事業費から減額した金額がある場合にあっては、当該金額を減じた額と確定した消費税相当額を減じた事業費との差の額）を速やかに市長に報告をし、当該報告に基づき市長の返還命令があったときは、直ちに当該返還命令に係る金額を市に返還しなければならない。

イ アサリ稚貝養殖実験業務委託契約の見積書について

姫路市は、アサリ稚貝養殖実験業務を姫路市漁業協同組合に委託している（契約金額：509,960円）。この実験業務は、アサリの種苗生産方法の確立及び放流可能な殻長2センチ程度の幼貝にまで育てる中間育成のより良い方法を実験、検討するものである。

姫路市漁業協同組合が市に提出した見積書の記載内容は、以下のようになっている。

金額	509,960円
内訳	
アサリ稚貝養殖実験業務委託一式	463,600円
消費税	46,360円

業務委託の契約事務を進めるにあたって市が入手する見積書に「〇〇業務委託一式」と記載されている場合は、別途詳細な積算内容を記載した見積内訳書が添付されるのが通例であるが、当該契約においては、添付されていなかった。

見積内訳書が添付されないと、契約金額の妥当性が検証できないことになりかねない。業務委託の契約事務を進めるにあたっては、必ず詳細な見積内訳書を入手することが望ましい。【意見5-2】

ウ 網干かき祭り実行委員会負担金の歳出科目について

エコパークあぼしで開催された網干かき祭りの事業主体は、姫路とれとれ市網干かき祭り実行委員会（ウにおいて「網干かき祭り実行委員会」という。）であり、姫路市は負担金として網干かき祭り実行委員会に2,000,000円を支出している。負担金の支出決定書（令和2年2月）を閲覧したところ、歳出科目の細節は、補助金となっている。

網干かき祭り実行委員会規約によれば、その構成員は、網干地区連合自治会、網干西地区連合自治会、姫路市漁業協同組合、坊勢漁業協同組合、姫路

市及びNPO法人あぼしまちコミュニケーションとなっている。

網干かき祭り実行委員会の構成員には姫路市が含まれているが、姫路市が構成員となっている実行委員会に対して、姫路市が補助金を支給するという状態は、姫路市が姫路市に補助金を支払っているとも言える。したがって、現在の状態が適切であるかどうかについては疑問がある。

他の地方公共団体においては、地方公共団体自身が実行委員会の構成員である場合は実行委員会に負担金として支払っている場合もある。また、農林水産部の他課（農政総務課・農林整備課）においても、姫路市が構成員となっている実行委員会が開催しているイベントにおいて、姫路市は実行委員会に負担金を支払っている。

そこで、現在の歳出科目の細節である補助金が適切であるか再度検討する必要がある。【意見 5-3】

なお、歳出科目の細節を補助金として処理するのであれば、交付要綱を制定するとともに、姫路市補助金等交付規則に定められている補助金の申請、交付決定等の手続を行う必要がある。また、負担金として処理する場合は、網干かき祭り実行委員会での負担金の割合の審議結果の議事録を作成するとともに、姫路市と網干かき祭り実行委員会との間で費用負担等について協定書を締結する必要がある。

## エ 網干かき祭り実行委員会に対する負担額について

姫路市が負担金を交付した網干かき祭りの実施報告書（姫路とれとれ市網干かき祭り実行委員会（エにおいて「網干かき祭り実行委員会」という。）の作成）の決算書から収入を抜粋すると、以下のようになっている。

<令和元年度姫路とれとれ市網干かき祭り決算書より 収入の抜粋>

項 目	金 額	備 考
負担金	円	
姫路市	2,000,000	
姫路市漁業協同組合網干支所	150,000	
坊勢漁業協同組合	150,000	
NPO 法人あぼしまちコミュニケーション	0	
網干地区連合自治会、網干西地区連合自治会	490,000	決算書上は、警備費収入
協賛金	520,000	
使用料	641,700	
ブース用かき代（調理食材）	814,250	

網干かき祭りの負担金及び協賛金の合計は、3,310,000 円となっている。協賛金募集事務を担当している NPO 法人あぼしまちコミュニケーションの負担額に協賛金を含めた場合、各団体の負担割合は、本市 60.4%、地区連合自治会 2 団体 14.8%、NPO 法人 15.7% 及び漁業協同組合 2 団体 9.1% となっ

いる。

漁業協同組合2団体は、網干かき祭りにおいて、大量のカキを来場者に販売しているとのことであり、それなりの利益を得ているものと推察される。各団体の中で網干かき祭りの恩恵を相対的に多く受けていると考えられるが、上記のとおり、漁業協同組合2団体の負担割合は、他の団体に比して相対的に低いものとなっている。

姫路市としては、網干かき祭り実行委員会に対する現状の各団体の負担額が適正なものになっているかを再検討し、適正でなければ、各団体に応分の負担を求めることが望ましい。【意見5-4】

#### オ 網干かき祭り実行委員会の繰越金の取扱いについて

令和元年度の網干かき祭りの実施報告書の決算書において、事業完了時の余剰金が、「来年度繰越金」として23,498円が記載されている。姫路とれとれ市網干かき祭り実行委員会は、年1回の網干かき祭りを実施するために活動する団体であり、継続的な事務を実施するために資金を必要とする事業体ではないと考えられる。

したがって、姫路市としては、負担金（補助金）の交付先である姫路とれとれ市網干かき祭り実行委員会に対し、事業完了時の余剰金は少額であっても残さず、その年度に精算させることを検討する必要がある。【意見5-5】

## 第2節 遊漁センター（公の施設）の管理運営事業

### 1 概要

#### （1）施設の概要

施設名称	姫路市立遊漁センター
所管部局	水産漁港課
設置目的	市民が自然に親しみ、漁業と遊漁の調和を図りながら、余暇の活用と健康の増進に寄与するため、遊漁センターを設置し、安全で快適な海づりの場及び海上の憩いの場を提供する。
施設の内容	海づり施設
所在地	姫路市的形町福泊地先
建築年月	昭和55年9月
釣台の長さ	136.6m
延床面積	管理棟 52㎡
建設事業費	182,300千円
入場者数	大人 8,953人、小人 2,804人（合計）11,757人

<施設写真>



(2) 令和元年度の指定管理者の選定概要

指定管理者	株式会社ハウスビルシステム
現協定の指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで（5年間）
選定方法	公募
市指針での施設分類	基本分類③
経費負担	指定管理料制

(3) 利用状況

年 度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
利用人数	11,008人	10,724人	11,757人

(4) 令和元年度の指定管理料及び入場料収入（市の収入）等

指定管理料（歳出）	入場料収入（歳入）	目的外使用料（歳入）
10,258,111円	7,626,810円	67,848円

2 監査手続

実施した監査手続は次のとおりである。

- ① 公の施設の管理運営に関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。
- ② 指定管理者施設に往査し、施設を視察するとともに、管理運営に関する資料等を閲覧し、担当者への質問を実施した。また備品の実査（実物検査）を実施した。

### 3 監査結果及び意見

#### (1) 監査結果

##### ア 遊漁センターの備品の管理について

遊漁センターの備品について、前回（平成 30 年 9 月）の指定管理者公募時の業務管理仕様書に添付された「別紙 3 備品及び消耗品一覧表」と照合したところ、以下のような不備がみられた。

##### (ア) ファイリングキャビネットについて

金属製の 3 段式ファイリングキャビネットが施設の事務所に設置されていたが、指定管理者の所有でもなく、上記の「備品及び消耗品一覧表」に記載がなかった。同キャビネットには備品シールらしき貼付跡は認められるが、市の所有とは確定できなかった。

同キャビネットは公募時にも存在したと考えられるため、公募時の備品調査が十分ではなかった可能性がある。指定管理者施設については、指定管理期間が終了すれば、指定管理者が交代することが予想されるため、公募時の備品調査は網羅的に実施する必要がある。【結果 5-3】

##### (イ) アルミ製はしごについて

「備品及び消耗品一覧表」に記載されている「アルミ製のはしご」は、施設内では現品の確認ができなかった。遊漁センターの近隣の海岸にアルミ製のはしごが放置されているのを確認した。これは、「備品及び消耗品一覧表」にある「アルミ製はしご」であり、台風で飛散したものではないかという説明があったが、市のものであるかどうかは確認できなかった。所管課は市の備品を適切に管理するよう指定管理者を指導するとともに、市所有の備品が適切に管理保管されているか定期的に確認する仕組みを構築する必要がある。【結果 5-4】

##### (ウ) ハンドマイクについて

「備品及び消耗品一覧表」に記載されている「ハンドマイク」は、施設内に存在していたが、これが同一覧表に記載されていたものであるかどうかについて、確認できなかった。

これは指定管理者に備品を貸し出すに際して、備品に市の所有であることを示す備品シールが貸与物品に貼付されていないことに起因すると考えられる。所管課は指定管理者に貸与しているすべての備品について、備品シールを貼付する必要がある。【結果 5-5】

##### (エ) 木製ベンチについて

「備品及び消耗品一覧表」の記載されている「木製ベンチ 8 台」については、釣台で 6 台は現物を確認できたが、その他は確認できなかった。所管課は市の備品を適切に管理するよう指定管理者を指導するとともに、市所有の備品が適切に管理保管されているか定期的に確認する仕組みを構築

する必要がある。【結果 5-6】

#### イ 領収書の管理について

遊漁センターにおいて、入場料の徴収にあたり、必要に応じて領収書を発行している。領収書は、複写式になっており、発行した領収書の控えが領収書綴りに残る仕組みとなっている。領収書の管理状況を確認したところ、領収書を書き損じたケースが1件みられたが、書き損じた領収書本証が廃棄されていた。控えが残る領収書綴りを採用している場合に、書き損じが生じた場合は、不適切な領収書の使用を防止する観点から、書き損じた領収書に×印をボールペンで記入し、再使用できないようにしたうえで、領収書綴りに貼付し、保管するのが、一般的な領収書の管理方法である。

今後は、領収書を書き損じた場合は、書損となった領収書にボールペンで×印を記入して再使用できないようにし、領収書綴りに貼付するよう指導する必要はある。【結果 5-7】

### (2) 意見

#### ア 遊漁センターの安全対策備品の保管について

遊漁センターの備品について、前回（平成30年9月）の指定管理者公募時の業務管理仕様書に添付された「別紙3 備品及び消耗品一覧表」と照合したところ、以下のような不備がみられた。

遊漁センターの市の備品に安全対策として救命ボート及びオールが設置されているが、同センター視察時に保管状況を確認したところ、救命ボートは、釣り場の入り口に設置されていたものの、オールが救命ボートのそばになく、別の場所に保管されていた。その理由を確認したところ、海が荒れた時にオールが紛失しないように別の場所に保管したが、元の場所に戻すのを失念していたとのことであった。

救命ボートはオールと一緒にあって、初めて安全対策として十分に機能するため、指定管理者に安全対策に十分配慮するように指導をすることが望ましい。【意見 5-6】

#### イ 現金管理について

徴収した釣り入場料は現場事務所で保管し、徴収した日の翌日以降の指定金融機関の3営業日以内に払い込むことになっている。連休明けの入金額は、20万円を超える日が少なからずある。

施設が夜間無人になることを考えれば、盗難等のリスクが高くなるので、安全対策を検討することが望まれる。【意見 5-7】

#### ウ 指定管理者の公募について

本施設の直近の指定管理者の公募は、現地説明会に現指定管理者を含めて、二者の参加があったものの、最終的には現指定管理者のみが応募している。

最終的に一者応募であるため、公募において競争性が十分発揮されていたとは言えない状態である。したがって、所管課においては、まずは、現地説明会へ参加を促すことが重要である。過去に説明会に参加した団体及び本施設の指定管理者に応募する可能性のある団体等に対して、応募において問題となる可能性がある点（例えば、応募期間、本施設の指定管理についての情報公開の程度など）などについてヒアリングを実施するなどして、新規応募者の参加を促すような募集手続に改善することが望まれる。【意見 5-8】

## エ 施設の修繕について

令和元年10月から12月にかけて、遊漁センターの手すり補修工事（契約金額393,800円）を実施している。しかしながら、令和2年9月の同センターの監査時において、施設の状況を視察したところ、釣り台金属製の柵の一部が欠落している箇所が散見された。

平成30年2月に指定管理者運用委員会において、副市長から「営業する以上は安全面に注意して、指定管理者には日常の点検等もしっかりさせるように業務監督してほしい」との発言が議事録に残され、老朽化している同施設の重要課題として安全性が認識されている。

予算上の制約があるにしても、市の施設として開設する以上は、十分な安全対策を講じることは地方公共団体の義務である。現状の同施設の状況が市民の目からみて、安全対策が十分になされた施設といえる状態であるかについて再度検討し、必要な修繕を実施することが望ましい。【意見 5-9】

## オ 施設の修繕費の管理について

エにおいても述べたように、遊漁センターの施設は老朽化が進んでいるが、十分な修繕がなされているとはいえない状況と考えられる。現指定管理者の公募時の申請書の業務収支予算書によれば、「管理費 修繕費（軽微なもの）200千円」が計上されているが、令和元年度の収支報告（実績）において上記修繕費に相当する施設補修費は27,500円しか計上されていない。

本市の指定管理者施設に係わる修繕費の負担は、20万円までは指定管理者が負担し、それを超えるものは本市負担となっている。修繕費は、修繕すべきところを先延ばしすることで支出を抑えることが可能なものとなっている。もし、修繕すべき箇所を先延ばした場合、修繕箇所の範囲の拡大や腐食等の程度が悪化することにより、20万円を超える費用がかかる状態になり、修理費が本市の修繕する範囲になることも想定される。

修繕をするか、しないかの判断を営利企業である指定管理者に委ねる結果、適切な時期に修繕が実施されない可能性は排除できない。

このような事態の発生を回避するため、所管課として、同施設の修繕必要箇所を適切に把握し、指定管理者と当該情報を共有しつつ、修繕が適時に実施されるように指定管理者を指導する必要がある。老朽化施設において、当初予算の修繕費金額に実績金額が満たない場合は、予算未消化分の返還を求

めるといった仕組みも有用と考えられるので、指定管理者が適時に修繕を実施する仕組みの構築を検討する必要がある。【意見 5-10】

## カ 遊漁センターの利用促進について

姫路市立遊漁センター条例第 1 条によれば、遊漁センターの設置目的は、「市民が自然に親しみ、漁業と遊漁の調和を図りながら、余暇の活用と健康の増進に寄与するため、姫路市立遊漁センターを設置し、安全で快適な海づりの場及び海上の憩いの場を提供する」ことであるとされている。

令和元年度の遊漁センターの入場者は、11,757 人（うち大人 8,953 人）、また、入場料収入は 7,626,810 円であり、多くの利用がある。

他の指定管理者施設では、減免対象を具体的に明記している（一例として、下記の姫路市立手柄山温室植物園条例施行規則第 6 条を参照）。しかし、遊漁センターにおいては、市が使用する場合を除いては、具体的な減免対象が規定されていない（下記の姫路市立遊漁センター条例施行規則第 6 条を参照）。

遊漁センターについても、来場者の少ない時期に特定の来場者に入場料を減免するなどの施策を検討し、施設のより一層の利用促進を計ることが望まれる。【意見 5-11】

### <参考>

#### ○ 姫路市立遊漁センター条例

（設置）

第 1 条 市民が自然に親しみ、漁業と遊漁の調和を図りながら、余暇の活用と健康の増進に寄与するため、姫路市立遊漁センター（以下「遊漁センター」という。）を設置し、安全で快適な海づりの場及び海上の憩いの場を提供するものとする。

（入場料の減免）

第 5 条 市長は、公益上必要と認めるときは、規則で定めるところにより、入場料を減額又は免除することができる。

（指定管理者による管理）

第 9 条 市長は、遊漁センターの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に遊漁センターの管理を行わせることができる。この場合において、第 5 条及び第 7 条中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

#### ○ 姫路市立遊漁センター条例施行規則

（入場料の減免）

第 6 条 条例第 5 条の規定により入場料を減額し、又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 市が使用する場合 入場料の全額

(2) その他市長が特別の理由があると認める場合 市長が相当と認める額  
2 前項の規定により入場料の減額又は免除を受けようとする者は、姫路市立遊漁センター入場料／免除／減額／申請書を市長に提出しなければならない。

○ 姫路市立手柄山温室植物園条例施行規則

(入園料の減免)

第6条 条例第5条の規定により、入園料を減免することができる場合及びその額は、次に定めるところによる。

- (1) 療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は身体障害者手帳の交付を受けた者及びその介護者が入園するとき 入園料の全額
- (2) 市内に居住する65歳以上の者が入園するとき 入園料の全額
- (3) 市内及び連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知)に基づく連携協約市町の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童又は生徒並びにその引率者が学校行事として入園するとき 入園料の全額
- (4) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設及び就学前の子どもに関する教育、保育所等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園の幼児、児童又は子ども並びにその引率者が施設行事として入園するとき 入園料の全額
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき 入園料の額のうち市長が相当と認める額

### 第3節 漁港の整備

#### 1 概要

南海トラフ等の地震や津波により、漁港機能の損失や定期旅客船の生活航路の停止など甚大な被害を防止するため、重要な漁港施設に対し必要最低限の機能強化を行い防災力の向上を図る。

また、漁港施設の機能保全(長寿命化)計画及び事業基本計画を策定し、漁港施設の適正な維持管理及び計画的な補修・更新を行う。

さらに、地震による津波のほか、台風の大型化による高潮に対応するため、坊勢漁港海岸において高潮対策を行い防災力の向上を図る。

##### (1) 漁港施設維持管理事業

坊勢漁港の漁港設備(照明設備、高潮門扉等)、海浜公園等の維持管理を実施している。

## (2) 漁港海岸保全施設受託管理事業

家島漁港の県営高潮対策施設である赤坂排水機場及び家島漁港高潮門扉の受託管理を実施している。

## (3) 水産物供給基盤機能保全事業

### ア 事業の概要

坊勢漁港において、漁港施設の機能保全（長寿命化）計画に基づき、老朽化している施設に対し、適正な維持管理及び計画的な補修・更新を行い、施設の長寿命化を図る事業である。

### イ 坊勢漁港施設機能保全事業実施設計等業務委託

契約の相手方	(株) オリエンタルコンサルタント姫路事務所
業務内容	機能保全（長寿命化）計画に基づき、老朽化している施設に対し、補修工事を実施する。測量・調査・設計業務委託（外郭施設 2施設、係留施設 4施設）
契約の方法	8者による一般競争入札
契約の変更	1回（契約金額の変更なし）
契約金額	12,001,000円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 漁港費 (事項) 水産物供給基盤機能保全事業費 (節) 委託料 (細節) 委託料
契約日／契約期間	R1.8.30／R1.8.31～R2.3.10

## (4) 漁港施設防災対策事業

### ア 事業の概要

漁港施設について、地震・津波等に対する必要最低限の機能強化、防護対策を行うため、「特定漁港整備事業計画」に基づき、防波堤等の外郭施設及び重要な係留施設等の機能強化を図る事業である。

### イ 坊勢漁港（長井地区）設計等業務委託

契約の相手方	(株) 中央技術コンサルタンツ兵庫事務所
業務内容	漁港施設設計、測量及びボーリング調査業務
契約の方法	11者による一般競争入札
契約の変更	2回（うち契約金額の変更2回）
契約金額	(当初) 35,197,200円 (第1回変更後) 45,232,765円 (第2回変更後) 44,772,050円
歳出科目	(項) 農水産費 (目) 漁港費 (事項) 漁港施設防災対策事業費 (節) 委託料 (細節) 委託料
契約日／契約期間	H30.9.19／H30.9.20～R1.6.28

## (5) 海岸保全施設整備事業

### ア 事業の概要

漁港海岸において、南海トラフ地震による津波のほか、高潮対策について今後の整備方針を決定し、防災力の向上を図る事業である。

### イ 坊勢漁港海岸（カズラ地区）樋管設計等業務委託

契約の相手方	(株)修成建設コンサルタント姫路事務所
業務内容	樋管設計及び調査測量業務
契約の方法	5者による一般競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更1回）
契約金額	（当初）10,109,000円（変更後）11,743,422円
歳出科目	（項）農水産費（目）漁港費（事項）海岸保全施設整備事業費 （節）委託料（細節）委託料
契約日／契約期間	H30.9.19／H30.9.20～H31.2.28

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 漁港の整備に関する事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 漁港の整備に関する事務事業に係る工事、委託契約及び補助金について、資料を入手して閲覧・分析・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 坊勢漁港関連施設及び水産漁港課坊勢事務所の現地視察及び調査を行うとともに、同所の備品、消耗品等について、実査（実物の検査）を実施した。

## 3 監査結果及び意見

### (1) 監査結果

記載すべき事項はない。

### (2) 意見

記載すべき事項はない。

## 第6章 監査結果及び意見（農林整備課）

### 第1節 農地等保安全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備

#### 1 概要

##### （1）農村地域防災減災事業

###### ア 事業の内容

農村地域の防災・減災対策のため、老朽化した農業用ため池等の改修を行う。令和元年度の工事のうち、1件は全額が翌年度に繰越（棚池改修工事）、3件は翌年度に一部繰越（野々堂池改修工事、行重新池改修（その2）工事、農業水路等長寿命化・防災減災事業北山池改修工事）となった。

###### イ 業務委託

###### （ア）特定ため池諸元調査業務委託

契約の相手方	兵庫県土地改良事業団体連合会
業務の内容	特定ため池諸元調査 38箇所
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）3,201,000円（変更後）2,500,492円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	R1.7.16／R1.7.17～R2.2.14

###### （イ）ため池定期点検業務委託

契約の相手方	兵庫県土地改良事業団体連合会
業務の内容	ため池点検業務1式
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	2,079,000円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	R1.7.16／R1.7.17～R2.2.28

###### （ウ）ため池ハザードマップ作成業務委託

契約の相手方	(株)エンタコンサルタント 姫路支店
業務の内容	ハザードマップ作成2箇所
契約の方法	7者による指名競争入札
契約金額	2,750,000円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	R1.8.29／R1.8.30～R2.2.28

(エ) ため池ハザードマップ（その2）作成業務委託

契約の相手方	(株)バンス
業務の内容	ハザードマップ作成2箇所
契約の方法	7者による指名競争入札
契約金額	4,367,000円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	R1.10.17/R1.10.18~R2.2.28

(オ) 新池設計等委託

契約の相手方	(株)国土開発センター姫路営業所
業務の内容	土質調査、設計(東山地内)
契約の方法	10者による指名競争入札
契約の変更	1回(うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初) 9,350,000円(変更後) 9,768,734円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	R1.8.7/R1.8.8~R2.3.19

(カ) 中池建物事前及び事後調査業務委託

契約の相手方	(株)エルテック
業務の内容	事前調査1棟、事後調査1棟(飾東町豊国地内)
契約の方法	5者による指名競争入札
契約の変更	1回(契約金額の変更を伴うもの なし)
契約金額	1,404,000円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	H31.2.4/H31.2.5~R1.8.4

ウ 工事契約

(ア) 谷田池改修工事

契約の相手方	(有)岩本建設
工事の内容	堤体工、制波工、土留壁工、仮設工(飾東町庄地内)
契約の方法	15者による一般競争入札
契約の変更	2回(うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初) 36,340,920円(変更後) 47,536,942円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	H30.7.3/H30.7.4~R1.5.17(完了:H31.4.16)
その他特記事項	H30年度から繰越

(イ) 行重新池改修工事

契約の相手方	宗和建设(株)
--------	---------

工事の内容	堤体工、取水施設工、仮設工（香寺町行重地内）
契約の方法	19者による一般競争入札
契約の変更	3回（うち契約金額の変更を伴うもの 2回）
契約金額	（当初）38,552,760円（変更後）43,809,119円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	H30.10.23／H30.10.24～R1.7.12（完了：R1.7.12）
その他特記事項	H30年度から繰越

#### （ウ）久畑奥池改修（その2）工事

契約の相手方	㈱中野建設
工事の内容	制波工、仮設工（香寺町久畑地内）
契約の方法	10者による指名競争入札
契約の変更	2回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）8,215,560円（変更後）10,227,711円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	H30.12.12／H30.12.13～R1.5.31（完了：R1.5.31）
その他特記事項	H30年度から繰越

#### （エ）中池改修工事

契約の相手方	㈱谷内
工事の内容	堤体工、取水施設工、仮設工（飾東町豊国地内）
契約の方法	9者による一般競争入札
契約の変更	2回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）14,766,840円（変更後）14,831,509円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	H30.12.12／H30.12.13～R1.7.31（完了：R1.7.12）
その他特記事項	H30年度から繰越

#### （オ）本郷大池改良工事

契約の相手方	池尻建設
工事の内容	堤体工、仮設工（四郷町本郷地内）
契約の方法	10者による指名競争入札
契約の変更	3回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）9,288,000円（変更後）10,212,748円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	H31.2.14／H31.2.15～R1.8.30（完了：R1.8.29）
その他特記事項	H30年度から繰越

(カ) 愚呂免池改修（その2）工事

契約の相手方	㈱西田商会
工事の内容	取水施設工、仮設工（香寺町田野地内）
契約の方法	15者による一般競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）9,277,400円（変更後）9,409,192円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	R1.9.18/R1.9.19~R2.3.17（完了：R2.3.9）

(キ) 野々堂池改修工事

契約の相手方	にしかわ創建㈱
工事の内容	取水施設工、仮設工（山田町牧野地内）
契約の方法	14者による一般競争入札
契約の変更	2回（うち契約金額の変更を伴うもの 2回）
契約金額	（当初）15,680,500円（変更後）15,831,997円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	R1.9.18/R1.9.19~R2.5.29（R元年度末は未完了）
その他特記事項	H30年度から繰越、R2年度へ一部繰越

(ク) 谷田池改修（その2）工事

契約の相手方	大雅建設㈱
工事の内容	腰積工、仮設工（飾東町庄地内）
契約の方法	10者による指名競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）7,539,400円（完了）8,036,070円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	R1.10.24/R1.10.25~R2.3.3（完了：R2.2.13）

(ケ) 本郷大池整備工事

契約の相手方	㈱ケイアール
工事の内容	堤体工、制波工、仮設工（四郷町本郷地内）
契約の方法	10者による指名競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）8,820,900円（変更後）11,800,447円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）農村地域防災減災事業費
契約日／契約期間	R1.11.7/R1.11.8~R2.3.17（完了：R2.3.11）
その他特記事項	H30年度から繰越

(コ) 行重新池改修 (その2) 工事

契約の相手方	㈱岩本建設
工事の内容	堤体工、洪水吐工、付帯施設工、仮設工 (香寺町行重地内)
契約の方法	12 者による一般競争入札
契約の変更	2 回 (うち契約金額の変更を伴うもの 1 回)
契約金額	(当初) 28,428,400 円 (変更後) 29,894,403 円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	R1.11.7/R1.11.8~R2.6.30 (R 元年度末は未完了)
その他特記事項	R2 年度へ一部繰越

(サ) 棚池改修工事

契約の相手方	㈱安室組コーポレーション
工事の内容	取水施設工、仮設工 (西脇地内)
契約の方法	9 者による一般競争入札
契約の変更	2 回 (うち契約金額の変更を伴うもの 1 回)
契約金額	(当初) 13,634,500 円 (変更後) 14,515,374 円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	R1.11.8/R1.11.9~R2.6.30 (R 元年度末は未完了)
その他特記事項	R2 年度へ全部繰越

(シ) 行重新池道路補修工事

契約の相手方	宗和建设㈱
工事の内容	舗装復旧工、仮設工 (香寺町行重地内)
契約の方法	一者随意契約 (予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合)
契約金額	198,000 円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	R1.10.24/R1.10.25~R1.11.22 (完了: R1.11.21)

(ス) 北山池改修工事

契約の相手方	㈱小林商店
工事の内容	堤体工、洪水吐工、取水施設工、仮設工 (夢前町新庄地内)
契約の方法	13 者による一般競争入札
契約の変更	3 回 (うち契約金額の変更を伴うもの 2 回)
契約金額	(当初) 43,120,000 円 (変更後) 48,921,314 円
歳出科目	(項) 農林整備費 (目) 農地費 (事項) 農村地域防災減災事業費
契約日/契約期間	R1.11.7/R1.11.8~R2.6.30 (R 元年度末は未完了)
その他特記事項	R2 年度へ一部繰越

## (2) 市単独土地改良助成事業

### ア 事業の内容

農業生産力の安定と増進を図るため、各農区等が実施する土地改良事業に対して市補助金を交付する。また、災害補助対象とならない小規模な被災箇所への資材提供事業（農災自主復旧支援事業）も実施した。

### イ 網干区浜田地内他測量業務委託

契約の相手方	㈱大設
業務の内容	測量業務一式
契約の方法	5者による指名競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）3,300,000円（変更後）3,616,031円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）市単独土地改良助成事業費
契約日／契約期間	R1.7.1/R1.7.2~R2.1.30

### ウ 市単独土地改良助成事業補助金

根拠法令、要綱等	姫路市土地改良事業補助金等交付規則 姫路市市単独土地改良事業に係る補助事業の認定基準等を定める要綱			
施策上の位置づけ	農業生産力の安定と増進を図る			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）昭和34年度（終了）—			
対象事業の概要	各農区等が実施する土地改良事業に対して補助金を交付する。 水路、ため池改修は市が80%を補助する。また、農道、ゲート等改修は市が60%を補助する。			
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）市単独土地改良助成事業費			
国・県・市の負担割合等	姫路市100%			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	81,071千円	57,244千円	58,949,000円
交付先	名称	北恒屋農区他31件		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし。		
	財務的關係	農区長には市が報償金を支払っている。		

## (3) 農業基盤施設災害復旧事業

### ア 事業の内容

平成30年7月豪雨及び令和元年9月11日豪雨により被災した農地及び農業用施設（ため池・水路）の災害復旧事業を実施する。

## イ 工事契約

### (ア) 山田池復旧工事

契約の相手方	㈱イサカ
業務の内容	仮設工、盛土復旧工、ふとんかご工（四郷町見野地内）
契約の方法	10者による指名競争入札
契約の変更	2回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）6,690,600円（変更後）7,322,253円
歳出科目	（項）農林水産施設災害復旧費（目）農林水産施設災害復旧費 （事項）農業基盤施設災害復旧事業費
契約日／契約期間	H30.12.25／H30.12.26～R1.5.31（完了：R1.5.31）
その他特記事項	H30年度から繰越

### (イ) 香寺町恒屋地内農地復旧工事

契約の相手方	にしまつ土木工業
業務の内容	仮設工、盛土復旧工、ネット柵工
契約の方法	5者による指名競争入札
契約の変更	1回（契約金額の変更を伴うもの なし）
契約金額	2,305,800円
歳出科目	（項）農林水産施設災害復旧費（目）農林水産施設災害復旧費 （事項）農業基盤施設災害復旧事業費
契約日／契約期間	H31.1.21／H31.1.22～R1.5.31（完了：H31.4.15）
その他特記事項	H30年度から繰越

### (ウ) 東山地内農地復旧（その1）工事

契約の相手方	㈱関西総合緑地
業務の内容	法面ネット柵工
契約の方法	随意契約（2者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	734,400円
歳出科目	（項）農林水産施設災害復旧費（目）農林水産施設災害復旧費 （事項）農業基盤施設災害復旧事業費
契約日／契約期間	R1.5.30／R1.5.31～R1.9.13（完了：R1.9.2）
その他特記事項	H30年度から繰越

### (エ) 東山地内農地復旧（その2）工事

契約の相手方	(有)高尾造園土木
業務の内容	法面ネット柵工
契約の方法	随意契約（2者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	1,026,000円
歳出科目	（項）農林水産施設災害復旧費（目）農林水産施設災害復旧費 （事項）農業基盤施設災害復旧事業費

契約日／契約期間	R1.5.30／R1.5.31～R1.9.13
その他特記事項	H30年度から繰越

#### (オ) 二字淵池復旧工事

契約の相手方	構井建設㈱
業務の内容	堤体工、仮設工（別所町佐土新地内）
契約の方法	12者による一般競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）13,010,800円（変更後）15,819,556円
歳出科目	（項）農林水産施設災害復旧費（目）農林水産施設災害復旧費 （事項）農業基盤施設災害復旧事業費
契約日／契約期間	R1.8.9／R1.8.10～R2.3.17（完了日：R2.3.17）
その他特記事項	H30年度から繰越

#### (カ) 香寺町矢田部地内農地等復旧工事

契約の相手方	中川道路土木㈱
業務の内容	ふとんかご工、土羽復旧、水路壁復旧、仮設工
契約の方法	5者による指名競争入札
契約の変更	1回（契約金額の変更を伴うもの なし）
契約金額	2,090,000円
歳出科目	（項）農林水産施設災害復旧費（目）農林水産施設災害復旧費 （事項）農業基盤施設災害復旧事業費
契約日／契約期間	R2.1.20／R2.1.21～R2.3.30（R元年度末は未完了）
その他特記事項	R2年度へ繰越

### (4) ほ場整備事業

#### ア 事業の内容

農業生産性の向上・担い手への農地集積促進のため、未整備農地における区画整理や用排水施設整備のための調査設計等を実施するもの。令和元年度には、豊富地区の調査設計及び集団化業務委託を実施した。

#### イ 業務委託

##### (ア) 農業水利施設保全合理化事業 豊富地区調査設計業務委託

契約の相手方	キタイ設計 ㈱西日本支社
業務の内容	調査設計業務1式
契約の方法	12者による指名競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）11,550,000円（変更後）13,308,795円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）ほ場整備事業費
契約日／契約期間	R1.8.8／R1.8.9～R2.3.27

(イ) 農業水利施設保全合理化事業 豊富地区集団化業務委託

契約の相手方	兵庫県土地改良事業団体連合会
業務の内容	ほ場整備集団化業務 1 式
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約の変更	1 回（契約金額の変更を伴うもの なし）
契約金額	1,419,000 円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）ほ場整備事業費
契約日／契約期間	R1.8.8/R1.8.9~R2.3.27

(5) 農業資源保全活動支援事業

ア 事業の内容

農業の担い手不足により農村環境の保全機能が低下しているため、これを保全するための活動を行う地域団体による活動を支援する。

イ 多面的機能支払交付金

根拠法令、要綱等	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 姫路市多面的機能支払交付金交付要綱			
施策上の位置づけ	農地及び土地改良施設の保安全管理機能の保全			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 27 年度（終了） —			
対象事業の概要	①農地維持支払 農地、水路等の基礎的な保安全管理活動（水路の草刈・泥上げ等） ②資源向上支払（共同） 水路、農道等の軽微な補修等（水路・農道のひびわれ補修等） ③資源向上支払（長寿命化） 水路、農道等施設の長寿命化のための補修や更新（水路の更新・農道の舗装等）			
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事業）農業資源保全活動支援事業費			
国・県・市の負担割合等	国 50%、兵庫県 25%、姫路市 25%			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	169,843 千円	165,476 千円	161,947,193 円
交付先	名称	上野資源保全会他 98 団体		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	該当なし		

(6) 県営土地改良事業負担金

負担金の概要	県営土地改良事業に対する市及び受益者負担分を県へ納付する。
根拠法令等	土地改良法、地方財政法
負担金額	86,013,903 円

(注) 上記のほか、土地改良事業に関する負担金として、国営土地改良事業負担金（負担金額：83,272 円）及び兵庫県土地改良事業団体連合会負担金（負担金額：1,168,700 円）がある。

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備に関する事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山漁村の生活環境整備についての詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

なお、負担金、補助金及び交付金については、交付事務についての姫路市の裁量が及ぶものであるか否かの点から、市単独土地改良助成事業補助金及び多面的機能支払交付金を検討の対象として選定した。

補助金等の名称	交付先
市単独土地改良助成事業補助金	北恒屋農区※、北山田農区※、毛野農区※、大釜新農区※、小林農区※、西脇農区、奥山農区、的形第7農区、上余部農区、田野農区 (注1) ※は平成30年度からの繰越分 (注2) 全31件から10件をランダムに抽出した。
多面的機能支払交付金	山富環境保全会、前之庄向イ地区環境保全、溝口農地環境保全会、又坂資源保全隊、皆河資源保全隊、新庄中地区資源保全隊、土師生活環境を守る会、大提環境保全活動委員会、大釜新農地管理組合、岩屋土地資源保全隊 (注) 全99件から10件をランダムに抽出した。

また、業務委託契約及び工事契約については、契約金額について重要性が高いと判断したものを中心として、次のものを検討の対象として選定した。

<p>【業務委託契約】（9件全件を選定した） 新池設計等委託、中池建物事前及び事後調査業務委託、特定ため池諸元調査業務委託、ため池定期点検業務委託、ため池ハザードマップ作成業務委託、ため池ハザードマップ（その2）作成業務委託、網干区浜田地内他測量業務委託、豊富地区調査設計業務委託及び豊富地区集団化業務委託</p>
<p>【工事契約】（全21件から7件を選定した） 谷田池改修工事、久畑奥池改修（その2）工事、本郷大池改良工事、愚呂免池改修（その2）工事、本郷大池整備工事、東山地内農地復旧（その1）工事、東山地内農地復旧（その2）工事</p>

## 3 監査結果及び意見

### (1) 監査結果

#### ア 文書管理システムにおける決裁後の処理について

平成31年1月より、姫路市役所では新しい文書管理システムが稼働しているが、当該システムにおける補助金交付等に関する文書について、文書検

索結果の一覧画面上に表示される「文書状態」や決裁書（PDF によるもの）の日付等に問題があるものがあつた（令和2年12月25日現在）。その状況は次のとおりである。

件名	文書番号	文書状態	決裁書（PDF）の日付の状況他
多面的機能支払交付金交付要綱の一部改正について	2019-1753	施行待ち	起案日：令和1年8月14日 決裁日：令和1年8月16日 施行日：空白

これは、交付金の交付要綱の一部改正等についての決裁であるが、公印承認日や施行日がシステム上の決裁書では空白となっている。

平成31年1月からは、收受、起案から廃棄に至るまでの文書事務については、姫路市文書取扱規程に基づき、原則として、文書管理システムにより電子的に処理することとされている（平成30年12月19日付総務局長通知「新文書管理システムの運用開始に伴う文書事務の処理方針等について（通知）」（アにおいて「通知」という。）1.）。

そして、新文書管理システムでは、決裁完了後の処理の流れが厳格化されるので、決裁完了後にどのような事務（公印押印、施行等）が必要となるか確認の上、適切な決裁後処理を実施することが要求され（通知3(3)）、決裁を受けた後は、迅速かつ適切に浄書、公印の押印、発送等の施行処理を行うことが要求されている（通知4(2)イ）。

したがって、上記に示した要綱については、施行されていない状態（施行待ち）と等しいということになる。しかし、担当課から入手した多面的機能支払交付金交付要綱（書面）には、「この要綱は、令和元年8月16日から施行する」と記載されており、文書管理システム上の表示と食い違いが生じている。

補助金の交付要綱は、補助金の趣旨や補助対象事業、補助金交付額の算定、補助金交付手続き、補助金の精算等、補助金の制度の根幹をなす事項を定めるものである。

このため、文書管理システムの利用に際し、担当課は適切な決裁後処理（施行、公印使用承認等）を行うべきである。【結果 6-1】

また、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが必要である。【意見 6-1】

#### <参考>

##### ○ 姫路市文書取扱規程

（文書管理システムの利用）

第7条の2 文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、文書管理システムにより行うものとする。ただし、行政管理課長がこれにより難しいと認めた場合は、この限りでない。

(施行済の表示)

第 26 条 施行の終わった文書（第 20 条、第 21 条及び第 24 条第 4 号ただし書の規定により処理した文書を除く。）には、所管課において当該施行の終わった日を記録しなければならない。この場合において、文書が 2 以上の事案について作成され、又は処理されたものであるときは、最終の事案の施行が終わった日を記録するものとする。

## (2) 意見

### ア 工事契約の変更について

競争入札は、入札の参加業者が発注者の設計図書を参考に自社の実行可能な予算を積算したうえで応札し、予め発注者によって設定された予定価格と最低制限価格の範囲内で競争を行い、地方公共団体に最も有利な価格で入札をした者を契約の相手方とするものである。

ここで、工事契約の変更により工事の設計内容や契約期間（工期）に変更が生じる場合、当該変更が工事の発注時点においてあらかじめ反映されていたとすれば、工事業者によっては入札参加の意思に影響を与える場合もあると考えられ、また、入札の参加業者による入札価格にも影響を与えることから、契約機会の公平性が損なわれる恐れがある。

農林整備課から提供を受けた工事契約一覧によると、令和元年度に行われた農村地域防災減災事業及び農業基盤施設災害復旧事業に係る工事契約で、契約の方法が競争入札であるものは 16 件あったが、その全てについて、次のとおり契約の変更（令和 2 年 3 月末まで）により、契約金額の変更又は契約期間の変更（工期の延期）が行われていた。

工事の名称	入札の種別	契約変更の回数	うち契約金額	うち契約期間
			の変更	の変更
農村地域防災減災事業 谷田池改修工事	一般	2	1	2
農村地域防災減災事業 行重新池改修工事	一般	3	2	2
農村地域防災減災事業 久畑奥池改修（その 2）工事	指名	2	1	1
農村地域防災減災事業 中池改修工事	一般	2	1	1
農村地域防災減災事業 本郷大池改良工事	指名	3	1	3
農村地域防災減災事業 愚呂免池改修（その 2）工事	一般	1	1	—
農村地域防災減災事業 野々堂池改修工事	一般	3	2	2
農村地域防災減災事業 谷田池改修（その 2）工事	指名	1	1	—
農村地域防災減災事業 本郷大池整備工事	指名	1	1	1
農村地域防災減災事業 行重新池改修（その 2）工事	一般	2	1	2

工事の名称	入札の種別	契約変更の回数	契約変更	
			うち契約金額の変更	うち契約期間の変更
農村地域防災減災事業 棚池改修工事	一般	2	1	2
農業水路等長寿命化・防災減災事業 北山池改修工事	一般	2	1	2
災害復旧事業 山田池復旧工事	指名	1	1	1
災害復旧事業 香寺町恒屋地内農地復旧工事	指名	1	—	1
災害復旧事業 二字淵池復旧工事	一般	1	1	1
災害復旧事業 香寺町矢田部地内農地等復旧工事	指名	2	—	2

上記のように、契約金額や契約期間の変更（工期の延期）といった契約の変更が常態化しているような事態は、契約機会の公平性、経済性を確保する競争入札の意義が失われる可能性があるため、好ましいことではない。

したがって、工事の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、契約変更の件数を減らすように努力することが望まれる。【意見 6-2】

#### イ 契約変更により設計金額が1千万円以上となった工事について

姫路市制限付一般競争入札実施要綱第3条によれば、おおむね1千万円以上の工事については、制限付一般競争入札を実施すべきであるとされている。

しかし、農村地域防災減災事業における工事契約で、契約の方法が指名競争入札であるもののうち、次の3件については、当初の設計金額（税込）が1千万円未満であったが、契約の変更により設計金額（税込）が1千万円以上となっている。

- ① 久畑奥池改修（その2）工事
- ② 本郷大池改良工事
- ③ 本郷大池整備工事

これら3件の工事について、契約金額の変更が行われた場合の「変更理由書」を閲覧し、変更理由が妥当なものであるかどうかを検討した。それぞれの変更理由等は、以下のようになっている。

#### ① 久畑奥池改修（その2）工事（第2回変更）

当初設計金額（税込）	9,194,040 円	変更後設計金額（税込）	11,445,840 円
変更理由			
第1期工事で仮置きをしている池内浚渫土について、当初はそのまま仮置場所において敷均すこととしていたが、着手後に行った地元協議において、土地の利用計画に変更があり、敷均しではなく別の場所にて集積してほしいとの要望があったため、課内で検討した結果、別の地			

元用地に運搬及び集積して対処するもの。また、一部の土については、地元発注工事で仮設道路用土として利用したいとの申し出があったため、処理土量を減工するもの。

工事箇所より南側に位置する作業ヤード前の舗装について、工事車両の出入りにより表面の舗装が破損し、一般車両等の通行に支障が生じていることから速やかに復旧する必要性が生じたため、舗装工を追加し対処するもの。

以上の変更により、仮置土の集積場所での作業時の安全確保、及び、舗装復旧時の一般車両の進入防止のため、交通誘導員を追加し対処するもの。

張ブロックの基礎コンクリートの施工にあたり、掘削したところ、両側の地山より湧水が発生することが判明したため、水替工を追加し対処するもの。

## ② 本郷大池改良工事（第3回変更）

当初設計金額（税込）	9,903,600 円	変更後設計金額（税込）	10,889,640 円
変更理由			
<p>工事残土について、当初は全て処分する計画であったが、地元農区より池底の高低差の均平を図るため場内に敷均してほしいという要望があったため、課内で検討した結果、流用可能な土については場内に敷均し、流用が困難な土については、処分するもの。</p> <p>本ため池に流入する排水管について、堤体に影響を及ぼす程の流入はないと想定し、施工は次期工事にて実施する予定だったが、大雨の際、想定以上の流入があることが判明し、今回施工した堤体を浸食させ、隣接地に土砂等が流出する恐れがあることから、地元農区とも協議を行った結果、排水管流入工を前倒して施工するもの。</p> <p>ため池内に植生する樹木について、施工に支障がある部分的な除去で対応していたが、工事の進展に伴い安全性を確保することが困難となったため、支障樹木を全て撤去し処分するもの。</p> <p>仮設道路の設置方法について、当初は敷鉄板のみによる施工を予定していたが、土地所有者と工事完了後の復旧方法に係る交渉の結果、購入土盛土による仮設道路の設置及び市道からの進入部に鉄板養生を増工することで対処するもの。</p> <p>また、上記に伴う施工量の増加により、工期内に工事を完了させることが困難となったため、工期を延伸して対処するもの。</p> <p>変更前工期 平成 30 年 10 月 5 日～令和元年 7 月 31 日          変更後工期 平成 30 年 10 月 5 日～令和元年 8 月 30 日</p>			

## ③ 本郷大池整備工事（第1回変更）

当初設計金額（税込）	9,971,500 円	変更後設計金額（税込）	13,339,700 円
変更理由			
<p>土工について、旧堤体を掘削したところ、表土が当初想定以上に多く草根を含んでいたため、表土を草混じり土として、床掘土が多くの水分を含む粘土であったことから、高含水粘性土として処分するもの。</p> <p>制波工について、土羽仕上げの箇所は波浪等の影響が少ないと想定していたが、着工後に改めて現場状況を確認し、地元農区と工事完了後における管理等について協議を行った結果、土</p>			

羽仕上げの区間においても波浪等の影響を受け堤体が侵食されるおそれがあることから、当該部分を保護するため張りブロックを追加して対処するもの。

仮設工について、仮設道路は一部を除き次期工事で、撤去する予定であったが、地元自治会より近年のゲリラ豪雨に備え貯水量を少しでも確保したいという要望を受け、検討した結果、次期工事で必要ない箇所の仮設道路について撤去するもの。また、制波工の増工に伴い、仮設道路を一部振り替える必要が生じたため、大型土のう工を増工し対応するもの。

ため池内に植生する樹木について、施工に支障がある部分的な除去で対応していたが、当初除去を予定していなかった樹木についても工事に支障となることが判明したため、支障樹木を全て撤去し処分するもの。

上記の工事を増工することにより、工期内での完了が見込めないことから、工期を延期するもの。

上記のそれぞれの変更理由を見ると、変更は致し方がなかった面もあるといえる。しかし、これらの工事はいずれも、仮に契約変更後の設計金額で当初の設計金額が設定されていれば、契約の方法は指名競争入札ではなく、より多くの入札参加者を募る一般競争入札になっていた工事である。

このようなケースでは、工事の発注段階において一般競争入札を避ける意図があるのではないかとの誤解を生むおそれがあるため、今後の工事契約においてそのような誤解が生じることを避けるためにも、当初の設計時に事前の調査や近隣住民等へのヒアリングを十分に実施し、可能な限り契約変更が生じないようにすることが望ましい。【意見 6-3】

#### ウ 市単独土地改良助成事業に係る補助金交付について

姫路市では、地元農区等が実施する土地改良事業に対して、姫路市土地改良事業補助金等交付規則（ウにおいて「交付規則」という。）及び姫路市市単独土地改良事業に係る補助事業の認定基準等を定める要綱（ウにおいて「認定基準要綱」という。）に基づき、補助金を交付している。

当該補助金の交付に関する一連の書類を確認したところ、当該補助金の交付先である事業主体（農区等）が行う土地改良事業に係る工事については、姫路市から事業主体に対して工事業者の推薦が行われた上で、推薦された工事業者を入札参加者として事業主体において指名競争入札が行われている。ただし、各地元農区が選定した工事業者を入札参加業者として追加している場合もある。

この点、事業主体が指名競争入札により契約を締結することや、事業主体が姫路市の推薦する業者により入札を執行することの根拠としては、農林整備課内部における運用方針（ウにおいて「運用方針」という。）においては詳細に定められているものの、交付規則上は、交付規則第9条に「事業実施にあたって市長の指導監督を受けなければならない」と規定されているのみとなっている。

運用方針においては、入札の方法及び入札業者の推薦について、原則として姫路市における公共工事の入札方法に準じて行うように定められている。また、地元が選定した業者を入札参加者に追加する場合、「公正な入札の実施が困難と判断される場合はこれを認めない」と定められており、入札が公正な形で実施されるように配慮されている。

しかしながら、補助金については交付に際しての手続きに透明性が求められることから、運用方針において定められている手続きについては、補助金の交付を受けようとする事業主体も確認できることが望ましい。そこで、これを農林整備課の内部規程から格上げして要綱とし、現行の認定基準要綱に取り込んで、市単独土地改良事業に係る補助金の交付要綱とするなど、規程の整理を行うことを検討することが望ましい。【意見 6-4】

当該補助金の交付申請に際しては、交付規則第7条に基づき、補助金等交付申請書に、必要とされる書類（ウにおいて「添付書類」という。）を添付することになっている。当該補助金の交付に関する一連の書類を確認したところ、一連の書類の中に事業主体が姫路市から入札業者の推薦を受けるための推薦依頼書が含まれていたが、推薦依頼書については、姫路市に提出している事業主体と提出していない事業主体が混在していた。

農林整備課によると、添付書類の中には推薦依頼書も含まれているとのことである。しかし、これについては、交付規則第7条に明記されていない。また、交付規則第7条第6号には「その他市長が必要と認める書類」を添付書類として市長に提出することが求められているが、推薦依頼書が「その他市長が必要と認める書類」であることは書面では確認できなかった。また、運用方針においても、推薦依頼書についての定めはなかった。このように、推薦依頼書は、交付規則や運用方針において、事業主体が添付書類として提出することが定められていないため、事業主体が姫路市に提出をしない場合でも、これらに違反していることにはならない。しかしながら、補助金については交付に際しての手続きに透明性が求められることから、姫路市が事業主体に添付書類として推薦依頼書の提出を求めるのであれば、交付規則第7条第6号の「その他市長が必要と認める書類」であるとする定めを要綱等に置くことが望ましい。【意見 6-5】

## 第2節 林業の振興及び森林の保全整備

### 1 概要

#### (1) 森林資源量等調査解析事業

##### ア 事業の内容

森林における航空レーザー計測により、森林資源を調査・解析し、必要な人工林の情報を収集・把握して、森林整備の促進を図る。なお、事業の主体

は姫路市であるが、業務は外部に委託している。

### イ 森林現況調査業務委託

契約の相手方	(株)パスコ 姫路営業所
業務の内容	航空レーザー計測、三次元データ処理 A = 65 km <sup>2</sup>
契約の方法	13 者による指名競争入札
契約の変更	1 回（うち契約金額の変更を伴うもの 1 回）
契約金額	（当初）18,117,000 円（変更後）22,876,197 円
歳出科目	（項）農林整備費（目）林産振興費（事項）森林資源量等調査解析事業費
契約日／契約期間	R1.6.20／R1.6.21～R2.2.28

## （２）混交林整備事業

### ア 事業の内容

「災害に強い森づくり」の一環として、兵庫県税である県民緑税を財源とした県からの補助金（補助率 100%）を受けて行う事業である。高齢人工林の部分伐採を促進し、広葉樹を植栽することにより、樹種・林齢が異なる多様な森林の整備を行い、森林の水土保持能力を高める。事業の主体は、中はりま森林組合姫路支所であり、姫路市が補助を行っている。

### イ 混交林整備事業補助金

根拠法令、要綱等	姫路市森林事業補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	森林の公益的機能を維持増進し、災害に強い森づくりを推進する			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 18 年度（終了）令和 7 年度予定			
対象事業の概要	作業道開設 1 路線 1,220 m <sup>2</sup> （安富町安志整備（対象面積 31ha））			
歳出科目	（項）農林整備費（目）林産振興費（事項）混交林整備事業費			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 100%			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	17,564 千円	7,379 千円	15,015,000 円
交付先	名称	中はりま森林組合姫路支所		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	他の補助金の交付、委託料の支払及び出資金がある。		

## （３）木質バイオマス搬出支援事業

### ア 事業の内容

未利用木材を木質バイオマス発電燃料として活用する一環として、森林経営計画認定者が未利用の木材を木質バイオマス発電所の燃料として搬出する費用に対して補助を行う。

## イ 木質バイオマス搬出支援事業補助金

根拠法令、要綱等	姫路市森林事業補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	林業生産リサイクルの円滑な循環および森林の有する多面的機能の発揮、災害に強い森づくりを推進する			
交付金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始)平成27年度(終了)未定			
対象事業の概要	搬出量合計 2016.11トン			
歳出科目	(項)農林整備費(目)林産振興費(事項)木質バイオマス搬出支援事業費			
国・県・市の負担割合等	姫路市100%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	1,400千円	1,052千円	2,016,110円
交付先	名称	中はりま森林組合姫路支所、(株)知福木材、(公)兵庫みどり公社、(株)山田林業		
	区分	その他団体、公益法人、営利企業		
	人的関係	いずれについても該当なし。		
	財務的関係	中はりま森林組合：他の補助金の交付、委託料の支払及び出資金がある。 (公)兵庫みどり公社：出資金がある (株)知福木材・(株)山田林業：他の補助金の交付がある。		

### (4) 森林保全事業

#### ア 事業の内容

##### (ア) 住民参画型森林整備事業

山地災害防止を目的として、地域住民が自発的に行う森林保全活動について、森林整備費や資機材購入費を支援する。県税である県民緑税(個人県民税均等割の超過課税)を活用した事業である。

##### (イ) 森林・山村多面的機能発揮対策推進事業

森林所有者や地域住民等が協力して森林の有する多面的機能(国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全等)を発揮させるために行う森林の保全活動及び山村地域の活性化を支援する。

## イ 補助金・負担金

### (ア) 住民参画型森林整備事業補助金

根拠法令、要綱等	住民参画型森林整備実施要領(兵庫県)
施策上の位置づけ	森林の保全(山地災害の防止)
補助金等の性格	事業補助金
開始・終了年度	(開始)平成18年度(終了)令和7年度予定
対象事業の概要	対象地区(飾東町清住・北平野)における森林整備費・資機材購入費を補助する
歳出科目	(項)農林整備費(目)林産振興費(事項)森林保全事業費
国・県・市の負担割合等	兵庫県100%

交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	2,330 千円	2,330 千円	4,660,000 円
交付先	名称	清住自治会、北平野自治会		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	該当なし		

### (イ) 森林・山村多面的機能発揮対策交付金に係る支援金（負担金）

根拠法令、要綱等	森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（農林水産省）			
施策上の位置づけ	森林の保全・山村地域の活性化			
補助金等の性格	事業負担金			
開始・終了年度	（開始）平成 25 年度（終了）令和 5 年度予定			
対象事業の概要	地域要望が強く森づくりへの取組意欲が高い地域の活動組織が里山林等において行う保全活動等に対し、交付金を交付する。			
歳出科目	（項）農林整備費（目）林産振興費（事項）森林保全事業費			
国・県・市の負担割合等	姫路市の一般財源より 675,000 円（全体の交付額の 1/8。残りは国 6/8、兵庫県 1/8。）を兵庫県森林組合連合会に支援金（負担金）として支払い、同連合会が活動組織に交付する。			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	1,040 千円	1,260 千円	675,000 円
交付先	名称	兵庫県森林組合連合会（最終交付先は皆河（安富町）自治会等 6 活動組織）		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	該当なし		

## (5) 市有林管理事業

### ア 姫路市の市有林について

夢前町及び安富町に所在しており、面積は約 350ha（うち人工林は約 250ha）である。また、主な歳出は役務費（森林国営保険料）である。

### イ 森林国営保険料

市有林のうち、概ね 30 年生以上の資産価値の高い人工林について森林保険（国営）に加入している（注）。

地区	面積 (ha)	保険料 (円)	保険金額 (円)
夢前町	70.35	302,113	121,331,850
安富町	184.14	818,115	328,584,010
合計	254.49	1,120,228	449,915,860

（注）森林保険とは、森林保険法等に基づき、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災（風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害）、噴火災による損害を総合的に補償する保険である。森林保険は森林所有者自らが災害に備える唯一のセーフティネットとして、林業経営の安定、被災地の早期復旧による森林の多面的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

## (6) 循環型林業推進事業

### ア 事業の内容

姫路市が事業主体となり、市有林（安富町皆河）において搬出間伐を実施し、加えて搬出材の一部を活用して木材利用推進のための普及PRを行う。

### イ 市有林間伐材売払収入

循環型林業推進事業において、市有林の間伐材売払いによる収入がある。

#### 【収入明細】

地区	搬入日	樹種	材積 (m <sup>3</sup> )	収入済額 (円)
安富町皆河	R2/2/5・2/6・2/15	スギ・ヒノキ	175.036	1,358,929

(注1) 歳入科目は(款)財産収入(項)財産売払収入(目)生産物売払収入(節)農林水産業費生産物売払収入。

(注2) 平均単価は予算9,000円/m<sup>3</sup>、実績7,764円/m<sup>3</sup>であった。

### ウ 安富町皆河地内搬出間伐業務委託

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	搬出間伐・作業道作設 各1式
契約の方法	4者による指名競争入札
契約の変更	1回(うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初)4,400,000円 (変更後)3,929,559円
歳出科目	(項)農林整備費(目)林産振興費(事項)循環型林業推進事業費
契約日/契約期間	R1.11.13/R1.11.14~R2.3.19

(注) 上記のほか、循環型林業推進事業の業務委託として、森林管理システム保守業務を外部に委託している(契約金額:55,000円)。

## (7) 林地台帳事業

### ア 事業の内容

平成28年度の森林法の改正により、市町村が森林の所有者及び境界等の情報を一元的に取りまとめた林地台帳を作成する制度が創設された。林地台帳はシステム化されており、当該システムの運用及び保守点検は外部に委託されている。

### イ 森林GISシステム保守業務委託

契約の相手方	(株)パスコ 姫路営業所
業務の内容	姫路市森林クラウドGISシステムの運用保守
契約の方法	一者随意契約(契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合)
契約金額	594,000円
歳出科目	(項)農林整備費(目)林産振興費(事項)林地台帳事業費
契約日/契約期間	H31.4.1/H31.4.1~R2.3.31

## (8) 林地崩壊防止事業

### ア 事業の内容

姫路市の管理する林地崩壊防止施設が被災した場合に復旧を行う。市の単独事業である。

### イ 西中島地内山腹工設計委託

契約の相手方	明治コンサルタント(株) 神戸営業所
業務の内容	山腹工設計一式
契約の方法	5者による指名競争入札
契約変更回数	1回(うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初) 2,700,000円 (変更後) 2,764,824円
歳出科目	(項) 治山治水事業費(目) 治山治水事業費(事項) 林地崩壊防止事業費
契約日/契約期間	R1.5.15/R1.5.16~R1.8.20

### ウ 夢前町寺地内土砂流出防止工事

契約の相手方	中一建設(株)
工事の内容	ふとんかご工、土工
契約の方法	随意契約(2者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合)
契約の変更	1回(うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初) 1,210,000円 (変更後) 1,243,698円
歳出科目	(項) 治山治水事業費(目) 治山治水事業費(事項) 林地崩壊防止事業費
契約日/契約期間	R1.10.21/R1.10.22~R2.1.31(完了 R2.1.31)

(注) 上記のほか、林地崩壊防止事業の工事として、別所町家具町地内落石防護柵塗装工事(契約金額:103,400円)及び白浜町地内転落防止柵設置工事(契約金額:172,615円)が実施されている。

## (9) 県単独治山事業

### ア 事業の内容

国庫補助の対象とならない小規模な山地崩壊箇所について、兵庫県への補助(単独補助)を受けて改修する事業である。

### イ 工事契約

#### (ア) 西中島地内法面整備工事

契約の相手方	(株)アスピー開発
工事の内容	治山土工、簡易法枠工、仮設工
契約の方法	17者による一般競争入札
契約金額	12,229,800円(うちR1年度支払(前金)4,800,000円)
契約の変更	3回(うち契約金額の変更を伴うもの 0回)
歳出科目	(項) 治山治水事業費(目) 治山治水事業費(事項) 県単独治山事業費

契約日／契約期間	R1.11.22／R1.11.25～R2.8.31
その他特記事項	負担比率：県 2/3 市 1/3、R2 年度へ繰越 11,200,000 円

### (イ) 林田町上構地内法面整備工事

契約の相手方	(株)泰眞建設
工事の内容	かご枠工、植栽工
契約の方法	一者随意契約（競争入札に付することが不利と認められる場合）
契約の変更	4 回（うち契約金額の変更を伴うもの 1 回）
契約金額	（当初）907,200 円 （変更後）910,480 円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）治山治水事業費（事項）県単独治山事業費
契約日／契約期間	H31.3.11／H31.3.12～R2.2.28（完了 R2.2.28）
その他特記事項	負担比率：県 2/3・市 1/3、H30 年度から繰越

## (10) 林道維持管理事業

### ア 事業の内容

次のような事業が含まれる。主な歳出は、委託料及び工事請負費である。

- ① 基幹林道の整備、除草、清掃、倒木処理、土砂撤去
- ② 林道橋定期点検（負担比率：国 50%・兵庫県 1%・姫路市 49%）
- ③ 林道管理アダプト制度（市が維持管理している林道において、地元団体へ資材を提供し、市民と協働で林道の適正な維持管理を行う制度）
- ④ 林道賠償責任保険への加入
- ⑤ 森林ツーリズム啓発・管理（森林遊歩道の清掃業務・地元団体による姫路市森林・林業体験フェアの開催支援）

### イ 業務委託

#### (ア) 林道オカズラ線除草他業務委託

契約の相手方	宝来建設工業(株)
業務の内容	除草 2,112 m <sup>2</sup> 、側溝清掃 36m 対象地区：家島町坊勢
契約の方法	随意契約（3 者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	（当初）418,000 円 （変更後）432,282 円
契約の変更	1 回（うち契約金額の変更を伴うもの 1 回）
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）治山治水事業費（事項）林道維持管理事業費
契約日／契約期間	R1.9.2／R1.9.3～R1.10.31

（注）上記の業務において発生した土砂の処分のため、林道オカズラ線土砂処分業務（契約金額 374,000 円）を同一業者に外部委託している。

#### (イ) グリーンステーション鹿ヶ壺周辺清掃等業務委託

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	除草 8,800 m <sup>2</sup> 、側溝清掃 445m、トイレ清掃 16 回、風倒木処理等一式

契約の方法	5者による指名競争入札
契約金額	330,000円
歳出科目	(項) 治山治水事業費 (目) 治山治水事業費 (事項) 林道維持管理事業費
契約日/契約期間	R1.6.10/R1.6.11~R2.3.31

## (ウ) 林道橋梁点検業務委託

### a 業務委託の概要

契約の相手方	(株)日本インシーク 姫路事務所
業務の内容	市内44の林道橋の橋梁点検
契約の方法	10者による指名競争入札
契約金額	12,540,000円
歳出科目	(項) 治山治水事業費 (目) 治山治水事業費 (事項) 林道維持管理事業費
契約日/契約期間	R1.7.29/R1.7.30~R2.2.28

### b 業務委託の結果

判定区分 (橋単位の診断)		橋梁数	割合
I: 健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態	3	7%
II: 予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態	33	75%
III: 早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態	6	14%
IV: 緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態	2	4%
合 計		44	100%

### c 点検結果による措置の状況

判定区分がIVの2橋梁については、通行止めの措置を行っている。また、判定区分がIII・IVの橋梁については、地元自治会と負担金の協議が整えば、林業施業の計画の有無などにより優先順位をつけ、順次、補修が実施される予定である。なお、令和2年度には、判定区分はIIであるが利用の多い雪彦峰山線及び塩田線について林道橋補修設計を実施し、令和3年度以降に順次補修工事を実施することとしている。

## ウ 安富町関地内溪流整備工事

契約の相手方	(株)ホクト
工事の内容	土工、かご砕工
契約の方法	7者による指名競争入札
契約の変更	1回 (うち契約金額の変更を伴うもの 1回)
契約金額	(当初) 3,148,200円 (変更後) 3,746,649円
歳出科目	(項) 治山治水事業費 (目) 治山治水事業費 (事項) 林道維持管理事業費

契約日／契約期間	H31.1.30／H31.1.31～～R1.5.31（完了R1.5.31）
その他特記事項	溪流護岸は森林ツーリズム整備事業で整備したものである。 平成30年度からの繰越

## エ 森林・林業体験フェア負担金

### （ア）森林・林業体験フェアについて

自然とふれあいながら林業を学び、森林と親しんでもらうことを目的に開催されるイベントであり、主催は姫路市森林・林業体験フェア実行委員会である。イベントの概要は次のとおりである。

開催日時	令和元年11月17日（日）10:00～15:00
開催場所	グリーンステーション鹿ヶ壺及び周辺
参加団体数	参加団体数16、出店数28
来場者総数	3,000人
内容	PR・啓発コーナー、森のふれあいコーナー、森の体験コーナー、森の仕事コーナー、森の食コーナー

### （イ）負担金の概要

根拠法令、要綱等	—			
施策上の位置づけ	林業への関心を高める。			
負担金の性格	事業負担金			
開始・終了年度	（開始）平成30年度（終了）未定			
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）治山治水事業費（事項）林道維持管理事業費			
負担割合等	姫路市が全額を拠出（森林環境譲与税を充当）			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	—	3,600千円	3,600,000円
交付先	名称	姫路市森林・林業体験フェア実行委員会		
	区分	その他団体		
	人的関係	農林整備課に事務局が置かれている。		
	財務的關係	この負担金以外は該当なし。		

## （11）林道整備事業

### ア 事業の内容

姫路市が事業主体となって実施する基幹林道の整備及び改修事業である。

### イ 工事契約

#### （ア）林道塩田線舗装改良工事①

契約の相手方	(株)泰眞建設
工事の内容	舗装工、土工、区画線工（夢前町塩田地内）
契約の方法	30者による一般競争入札
契約の変更	2回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）

契約金額	(当初) 13,660,920 円 (変更後) 16,290,535 円
歳出科目	(項) 治山治水事業費 (目) 治山治水事業費 (事項) 林道整備事業費
契約日/契約期間	H31.2.28/H31.3.1~R1.6.28 (完了: R1.6.27)
その他特記事項	平成 30 年度からの繰越

### (イ) 林道塩田線舗装改良工事②

契約の相手方	大道建材建設
工事の内容	舗装工、縁石工、土工 (香寺町中村地内ほか)
契約の方法	随意契約 (2 者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合)
契約の変更	1 回 (うち契約金額の変更を伴うもの 1 回)
契約金額	(当初) 979,000 円 (変更後) 1,120,622 円
歳出科目	(項) 治山治水事業費 (目) 治山治水事業費 (事項) 林道整備事業費
契約日/契約期間	R2.1.10/R2.1.14~R2.3.17 (完了: R2.3.17)

### (ウ) 林道塩田線落石対策工事

契約の相手方	財宝建設
工事の内容	落石防護柵工、コンクリートブロック積 (香寺町中村地内)
契約の方法	10 者による指名競争入札
契約の変更	1 回 (うち契約金額の変更を伴うもの 1 回)
契約金額	(当初) 6,440,500 円 (変更後) 7,392,524 円
歳出科目	(項) 治山治水事業費 (目) 治山治水事業費 (事項) 林道整備事業費
契約日/契約期間	R1.12.23/R1.12.24~R2.3.17 (完了: R2.3.17)

### (エ) 林道オカズラ線道路反射鏡設置工事

契約の相手方	田中建設(有)
工事の内容	反射鏡設置 (家島町坊勢)
契約の方法	随意契約 (2 者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合)
契約の変更	1 回 (うち契約金額の変更を伴うもの 1 回)
契約金額	(当初) 517,000 円 (変更) 515,959 円
歳出科目	(項) 治山治水事業費 (目) 治山治水事業費 (事項) 林道整備事業費
契約日/契約期間	R2.2.17/R2.2.18~R2.3.17 (完了 R2.3.17)

## (12) 自然公園 (注) 管理運営・整備事業

(注) 自然公園法により指定されている国立公園、国定公園および都道府県立自然公園ではない。

### ア 事業の内容

森林の持つ治山機能に保健機能を併せ総合的に保全林機能を発揮させるよう、積極的に自然林の整備を実施している。また、自然林を市民野外活動

の場として提供するため、市内の2つの自然公園の管理運営を行うとともに、老朽化した施設を修理し、公園機能を強化している。

### 【事業の対象】

藤ノ木山自然公園	所在地	姫路市山田町南山田地区		
	整備年度	昭和 47～49 年	面積	53ha
	施設等の内容	自然林造成 3.4ha、自然林改良 50.8ha 遊歩道約 10km、展望台 2、あずまや 4、トイレ 1		
牧野自然公園	所在地	姫路市山田町牧野地区		
	整備年度	平成 6～11 年	面積	28.8ha
	施設等の内容	自然林造成 4.0ha、自然林改良 24.8ha 遊歩道約 3 km、あずまや 1、トイレ 2		

## イ 業務委託

### (ア) 藤ノ木山自然公園管理業務委託

契約の相手方	南山田記名共有林財産管理
業務の内容	園内清掃・植栽管理・遊歩道管理・管理車道管理
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	3,278,149 円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）保全林整備事業費（事項）管理運営費
契約日／契約期間	H31.4.1／H31.4.1～R2.3.31

### (イ) 牧野自然公園管理業務委託

契約の相手方	牧野自治会（牧野キャンプ）
業務の内容	園内清掃・植栽管理・遊歩道管理・管理車道管理
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	1,046,400 円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）保全林整備事業費（事項）管理運営費
契約日／契約期間	H31.4.1／H31.4.1～R2.3.31

## ウ 工事契約

### (ア) 藤ノ木山自然公園東屋撤去等工事

契約の相手方	(有)コスモ建設
工事の内容	東屋（あずまや）の撤去
契約の方法	随意契約（2者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約の変更	1 回（うち契約金額の変更を伴うもの 1 回）
契約金額	（当初）440,000 円（変更後）464,803 円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）保全林整備事業費（事項）整備事業費
契約日／契約期間	R1.8.30／R1.9.2～R1.10.31（完了 R1.10.31）

### (イ) 牧野自然公園管理道舗装改良工事

契約の相手方	大滉興業
工事の内容	土工、アスファルト舗装
契約の方法	5者による指名競争入札
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）1,361,800円（変更後）1,475,842円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）保全林整備事業費（事項）整備事業費
契約日／契約期間	R1.11.26／R1.11.27～R2.2.28（完了R2.2.28）

（注）上記のほか、自然公園整備事業の工事として、藤ノ木山自然公園駐車場便所屋上防水改修工事（契約金額：275,000円）が行われている。

### (13) 里山林整備事業

#### ア 事業の内容

里山林である「こうでら健康の森」の機能強化のために施設の整備を行う。

#### イ こうでら健康の森木橋改修工事

契約の相手方	財宝建設
工事の内容	木橋の改修 市単工事
契約の方法	随意契約（2者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	528,000円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）保全林整備事業費（事項）里山林整備事業費
契約日／契約期間	R1.11.5／R1.11.6～R2.2.28（完了R2.1.6）

（注）上記のほか、里山林に関しては、里山林維持管理事業として、こうでら健康の森解説看板製作等業務を外部委託している（契約金額：242,000円）。

### (14) 林業施設災害復旧事業

#### ア 事業の内容

激甚災害の指定を受けた平成30年7月豪雨によって被災した、林道・林業施設の災害復旧事業である。根拠法令は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律である。

#### イ 工事契約

##### （ア）林道我孫子線復旧工事

契約の相手方	的場建設
工事の内容	仮設工、コンクリートブロック積、土工
契約の方法	7者による指名競争入札
契約の変更	3回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）3,451,680円（変更後）3,157,518円
歳出科目	（款）災害復旧費（項）農林水産施設災害復旧費 （目）農林水産施設災害復旧費（事項）林業施設災害復旧事業費

契約日／契約期間	H31.1.21／H31.1.22～R1.6.28（完了 R1.6.28）
その他特記事項	財源内訳：国 81.4%、姫路市 5.58%、受益者 13.02% 平成 30 年度からの繰越事業

### （イ）林道中ノ谷線復旧工事

契約の相手方	(有)コスモ建設
工事の内容	仮設工、コンクリートブロック積、土工
契約の方法	5 者による指名競争入札
契約の変更	2 回（契約金額の変更を伴うものなし）
契約金額	1,966,680 円
歳出科目	（款）災害復旧費（項）農林水産施設災害復旧費 （目）農林水産施設災害復旧費（事項）林業施設災害復旧事業費
契約日／契約期間	H31.1.21／H31.1.22～R1.6.28（完了 R1.6.28）
その他特記事項	財源内訳：国 81.4%、姫路市 5.58%、受益者 13.02% 平成 30 年度からの繰越事業

### （ウ）林田町上構地区法面復旧工事

契約の相手方	(株)泰眞建設
工事の内容	仮設工、土工、コンクリート擁壁 他
契約の方法	19 者による一般競争入札
契約の変更	4 回（うち契約金額の変更を伴うもの 3 回）
契約金額	（当初）28,522,800 円 （変更後）38,997,188 円 （変更後の内訳：災害復旧費 37,309,668 円、農林水産業費 1,687,520 円）
歳出科目	（款）災害復旧費（項）農林水産施設災害復旧費 （目）農林水産施設災害復旧費（事項）林業施設災害復旧事業費 （款）農林水産業費（項）治山治水事業費 （目）治山治水事業費（事項）県単独治山事業費
契約日／契約期間	H31.2.28／H31.3.1～R2.2.28（完了 R2.2.28）
その他特記事項	財源内訳：国 50.0%、姫路市 25%、県 25% 平成 30 年度からの繰越事業

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 林業の振興及び森林の保全整備に関する事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 林業の振興及び森林の保全整備に関する事務事業についての詳細な資料を入手して閲覧・分析・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

### 3 監査結果及び意見

#### (1) 監査結果

ア 藤ノ木山自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について  
藤ノ木山自然公園の用地については、姫路市は南山田記名共有林財産管理（アにおいて「土地所有者」という。）との間で土地使用貸借契約を締結している。当該契約についての契約書（「生活環境保全林整備事業に関する土地使用貸借契約書」（アにおいて「土地使用貸借契約書」という。）によれば、契約の概要は次のようなものであった。

- 1) 契約締結日は平成 24 年 4 月 1 日である。
- 2) 土地所有者は、姫路市に契約書に表示されている土地を無償で貸し付ける（第 2 条）。
- 3) 2) の貸付期間は平成 24 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日までとする（第 3 条）。

また、貸借契約書の第 4 条第 2 項には、次のような定めがある。

（維持管理）

第 4 条 （略）

- 2 生活環境保全林整備事業が完了した後における土地及び地上物件の維持管理は、乙（注：姫路市）が行うものとし、地上物件の通常管理は、別途、乙と甲（注：土地所有者）との間で委託契約を締結するものとする。

第 4 条第 2 項の後半では、土地の借主である姫路市が土地の貸主である土地所有者に地上物件の通常管理業務を委託することが定められている。このような定めを土地使用貸借契約書に記載するのは、あまり例をみない。

土地使用貸借契約書第 4 条第 2 項の定めは、文言としては「委託契約を別途締結する」とされているだけなので、委託契約としては（基本契約としても）成立していないと考えられる。なお、「業務委託基本契約が成立した」と言えるためには、「乙は、甲に対し、地上物件の通常管理を委託するものとし、具体的な委託内容、委託料、委託期間等については、別途締結する委託契約にて定める。」などといった「乙が甲に対し管理を委託した」ことが明確にわかる文言にする必要がある。

しかし、実質的には、平成 24 年 4 月 1 日から平成 34（令和 4）年 3 月 31 日までの 10 年間にわたり、姫路市には業務委託に伴う支出が発生する内容となっているのは明らかである。そこで、令和元年度の一般会計歳出予算書を閲覧したが、本件の地上物件の通常管理業務の委託については、継続費（地方自治法第 212 条）あるいは債務負担行為（地方自治法第 214 条）として定められていることは確認できなかった。

したがって、姫路市は、この土地使用貸借契約を締結する際に、姫路市は本件の地上物件の通常管理業務の委託を、土地の貸主である土地所有者を相

手方として長期継続契約（地方自治法第 234 条・地方自治法施行令第 167 条の 17・姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 1 条）とすることについての必要な手続を行っておく必要があったということになる。そこで、土地使用貸借契約締結の際の決裁書である「生活環境保全林整備事業用地の土地使用貸借契約の更新について」（起案日：平成 24 年 3 月 28 日）を閲覧したが、土地使用貸借契約の締結についての記載はあったものの、地上物件の通常管理業務の委託を土地の貸主である土地所有者を相手方として長期継続契約とする手続についての記載はなかった。

ところで、姫路市は、一者随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない）及び姫路市契約規則第 21 条第 1 項第 3 号に該当）により、令和元年度において土地所有者に地上物件の通常管理業務を委託している（契約金額：3,278,149 円）。一者随意契約とする理由としては、土地所有者との間で締結している土地使用貸借契約書に基づくとされており、土地使用貸借契約書第 2 条第 4 項の規定を根拠としていることになる。

しかし、上述のように、土地使用貸借契約締結の際の決裁書には、地上物件の通常管理業務の委託を土地の貸主である土地所有者を相手方として長期継続契約とする手続についての記載はないため、結局、契約の方法を一者随意契約とする根本的な理由はないことになる。

したがって、姫路市が土地所有者に地上物件の通常管理業務を委託する場合、契約の方法を一者随意契約とするには、その理由を明確にするべきであり、明確な理由なく一者随意契約によっていることは合規性の観点から問題がある。【結果 6-2】

現行の土地の賃借を無償とし、地上物件の通常管理業務を土地所有者に委託するやり方は、外部から見れば両者が交換条件となっているとの疑念を抱かれるおそれもないとは言えない。そして、土地の賃借が開始されたのが昭和 47 年頃、地上物件の通常管理業務を土地所有者に委託するようになった時期が平成 14 年ごろであり、長年にわたって慣例的に行われてきており、現在まで一度も見直されていない。

また、土地の貸主である土地所有者に地上物件の通常管理業務を継続して委託する期間が、土地の使用貸借の期間である 10 年間にわたるというのは、一般的には長すぎると考えられる。

さらに、上述のように、土地使用貸借契約書第 4 条第 2 項の規定は、文言としては「委託契約を別途締結する」とされているだけなので、委託契約としては（基本契約としても）成立していないと考えられる。

したがって、姫路市は、土地所有者との間で、地上物件の通常管理業務委託契約の締結を平成 33（令和 3）年度まで継続する義務はなく、ある年度をもって終了することも可能であると考えられる。

そこで、姫路市は、できるだけ早い時期に、土地使用貸借契約書第 4 条第 2 項の規定を見直すことが望ましい。【意見 6-6】

また、地上物件の通常管理業務の内容は、業務委託仕様書によれば、園内清掃、植栽管理、遊歩道管理（遊歩道沿いの草刈り）及び管理車道管理（管理車道沿いの草刈り及び路面の補修）であり、他の事業者（園芸業者等）でも実施可能なものである。そこで、地上物件の通常管理業務についても、土地所有者に委託する場合と、他の事業者（園芸業者等）に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、現行のやり方を継続するか否かについてもゼロベースで検討することも望まれる。【意見 6-7】

#### イ 牧野自然公園の用地に係る土地賃貸借契約及び業務委託契約について

牧野自然公園の用地については、姫路市は牧野自治会との間で土地使用貸借契約を締結している。当該契約についての契約書（「生活環境保全林整備事業に関する土地使用貸借契約書」（イにおいて「土地使用貸借契約書」という。）によれば、契約の概要は次のようなものであった。

- 1) 契約締結日は平成 30 年 4 月 1 日である。
- 2) 牧野自治会は、姫路市に契約書に表示されている土地を無償で貸し付ける（第 2 条）。
- 3) 2) の貸付期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日までとする（第 3 条）。

また、貸借契約書の第 4 条第 2 項には、次のような定めがある。

（維持管理）  
第 4 条 （略）  
2 生活環境保全林整備事業が完了した後における土地及び地上物件の維持管理は、乙（注：姫路市）が行うものとし、地上物件の通常管理は、別途、乙と甲（注：牧野自治会）との間で委託契約を締結するものとする。

第 4 条第 2 項の後半では、土地の借主である姫路市が土地の貸主である牧野自治会に地上物件の通常管理業務を委託することが定められている。このような定めを土地使用貸借契約書に記載するのは、あまり例をみない。

土地使用貸借契約書第 4 条第 2 項の定めは、文言としては「委託契約を別途締結する」とされているだけなので、委託契約としては（基本契約としても）成立していないと考えられる。なお、「業務委託基本契約が成立した」と言えるためには、「乙は、甲に対し、地上物件の通常管理を委託するものとし、具体的な委託内容、委託料、委託期間等については、別途締結する委託契約にて定める。」などといった「乙が甲に対し管理を委託した」ことが明確にわかる文言にする必要がある。

しかし、実質的には、平成 30 年 4 月 1 日から平成 40（令和 10）年 3 月 31 日までの 10 年間にわたり、姫路市には業務委託に伴う支出が発生する内容となっているのは明らかである。そこで、令和元年度の一般会計歳出予算書

を閲覧したが、本件の地上物件の通常管理業務の委託については、継続費（地方自治法第 212 条）あるいは債務負担行為（地方自治法第 214 条）として定められていることは確認できなかった。

したがって、姫路市は、この土地使用貸借契約を締結する際に、姫路市は本件の地上物件の通常管理業務の委託を、土地の貸主である牧野自治会を相手方として長期継続契約（地方自治法第 234 条・地方自治法施行令第 167 条の 17・姫路市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第 1 条）とすることについての必要な手続を行っておく必要があったということになる。そこで、土地使用貸借契約締結の際の決裁書である「生活環境保全林整備事業用地の土地使用貸借契約の更新について」（起案日：平成 30 年 3 月 27 日）を閲覧したが、土地使用貸借契約の締結についての記載はあったものの、地上物件の通常管理業務の委託を土地の貸主である牧野自治会を相手方として長期継続契約とする手続についての記載はなかった。

ところで、姫路市は、一者随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない）及び姫路市契約規則第 21 条第 1 項第 3 号に該当）により、令和元年度において牧野自治会に地上物件の通常管理業務を委託している（契約金額：1,046,400 円）。一者随意契約とする理由としては、牧野自治会との間で締結している土地使用貸借契約書に基づくとされており、土地使用貸借契約書第 2 条第 4 項の規定を根拠としていることになる。

しかし、上述のように、土地使用貸借契約締結の際の決裁書には、地上物件の通常管理業務の委託を土地の貸主である牧野自治会を相手方として長期継続契約とする手続についての記載はないため、結局、契約の方法を一者随意契約とする根本的な理由はないことになる。

したがって、姫路市が牧野自治会に地上物件の通常管理業務を委託する場合、契約の方法を一者随意契約とするには、その理由を明確にするべきであり、明確な理由なく一者随意契約によっていることは合規性の観点から問題がある。【結果 6-3】

現行の土地の賃借を無償とし、地上物件の通常管理業務を牧野自治会に委託するやり方は、外部から見れば両者が交換条件となっているとの疑念を抱かれるおそれもないとは言えない。そして、土地の賃借が開始されたのが平成 6 年頃、地上物件の通常管理業務を牧野自治会に委託するようになった時期が平成 11 年頃であり、長年にわたって慣例的に行われてきており、現在まで一度も見直されていない。

また、土地の貸主である牧野自治会に地上物件の通常管理業務を継続して委託する期間が、土地の使用貸借の期間である 10 年間にわたるというのは、一般的には長すぎると考えられる。

さらに、上述のように、土地使用貸借契約書第 4 条第 2 項の規定は、文言としては「委託契約を別途締結する」とされているだけなので、委託契約としては（基本契約としても）成立していないと考えられる。

したがって、姫路市は、牧野自治会との間で、地上物件の通常管理業務委託契約の締結を平成 39（令和 9）年度まで継続する義務はなく、ある年度をもって終了することも可能であると考えられる。

そこで、姫路市は、できるだけ早い時期に、土地使用貸借契約書第 4 条第 2 項の規定を見直すことが望ましい。【意見 6-8】

また、地上物件の通常管理業務の内容は、業務委託仕様書によれば、園内清掃、植栽管理、遊歩道管理（遊歩道沿いの草刈り）及び管理車道管理（管理車道沿いの草刈り、管理車道沿いの水路の清掃及び路面の補修）であり、他の事業者（園芸業者等）でも実施可能なものである。そこで、地上物件の通常管理業務についても、牧野自治会に委託する場合と、他の事業者（園芸業者等）に委託する場合とについて、経済性や業務の有効性を比較し、ゼロベースで検討することも望まれる。【意見 6-9】

#### ウ 文書管理システムにおける決裁後の処理について

平成 31 年 1 月より、姫路市役所では新しい文書管理システムが稼働しているが、当該システムにおける林業の振興及び森林の保全整備に係る補助金交付等に関する文書について、文書検索結果の一覧画面上に表示される「文書状態」や決裁書（PDF によるもの）の日付等に問題があるものが散見された（令和 2 年 12 月 10 日現在）。そのうちで重要と思われる文書のうちの一部の状況を次に示す。

No.	件名	文書番号	文書状態	決裁書（PDF）の日付の状況他
1	姫路市森林補助金交付要綱の一部改正について	2019-1703	公印申請待ち	起案日：令和 1 年 8 月 6 日 決裁日：令和 2 年 1 月 10 日 公印承認日及び施行日が空白
2	条件不利地間伐推進事業実施要領の制定について	2019-1709	施行待ち	起案日：令和 1 年 8 月 6 日 決裁日：令和 1 年 8 月 15 日 施行日が空白
3	条件不利地間伐推進事業実施要領の制定について	2019-1819	施行待ち	起案日：令和 1 年 8 月 19 日 決裁日：令和 1 年 8 月 20 日 施行日が空白

No. 1 及び No. 3 は、交付金の交付要綱や交付要領の制定や一部改正等についての決裁であるが、公印承認日や施行日がシステム上の決裁書では空白となっている。また、No. 2 については廃案となっているものの、システム上は廃案の処理がなされていない状態である。

平成 31 年 1 月からは、收受、起案から廃棄に至るまでの文書事務については、姫路市文書取扱規程に基づき、原則として、文書管理システムにより電子的に処理することとされている（平成 30 年 12 月 19 日付総務局長通知「新文書管理システムの運用開始に伴う文書事務の処理方針等について（通知）」（ウにおいて「通知」という。） 1.）。

そして、新文書管理システムでは、決裁完了後の処理の流れが厳格化されるので、決裁完了後にどのような事務（公印押印、施行等）が必要となるか確認の上、適切な決裁後処理を実施することが要求され（通知3(3)）、決裁を受けた後は、迅速かつ適切に浄書、公印の押印、発送等の施行処理を行うことが要求されている（通知4(2)イ）。

したがって、上記の制定された要領や一部改正された要綱については、施行されていない状態（施行待ち）と等しいということになる。

補助金の交付要綱や交付要領は、補助金の趣旨や補助対象事業、補助金交付額の算定、補助金交付手続き、補助金の精算等、補助金の制度の根幹をなす事項を定めるものである。

このため、文書管理システムの利用に際し、農林整備課は適切な決裁後処理（施行、公印使用承認等）を行うべきである。【結果6-4】

また、定期的に自課で起案した文書の状態をシステムで検索し、決裁後処理が適切に行われているかどうかを確認することが望ましい。【意見6-10】

#### <参考>

##### ○ 姫路市文書取扱規程

（文書管理システムの利用）

第7条の2 文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄その他文書の管理に関する事務の処理は、文書管理システムにより行うものとする。ただし、行政管理課長がこれにより難いと認めた場合は、この限りでない。

（施行済の表示）

第26条 施行の終わった文書（第20条、第21条及び第24条第4号ただし書の規定により処理した文書を除く。）には、所管課において当該施行の終わった日を記録しなければならない。この場合において、文書が2以上の事案について作成され、又は処理されたものであるときは、最終の事案の施行が終わった日を記録するものとする。

## （2）意見

### ア 市有林について

姫路市は、安富町において、市町合併前の旧安富町から引き継ぐかたちで市有林（分収契約林23筆、施業用48筆）を有している。取得の時期が古いため、取得の経緯は記録されていない。農林整備課が把握している情報としては、安富町史（安富町史編集委員会編 安富町刊行）に、旧富栖村（現姫路市安富町朽原、皆河、末広及び関）において、明治時代（詳しい年月日までは記載されていない）に部落有林の寄附や国有林払い下げにより村基本財産（一部は学校基本財産）に加えられた旨の記録があり、村財政基盤強化の目的があったと考えられる。旧安富町は、旧富栖村と旧安師村が合併して発足したものであるが、旧安師村（現姫路市安富町名坂、三森、安志、長野、塩野、植木野、狭戸、三坂、及び瀬川）に存する市有林については、安富町史にも記録がない。

市有林は、公有財産台帳によると、行政財産ではなく、全て普通財産に区分されている。市の「姫路市農林水産振興ビジョン（平成31年3月）」によれば、市有林について、「作業道開設と搬出間伐による木材生産を続けながら、森林を適正に管理する循環型林業を実践し、路網整備の技術習得や作業体系の構築を推進します。」（第3章（4）②林業の担い手の育成）と記述されており、森林の適正管理の実践など大まかな活用方針が示されている。

市有林の所有によって収益を上げることはできなくなっていることは確かであり、また、市有林は行政財産にも区分されていないので、今後の市有林に対する方針としては、収益性の側面から考えれば売却ということも考えられる。

しかし、森林は、生物多様性の保全、土砂災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供などの極めて多くの多面的機能を有しているため、市有林についても、収益性以外の側面も考慮する必要がある。また、平成31年4月から森林経営管理法による森林経営管理制度が開始され、森林所有者が市町村に経営管理を委託できることになったため、一体的なまとまりのある森林を対象として森林の施業及び保護の計画が立案できるようになった。

以上の点から、今後、農林整備課が市有林に対する方針を検討するにあたっては、市有林が地域全体の森林の施業と経済効果、さらに森林の保全と利用の具体策の核となることが可能であるという点を考慮することが望ましい。【意見6-11】

## イ 姫路市森林補助金交付要綱の一部改正について

上記（1）ウで述べたように、姫路市森林補助金交付要綱の一部改正（起案日：令和1年8月6日・決裁日：令和2年1月10日）については、文書管理システム上の決裁書においては、施行日は空白となっている（令和2年12月10日現在）。したがって、文書管理システム上、この一部改正についての決裁書は、施行されていない取扱いとなっており、姫路市文書取扱規程に違反している状態となっている。

なお、当該要綱は、再度一部改正が行われ、当該改正は令和2年8月17日から施行されている。また、この一部改正のシステム上の決裁書は、現時点においては施行済となっている。

以上から、この要綱の今回の一部改正についての問題は、一応は解決しているといえる。

しかしながら、今後、主管課において要綱や要領を改正する際には、制定時の決裁書や過去の改正に係る決裁書について、文書管理システム上、施行等の決裁後処理が適正に行われているか否かを確認のうえ、決裁後の処理が適正に行われていなければ、これに対する対応を済ませたうえで、改正の事務処理を進めることが望ましい。【意見6-12】

## ウ 条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書について

条件不利地間伐推進事業実施要領（ウにおいて「実施要領」という。）第9第1項では、「条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書」（ウにおいて「誓約書」という。）は、補助対象事業者が作成し、補助金交付申請書の提出時に添付書類として市長に提出することになっている。

ここで、条件不利地間伐推進事業補助金の補助対象者は、森林事業交付金交付要綱別表第2において、森林所有者、森林組合及び林業を営むものとされている。

誓約書の様式では、誓約をする者として、土地所有者の住所・氏名を記載するようになっている。したがって、補助対象者が土地所有者である場合ならば、実施要領第9第1項に定められているように、補助対象者が誓約書を作成することが可能である。しかし、補助対象事業者が土地所有者ではない場合も考えられる。この場合は、実施要領第9第1項に定められているように、補助対象者が誓約書を作成することはできない。

農林整備課によると、補助対象事業者が土地所有者ではない場合、実際の事務処理においては、誓約書は土地所有者が作成（誓約書の記載）を行って補助対象事業者に提出し、それを受けた補助対象事業者が市役所（市長）への提出を行っており、また、土地所有者と補助対象事業者対しては、実施要領第9第1項については、このような取扱いになるという説明を行っているため、実施要領第9第1項の運用にあたっては、混乱は生じていないということであった。

このように、補助対象事業者が土地所有者ではない場合、現在は実施要領第9第1項の規定と、実際の事務処理における運用の間に乖離が生じているが、取扱いのうえでは、実際の事務処理における運用の方に妥当性があると考えられる。また、実施要領は、実務上のマニュアルという性格も持ち合わせていることから、事務処理上の取り扱いを明確に示しておく必要がある。

そこで、実施要領第9第1項の規定について、「補助対象事業者が土地所有者ではない場合には、土地所有者が作成して補助対象事業者に提出し、それを受けて補助対象事業者が市長に提出する」という、現在の実際の運用に合った内容となるように改正することが望ましい。【意見 6-13】

## エ 姫路市森林・林業体験フェア実行委員会負担金について

姫路市が負担金を交付している姫路市森林・林業体験フェア実行委員会（エ及びオにおいて「実行委員会」という）の令和元年度における構成団体は、次のとおりとなっている。

構成団体の名称	委員会の役職
安富北地区連合自治会	会 長
姫路市産業局	副会長
安富南地区連合自治会	監 事

構成団体の名称	委員会の役職
農事組合法人安富ゆず組合	監 事
兵庫県姫路農林水産振興事務所	—
中はりま森林組合姫路支所	—
姫路市商工会	—
やすとみ人と自然の交流促進委員会	—

また、実行委員会の令和元年度の収支決算書の収入の部の決算額は、次のようになっている。

項目	決算額（円）	内容
1. 負担金	3,912,127	
(1) 繰越金	240,111	
(2) 負担金	3,600,000	姫路市より
(3) 使用料	72,000	9 団体
(4) その他	16	利子
合計	3,912,127	

このように、実行委員会に負担金を支出しているのは、委員会の構成団体のうちでも姫路市のみである。したがって、実行委員会は、経済的実態として姫路市から独立した団体ではなく、林業体験フェアは実質的には姫路市単独の事業ではないかとの疑念を抱かれる可能性がある。

そこで、森林・林業体験フェアの開催にあたって実行委員会方式を続けるのであれば、姫路市としては、姫路市のみが負担金を支出していることや、現在の負担金の額が、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でないと判断されれば、姫路市以外の団体にも応分の負担金の支出を求めていくことが望ましい。

また、実行委員会の繰越金（余剰金）は、令和元年度末時点で484,149円あり、令和元年度の負担金収入及び使用料収入の合計額3,699,000円の約13%を占めている。実行委員会は年1回の森林・林業体験フェアを開催するために活動する団体であるため、継続的な事務を実施するための資金は少額でも問題ないと考えられる。これまでの2年間は、姫路市は定額の3,600,000円ずつを負担金として拠出しているが、今後は、繰越金の額が多額にならないよう、繰越金の利用額を含めて予算を検討し、負担金の支出額を算定することが望ましい。【意見6-14】

#### オ 姫路市職員による姫路市森林・林業体験フェア実行委員会事務局の事務の執行等について

実行委員会の規約によれば、実行委員会の事務局は農林整備課に置かれて

おり、実行委員会の事務執行は農林整備課の職員が担当している。

農林整備課では、森林・林業体験フェア負担金に係る予算の執行や実行委員会に対する支出に関連する事務を執行している一方、実行委員会の事務局として、市から負担金を受領し、その負担金を使用する事務も執行している。このように、実行委員会の負担金に関する一連の事務の全てに関わっていることから、農林整備課の実行委員会負担金に係る事務処理上のリスクは高い状態であり、当該リスクを軽減する必要がある。

また、一般に、地方公共団体が負担金を支出している任意団体である実行委員会の事務局機能を自ら担うことは、その団体の自主性や自立性を阻害するとともに、民間と行政との役割分担が不明確になるといわれている。

そして、イベント等が実行委員会により実施される意義は、各構成団体の協働という点にあり、これによって柔軟かつ積極的な事業の運営が可能になり、行政単独では実現できない相乗効果が期待されている。

以上の諸点から、農林整備課としては、実行委員会の姫路市以外の構成団体も事務局機能を担うことが可能となるように、姫路市以外の構成団体に適切な支援を行うことを検討することが望ましい。【意見 6-15】

また、負担金の場合と同様に、現在姫路市が実行委員会に対して負担しているマンパワーが、イベント開催の意義や実行委員会のあり方から考えて適正なものになっているかどうかについて再検討し、適正でないと判断されれば、姫路市以外の団体にも応分のマンパワーの負担を求めていくことが望ましい。【意見 6-16】

#### カ 農林整備課の所管する工事の設計・施工管理を北部農林事務所へ依頼した事例について

（林道整備事業）林道塩田線舗装改良工事（平成 30 年度からの繰越工事・工事場所：夢前町塩田地内・変更後契約金額：16,290,535 円）は、農林整備課所管の事業であったが、設計着手前の平成 30 年 11 月 21 日付けで、農林整備課長が北部農林事務所長に「工事設計等依頼書」を発出し、設計及び施工管理を依頼している。

この依頼をした理由については、一連の工事関係の文書においては確認できなかったが、農林整備課によれば、「平成 30 年度については、激甚災害に指定された 7 月豪雨災害があり、災害査定や復旧工事の発注のために事務量が增大した。さらに秋には職員 1 名が退職し、1 名が休職した。課の人員のみでは、業務を処理することができなかったため、北部農林事務所に設計施工管理を依頼した。」とのことであった。

一連の工事関係の文書を閲覧したところ、契約・工事関係事務の手続きについては、特に問題はなかった。

当該工事についての業務の流れと担当部署は、次の表のようになる。

業務の流れ	担当部署	
	通常のケース	この工事のケース
設計・施工管理依頼	—	(農林整備課)
設計	農林整備課	北部農林事務所
執行決定	農林整備課	農林整備課
入札依頼	農林整備課	農林整備課
入札	契約課	契約課
契約(支出負担行為)	契約課	契約課
[工事着手]	—	—
施工管理	農林整備課	北部農林事務所
変更執行決定	農林整備課	農林整備課
変更契約	契約課	契約課
施工管理(変更後)	農林整備課	北部農林事務所
[工事完了]	—	—
検査依頼	農林整備課	北部農林事務所
検査・工事成績評定	工事技術検査室	工事技術検査室
支出決定	農林整備課	農林整備課

今回の依頼のようなケースは、通常の担当部署の場合の業務の流れとは異なる異例のものである。そこで、設計・施工管理を他の所属に依頼することになった理由や、依頼に至るまでの協議の過程についても、書面として残しておき、しかるべき権限者の決裁を得ておくことが望ましい。これは、異例な取扱いについての説明を求められた場合の資料として有用であるとともに、今後同様あるいは類似の状況が生じたときの措置を検討する場合の資料としても有用であると考えられるからである。【意見 6-17】

設計・施工管理を北部農林事務所に依頼した場合には、実質的には北部農林事務所の事業となってしまったと考えることもできる。したがって、今後、同様あるいは類似の状況が生じたときには、依頼先の所属の業務量に関する余裕と、依頼元と依頼先との間での協議や調整の煩雑さを十分に比較考量したうえで、対象事業についての設計・施工を北部農林事務所に依頼するという今回の方法のほかに、対象事業に関する予算を北部農林事務所に再配当して事業を依頼先の所属の所管とすることについても検討してみることが望ましい【意見 6-18】。

#### キ 工事契約の変更について

農林整備課から提供を受けた「令和元年度工事契約一覧」によれば、令和元年度において農林整備課の所管する工事契約のうち、林業の振興及び森林の保全整備に関するものは全部で17件であった。

このうち、契約の方法が競争入札によるものは8件あり、その内訳は一般競争入札によるものが3件、指名競争入札によるものが5件であった。

そして、これらの契約の方法が競争入札による工事のすべてにおいて、契約の変更が行われている。工事ごとに契約変更の回数を示すと次のとおりとなる。なお、1回の契約変更で契約金額の変更と契約期間の変更(工期の延

期)の両方が行われている場合があるため、契約金額の変更回数と契約期間の変更回数の合計は契約変更の回数と一致しないことがある。

工事の名称	入札の種別	契約変更の回数	契約金額の変更回数	
			うち契約金額の変更	うち契約期間の変更
災害復旧事業(林地崩壊防止事業) 林田町上構地区法面復旧工事	一般	4	3	4
県単独補助治山事業 西中島地内法面整備工事(注1)	一般	2	0	2
林道整備事業 林道塩田線舗装改良工事(夢前町塩田地内)	一般	2	1	1
災害復旧事業 林道我孫子線復旧工事(注2)	指名	3	(減)1	2
災害復旧事業 林道中ノ谷線復旧工事	指名	2	0	2
林道維持管理事業 安富町関地内溪流整備工事	指名	1	1	0
林道整備事業 林道塩田線落石対策工事	指名	1	1	0
保全林整備事業 牧野自然公園管理道舗装改良工事	指名	1	1	0

(注1) 令和2年度への繰越が行われている工事であり、令和2年3月末の状況である。

(注2) 契約変更により、当初よりも契約金額が減少している。

工事の発注後において、契約金額の変更や契約期間の変更(工期の延期)が行われた場合の変更の理由は次のとおりである。

- ・土砂流出による工期延期
- ・護岸斜面の崩壊が進んでいるため、かご砕工及び盛土法面、植生シート工の増工
- ・既設舗装区域増が判明したことにより施工数量の増工
- ・既設舗装区域増判明による面積の増加
- ・仮設道路の幅員拡幅による増額及び工期延期
- ・通行確保のための擁壁設置による増額及び工期延期
- ・落石防止柵の延長増
- ・木材処分地変更による増額
- ・地元が森林施業(間伐)を実施しているため工事着手に係る調整に日数を要し工期延期
- ・地元が森林施業をしており、調整に日数を要したため工期延期
- ・土地の借用時期について所有者との再協議が必要となり工期延期
- ・所有者利用後借地して着手予定が、所有者の利用延長のため工期延期
- ・林道の通行止期間について関係団体との協議に日数を要したため工期延期
- ・仮設協議に伴う工期延期
- ・警察との協議による交通整理員の増
- ・岩の出現によりブロック積を岩着、ふとんかごをコンクリート打設に変更にしたことによる減額

これらの変更の理由には、気象等の偶発的な事象が原因となるようなものや、工事の実施が通行への障害となること等、実際に工事が開始されてみないとわからない、不確定で予期できないものもあることは確かである。

しかし、その一方で、当初の設計時点において、地権者等との協議を徹底したり、現地の調査を詳細に実施すること等によって、設計を厳しく行っていれば、契約変更を避けることができるものもあったのではないかと考えられる。

この点、事前の調査等を詳細に実施し、設計を厳しく行っても、工事経費については当初契約分と変更契約分の総計比較で考えると結果的に変化はないが、事前の調査等に要する経費は増加する。このため、調査等に要する経費と工事経費の増減額のバランスには注意しなければならない。

しかしながら、入札を実施して契約の相手方を決定する前提として、可能な限り必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させて、入札参加者に提示することの重要性は大きいと考えられる。工事着手後の設計変更等の対象となる内容があらかじめ判明していれば、他にも入札参加が可能な業者が存在したり、入札額の前提となる積算に影響を及ぼした可能性も考えられるからである。

上記の点から、契約変更が常態化し、当たり前になってしまうと、契約機会の公平性を確保し、経済的な契約金額を決定するために実施される競争入札の意義が失われてしまうおそれがある。

農林整備課としては、設計時における事前の調査や、関係団体、地権者等へのヒアリングを十分に実施し、必要な工事内容を当初の設計に網羅的かつ正確に反映させ、結果として契約の変更、特に契約金額の増加や工期の延期を伴うものを減らすよう努力することが望まれる。【意見 6-19】

## ク 自然公園管理業務委託の見積書について

姫路市は、令和元年度における藤ノ木山自然公園の管理業務を南山田記名共有林財産管理に委託している（契約金額：3,278,149円）。また、牧野自然公園の管理業務を牧野自治会に委託している（契約金額：1,046,400円）。

これらはいずれも、業務の契約の方法は一者随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない）及び姫路市契約規則第21条第1項第3号に該当）によっている。

契約にあたり、農林整備課はそれぞれの相手方から見積書を入手しているが、これらの見積書には、いずれも見積金額のみが記載されており、見積金額の積算の根拠となる内訳の記載はない。また、見積金額の積算の根拠となる内訳書も添付されていない。そのため、農林整備課において、見積書に記載されている見積金額の妥当性を検証することができない。

一者随意契約では、一者から見積書を徴収するにすぎないため、競争見積による随意契約の場合と異なり、契約金額については所管課が検証することにより、妥当なものであるかどうかの評価されることになる。今後、契約の

方法を一者随意契約とする場合には、相手方から徴収する見積書は積算内訳も記載された様式のものとするか、あるいは相手方から徴収する見積書に見積金額のみが記載されているときには、相手方に見積金額の内訳書も添付してもらうようにし、農林整備課において見積金額が適切に積算されているものであるかどうかを検証することが望ましい。【意見 6-20】

### 第3節 鳥獣被害防止対策

#### 1 概要

野生鳥獣による農業被害等を軽減するため、姫路市鳥獣被害防止計画に基づき被害防止対策を総合的に実施している。具体的には、シカ、イノシシの侵入防止を目的とした獣害防止柵の整備、被害防止及び個体数調整を目的とする有害捕獲の実施、有害捕獲に使用する機材の整備及び推進体制の整備等を実施している。

また、特定外来生物のアライグマ及びヌートリアは、環境大臣の確認を受けた姫路市アライグマ等防除計画に基づく防除を実施している。なお、農林整備課は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく事務に関することを所掌しているが、鳥獣の捕獲活動等に係るものは除かれており、農林整備課の所掌事務から除かれた事務は北部農林事務所が所掌している。

#### (1) 鳥獣総合対策整備事業

##### ア 事業の内容

集落の自力施工を条件に、姫路市鳥獣害防止対策協議会による野生動物侵入防護柵の整備を支援するため、補助金を交付する。

##### イ 鳥獣総合対策整備事業補助金

根拠法令、要綱等	鳥獣被害防止総合対策交付金要綱（国）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領（国）、鳥獣被害防止総合対策交付金交付対象事業事務及び交付対象事務費の取り扱い（国）、兵庫県農政環境部補助金交付要綱、姫路市鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	鳥獣による農林業に係る被害の軽減			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成 21 年度（終了）—			
対象事業の概要	姫路市鳥獣害防止対策協議会が地域住民参加型直営施工により整備する野生動物侵入防護柵（電気柵、金網柵、ワイヤーメッシュ柵）に要する材料費を補助する。（令和元年度 25 地区）			
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）鳥獣総合対策事業費（整備事業費）			
国・県・市の負担割合等	国庫 100%			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	22,097 千円	27,495 千円	23,504,437 円

交付先	名称	姫路市鳥獣害防止対策協議会
	区分	その他団体
	人的関係	会長は農林水産部長。農林整備課に事務局が置かれ、農林整備課主幹が事務局長。北部農林事務所も事務局機能を担っている。
	財務的關係	他の補助金の交付がある。

## (2) 狩猟体験会等開催支援事業

### ア 事業の内容

狩猟免許取得に興味がある人を対象として開催される狩猟体験会等の開催を支援するものであり、平成 28 年度から開始されている。令和元年度は姫路市鳥獣害防止対策協議会が実施する狩猟体験会に補助金を交付している。

### イ 狩猟体験会等開催支援事業補助金

根拠法令、要綱等	兵庫県農政環境部補助金交付要綱、姫路市補助金等交付規則、姫路市鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	狩猟への関心を高め、狩猟免許取得者の確保を図る。			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始)平成 28 年度(終了)未定			
対象事業の概要	銃猟の見学、シカの解体体験実習(令和 2 年 1 月開催、参加者 15 人)			
歳出科目	(項)農水産費(目)農産振興費(事項)鳥獣総合対策事業費(推進事業費)			
国・県・市の負担割合等	兵庫県 100%			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	100 千円	100 千円	100,000 円
交付先	名称	姫路市鳥獣害防止対策協議会		
	区分	その他団体		
	人的関係	会長は農林水産部長。農林整備課に事務局が置かれ、農林整備課主幹が事務局長。		
	財務的關係	他の補助金の交付がある。		
その他特記事項	平成 28 年度～平成 30 年度の交付先は兵庫県猟友会姫路支部。			

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 鳥獣被害防止対策に係る事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 鳥獣被害防止対策に係る事務事業について、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

### 3 監査結果及び意見

#### (1) 監査結果

記載すべき事項はない。

#### (2) 意見

##### ア 鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱の改正について

姫路市鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱（アにおいて「市交付要綱」という。）は、シカ、イノシシ等の野生鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、野生鳥獣の捕獲や防護柵の設置等の対策を講ずることを目的とする補助金の交付について、姫路市補助金等交付規則に定めるもののほか、必要な事項が定められている要綱である。

この要綱は、平成23年1月7日から施行されている。その後、令和2年2月21日に改正が起案され、同年3月31日の決裁を経て、令和2年4月1日から施行されている。

上記の改正により、市交付要綱には、シカ有害捕獲専任班編成支援事業補助金、シカ・イノシシ有害捕獲促進支援事業補助金及びシカ肉加工流通支援事業補助金に係る規定が別表第1に追加されている。しかし、これら3つの補助金については、令和元年度において、すでに次のような交付実績がある。

補助事業（補助金）名	交付先	交付金額（合計）
シカ有害捕獲専任班編成支援事業	兵庫県猟友会姫路支部	14,098,000円
シカ・イノシシ有害捕獲促進支援事業	兵庫県猟友会姫路支部・飾磨支部・姫路西支部	5,682,000円
シカ肉加工流通支援事業	兵庫県猟友会姫路支部・姫路西支部	5,583,000円

以上から、シカ有害捕獲専任班編成支援事業補助金、シカ・イノシシ有害捕獲促進支援事業補助金及びシカ肉加工流通支援事業補助金は、令和元年度の交付分については、国の定める補助金交付要綱等に基づいて交付されていたものの、市交付要綱には規定がないまま交付されていた可能性があるのではないかと考えられた。

この点について、農林整備課によれば、上記の3つの補助金の令和元年度の交付決定の時点では、市交付要綱に規定がなくても国及び兵庫県の交付要綱等に基づいて交付すれば問題はないと判断していたとのことであった。しかし、一部の交付金について令和2年度交付分から新しい交付対象が追加されることになったこともあり、上記の3つの補助金を市交付要綱にも規定すべきであると判断を変更し、市交付要綱の改正の手続きを行うこととしたため、結果として令和元年度の交付分については、市交付要綱に規定がないまま交付されていたと評価される可能性のある状態になってしまったとのことであった。

市交付要綱には、補助金の透明性の確保という観点から、補助金ごとの補

助事業の目的、補助事業の対象経費、補助率、補助金交付手続き（添付書類）といった補助金の交付に関する重要な事項が定められている。

したがって、今後においては、市交付要綱の改正の要否の判断については、適時になされることが望まれる。【意見 6-21】

#### イ 狩猟体験会開催支援補助金の事務処理について

令和元年度において、狩猟体験会開催支援補助金の予算は、農林整備課から北部農林事務所に再配当（注）されている。

（注）予算配当課から他課への予算執行の移行をいう（姫路市財政課「予算事務の手引き」4（2）（オ））。

農林整備課から北部農林事務所へ再配当された予算に関する事務事業の場合、当該事務事業は北部農林事務所の所管となるため、事業実施、支出負担行為、支出命令等に係る決裁書で、決裁区分が課長となるものについては、通常、決裁規程第14条第1項等に基づき、北部農林事務所が起案し、北部農林事務所長が決裁を行うことになる。

狩猟体験会開催支援補助金に関する各種の決裁書で、決裁区分が課長となっているものを閲覧したところ、農林整備課が起案し、農林整備課主幹が決裁しているもの（事業実施の決裁書、可否決定の決裁書）や、北部農林事務所が起案し、北部農林事務所長は承認を行っているものの、決裁は農林整備課主幹が行っているもの（支出命令の決裁）がみられた。

この点について、農林整備課の説明は次のとおりである。

「狩猟体験会開催支援事業の実施にあたり、従来は兵庫県猟友会姫路支部が事業主体となっていたが、令和元年度は実施の方法を変更し、姫路市鳥獣害防止対策協議会が事業主体となり、協議会の構成員である兵庫県猟友会姫路支部が運営を担うこととなった。鳥獣害防止対策協議会の事務局の事務執行は農林整備課及び北部農林事務所で行うこととなっており、令和元年度の狩猟体験会の開催にあたっては、農林整備課が姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務局として猟友会等との調整を行った。このように、令和元年度については、予算は農林整備課から北部農林事務所に再配当されていたものの、実務は農林整備課が担当した。このことから、本来北部農林事務所が起案し、北部農林事務所長が決裁を行うことになる決裁書であっても、農林整備課が起案し、農林整備課主幹が決裁しているものや、北部農林事務所が起案し、北部農林事務所長は承認を行っているものの、決裁は農林整備課主幹が行っているものが生じた。」

以上から、狩猟体験会開催支援補助金の交付事務は、実質的には農林整備課が所管していると考えられるので、今後においては予算を北部農林事務所に再配当せず、農林整備課の予算として執行することも検討することが望ましい。【意見 6-22】

加えて、鳥獣被害防止対策に関して、今回のように事務事業の実施の方法が変更された場合や、また、新規の事務事業を実施することになった場合に

は、予算配当や実施の計画の段階で、農林整備課と北部農林事務所のどちらの主管とするかについて、事務事業の内容や各所属のマンパワーを考慮したうえで十分な協議が必要である。【意見 6-23】

#### ウ 姫路市職員による姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務の執行について

姫路市鳥獣害防止対策協議会は、令和元年度においては、姫路市、社団法人兵庫県猟友会姫路支部・飾磨支部・姫路西支部、姫路地区農区総代表、中はりま森林組合、鳥獣保護員、兵庫県姫路農林水産振興事務所および中播農業共済事務組合（注）によって構成されている。また、事務局は農林整備課に置かれ、事務局長は農林整備課主幹とされている。なお、協議会の事務執行は北部農林事務所の職員も担当している。

（注）令和2年4月1日から兵庫県内全域をその事業区域とする兵庫県農業共済組合が設立されることに伴い、令和2年3月31日をもって解散している。なお令和2年7月9日より兵庫県農業共済組合中播事務所が参加している。

農林整備課では、令和元年度において姫路市鳥獣害防止対策協議会に対する鳥獣被害防止総合対策事業（整備事業）補助金及び狩猟体験会開催支援事業補助金の補助金の交付事務にかかわっている。

一方、姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務執行（姫路市からの補助金の収入事務も含む）についても、補助金交付事務を行っている農林整備課が自ら行っている。

また、補助金等交付規則では補助金等の交付手続きが定められ、補助金の適正な執行のため、交付先に実績報告書を提出させ、所管課が補助金の使途について確認することになっているが、この補助金の使途の確認についても、農林整備課がかかわっている。

以上から、補助金の交付、補助金の受領、補助事業の執行及び補助金の使途の確認という、補助金及び補助事業に関する一連の事務のすべてについて農林整備課がかかわっていることになる。すなわち、補助金の出し手と受け手が同じであるということであり、姫路市の補助金の執行における事務処理上のリスクは高い状態であるといえる。

したがって、農林整備課内において、姫路市が交付する各種補助金に係る事務の執行と、姫路市鳥獣害防止対策協議会の事務局としての事務の執行を明確に区分したうえで、同じ担当者が両方に関わることがないようにし、上席者によるチェックを徹底するなど、姫路市の補助金の執行における事務処理上のリスクを低減する方策を検討することが望ましい。【意見 6-24】

## 第7章 個別監査結果及び意見（北部農林事務所）

### 第1節 農地、森林、鳥獣被害防止等に関する事務事業

#### 1 農地等保全管理、農業生産基盤の整備及び農山村の生活環境整備

##### （1）概要

##### ア ほ場整備事業費償還助成事業

##### （ア）事業の内容

旧夢前町営ほ場整備事業に係る地元ほ場整備組合（2組合）の借入金の償還について、その一部を助成する。

##### （イ）ほ場整備事業費償還助成事業補助金

根拠法令、要綱等	姫路市ほ場整備事業費償還助成補助金に関する要綱			
施策上の位置づけ	旧夢前町営ほ場整備事業に係る受益農家の負担軽減			
補助金の性格	事業補助金			
開始・終了年度	（開始）平成18年度（終了）令和10年度			
対象事業の概要	ほ場整備に伴う受益者負担に関し、受益者が農林漁業金融公庫から借り入れて償還している場合、その償還金の一部を助成する。 助成基準：10a当たり5,220円以上の負担について助成する。			
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事業）ほ場整備事業費償還助成事業費			
国・県・市の負担割合等	姫路市100%			
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	1,622千円	1,622千円	1,622,848円
交付先	名称	三枝草ほ場整備組合、神種（このくさ）ほ場整備組合		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	該当なし		

#### イ 地籍調査事業

##### （ア）地籍調査について

我が国における土地に関する記録の約半分は、明治時代の地租改正によって作られた地図（公図、字限図）を基にしたもので、土地の境界が不明確であったり、測量も不正確であったりするため、土地の実態を正確に把握することができない。

地籍調査は、国土調査法に基づく「国土調査」の1つとして実施されているもので、主に市町村が主体となって、一筆（注）ごとの土地について、その所有者・地番・地目及び地積に関する調査を行い、境界の位置と面積を測量し、その結果を基に地図及び簿冊を作成する調査のことである。

（注）土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画のこと。土地は「筆」

（ひつ）という単位でカウントされる。登記所では、一筆ごとに登記がなされる。

れ、土地取引等の単位となっている。

地籍調査によって作成された「地籍簿」と「地籍図」は、その写しが登記所（法務局）に送付され、登記所において地籍簿を基に「土地登記簿」が書き改められ、地籍図が不動産登記法の「14条地図」として備え付けられる。

地籍調査の成果は、個人の土地取引から公的機関による地域の整備まで、およそ土地に関するあらゆる行為のための基礎データとなるものであり、限りある国土の有効活用・保全のためには、土地の実態を正確に把握する地籍調査を実施する必要があるとされている。

#### (イ) 姫路市における地籍調査事業について

姫路市では、現在、国土調査法に基づき、安富町の山間部において地籍調査を実施している。平成16年より旧安富町が実施していた地籍調査を、平成18年の合併以降、姫路市が引き継いで実施している。

#### (ウ) 業務委託

##### a 地籍調査その1 測量業務委託（2項委託（注））

契約の相手方	(株)アース
業務の内容	地籍調査事業測量業務（1701・1801計画区） 地籍図根三角測量（C工程）A=0.87㎡ 細部図根測量（FⅠ工程：D省略）A=0.87㎡ 一筆地測量（FⅡ-1工程）A=0.87㎡
契約の方法	10者による指名競争入札
契約金額	10,450,000円
歳出科目	(項)農林整備費(目)農地費(事項)地籍調査事業費
契約日/契約期間	R1.7.29/R1.7.30~R2.2.28

(注) 国土調査法第10条第2項は、市町村は国土調査を適正かつ確実に実施することができる  
と認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、国土調査の実施を委託  
することができるとしているが、これが「2項委託」と呼ばれる。

##### b 地籍調査その2 測量業務委託（2項委託）

契約の相手方	(株)大設
業務の内容	地籍測量事業測量業務（1503計画区） 地籍図根三角測量（C工程）A=1.05㎡ 細部図根測量（FⅠ工程：D省略）A=1.05㎡ 一筆地測量（FⅡ-1工程）A=1.05㎡
契約の方法	10者による指名競争入札
契約金額	9,900,000円
歳出科目	(項)農林整備費(目)農地費(事項)地籍調査事業費
契約日/契約期間	R1.7.29/R1.7.30~R2.2.28

c 地籍調査その3 測量業務委託（2項委託）

契約の相手方	(株)ヤス測量設計
業務の内容	地籍調査事業測量業務（1602 計画区） 地籍図原図の作成（FⅡ-2 工程）A=0.63 m <sup>2</sup> 地積測定（G 工程）A=0.63 m <sup>2</sup> 地籍図複図の作成（H 工程）A=0.63 m <sup>2</sup>
契約の方法	5 者による指名競争入札
契約金額	1,045,000 円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）地籍調査事業費
契約日／契約期間	R1.10.28/R1.10.29~R2.1.31

d 地籍調査事業 一筆地調査その1 業務委託（2項委託）

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	地籍調査一筆地調査（E 工程）1901 計画区 A=1.04 m <sup>2</sup>
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	6,160,000 円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）地籍調査事業費
契約日／契約期間	R1.9.2/R1.9.3~R2.2.28

e 地籍調査事業 地籍簿等作成業務委託（2項委託）

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	地籍調査測量業務（1602 計画区） 地籍簿の作成及び地籍図の照査（H 工程）A=0.63 m <sup>2</sup>
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	990,000 円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）地籍調査事業費
契約日／契約期間	R1.12.9/R1.12.10~R2.2.28

f 地籍調査支援システム・情報管理システム保守管理業務委託

契約の相手方	国土情報開発(株)
業務の内容	システム保守管理 一式
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約の変更	1 回（うち契約金額の変更を伴うもの 1 回（消費税分の増））
契約金額	（当初）492,480 円（変更後）501,600 円
歳出科目	（項）農林整備費（目）農地費（事項）地籍調査事業費
契約日／契約期間	H31.4.1/H31.4.1~R2.3.31

(2) 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

① 農地等保全管理、農業生産基盤の整備、農山村の生活環境整備等に係る

事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。

- ② 北部農林事務所に往査し、現地において農地等保全管理、農業生産基盤の整備、農山村の生活環境整備等に係る事務事業について、詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

### (3) 監査結果及び意見

#### ア 監査結果

記載すべき事項はない。

#### イ 意見

##### (ア) 地籍調査における認証請求の遅延について

令和元年度において、姫路市が地籍調査事業費として支出した金額は、30,986,222円であった。また、姫路市は、地籍調査の工程のうち、一筆地調査、測量及び地籍図原図等並びに地籍図地籍簿の作成を外部に委託している(2項委託)。令和元年度における委託料は、29,046,600円であった。

市町村の地籍調査事業により得られた地籍図等については、遅滞なく都道府県に認証請求を行うよう努めることとされており、認証されて初めて権威ある資料として位置付けられ、効用を発揮することになるとされている(国土調査事業事務取扱要領第12)。

そこで、業務委託の結果がその後の業務に有効に利用されているかどうかという観点から、平成27年度から令和元年度までの間に、業務委託により地籍図等が作成された計画区について、地籍調査事業の実施により作成された地籍図等が、土地に関する基礎資料として効用を発揮することになるよう認証請求が適切に行われているか、検討を行った。

国土交通省では、地籍図及び地籍簿の作成後6か月以上にわたって認証請求の手続を行っていないものを「認証遅延」と位置付けている(注)ので、業務委託により地籍図等が作成され、その後20日間の閲覧期間が経過した日から認証請求までの期間が6か月以上である計画区を調査したところ、7件が該当した。そのうち特に長いと考えられる1年超のものは以下の2件である。

(注) 総務省「地籍整備の推進に関する政策評価 政策評価書」(令和元年12月)54頁。

No.	地籍図等の作成に関する業務委託契約期間の終期	地籍図等の閲覧の公告日	地籍図等の閲覧期間		認証請求日	認証請求を行っていない期間
			開始日	終了日		
1	H30.2.28	H30.1.16	H30.1.16	H30.2.5	R2.6.30	876日
2	H31.2.28	H31.1.9	H31.1.16	H31.2.5	R2.10.20	623日

なお、これらの計画区について行われた業務委託の概要は、次のとおりである。

No.	年度	業務委託した工程（注）						委託料（円）	
		C	D	E	F I	F II	G		H
1	H27			○				6,264,000(*1)	
	H28	○	○		○	○		4,860,000	
	H29					○	○	○	1,501,926
								○	4,536,000(*2)
2	H28			○				6,372,000(*3)	
	H29	○	省略		○	○		8,424,000	
	H30					○	○	○	1,305,863
								○	7,149,600(*4)

（注）C：地籍図根三角測量、D：地籍図根多角測量、E：一筆地調査、F I：細部図根測量、F II：一筆地測量、G：地積測定、H：地籍図及び地籍簿の作成

なお、工程の分類は「地籍調査事業工程管理及び検査規程」（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に従っている。

(\*1) 他の計画区のH工程と合わせた金額 (\*2) 他の計画区のE工程と合わせた金額  
(\*3) 他の計画区のH工程と合わせた金額 (\*4) 他の計画区のE工程と合わせた金額

以上のように、かなりの期間にわたって認証請求を行っていなかった原因として、北部農林事務所は、次のようなものがあるとしている。

① 国土調査事業事務取扱要領が、土地所有者等に対して調査成果の確認を得られるようにするための所要の措置をとることとしていることなどから、全ての土地所有者等が閲覧したことを確認するために、書類への押印を求めている。

② 一部の土地所有者等について、閲覧期間中に閲覧したことが確認できず、当該土地所有者等の閲覧を確認した後に認証請求を行っている。

また、北部農林事務所によれば、認証請求は地籍図等の閲覧期間の終了後遅滞なく行わなければならないことは十分承知しているが、上記①・②については、後日にトラブルが発生するリスクを除去するという見地から、実務上は行わないわけにはいかないと考えているとのことであった。

確かに、認証請求が遅延した原因や、その必要性については致し方ないものであるといえる。しかし、認証請求を行っていなかった期間が一年を超えている状態は、単純に考えれば長いということは否定できない。

そこで、北部農林事務所としては、業務委託の結果をその後の業務に有効に利用すべきであるという点と、後日のトラブル発生リスクを減少させるべきであるという点を比較衡量しつつ、業務委託により地籍図等が作成され、その後20日間の閲覧期間が経過した後、認証請求を行うまでの期間を短縮するよう、最大限努力することが望まれる。【意見 7-1】

## 2 林業の振興及び森林の保全整備

### (1) 概要

#### ア 条件不利地間伐等推進事業

##### (ア) 事業の内容

森林経営計画の作成が困難な奥地等の条件不利地の森林において、既存

事業で対応できない箇所を実施する間伐事業に対する助成及び土地所有者調査、現地調査、事業区域確定作業等、事業実施に係る費用の補助を行う。

(イ) 条件不利地間伐推進事業補助金

根拠法令、要綱等		姫路市森林事業補助金交付要綱		
施策上の位置づけ		森林の公益的機能を維持増進し、災害に強い森づくりを推進する。		
補助金の性格		事業補助金		
開始・終了年度		(開始) 令和元年度 (終了) —		
対象事業の概要		間伐、土地所有者調査、現地調査、事業区域確定作業等 夢前町護持ほか3地区 6.30ha		
歳出科目		(項) 農林整備費 (目) 林産振興費 (事項) 条件不利地間伐等推進事業費		
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	—	—	1,139,000 円
国・県・市の負担割合等		姫路市 100% (森林環境譲与税)		
交付先	名称	中はりま森林組合姫路支所		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	他の補助金の交付、委託料の支払及び出資金がある。		

イ 環境対策育林事業

(ア) 事業の内容

除間伐等の適正な管理が行われず、公益的機能（土砂災害防止機能・水源涵養機能等）が低下した人工林について、その機能回復を図るための、間伐、作業道開設等に対し、補助を行う事業である。

(イ) 環境対策育林事業補助金

根拠法令、要綱等		姫路市森林事業補助金交付要綱		
施策上の位置づけ		人工林の機能を高め、住民の安全確保を図る		
補助金の性格		事業補助金		
開始・終了年度		(開始) 平成 24 年度 (終了) 令和 3 年度		
対象事業の概要		間伐 (夢前町 115.25ha、安富町 8.39ha)、作業道開設 (夢前町 2,172m)		
歳出科目		(項) 農林整備費 (目) 林産振興費 (事項) 環境対策育林事業費		
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	4,024 千円	3,390 千円	5,356,399 円
国・県・市の負担割合等 (令和元年度)		公益社団法人兵庫みどり公社からの助成金：1,573,098 円 市の一般財源：3,783,301 円		
交付先	名称	中はりま森林組合姫路支所、(株)山田林業、知福木材(株) (2件)		
	区分	その他団体、営利企業		
	人的関係	いずれも該当なし。		
	財務的關係	中はりま森林組合：他の補助金の交付、委託料の支払及び出資金がある。 (株)山田林業・知福木材(株)：他の補助金の交付がある。		

## ウ 松くい虫被害等景観対策事業

### (ア) 事業の内容

姫路市が事業主体となり、松くい虫被害により放置された枯れ松を伐倒処理し、公共施設周辺・沿道等の景観維持を図る（事業実施地区：香寺町久畑、香寺町中村）。なお、事業は外部に委託している。

### (イ) 森林病虫害被害木景観伐倒処理業務委託

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	森林病虫害被害木伐倒処理（処理量 395 m <sup>3</sup> （面積 22.8ha））
契約の方法	随意契約（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいない場合） ※ 4者による指名競争入札に付したが落札者がなく、再入札に付しても落札者がなかったため、最低の入札価格での応札先と随意契約。
契約金額	4,620,000 円
歳出科目	（項）農林整備費（目）林産振興費（事項）松くい虫被害等景観対策事業費
契約日／契約期間	R1.12.23/R1.12.24～R2.2.25

## エ 森林管理委託事業

### (ア) 事業の内容

森林の保全や市有林の調査・管理及び基幹林道の安全確保のための業務を中はりま森林組合に委託している。

### (イ) 森林管理業務委託

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	森林巡視及び保全業務、基幹林道管理業務、市有林管理及び調査業務
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	（当初）12,096,000 円（変更後）12,208,000 円（消費税増税分の増）
歳出科目	（項）農林整備費（目）林産振興費（事項）森林管理委託事業費
契約日／契約期間	H31.4.1/H31.4.1～R2.3.31

## オ 林道維持管理事業

### (ア) 事業の内容

基幹林道（雪彦峰山線・塩田線）の草刈りや清掃を実施する。なお、業務は外部に委託している。

### (イ) 業務委託

#### a 林道雪彦峰山線除草等業務委託

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	除草工（面積 3,400 m <sup>2</sup> ）・側溝清掃工（延長 174m）

契約の方法	随意契約（3者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	407,000 円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）治山治水事業費（事項）林道維持管理事業費
契約日／契約期間	R1.9.27／R1.9.30～R1.12.27

#### b 林道塩田線除草等業務委託

契約の相手方	中はりま森林組合 姫路支所
業務の内容	除草工（面積 2,040 m <sup>2</sup> ）・側溝清掃工（延長 65m）
契約の方法	随意契約（3者による競争見積・予定価格が姫路市契約規則で定める額を超えない場合）
契約金額	231,000 円
契約の変更	1 回（うち契約金額の変更を伴うもの なし）
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）治山治水事業費（事項）林道維持管理事業費
契約日／契約期間	R1.9.27／R1.9.30～R1.12.27

#### カ 里山林維持管理事業

##### （ア）事業の内容

「こうでら健康の森」において、林内荒廃防止を目的とした草刈りを実施し、里山公園の維持管理を行う。

##### （イ）こうでら健康の森除草等業務委託

契約の相手方	（公社）姫路市シルバー人材センター
業務の内容	除草工（面積 1.4ha）
契約の方法	一者随意契約（福祉施設・団体等を優先する場合）
契約金額	418,000 円
歳出科目	（項）治山治水事業費（目）保全林整備事業費（事項）里山林維持管理事業費
契約日／契約期間	R1.11.20／R1.11.21～R1.12.27

#### （2）監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 林業の振興及び森林の保全整備等に係る事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 北部農林事務所に往査し、現地において林業の振興及び森林の保全整備に係る委託契約、補助金等について、詳細な資料を入手して閲覧・分析・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

### (3) 監査結果及び意見

#### ア 監査結果

##### (ア) 条件不利地間伐推進事業補助金に係る条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書について

条件不利地間伐推進事業補助金は、森林経営計画の作成が困難な奥地等の条件不利地の森林において、既存事業で対応できない箇所を実施する間伐事業に対する助成を行うものである。

条件不利地間伐推進事業補助金の補助対象事業者は、「条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書」（アにおいて「誓約書」という。）を作成し、補助金交付申請書の提出時に添付書類として市長に提出することとされている（条件不利地間伐推進事業実施要領（アにおいて、「実施要領」という。）第9.1）。なお、誓約書の誓約期間は事業完了の翌4月1日から5年間とされている（実施要領第9.2）。

条件不利地間伐推進事業補助金は、令和元年度において、3地区に対し、総額1,139,000円が交付されている。当該補助金の交付に関する一連の書類を閲覧したところ、3地区のうち2地区から誓約書が提出されていることが確認できなかった。また、提出されていることを確認できた1地区の誓約書については、日付が空白のまま提出され、受理されていた。

北部農林事務所は、残りの2地区についても、実施要領に従った交付手続きを進めるため、条件不利地間伐推進事業実施地の管理に関する誓約書を提出させるべきである。また、日付そのものは誓約期間に特に影響するものではないが、誓約書の記載内容に不備があることは明白であるため、提出の際、日付を記載するよう、提出者に指導するべきである。【結果 7-1】

#### イ 意見

##### (ア) 森林病虫害被害木景観伐倒処理業務委託に係る予定価格について

北部農林事務所では、松くい虫被害等景観対策事業の一環として、森林病虫害被害木景観伐倒処理を外部に委託している。契約の相手方を決定するにあたって、令和元年度においては、4者による指名競争入札が行われたが、入札の経過は次のとおりであった。

業者名	入札価格等			
	入札1回目	入札2回目	入札3回目	入札4回目
A	予定価格超過	予定価格超過	辞退	—
B	予定価格超過	予定価格超過	予定価格超過	—
C	予定価格超過	予定価格超過	予定価格超過	不落随意契約 (注)
D	辞退	—	—	—

(注) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときの随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第8号）。

上記のように、3回目の入札までは不調に終わり、最終的に3回目の入

札において最も安価な入札価格で応札した業者との間で、契約の方法を随意契約として業務委託契約を締結している。なお、契約金額は 4,200,000 円であった。

当該業務委託についての一連の文書を閲覧したところ、業務委託設計書の設計金額 [X] と予定価格書の入札書比較価格（上限）[Y] に差が見られた ( $X > Y$ )。この点について、北部農林事務所に質問したところ、予定価格書の入札書比較価格（上限）は、業務委託設計書の設計金額に一定の割合を乗じて算出しているとのことであった。

これは、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する、いわゆる「歩切り」といわれる行為である。

この行為が行われると、見積り能力のある業者が排除されるおそれがあること、予定価格が実勢価格と乖離し、入札不調につながるおそれがあること等の問題点が一般的に指摘されている。

また、建設工事においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律第 7 条第 1 項第 1 号に、「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」との規定があり、歩切りには違法性があるとされている。

以上のことなどを考慮して、北部農林事務所においても、市場の実勢等を的確に反映した積算による適正な予定価格の設定に向けた見直しを行うことが望ましい。【意見 7-2】

### 3 鳥獣被害防止対策

#### (1) 概要

##### ア 鳥獣捕獲許可及び鳥獣飼養等登録事業

鳥獣の捕獲及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律による駆除目的の捕獲許可（第 9 条第 1 項）及び飼養の登録（第 19 条）とそれに付随する許可証・登録証の交付等の事務を行っている。

【令和元年度の実績】

区 分	件数	手数料（円）	備考
駆除目的の捕獲許可	883	—	—
鳥獣捕獲参加証明等	71	21,300	手数料 @300
鳥獣飼養許可	1	3,400	手数料 @3,400

##### イ 有害鳥獣捕獲事業

###### (ア) 事業の内容

集落（農区や自治会）からの鳥獣被害防止対策協力依頼書に基づき、銃や箱わな等による駆除を業務委託により実施している。令和元年度はシカ 52 頭を捕獲した。また、平成 29 年度より、農業被害以外の特定外来生物

(アライグマ及びヌートリア)の箱わなの設置・撤去及び管理指導も委託している。

(イ) 有害鳥獣捕獲等業務委託

契約の相手方	兵庫県猟友会姫路支部、同姫路西支部、同飾磨支部
業務の内容	銃や箱わな等による有害鳥獣の駆除
契約の方法	いずれも一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約の変更	1回（うち契約金額の変更を伴うもの 1回）
契約金額	8,488,920円（姫路支部、姫路西支部、飾磨支部の合計）
歳出科目	（項）農水産費（目）農林振興費（事項）鳥獣総合対策事業費（推進事業費）
契約日／契約期間	R1.6.20／R1.6.21～R2.2.28

ウ 鳥獣総合対策推進事業

(ア) 事業の内容

平成31年4月に制定した「姫路市鳥獣被害防止計画」に基づき、集落や猟友会と一体となって、有害鳥獣の捕獲や防護柵の設置等により、その被害防止に取り組む事業であり、姫路市鳥獣害防止対策協議会への補助により事業を実施している。

(イ) 鳥獣被害防止総合対策事業補助金（推進事業）

根拠法令、要綱等	鳥獣被害防止総合対策交付金要綱（国）、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱・要領（国）、兵庫県農政環境部補助金交付要綱、姫路市鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	野生鳥獣による農林業被害の低減			
補助金の性格	事業補助金、運営費補助金			
開始・終了年度	（開始）平成21年度（終了）—			
対象事業の概要	捕獲用備消耗品等の購入（大型捕獲檻16基、小型捕獲檻20基、アニマルキャッチポール6本、トランシーバー4台ほか）、捕獲推進人材育成研修の開催（2回）、姫路市鳥獣害防止対策協議会の運営費			
歳出科目	（項）農水産費（目）農林振興費（事項）鳥獣総合対策事業費（推進事業費）			
国・県・市の負担割合等（令和元年度）	国1,996千円、姫路市200千円			
交付金額の推移	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	2,093千円	2,198千円	2,196,000円
交付先	名称	姫路市鳥獣害防止対策協議会		
	区分	その他団体		
	人的関係	会長は農林水産部長。農林整備課に事務局が置かれ、農林整備課主幹が事務局長。北部農林事務所も事務局機能を担っている。		
	財務的關係	他の補助金の交付がある。		

エ シカ有害捕獲専任班編成支援事業

(ア) 事業の内容

狩猟期間を除く8か月間（4/1～11/14・3/16～3/31）において、市内全

域を対象として、猟友会姫路支部が捕獲専任班を編制し、捕獲向上に取り組む。これにより農林産物に被害を与えるシカの生息頭数を減少させ、被害を低減させる事業である。令和元年度の捕獲頭数は 597 頭であった。

### (イ) シカ有害捕獲専任班編成支援事業補助金

根拠法令、要綱等		鳥獣被害防止総合対策事業実施要綱・要領、交付要綱（国）、兵庫県農政環境部補助金交付要綱、姫路市鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱		
施策上の位置づけ		農林業被害の軽減、被害地域拡大の抑制等		
性格		事業補助金		
開始・終了年度		（開始）平成 26 年度 （終了）—		
対象事業の概要		シカ成獣捕獲数 処理施設への搬入有 495 頭、搬入なし 92 頭 シカ幼獣捕獲数 10 頭		
歳出科目		（項）農水産費（目）農林振興費（事項）鳥獣総合対策事業費（推進事業費）		
国・県・市の負担割合等 （令和元年度）		国庫補助：5,109,000 円 市一般財源：8,989,000 円（うち特別交付金 7,191,200 円、兵庫県市町振興支援交付金 898,900 円）		
交付金額の推移 （決算額）	年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	金額	1,272 千円	4,464 千円	14,098,000 円
交付先	名称	兵庫県猟友会姫路支部		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	他の補助金の交付や委託料の支払がある。		

## オ シカ・イノシシ有害捕獲促進支援事業

### (ア) 事業の内容

上記エの専任班に加え、一般有害捕獲班にも交付金事業の活用を拡充し、シカ・イノシシの捕獲（シカのわな猟並びにイノシシの銃猟及びわな猟）を促進する。令和元年度より、イノシシの銃器及びわなによる捕獲も補助対象となった。事業期間は狩猟期間を除く 8 か月間（4/1～11/14・3/16～3/31）である。

### (イ) シカ・イノシシ有害捕獲促進支援事業補助金

根拠法令、要綱等		鳥獣被害防止総合対策事業実施要綱・要領、交付要綱（国）、兵庫県農政環境部補助金交付要綱、姫路市鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱		
施策上の位置づけ		農林業被害の軽減、被害地域拡大の抑制等		
補助金等の性格		事業補助金		
開始・終了年度		（開始）平成 27 年度 （終了）—		
対象事業の概要		シカ成獣捕獲頭数：処理施設搬入有 344 頭、搬入無 39 頭 シカ幼獣捕獲頭数：9 頭 イノシシ成獣捕獲頭数：国庫補助対象 301 頭、市単独 19 頭 イノシシ幼獣捕獲頭数：49 頭		
歳出科目		（項）農水産費（目）農林振興費（事項）鳥獣総合対策事業費（推進事業費）		

国・県・市の負担割合等 (令和元年度)		国庫補助金：5,190,000円 姫路市一般財源：492,000円(うち特別地方交付税272,000円、兵庫県市町振興支援交付金34,000円)		
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	7,976千円	7,520千円	5,682,000円
交付先	名称	兵庫県猟友会姫路支部、同飾磨支部及び同姫路西支部		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	他の補助金の交付や委託料の支払がある。		

## カ シカ・イノシシ緊急捕獲拡大事業

### (ア) 事業の内容

狩猟登録を行った者でシカを捕獲した者に対し、県が報償金を支払う。  
事業期間は狩猟期間内(11/15~3/15)である。

兵庫県が窓口となって、狩猟者の登録や捕獲頭数に応じた捕獲報償金の支給を行い、姫路市は捕獲頭数に応じ県が算定した負担金を拠出する(市が負担金を拠出し、県が事務を行う)。

### (イ) シカ・イノシシ緊急捕獲拡大事業負担金

根拠法令、要綱等		鳥獣被害防止総合対策事業実施要綱・要領、交付要綱(国)、兵庫県農政環境部補助金交付要綱、姫路市鳥獣害防止総合対策関係補助金交付要綱		
施策上の位置づけ		農産物被害の低減		
補助金等の性格		事業負担金		
開始・終了年度		(開始)平成22年度 (終了)ー		
対象事業の概要		平成29年度の対象捕獲頭数(確定)1,412頭 平成30年度の対象捕獲頭数(確定)717頭		
歳出科目		(項)農水産費(目)農林振興費(事項)鳥獣総合対策事業費(推進事業費)		
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	6,054千円	10,763千円	4,851,315円
国・県・市の負担割合等 (令和元年度)		・兵庫県市町振興支援交付金 4,851,315円×10/100=485,131円【10%】 ・市一般財源4,366,184円【90%】(うち4,851,315×8/10は特別交付税措置)		
交付先	名称	兵庫県知事		
	区分	地方公共団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	県支出金等の収入がある。		
その他特記事項		・姫路市は前年度の捕獲実績に基づき、負担金を概算負担金として支払い、翌年度に確定負担金との差額を精算する。令和元年度の概算負担金の額は、平成30年度の確定頭数から算出した4,851,315円。 ・なお、平成30年度分は、概算払額9,810,609円に対し、確定額4,913,458円となり、令和元年度に兵庫県から4,897,151円が返還された(雑入)。		

## キ シカ肉加工流通支援事業

### (ア) 事業の内容

市内で捕獲したシカを食肉加工処理施設「夢咲鹿工房」(処理加工施設)へ搬送する経費を支援するため、食肉加工処理施設へシカを搬送した捕獲者に対し、報償金を支払う。令和元年度の対象搬入頭数は1,861件であった。

### (イ) シカ肉加工流通支援事業補助金

根拠法令、要綱等	鳥獣被害防止総合対策事業実施要綱・同要領、同交付要綱(国)、兵庫県農政環境部補助金交付要綱、姫路市鳥獣被害防止総合対策関係補助金交付要綱			
施策上の位置づけ	捕獲したシカを食肉処理加工施設へ搬送する経費の支援によるシカ肉の有効活用・健全な施設運営			
補助金等の性格	事業補助金			
開始・終了年度	(開始)平成26年度 (終了)—			
対象事業の概要	令和元年度搬入頭数1,861頭			
歳出科目	(項)農水産費(目)農林振興費(事項)鳥獣総合対策事業費(推進事業費)			
国・県・市の負担割合等 (令和元年度)	・兵庫県市町振興支援交付金:5,583,000円×1/10=558,300円【10%】 ・市一般財源:5,024,700円【90%】(うち5,583,000×8/10は特別交付税措置)			
交付金額の推移 (決算額)	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	金額	1,462千円	5,442千円	5,583,000円
交付先	名称	兵庫県猟友会姫路支部、同飾磨支部、同姫路西支部		
	区分	その他団体		
	人的関係	該当なし		
	財務的關係	他の補助金の交付や委託料の支払がある。		

### (2) 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 鳥獣被害防止対策に係る事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 北部農林事務所に往査し、現地において鳥獣被害防止対策に係る事務事業について、詳細な資料を入手して閲覧・分析・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

### (3) 監査結果及び意見

#### ア 監査結果

##### (ア) 備品の貸付けについて

北部農林事務所では、備品台帳に登録されている動物捕獲器(捕獲檻)10台を、市内の自治会や農区に貸し出している。動物捕獲器は、シカ、イノシシ等の有害鳥獣による農作物等の被害があり、当該被害を防止するた

めに自治会や農区から姫路市に有害鳥獣の捕獲の依頼があった場合に貸し出されている。

北部農林事務所によれば、市の備品の貸出しは、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第5条に基づいて無償で行われているということであるが、監査を実施した範囲内では、無償で貸付けることについて、書面をもって北部農林事務所長等の適切な権限者により決定されていることを確認することができなかった。

本来は有償で貸付けることになる市の備品を、無償で貸付ける場合には、その旨について書面により適切な権限者の決裁を得るべきである。【結果7-2】

また、現在貸出し希望者から提出を受けている「鳥獣被害防止対策依頼書」には、姫路市の備品の貸付けにあたって、対価が必要であるか必要としないのかについての説明が記載されていない。姫路市の備品の貸付けにあたって対価が必要であるか必要としないのかについて貸出し希望者に明確に示すことは、住民に対するサービスの向上という点において意義があると考えられる。そこで、「鳥獣被害防止対策依頼書」には、姫路市の備品の貸付けにあたっては無償であることを記載することが望ましい。【意見7-3】

## イ 意見

### (ア) 鳥獣被害防止に関する事務処理について

現在、鳥獣被害の防止に関しては、様々な補助金等の交付や、業務委託が行われている。これらに関する予算のうちには、農林整備課の所管のものや、農林整備課から北部農林事務所へ再配当（注）されているものがある。

（注）予算配当課から他課への予算執行の移行をいう（姫路市財政課「予算事務の手引き」4（2）（オ））。

農林整備課から北部農林事務所へ再配当された予算に関する事務事業の場合、当該事務事業は北部農林事務所の所管となるため、事業実施や支出負担行為等に係る決裁書で、決裁区分が課長となるものについては、通常、決裁規程第14条第1項等に基づき、北部農林事務所起案のうえ、北部農林事務所長が決裁を行うことになる。しかしながら、これらの決裁書を閲覧したところ、北部農林事務所が起案し、北部農林事務所長は承認を行っているものの、決裁は農林整備課主幹が行っていた。なお、支出決定書については、北部農林事務所が起案し、北部農林事務所長が決裁を行っている。

この点について、北部農林事務所によれば、鳥獣被害の防止に関する国・県からの補助金等の事業実施計画（変更計画も含む）の事務を農林整備課鳥獣対策室で行っているため、財源の多くが国・県からの支出金となっている姫路市の各補助金や業務委託の執行決定、支出負担行為、変更執行決

定及び支出負担行為変更については、決裁区分は農林整備課主幹としている、とのことであった。

以上のような、通常の起案・決裁のルートとは異なるルートにより事務処理が行われている場合、そのルートや、ルートが通常と異なっている理由を明確にしておけば、事務処理方法の理解にとっても有用であり、また、人事異動等で担当者の変更があったような場合にも円滑な引継ぎが可能となる。

したがって、北部農林事務所としては、このような通常の起案・決裁のルートとは異なるルートにより事務処理が行われている場合、そのルートや、ルートが通常と異なっている理由を書面により明らかにしておくことが望まれる。【意見 7-4】

上記のように、国や兵庫県からの補助金についての事務は、農林整備課が所管しているため、北部農林事務所は、農林整備課から予算の再配当を受けてはいるが、予算の編成にはかかわっていない。また、予算執行の権限は農林整備課にある。このように、北部農林事務所は、予算の再配当を受けていても、予算執行の可否を判断できない状態であり、支出関係の事務のみを行っている。

このことが原因で、上記のように通常の起案・決裁のルートとは異なるルートによって事務処理が行われていると考えられるが、このような場合は、事務が煩雑となり、混乱も生じやすくなる傾向があると考えられる。

これは、鳥獣被害の防止に関する事務事業を執行する組織が、農林整備課（鳥獣対策室）と北部農林事務所に分かれていることの弊害の一つであると考えられる。したがって、現状のように、鳥獣被害の防止に関する事務事業を執行する組織が農林整備課（鳥獣対策室）と北部農林事務所に分かれていることが鳥獣被害の防止に関する事務事業の執行にとって最適なものであるのかどうかについては、農林水産部全体の課題として検討してみることが望まれる。【意見 7-5】

## 第2節 公の施設の管理運営事業

### 1 竹取の郷の管理運営事業

#### (1) 概要

##### ア 施設の概要

施設名称	姫路市農村公園竹取の郷
所管部局	産業局 農林水産部 北部農林事務所
設置目的	豊かな自然と美しい農村集落環境の中で、ゆとりある生活と交流を通して農村地域の活性化を促進するため、姫路市農村公園を設置する。
施設の内容	芝生広場、水辺公園、景観公園（農地）、トイレ兼管理棟、駐車場、東屋
所在地	姫路市香寺町恒屋 1415 番 3
建築年月	平成 17 年 9 月 1 日
敷地面積	23,000 ㎡
延床面積	トイレ兼管理棟 15.84 ㎡

##### <施設写真>



##### イ 令和元年度の指定管理者（平成 30 年度以前に選定）の選定概要

指定管理者	竹取の郷管理組合
現協定の指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	非公募
市指針での施設分類	基本分類②
非公募とした理由	公益の増進が期待できる地元の公益的団体であるため
経費負担	指定管理料制

##### ウ 利用状況

年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	15,666 人	14,821 人	15,175 人

## エ 令和元年度の指定管理料・使用料

指定管理料（歳出）	使用料（歳入）	目的外使用料（歳入）
1,453,240 円	—	—

### (2) 監査手続

関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

### (3) 監査結果及び意見

#### ア 監査結果

記載すべき事項はない。

#### イ 意見

##### (ア) 『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』について

農村公園竹取の郷では、来園者に対して、『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』という名称の記帳簿に、来園日、氏名、住所（市内か市外か）及び合計人数を記帳してもらっている。『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』の様式は下記のようになっており、「公園に対するご意見・ご要望等」欄（記入欄では、左端に「グラウンドゴルフ」と印字されている）や「組合許可確認」欄（記入欄では「許可」と印字済）も設けられている。

ご来園日 使用申請日	ご来園者さま		合計人数	公園に対するご意見・ ご要望等	組合許可確認
	氏名	住所			
月 日		市内 市外		※1	※2

※1 あらかじめ左端に「グラウンドゴルフ」と印字されている。中央より右は空欄になっていて、自由に記入できるスペースがあるが、来園者による記載はほとんどない。

※2 あらかじめ「許可」と印字されている。

この『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』については、表題に使用許可申請の文言が使用されているが、使用許可申請書として用いられているわけではない。また、組合許可確認欄が設けられ許可と印字されているが、使用許可書として用いられているわけではない。使用許可の申請については、規則により、姫路市農村公園内行為許可申請書を提出し、姫路市農村公園内行為許可書の交付を受けなければならない（注）ことになっているので、『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』は、単なる来園者名簿として使用されている。

来園者名簿として使用するならば、表題に「使用許可申請兼許可」の文

言を用いるのは望ましくない。また、「組合許可確認」欄については、最初から「許可」（○印で囲われている）と印字されている状態なので、欄を設ける意味がない。通常の使用では、使用許可申請が不要で許可事務自体行われていないので、許可と印字するのは誤解を与えかねない表示でもある。来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。【意見 7-6】

なお、「公園に対するご意見・ご要望等」欄について、あらかじめ「グラウンドゴルフ」と一項目だけ印字するのは、趣旨が分かりにくい。来園者が○印を付けて意見・要望を記入することを想定しているならば、複数の選択肢を用意する（例えば「その他」などの項目も追加する）ほうが分かりやすい。

（注）使用許可の申請に関する規定

○姫路市農村公園条例施行規則（抜粋）

（使用許可の申請）

第2条 条例第3条第1項の規定により、市長の許可を受けようとする者は、あらかじめ姫路市農村公園内行為許可申請書（以下「許可申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する者は、許可申請書を行為をしようとする日（以下「行為期日」という。）の属する月の2箇月前の月の初日から行為期日の10日前までに提出しなければならない。

3 略

（使用許可書の交付等）

第3条 市長は、条例第3条第1項の許可をしたときは、当該申請者に姫路市農村公園内行為許可書（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 条例第3条第1項の許可を受けた者は、当該許可を受けた行為を行う際には許可書を携帯し、姫路市農村公園（以下「農村公園」という。）の係員の提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

#### （イ）公有財産の台帳管理について

公有財産（地方自治法第238条）については、姫路市公有財産規則第39条により、公有財産台帳に記載することとされている。市の公有財産台帳では、竹取の郷について、土地及び建物に関する記録はあるが、不動産の従物（工作物など）に関する記録が見当たらない。竹取の郷には、以下のような工作物があるので、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。

- ・ 東屋1
- ・ 東屋2
- ・ 駐車場等の舗装

【意見 7-7】

### (ウ) 指定管理者制度導入のメリットについて

農村公園竹取の郷の指定管理者には、地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可申請受付（及び使用許可）の実績がほとんどなく（使用許可権限が付与されているが、使用許可が必要なのは、営利行為など一定の制限行為をする場合に限られており、使用実績の多いグラウンドゴルフ場の使用など通常の使用については、使用許可申請不要となっている。）、使用料も無料である。また、指定管理者は、自主事業の提案を行っておらず、自主事業を行っていない。そのため、農村公園竹取の郷に係る指定管理業務は、主として施設の維持管理に限られている。（注）

指定管理者制度導入のメリットは、一般的に、公の施設の利用料の低料金化、指定管理者に対する委託料金の低減、あるいは、民間経営者の発想を取り入れて利用者数の増加やサービス・利用者満足度の向上を図ることなどが挙げられる。しかし、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていない現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。【意見 7-8】

（注）農村公園竹取の郷における指定管理者の業務の範囲に関する規定

#### ○姫路市農村公園条例（抜粋）

（指定管理者の業務の範囲）

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項の許可に関すること。
- (2) 農村公園に施設の維持管理を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、農村公園の管理に関し市長が必要と認めること。

（行為の制限）

第3条 農村公園内において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行をすること。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために農村公園の全部又は一部を独占して利用すること。

（以下略）

### (エ) 財務状況の把握について

業務仕様書では、指定管理者に対し、毎事業年度（会計年度）終了後、市に決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）の提出を求めている（注1）。令和元年度については、指定管理者は、収支計算書（表題は決算報告書となっているが、内容は収支計算書である）及びその明細を提出している。加えて、所管課は、貯金通帳の写しなどで資産状況を把握することとしている。

しかし、指定管理者の財務状況を把握する（注2）ためには、収支計算書の入手及び資産状況の把握だけでなく負債状況の把握も望まれる。【意見7-9】

（注1）決算書類の提出に関する規定

○姫路市農村公園竹取の郷指定管理者業務仕様書（抜粋）

14 報告等

（途中略）

（4）その他の報告

指定期間中において、乙の毎事業年度（会計年度）終了後、定款等乙の根本規則に基づき作成した決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を速やかに提出すること。

（注2）指定管理者の財務状況の把握に関する指針

○姫路市指定管理者制度導入マニュアル 6 業務監督編（抜粋）

3 指定管理者の財務状況の把握

施設所管課は、指定管理者の倒産や指定期間中の撤退といったリスクに備えるため、指定管理者から提出された財務諸表等に基づき、指定管理者による施設の管理運営の安定性・継続性について確認すること。

（1）指定管理者の財務状況の把握

原則として年1回、指定管理者である団体の決算後、速やかに財務諸表※等の提出を求め、指定管理者の財務状況が安定的・継続的にサービスを提供できる状態にあるかどうか確認すること。（財務分析に活用できる「比較シート」は「ここみてネット」の「指定管理者制度」のページに掲載している。）

※ 財務諸表・・・貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類

（以下略）

## 2 荒木の郷の管理運営事業

### （1）概要

#### ア 施設の概要

施設名称	姫路市農村公園荒木の郷
所管部局	産業局 農林水産部 北部農林事務所
設置目的	豊かな自然と美しい農村集落環境の中で、ゆとりある生活と交流を通して農村地域の活性化を促進するため、姫路市農村公園を設置する。
施設の内容	多目的広場、テントサイト、バーベキューサイト、トイレ兼管理棟、駐車場 東屋、遊具
所在地	姫路市香寺町恒屋 717 番 4
建築年月	平成 14 年 4 月 1 日
敷地面積	8,700 m <sup>2</sup>
延床面積	トイレ兼管理棟 15.84 m <sup>2</sup>

<施設写真>



イ 令和元年度の指定管理者（平成 30 年度以前に選定）の選定概要

指定管理者	荒木の郷管理組合
現協定の指定期間	平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	非公募
市指針での施設分類	基本分類②
非公募とした理由	公益の増進が期待できる地元の公益的団体であるため
経費負担	指定管理料制

ウ 利用状況

年 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
利用人数	3,869 人	3,872 人	1,700 人

エ 令和元年度の指定管理料・使用料

指定管理料（歳出）	使用料（歳入）	目的外使用料（歳入）
726,481 円	—	—

(2) 監査手続

関連する法令、条例及び規則等並びに指定管理者の募集、選定及び業務監督に関する資料を閲覧し、担当者への質問を行った。

(3) 監査結果及び意見

ア 監査結果

記載すべき事項はない。

イ 意見

(ア) 『『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿』について

農村公園荒木の郷では、来園者に対して、『『荒木の郷』使用許可申請兼

許可、ご来園記帳簿」という名称の記帳簿に、来園日、氏名、住所（市内か市外か）及び合計人数を記帳してもらっている。「『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」の様式は下記のようになっており、「公園に対するご意見・ご要望等」欄や「組合許可確認」欄（記入欄では「許可」と印字済）も設けられている。

2019年『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿					
ご来園日 使用申請日	ご来園者さま		合計人数	公園に対するご意見・ ご要望等	組合許可確認
	氏名	住所			
月 日		市内 市外		※1	※2

※1 あらかじめ左端上段に「グラウンド」左端下段に「BBQ」と印字されており、来園者が○印を付けている。グラウンドゴルフ及びバーベキューサイト以外の使用の場合は、「キャンプ」や「散歩」などが手書きで記載されている。中央より右は空欄になっていて、自由に記入できるスペースがあり、時々来園者による意見等の記載が見られる。

※2 あらかじめ 許可 と印字されている。

この「『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」については、表題に使用許可申請の文言が使用されているが、使用許可申請書として用いられているわけではない。また、組合許可確認欄が設けられ許可と印字されているが、使用許可書として用いられているわけではない。使用許可の申請については、規則により、姫路市農村公園内行為許可申請書を提出し、姫路市農村公園内行為許可書の交付を受けなければならない（注）ことになっているので、「『荒木の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」は、単なる来園者名簿として使用されている。

来園者名簿として使用するならば、表題に「使用許可申請兼許可」の文言を用いるのは望ましくない。また、「組合許可確認」欄については、最初から「許可」（○印で囲われている）と印字されている状態なので、欄を設ける意味がない。通常の使用では、使用許可申請が不要で許可事務自体行われていないので、許可と印字するのは誤解を与えかねない表示でもある。来園者名簿の目的に合ったフォーマットに変えることが望ましい。【意見7-10】

（注）使用許可の申請に関する規定

使用許可の申請に関する規定は、「農村公園竹取の郷」と同じである。（上記1（3）イ（ア）『竹取の郷』使用許可申請兼許可、ご来園記帳簿」について、の注意書き参照。）

（イ）公有財産の台帳管理について

公有財産（地方自治法第238条）については、姫路市公有財産規則第39条により、公有財産台帳に記載することとされている。市の公有財産台帳では、荒木の郷について、土地及び建物に関する記録はあるが、不動産の

従物（工作物など）に関する記録が見当たらない。荒木の郷には、以下のような工作物があるので、公有財産に該当するものがないか調べ直し、公有財産台帳に載せるべきかを検討する必要がある。【意見 7-11】

特に、遊具であるローラー滑り台は、安全性のための維持管理・修繕にも重要性があるので、注意が必要である。

- ・東屋 1
- ・東屋 2
- ・東屋 3
- ・ローラー滑り台
- ・駐車場等の舗装

#### （ウ）指定管理者制度導入のメリットについて

農村公園荒木の郷の指定管理者には、地域住民等で組織された団体が選任されているが、使用許可申請受付（及び使用許可）の実績がほとんどなく（使用許可権限が付与されているが、使用許可が必要なのは、営利行為など一定の制限行為をする場合に限られており、グラウンドゴルフ場やバーベキューサイトの使用など通常の使用については、使用許可申請不要となっている。）、使用料も無料である。また、指定管理者は、自主事業の提案を行っておらず、自主事業を行っていない。そのため、農村公園荒木の郷に係る指定管理業務は、主として施設の維持管理に限られている。（注）

指定管理者制度導入のメリットは、一般的に、公の施設の利用料の低料金化、指定管理者に対する委託料金の低減、あるいは、民間経営者の発想を取り入れて利用者数の増加やサービス・利用者満足度の向上を図ることなどが挙げられる。しかし、使用許可に関する事務がほとんどなく、使用料徴収も不要で、さらに自主事業も行われていない現状では、指定管理者制度導入のメリットを享受することが難しい。指定管理者制度を継続するか再検討する必要がある。【意見 7-12】

（注）農村公園荒木の郷における指定管理者の業務の範囲に関する規定

農村公園荒木の郷における指定管理者の業務の範囲に関する規定は、「農村公園竹取の郷」と同じである。（上記 1（3）イ（ウ）「指定管理者制度導入のメリットについて」の注意書き参照。）

#### （エ）財務状況の把握について

業務仕様書では、指定管理者に対し、毎事業年度（会計年度）終了後、市に決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）の提出を求めている（注 1）。令和元年度については、指定管理者は、収支決算書及び金銭出納簿を提出している。加えて、所管課は、貯金通帳の写しなどで資産状況を把握することとしている。

しかし、指定管理者の財務状況を把握する（注 2）ためには、収支決算書の入手及び資産状況の把握だけでなく負債状況の把握も望まれる。【意見

7-13】

(注1) 決算書類の提出に関する規定

○ 姫路市農村公園荒木の郷指定管理者業務仕様書（抜粋）

14 報告等

(途中略)

(4) その他の報告

指定期間中において、乙の毎事業年度（会計年度）終了後、定款等乙の根本規則に基づき作成した決算書類（貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）を速やかに提出すること。

(注2) 指定管理者の財務状況の把握に関する指針

指定管理者の財務状況の把握に関する指針は、「竹取の郷」と同じである。（上記1（3）イ（エ）「財務状況の把握について」の注意書き参照。）

### 第3節 北部地域の活性化推進

#### 1 概要

##### (1) 北部農山村地域活性化事業

##### ア 北部農山村地域活性化構想及び同基本計画について

##### (ア) 北部農山村地域活性化構想

姫路市北部農山村地域（夢前町・安富町）の目指すべき将来像による新たな地域づくりを進めるため「姫路市北部農山村地域活性化構想」（以下「活性化構想」）を平成29年3月に策定した。

この構想では、平成21年3月に策定された「姫路市農林水産振興ビジョン」を踏まえ、北部農山村地域の将来（概ね10年後）を見据えながら、安定した農林業の振興（経済的な視点）を基本としつつ、持続可能なコミュニティの形成（社会的な視点）、地域独自の魅力を反映する農山村空間の再生（空間的な視点）の3つの視点から、地域づくりの方向性を総合的に示している。

##### (イ) 北部農山村地域活性化基本計画

上記（ア）の「活性化構想」を受け、姫路市北部農山村地域（夢前町・安富町）の活性化を具体化するための「姫路市北部農山村地域活性化基本計画」を平成30年9月に策定した。計画の概要は次のとおりである。

区 分	内 容
計画期間	平成29年度から平成38年度までの10年間 （構想段階からの前倒しの事業も含める）
計画の位置づけ	姫路市総合計画を上位計画とし、姫路市農林水産振興ビジョンとも整合を図りながら、北部農山村地域活性化構想に基づき、その実現に向けた具体的な取組を掲げる計画。
基本方針	1 経済的視点に立った農林業の振興 2 農村集落の活性化による地域コミュニティの再生 3 アイデンティティを活かした農村空間の形成
基本方針の進め方	1 選択と集中による効果的な取組の推進 2 地域主体の取組への支援
施策の展開方向	1 3つの視点からの展開 経済的視点・社会的視点・空間的視点 2 流域からの視点 夢前川・菅生川流域、林田川流域
地域活性化に向けたアクションプログラム	1 重点プロジェクトの選定 地域の熟度や喫緊性、取り組みやすさ、他の事業に与える相乗効果等を考慮し、優先して取り組むべき事業等を整理する。 ①「ヒト・モノ・コトをつなぐ北部地域農業の活性化」 ②「市民共有の財産としての森づくり」 ③「関係人口の増加による地域の活性化」 ④「地域の暮らしを守る地域運営組織の設立」 2 アクションプログラム 重点プロジェクトごとに、アクションプログラム（実行計画）を検討する。

## イ 事業の内容

北部農山村地域活性化基本計画を具現化するため、姫路市北部農山村地域（夢前町及び安富町）の活性化を目指して、地形や特性を生かした産業振興や地域の活性化のための拠点づくりを行う事業である。令和元年度には、次の事業が実施されている。

### (ア) 北部農山村地域活性化推進会議の運営

#### a 内容

地域各種団体等の活動の支援にあたって、実施主体の動向や事業の進捗状況について「北部農山村地域活性化推進会議」として進行管理や連絡調整を行う。会議の運営は、外部に委託して実施した。

#### b 北部農山村地域活性化推進会議運営業務委託

契約の相手方	ランドブレイン株式会社
業務の内容	北部農山村地域活性化推進会議の運営（プロジェクト推進部会でのファシリテーターや助言、会議記録の作成等）
契約の方法	一者随意契約（競争入札に付することが不利と認められる場合）
契約金額	2,739,000 円
歳出科目	（款）企画費（項）企画費（目）総合計画費（事項）ひめじ創生戦略推進経費
契約日／契約期間	R1.6.26／R1.6.26～R2.3.31

### (イ) 北部農山村地域活性化拠点施設整備の支援

#### a 内容

令和元年度においては、次の事項について、外部に委託して実施した。

- ・ 基礎調査・現状分析
- ・ 施設整備条件の整理
- ・ 整備パターンの検討
- ・ 推進会議との整合
- ・ 社会実験支援 等

#### b 北部農山村地域活性化拠点施設整備支援業務委託

契約の相手方	ランドブレイン株式会社
業務の内容	基礎調査・現状分析、施設整備条件整理、整備パターン検討、推進会議との整合、社会実験支援等
契約の方法	一者随意契約（競争入札に付することが不利と認められる場合）
契約金額	3,993,000 円
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）北部農山村地域活性化事業費
契約日／契約期間	R2.1.31／R2.1.31～R2.3.31

## (ウ) 花街道づくり推進事業

### a 内容

「花街道づくり」は、北部農山村地域活性化基本計画における拠点施設整備の1つとして取り組んでいる事業である。花街道づくりに参画する農区等に対して業務を委託する。

### b 花街道づくり推進事業業務委託

契約の相手方	①小畑自治会、②新庄中営農組合、③立船野（たちょうの）自治会、④筋野（あぞの）地区連合自治会
業務の内容	①小畑自治会：綿花の栽培、ブランド品開発（企画、試作品）、交流イベントの実施、環境等の整備 ②新庄中営農組合：ハーブの栽培、ブランド米の開発（試作品、イベント出品）、地域交流イベントの実施、環境等の整備 ③立船野自治会：ハーブの栽培、ブランド加工品の生産、交流・PR イベントの実施、環境等の整備 ④筋野地区連合自治会：あざみの栽培・保存、加工品の開発（企画、試作品）、交流イベントの実施、環境等の整備
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	計 1,700,000 円 内訳：①小畑自治会 350,000 円、②新庄中営農組合 470,000 円、③立船野自治会：480,000 円、④筋野地区連合自治会：400,000 円
歳出科目	（項）農水産費（目）農産振興費（事項）地域農政推進対策事業費
契約日／契約期間	R1.5.1/R1.5.1～R2.3.31（4件共通）

## (エ) 資源活用先駆的モデル事業

### a 内容

官学連携による北部地域の有用な農林資源の活用策の研究を行う。

### b 資源活用先駆的モデル事業業務委託

契約の相手方	学校法人 近畿大学
業務の内容	チョロギの生産・育成技術の確立、現地での実証実験、農産物加工品の成分分析
契約の方法	一者随意契約（契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合）
契約金額	748,000 円
歳出科目	（款）企画費（項）企画費（目）総合計画費（事項）ひめじ創生戦略推進経費
契約日／契約期間	R1.6.19/R1.6.19～R2.3.31
その他特記事項	チョロギ（チョウロギとも。丁呂木／長老喜）は、中国が原産とされるシソ科の一種で、地下の根の先端にできる3cm前後のくびれがある塊茎が食用となる。かつては全国各地で栽培されていた。ごく僅かな生産者を残すほどにまでなっていたようであるが、近年になってチョロギがもつ効能が再び注目されるようになってきている。

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 北部地域の活性化推進に関する事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 北部農林事務所への往査を行い、北部地域の活性化推進に関する事務事業に係る詳細な資料を入手し、閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。

## 3 監査結果及び意見

### (1) 監査結果

記載すべき事項はない。

### (2) 意見

- ア 姫路市のホームページにおける北部農山村地域活性化構想の公開について「北部農山村地域活性化構想」及びこれに関連する「北部農山村地域活性化基本計画」については、姫路市のホームページにおいて公開されている。監査の過程で、姫路市のホームページにおいて、「北部農山村地域活性化構想」を検索・閲覧したところ、次のように、農業委員会の最初のページに搭載されていた。

農業委員会	
> 北部農山村地域活性化構想	> 姫路市農業委員会議事録
> 農事相談、賃借料情報、農業委員選挙人名簿	> 農業委員会の目標と活動計画案
> 農業委員会の概要	> ひめじ農業委員会だより

また、「北部農山村地域活性化構想」のページに表示されている「現在位置」は、次のようになっている。なお、このページには、「関連部署のご案内」として、農政総務課及び北部農林事務所の電話番号が記載されている。

現在位置	ホーム>産業・経済・ビジネス>農林水産業>農業・農産物>農業委員会
	> 北部農山村地域活性化構想

以上のように、姫路市のホームページにおいて、「北部農山村地域活性化構想」は、あたかも、農業委員会が所管しているものであるかのように掲載さ

れている。しかし、農業委員会は、市から独立した行政機関として置かれる行政委員会であり、北部農林事務所のような市長の事務部局の組織ではない。

「北部農山村地域活性化構想」及びこれに関連する事業は、行政委員会である農業委員会の所管ではなく、市長の事務部局の組織の一つである北部農林事務所の所管となっている。

このため、姫路市のホームページにおいて、現状のように掲載されていると、「北部農山村地域活性化構想」に対する市民の誤解を招くおそれがある。したがって、ホームページに掲載するにあたっては、「北部農山村地域活性化構想」が北部農林事務所の所管であることが明確となるようにすることが望ましい。【意見 7-14】

## 第4節 北部農林事務所の全般的事項について

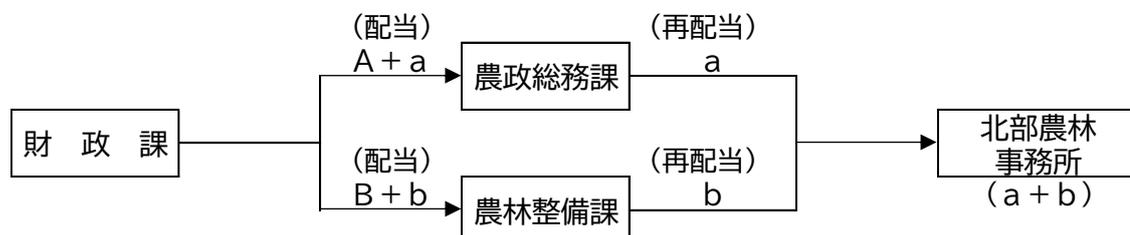
### 1 概要

#### (1) 北部農林事務所の歳出予算について

北部農林事務所の歳出予算（項：農水産費及び農林整備費）については、市議会の議決を経て成立した後、財政部局（財政局財政課）から農政総務課及び農林整備課に配当される予算の中に、北部農林事務所において執行すべき予算も含まれている。

なお、配当とは、財政部局が財源や資金繰りなどを勘案し予算執行の限度額を示すことをいい、事業部局は配当を受けて初めて予算を使うことができる。そして、北部農林事務所において執行すべき予算については、農政総務課及び農林整備課から北部農林事務所に「再配当」（注1）されたうえで、北部農林事務所において執行されるというプロセスを経ることになっている（下図参照）。

（注1）予算配当課から他課への予算執行の移行をいう（財政課「予算事務の手引き」4（2）（オ））。



（注2）A、Bは農政総務課及び農林整備課の各課独自の予算、a、bは各課から北部農林事務所に再配当される予算を示す。

## 2 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 北部農林事務所の全般的事項について、概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 北部農林事務所に往査し、現地において同事務所の全般的事項について詳細な資料を入手して閲覧・分析・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。また、備品（車両を含む）の実査を実施した。

## 3 監査結果及び意見

### (1) 監査結果

記載すべき事項はない。

### (2) 意見

#### ア 北部農林事務所の歳出予算等について

北部農林事務所の歳出予算については、農政総務課及び農林整備課に配当される予算の中に、北部農林事務所の執行予算も含まれている。そして、北部農林事務所が執行する予算については、農政総務課及び農林整備課から北部農林事務所に「再配当」されたうえで、北部農林事務所において執行されるというプロセスを経ることになっている。

したがって、予算執行の管理上は、北部農林事務所は農政総務課及び農林整備課のコントロールのもとにある。

現状の北部農林事務所の歳出予算の執行のプロセスについては、農林水産部における歳出予算について、本庁の各課と北部農林事務所が一体となったコントロールが可能であるというメリットがある。しかし、一方で、本庁の各課と北部農林事務所の歳出予算の執行に関連する事務処理が煩雑なものになるというデメリットがある。

北部農林事務所は、行政組織規則上は農政総務課の所管する出先機関ではあるが、行政組織上の実態は、農林水産部の総合的な出先機関であるともいえるから、北部農林事務所は本庁の農林水産部の各課と同等というとらえ方もできるはずである。

農林水産部としては、北部農林事務所の予算の執行のプロセスについて、以上に挙げたようなメリットとデメリットを比較衡量し、長期的な課題として検討していくことが望まれる。【意見 7-15】

ところで、北部農林事務所の事務分掌については、姫路市行政組織規則第31条の6において、次のように定められている。

(北部農林事務所)  
第31条の6 北部農林事務所は、次に掲げる事務を所掌する（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

- (1) 編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における産業局農林水産部に属する課の所掌する事務のほか、当該区域における土木関連業務の補助に関すること。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣の捕獲活動等の事務に関すること。
- (3) 編入前の夢前町及び安富町の区域を対象とした北部地域活性化推進に関すること。

監査の過程で、農林水産部の本庁や北部農林事務所の職員に、同条の第1号において定められている内容について確認してみたところ、次の二通りの考え方がみられた。

パターン1	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における産業局農林水産部に属する課の<u>所掌する事務</u></li> <li>② 編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における土木関連業務の補助</li> </ol>
パターン2	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における産業局農林水産部に属する課の<u>所掌する事務の補助</u></li> <li>② 編入前の夢前町、香寺町及び安富町の区域における土木関連業務の補助</li> </ol>

以上のように、北部農林事務所の分掌事務については、同じ農林水産部の中で考え方が統一されていない。

このことは、本庁の農林水産部の各課と北部農林事務所との間での事務事業の分担についての考え方にも影響を与える可能性があるため、農林水産部の中で考え方を統一しておくことが望ましい。【意見 7-16】

## 第8章 個別監査結果及び意見（農業振興センター）

### 第1節 概要

#### 1 全般的事項

##### （1）農業振興センターの組織について

農業振興センターは、姫路市長の補助機関の一つである出先機関（姫路市行政組織規則第21条）である。なお、農業振興センターの所管課は、農政総務課とされている。

農業振興センターは、後述するように、展示販売、研修事業等、住民が利用することはあるものの、住民の利用に供することを目的としない施設であり、庁舎あるいは試験研究施設である。また、設置及びその管理に関する事項についての条例は制定されていない。したがって、地方自治法上の「公の施設」（地方自治法第244条から第244条の4まで）には該当しない。

##### （2）農業振興センターの事務事業について

農業振興センターは、緑化、農業振興及び交流という3つの機能を柱に、さまざまな事業を行っている。

具体的には、姫路市における緑の生産基地および農業振興の拠点として、緑化用草花や樹木などの生産配布、市花「さぎ草」の普及、生産者団体や農産物直売所組織等への野菜や果樹の種苗提供、新たな担い手を育成するための研修「ひめじ帰農塾」など、幅広く事業を展開している。また、都市と農村の交流の場として、農林漁業まつりなどのイベントを開催するとともに、食育の場として、市内の保育・幼稚園児、小学生による収穫体験等の農業体験事業なども行っている。

##### （3）農業振興センターの施設について

施設	面積	施設	面積
管理施設 (管理棟1棟、倉庫他)	約2,000㎡	果樹栽培圃場	約3,700㎡
		駐車場・広場他	約65,700㎡
樹木生産圃場	約19,200㎡	ガラス温室等	7棟
樹木展示園	約9,600㎡	パイプハウス	17棟
草花生産圃場	約3,400㎡	網室	3棟
野菜栽培圃場	約8,100㎡		
		総面積	約111,700㎡

#### (4) 農業振興センターの沿革

年・月	出来事
昭和37年10月	姫路市田寺の旧農林省中国農業試験場跡地に、姫路市営農試験場として開場
昭和44年4月	姫路市農業センターに改称
昭和55年10月	現在の姫路市山田町多田 1174-47 に移転・開場
昭和56年4月	姫路市園芸センターに改称
平成9年6月	日曜朝市開設
平成20年4月	ひめじ帰農塾開設
平成20年7月	姫路市農業振興センターに改称

#### (5) 全国の市立農場について

現行の法令等では、一定の基準を満たす市には農場を設置しなければならないとするような規定はないが、農業振興センターは、全国各地の市に設置されている、いわゆる「市立農場」の一つである。

全国各地の市立農場間の連絡協調を強化し、各農場の機能の充実、職員資質の向上を図ることを目的として、全国市立農場協議会（21 団体）、全国市立農場西部ブロック協議会（6 団体）が組織されている。姫路市（農業振興センター）も、各協議会の会議等に参加し、全国の農場と情報交換を行っている。

##### <参考> 全国市立農場協議会の会員

ブロック	市の名称（道府県の名称）	市立農場の名称
東部ブロック	水戸市（茨城県）	農業技術センター
	さいたま市（埼玉県）	見沼グリーンセンター
	千葉市（千葉県）	農政センター
	市原市（千葉県）	農業センター
	川崎市（神奈川県）	農業技術支援センター
	甲府市（山梨県）	農業センター
	船橋市（千葉県）	農業センター
	郡山市（福島県）	園芸振興センター
	札幌市（北海道）	農業支援センター
	帯広市（北海道）	農業技術センター
中部ブロック	四日市市（三重県）	農業センター
	浜松市（静岡県）	農業バイオセンター
	新潟市（新潟県）	農業活性化研究センター
	金沢市（石川県）	農業センター
	福井市（福井県）	園芸センター
西部ブロック	姫路市（兵庫県）	農業振興センター
	福山市（広島県）	園芸センター
	広島市（広島県）	（公財）広島市農林水産振興センター
	東広島市（広島県）	園芸センター
	北九州市（福岡県）	総合農事センター
	鹿児島市（鹿児島県）	都市農業センター

## (6) 農業振興センターの管理費等について

### ア 栽培管理業務委託

契約の相手方	(公社) 姫路市シルバー人材センター
業務の内容	農業振興センターにおける栽培管理業務
契約の方法	一者随意契約（福祉施設・団体等を優先する場合）
歳出科目	(款) 農林水産業費 (項) 農業振興センター費 (目) 農業振興センター費 (事項) 管理費・栽培事業費・都市近郊園芸振興事業費・農業振興センター活性化事業費 (款) 土木費 (項) 公園費 (目) 緑化自然費 (事項) まちごと緑化大作戦事業費
委託金額	29,228,240 円 【事項別の内訳】 管理費 9,077,984 円、栽培事業費 15,449,860 円、都市近郊園芸振興事業費 344,024 円、農業振興センター活性化事業費 165,192 円 まちごと緑化大作戦事業費（土木費）4,191,180 円
契約日／契約期間	H31.4.1／H31.4.1～R2.3.31

### イ その他

上記アのほか、管理費に関して、次のような業務を外部に委託している。

自家用電気工作物保安業務（契約金額：215,520 円）、温室暖房設備保守点検業務（契約金額：131,890 円）、消防設備保守点検業務（契約金額：6,600 円）、定期清掃業務（契約金額：337,900 円）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（微量）収集運搬業務（契約金額：781,869 円）

## 2 栽培事業

### (1) 樹木及び草花の苗の栽培・配布

学校や公民館等公共施設の緑化、環境美化を支援するため、樹木及び草花の苗を栽培し、配布する。

#### <配布実績>

(単位：本)

年度	草 花 (*1)					樹木 (*2)
	トレニア	サルビア	マリーゴールド	ハボタン	パンジー・ビオラ	
平成 29		35,000	41,000	35,000	86,000	375
平成 30		34,000	45,000	38,000	85,000	247
令和元	10,000	30,000	41,000	42,000	82,000	642

(\*1) 草花は稚苗 (\*2) ヒラドツツジ、サツキ等 8 種

### (2) 鉢花・花苗・果実（苗木含む）・野菜（苗等含む）の栽培・展示・販売

#### ア 事業の内容

家庭環境の美化を支援するため、温室鉢花を栽培・展示するとともに、市民に廉価で提供している。

プリムラ、サルビア等(春夏)、ストック、ビオラ等(秋冬)、約 100 種 72,350

鉢を生産した。

## イ 農作物の販売について

### (ア) 販売形態

次のような販売形態がある。

- ① 農業振興センター場内での来場者への販売
- ② 農林漁業まつり、ふれあい朝市等各種イベントでの販売
- ③ 農家への野菜苗の予約等による販売
- ④ 農業振興センターにおける日曜朝市での販売
- ⑤ 学校等の式典記念品としての販売

### (イ) 農作物売払収入について

令和元年度の調定額の合計：7,095,070 円

(歳入科目：(款)財産収入(項)財産売払収入(目)生産物売払収入(節)  
農林水産業費生産物売払収入)

#### <農作物売払収入調定額の推移>

(単位：円)

年度	鉢花・花壇苗	果実(苗木含む)	野菜(苗含む)	計
平成29	4,226,810	901,050	2,992,870	8,120,830
平成30	4,473,650	815,050	2,662,500	7,951,200
令和元	3,581,350	986,250	2,527,470	7,095,070

### (ウ) 販売における現金の取扱いについて

農業振興センター場内における販売収入(日常的な来場者への販売、日曜朝市での販売等)は、現金で受領している。現金については、農業振興センターが定めた公金取扱マニュアルに従った取扱いを行っている。

## (3) 市花「サギソウ」及び県花「ノジギク」の栽培・普及

市花「サギソウ」及び県花「ノジギク」の増殖、育成を行い、公共施設などへ配布している。また、サギソウの無菌培養を実施している。

令和元年度は、サギソウについては、オープンファームや日曜朝市などで約490株を配布した。また、ノジギクについては、市内公共施設など、152か所に約900株を配布した。

## (4) 緑のカーテン苗の生産・普及

公共施設や市民に、ゴーヤ、シカクマメなど約2,700鉢を配布した。

## (5) ウマノスズクサの生産・配布

ア 市内小学校48校の3年生などに137鉢を配布した。

イ 市内の公共施設2か所に20鉢を配布した。

ウ 苗生産者に 901 鉢を配布した。

(6) 花き供給体制の整備

小菊などの切り花 11 種類・49 品種、約 1,900 株を周年栽培し、小菊苗約 3,000 本を供給した。

(7) ワタ苗の育成と種子の生産

- ア 種子配布 410 袋
- イ 苗配布 240 株
- ウ 栽培 1,880 株・2 品種

3 都市近郊園芸振興事業

農業の振興を図るため、野菜の種苗や果樹の苗木などを生産し農家に供給する。また、伝統野菜や地域特産果樹の展示栽培により、市民への啓発を図る。

<令和元年度 野菜・果樹苗の生産供給（都市近郊園芸事業）>

前期		後期	
種苗品目	計	種苗品目	計
アスパラガス	955	オニオンセット子球	4,400
トウガラシ	2,179	ハクサイS苗	7,400
オクラ	651	ハクサイ	1,372
ピーマン	1,994	キャベツS苗	4,900
カボチャ	596	キャベツ	1,249
ナス	4,349	ブロッコリーS苗	4,500
トマト	3,290	ブロッコリー	1,005
ミニトマト	1,039	カリフラワー	205
キュウリ	2,486	ソラマメ	310
ゴーヤ	99	エンドウ	385
網干メロン	772	イチゴ	715
モロヘイヤ	70	イチジク苗木	799
サツマイモつる	1,230	ブルーベリー苗木	387
姫路ねぎ苗	18,050		
小計	37,760	小計	27,627
		年間合計	65,387

(1) 野菜・果樹の種苗の生産及び供給

- ア イチゴウィルスフリー苗 約 700 本
- イ 網干メロン・姫路ねぎ・アスパラガス・ソラマメ苗等 約 63,000 本
- ウ イチジク苗木 約 800 本

(2) 野菜・果樹の栽培

野菜等の展示栽培を実施している。

- ア イチゴ、軟弱野菜（ハウレンソウ、コマツナ等）などの養液栽培（高設栽

培、ロックウール、NFT（注）

（注）Nutrient Film Technique：薄膜型水耕法

イ 網干メロン、姫路ねぎ、海老芋等の栽培

ウ イチジク、ブドウ、モモ、ブルーベリー等の栽培

### （3）全日本野菜品種審査会の開催

ア 一般社団法人日本種苗協会と連携して開催している。

イ 審査対象：タマネギ（春どり）18系統 約7,200株

### （4）その他

姫路の農業に適した新たな作目や新技術を普及するための試験や、先進地等の視察を実施している。

## 4 農業体験・研修事業

農業や食への関心を高めるため、小学生、幼稚園児や親子などを対象とした栽培・収穫体験事業を実施する。

また、農業の新たな担い手の育成を図るとともに、生涯現役社会の実現に寄与するため、定年を迎えた世代などを対象とした「ひめじ帰農塾」などの農業研修を実施する。

### （1）農業体験の実施

ア 幼稚園児等によるサツマイモ等の植付及び収穫体験（27校園、1,890名）

イ 小学生によるダイコンの播種・収穫・販売体験（3回、64名）

ウ 保育園児によるダイコンの収穫体験（19園、634名）

エ 小学5年生を対象にしたジャガイモ収穫体験（7校、602名）

### （2）ひめじ帰農塾（農業研修）の実施

農業の新たな担い手を育成するため、定年を迎えた世代などを対象に農業研修を実施している。

内容は、センター内のほ場や施設を利用した野菜・果樹・花き等の栽培管理講習であり、講義（座学）と実習が含まれる。

#### ア 講義部門（農業講座）

コース	回数	受講登録人数
初心者コース	年8回	計64名
経験者コース	年8回	

#### イ 実習部門（農業実践）

コース	回数	受講登録人数
野菜コース	年36回	計29名
果樹コース	年20回	
花苗・鉢花コース	年16回	

## ウ 特別講座

4回開催 受講人数 計 111名

<ひめじ帰農塾 受講者数推移> (特別講座を除く) (単位：人)

部門・コース		H29年度	H30年度	R元年度
講義部門	初心者コース	36	33	33
	経験者コース	31	40	31
実習部門	野菜コース	11	11	12
	果樹コース	12	13	10
	花苗・鉢花コース	10	10	7
合 計		100	107	93

## エ 受講料収入について

令和元年度の調定額の合計：695,000円

(歳入科目：(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 事業行事等参加負担金)

<受講料調定額のコース別内訳> (単位：人・円)

コースの区分		受講料 (単価)	受講者数	調定額
講義部門	初心者コース	3,000	33	99,000
	経験者コース	3,000	31	93,000
実習部門	野菜コース	30,000	11	330,000
		3,000	1	3,000
	果樹コース	10,000	10	100,000
	花苗・鉢花コース	10,000	7	70,000
合 計				695,000

### (3) ひめじ楽園塾の実施

「市政出前講座」を含む市民対象の園芸栽培講習会や技術研修会を実施している。

<ひめじ楽園塾 受講者数推移>

区 分	H29年度	H30年度	R元年度
開催回数 (回)	41	51	32
参加人数 (人)	1,324	1,522	1,115

### (4) 「ひめじ帰農塾」修了生等を対象とした花苗の提供

販売所や地域の直売所出荷向けの花苗を廉価で提供している。

(花苗 19,880株)

### (5) ブルーベリーばんくの実施

単品種では着果しにくいブルーベリーの鉢植えを、開花時期に市民から預かり、着果を促進するとともに、見学会や栽培講習会を実施している。

(13組 18鉢、103名)

## (6) 「ひめじアグリリーダー」の育成

ひめじ帰農塾生から「ひめじアグリリーダー」を認定し、栽培指導ボランティアを育成している。

帰農塾生の区分		ひめじアグリリーダー の認定数	栽培指導ボランティア 活動実績
部門名	コース名		
実習部門	野菜コース	2人	36回
	果樹コース	3人	20回
	花苗・鉢花コース	3人	16回

## 5 農業振興センター活性化事業

農業振興センターの活性化を図るため、農業への親しみと理解を深めるイベントや、日曜朝市の定期的な開催を行う。また市民ニーズの高い市民緑化の生産基地、市民と農業の交流拠点及び市民の憩いの場、また、農業振興の拠点施設として機能の更なる充実を図るための整備を行う。

### (1) オープンファーム in 農業振興センターの実施

市内の小学児童に本市の農業に対して理解を深めてもらうとともに、農業の楽しさや面白さも知ってもらい、姫路の農業の担い手の育成を図っている。

#### ア 内容

ポップコーン・ブルーベリーの収穫体験、市花サギソウの育て方講習会、農業機械展示

#### イ 開催日

令和元年8月4日(日)

#### ウ 参加者数

小学児童とその保護者 24組 71人

### (2) 日曜朝市の開催

農産物の販売を通じて、市民と生産者の交流を深めることを目的に、平成9年6月から開催している。農業振興センターで栽培した鉢花のほか、近隣の生産者やひめじ帰農塾修了生などが、季節の野菜・切花・農産加工品を販売している。

#### ア 開催日時

毎月第1日曜日 午前8時30分から午前10時まで  
年間12回開催(1月は開催なし・12月は2回開催)

#### イ 来場者数

約5,250人

### (3) 施設整備工事等

#### ア 研修棟耐震改修等工事設計委託

契約の相手方	建築設計フジモト
業務の内容	研修棟耐震改修等工事設計業務
契約の方法	5者による指名競争入札
委託金額	1,925,000円
歳出科目	(項) 農業振興センター費 (目) 農業振興センター費 (事項) 農業振興センター活性化事業費
契約日/契約期間	R1.7.10/R1.7.11~R1.10.31

#### イ 灌水(かんすい)用ポンプ他改修工事

契約の相手方	有限会社大野設備
工事の内容	灌水用ポンプ他の改修
契約の方法	5者による一般競争入札
契約金額	14,850,000円
歳出科目	(項) 農業振興センター費 (目) 農業振興センター費 (事項) 農業振興センター活性化事業費
契約日/契約期間	R1.7.19/R1.7.20~R2.1.31 (完了: R2.1.29)

(注) 上記イのほか、構内三叉管改修工事(契約金額: 608,300円)及び太陽光発電設備故障箇所交換工事(契約金額: 451,000円)を実施した。

## 6 まちごと緑花大作戦事業

まちごと緑花大作戦のための花苗・樹木苗の生産・配布を行う。

自治会(注1)、公園を配布対象(配布先は公園緑地課が決定)とするほか、記念樹配布事業も実施している。

(注1) 農業振興事業(栽培事業等)を実施するため、現在、自治会配布用の花苗の栽培を段階的に縮小しており、令和2年度で廃止する。

#### <配布実績>

(単位: 本)

年度	サルビア	マリーゴールド	ハボタン	ピオラ	樹木(注2)
平成29	28,000	36,000	0	44,000	2,168
平成30	13,000	21,000	0	29,000	2,321
令和元	9,100	12,100	0	14,000	2,550

(注2) セイヨウアジサイ、オタフクナンテン、ヤマザクラ、アナベルアジサイ、ヒラドツツジ等を配布している。

## 第2節 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 農業振興センターの事務事業の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 農業振興センターの事務事業に係る詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 農業振興センターに往査し、現地において農業振興センターの施設及び事務事業に関して説明を受け、必要に応じて質問を実施するとともに、次の手続を実施した。
  - ・ 施設の視察（主要な公有財産の実査を含む）
  - ・ 現金の取扱いに関する資料の閲覧、質問、現金実査及び現金の取扱方法の観察
  - ・ 主要な備品（車両を含む）の実査

## 第3節 監査結果及び意見

### 1 監査結果

記載すべき事項はない。

### 2 意見

#### (1) 備品の管理について

農業振興センターにおける備品の管理状況を確認するため、現地において、備品台帳に計上されている備品の実査（実物の検査）を実施した。

備品台帳に記載されている備品について現物を確認するとともに、必要に応じて、現物が備品台帳に記載されているか否かについても突合を行った。その結果、次に示すように、備品シールの貼付漏れ1件、備品台帳の設置場所の記載誤りが1件発見された。

備品番号	品名	発見された状況
0001527388	書架	備品シールの貼付漏れ
0001330821	インキュベーター	設置場所が台帳の記載と異なる（隣の部屋）

なお、貼付漏れの備品シールについては、実査の実施中に、直ちに貼付されたことを確認した。

上記以外の備品に関しては、農作業で使用中の備品もあったが、現物確認を行ったものは、すべて備考欄に記載されている設置場所に設置されており、備

品管理シールに関しても、備品に貼付されて管理されていた。

実査を実施する過程で、現在は使用されていない備品と思われる物が何点か見受けられた。長期間使用していない備品に関しては、廃棄処分に費用等がかかるかもしれないが、限られたスペースの効率的な利用の妨げの原因となる。したがって、長期間にわたって使用していない備品や、今後明らかに利用する見込みのない備品については、速やかに廃棄や譲渡等の処理をすることが望ましい。【意見 8-1】

## (2) 薬品庫管理簿について

農業振興センターは薬品を取り扱っている。薬品は、農薬と、バイオルーム等室内で使用する薬品の二つに区分されている。

農薬に関しては、鍵付き倉庫で管理されており、さらに劇物に関しては倉庫の中にある鍵付きロッカーで管理されている。農薬を使用する場合は、事務所に保管してある農薬受け払い簿ファイルを持参し、その場で入庫数、出庫数を記載して、常に残高が分かるように記載されている。また、農薬は種類ごとに受け払い簿が分かれている。

バイオルーム等で使用する薬品は、バイオルームにある薬品戸棚で保管されており、劇物に関しては、薬品戸棚の鍵付きの部分で管理されている。当該薬品に関しては、薬品庫管理簿ファイルにより受け払いが管理されている。当該管理簿は、月ごとに入庫・出庫が一覧できるような形で管理されている。しかし、前年度末の在庫数量は記載されているものの、前月末・当月末残を記載する欄を設けていないため、年度内の各月においては、月末時点の在庫数量が一目では分からない形式となっている。例えば、その月に入庫や在庫がなければ、前年度末残だけが記載されている状態になってしまっている。

薬品は、特に人体に影響を与えるものであり、また、使用期限が到来すれば利用できなくなってしまうものである。このため、在庫管理を適切に行う必要性は高い。在庫量にあまり動きがないものであっても同様である。したがって、薬品庫管理簿には、前月末及び当月末欄を設けて、常に月末現在の在庫を把握できるような様式により作成し、在庫管理を行うことが望ましい。【意見 8-2】

## (3) 自動販売機設置に伴う施設使用料について

農業振興センターには、福利厚生目的と外部からの来場者のために自動販売機が設置されている。当該自動販売機の設置に関しては、行政財産の目的外使用（地方自治法第 238 条の 4 第 7 項・姫路市公有財産規則第 23 条）にあたるため、自動販売機設置事業者から、行政財産使用許可申請書が提出され、所定の手続きに従い、適切に使用許可書が発行されている。

行政財産使用許可書第 4 項には、「使用料は、月額 8,970 円とし、別に発行する納入通知書により、納入期限内に納付しなければならない。ただし、使用期間中に消費税等の税率が変動したときは、市長は変動後の税率を適用して、使用料の増額を請求できるものとする。」とある。

使用料は、半年分ずつ納入されている。平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 9 月 30 日までの分は、税率 8 % が適用され、

8,970 円 × 6 か月 = 53,820 円

として請求し、納入されている。

しかしながら、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの分は、税率が令和元年 10 月 1 日から 10% に引き上げられ、税率が変動しているため、変動後の税率を適用して請求することができたと考えられるところ、税率の変動前と同額の 53,820 円で請求し、当該金額が納入されている。

使用料に関しては、令和元年 10 月 1 日以降については、税率を 10% として計算することができるので、使用料の増額を検討することが望ましい。

【意見 8-3】

<参考>

○地方自治法

(行政財産の管理及び処分)

第二百三十八条の四 (第 1 項~第 6 項 略)

7 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。

(以下略)

○姫路市公有財産規則

(許可手続)

第 23 条 課長等は、法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用について、申し出を受けた場合において、やむを得ないと認めるときは、申請人に行政財産使用許可申請書を提出させ、申請に基づき許可しようとするときは、次に掲げる事項を記載した文書に行政財産使用許可書案を添付して、市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 当該公有財産台帳記載事項
- (2) 許可数量(別紙図面添付)
- (3) 使用目的
- (4) 許可期間
- (5) 使用料
- (6) 許可の相手方
- (7) その他必要事項

2 前項の許可は、行政財産使用許可書により行うものとする。

(4) 太陽光発電システムについて

農業振興センターには、平成 23 年 2 月に太陽光発電装置が設置されており、売電を行っている。なお、太陽光発電による発電収入は以下の通り推移している。

<太陽光発電収入金額>

(単位：円)

月	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
4 月	24,480	30,624	26,448	40,608	10,992
5 月	32,136	15,144	36,504	39,576	17,160
6 月	25,656	8,400	33,480	39,144	19,680
7 月	16,560	4,824	19,344	28,392	12,552
8 月	18,240	3,840	13,416	19,656	13,800
9 月	12,120	7,272	18,552	21,408	18,744
10 月	25,920	6,504	21,552	11,832	17,880
11 月	26,496	16,896	18,024	36,072	20,640
12 月	12,600	13,272	16,152	22,920	22,344
1 月	20,424	15,216	16,056	13,632	9,960
2 月	13,920	16,584	8,712	14,520	12,792
3 月	19,776	21,816	19,152	14,352	16,416
合計	248,328	160,392	247,392	302,112	192,960

平成 28 年度は、5 月頃から太陽光発電機器 3 台のうち 1 台が発電不良となったため、発電収入は減少した。なお、10 月に修理を実施したことにより、その後の発電収入は通常に戻っている。

また、令和元年 9 月の落雷により、発電量がディスプレイに表示出来なくなった。この故障により、発電量及び売電量に異常は出ておらず、売電自体はできており、売電収入も計上されている。しかし、発電用の監視装置の故障が点検で見つかっており、令和 2 年度において修繕が実施される予定である。

太陽光発電による電力の買取価格は、現状では 1 キロワットあたり 24 円であり、直近 5 年間の年間平均売電収入は、230,236 円となっている。しかし、この太陽光発電装置は、設置から 10 年が経過した後は、買取価格が 1 キロワット当たり 8 円となる予定である。現在は、発電した電力の一部は売電せずに施設で使用されており、その分電気代はコストダウンできている。しかしながら、今後は、近い将来に買取価格が低下することを見据えて、故障による修繕や通常のメンテナンスについては、費用対効果を考慮したうえで実施を検討することが望ましい。【意見 8-4】

(5) 物品の貸与について

農業振興センターでは、令和 2 年 3 月 31 日に U 字溝用グレーチング (硬質の格子状の構造材で、溝蓋などに使用される。) を総額 99,000 円で購入している。

農業振興センターへの往査時に、当該グレーチングの購入に関する支出決定書等を閲覧するとともに、その使用状況について質問したところ、農業振興センター内では使用しておらず、農業振興センター職員が栽培講習会を行う林田チャレンジ農園の U 字溝で使用するため、農政総務課に貸与しているとの回答があった。

林田チャレンジ農園は、令和2年4月に姫路市林田町に新規開園した市民農園であり、農作業を手軽に楽しむことが出来る「普通農園區画」のほか、本格的な農業にチャレンジできる「本格的農業チャレンジ区画」を備えている。林田チャレンジ農園の令和元年度における開設事業及び令和2年度以降の園内整備事業に関しては、農政総務課が市民農園整備事業として実施している。

地方公共団体の予算については、その執行の便宜に供するため、及び経費の効率的使用に供するため一定の区分を行うこととしている。すなわち、地方自治法第216条において「歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款に大別し、かつ、各款中においてはこれを項に区分し、歳出にあつて、その目的に従つてこれを款項に区分しなければならない。」と規定され、この款項は議会の議決の対象とされている（注）。

また、年度途中において緊急を要する支出が発生したが、その予算が足りない場合などに、補正予算を編成することなく、他の予算を減額して足りない予算を増額することは予算の流用と呼ばれているが、各款及び各項の間では、流用をすることはできず、原則的に補正予算で対応するとされている。

農業振興センターにおいて購入したグレーチングの歳出科目は（款）農林水産業費（項）農業振興センター費（目）農業振興センター費（事業）農業体験・研修事業費である。一方、林田チャレンジ農園における市民農園整備事業の歳出科目は（款）農林水産業費（項）農水産費（目）農産振興費（事業）市民農園整備事業費となっており、両者は歳出予算の項が異なっている。

農業振興センターによれば、今回の農政総務課へのグレーチングの貸与は、林田チャレンジ農園内の危険性を農業振興センターの職員が認識し、本来グレーチングを使用すべきである農業振興センター内ではなく、より緊急性の高い箇所である林田チャレンジ農園内においてグレーチングを使用するために行ったということである。しかし、監査手続を実施した範囲では、グレーチングを貸与するにあたって、その必要性や返却期限等を記載した書面を確認できなかった。

今回の貸与については、実質的には歳出予算の項間の流用であるという疑念を抱かれる可能性もないとはいえないので、農業振興センターは、貸与であることを明確にするため、貸与の必要性や返却期限等を記載した書面を作成し、所長の決裁を受けておくことが望ましい。【意見 8-5】

（注）月刊「地方財務」編集局編「八訂・地方公共団体歳入歳出科目解説」ぎょうせい（平成29年）139頁

## 第9章 個別監査結果及び意見（農業委員会）

### 第1節 概要

#### 1 各種会議の開催状況等について

##### (1) 総会の開催状況について

総会は、月に1回開催されており、毎月24日が定例日となっている。令和元年度の開催状況は次のとおりである。

開催年月	開催回次	開催日	開催年月	開催回次	開催日
平成31年4月	第22回	H31. 4.24	令和元年10月	第28回	R 1.10.24
令和元年5月	第23回	R 1. 5.24	令和元年11月	第29回	R 1.11.22
令和元年6月	第24回	R 1. 6.24	令和元年12月	第30回	R 1.12.24
令和元年7月	第25回	R 1. 7.24	令和2年1月	第31回	R 2. 1.24
令和元年8月	第26回	R 1. 8.23	令和2年2月	第32回	R 2. 2.21
令和元年9月	第27回	R 1. 9.24	令和2年3月	第33回	R 2. 3.24

##### (2) 地区農政協議会について

###### ア 概要

当該協議会は、姫路市内を下記の3地区に分け、各地区選出の農業委員及び農地利用最適化推進委員によって構成されている。

協議会は、毎月1回、総会の前に開催され、地区内の総会上程案件の事前協議や地区の農業上の問題を討議し、農業委員や農地利用最適化推進委員の意見を十分に反映したうえで、総会への具申を行う。

(平成31年4月1日現在)

地区	定例日	地区の範囲
北西部地区	18日	曾左、白鳥、太市、林田、伊勢
		置塩、鹿谷、菅野、安富
北東部地区	19日	花田、四郷、御国野、別所、谷外、谷内
		豊富、船津、山田
		中寺、香呂
中南部地区	20日	城陽、手柄、旧市（注）、荒川、高岡、安室、城北、水上、砥堀
		大塩、的形、八木、糸引、白浜、妻鹿、家島、高浜、飾磨、津田、英賀保
		八幡、広畑、大津、勝原、網干、旭陽、余部

(注) 旧市：福沢町、千代田町、京町、大善町、城東町、出耕作北部の農区を指す。

###### イ 令和元年度の開催状況

開催年月\地区	北西部地区	北東部地区	中南部地区
平成31年4月	18日	19日	22日
令和元年5月	21日	22日	20日
令和元年6月	18日	19日	20日
令和元年7月	18日	19日	22日
令和元年8月	21日	19日	20日
令和元年9月	18日	19日	20日

開催年月\地区	北西部地区	北東部地区	中南部地区
令和元年10月	18日	21日	23日
令和元年11月	18日	19日	20日
令和元年12月	18日	19日	20日
令和2年1月	21日	22日	20日
令和2年2月	18日	19日	20日
令和2年3月	18日	19日	23日

### (3) 運営委員会

会長、会長職務代理者2人、各地区農政協議会会長3人、各地区農政協議会副会長3人の9人で構成され、委員会活動の円滑な運営及び各地区間の連絡調整を図るため開催される。令和元年度は、平成31年4月24日に開催された。

### (4) 農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況

令和元年度における、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動状況は、次のとおりである（農業委員会活動記録カード提出数に基づく。）。

活 動 内 容	件 数
農地法第4条・第5条関係（相談・現地調査）	692
農地法第3条・農地利用集積計画関係（相談・現地調査等）	123
農地関連相談（紛争・小作料・相続など）	76
農地パトロール・遊休農地対策	47
その他	214
合 計	1,152

## 2 農業委員会の事務・事業について

### (1) 農地調整の事務処理

#### ア 農地法第3条処理

農地を耕作目的で権利を取得しようとする人が農地を購入あるいは貸借するなどの場合、当事者には農業委員会の許可が必要となるが、これに関連する審議・決定等を行っている。

#### < 農地の権利移動の年次別推移（農地法第3条） >

(各年1月～12月)

年別	所有権		耕作権		合計	
	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
平成27年	141	16.34	39	6.02	180	22.35
平成28年	116	13.10	32	6.00	148	19.10
平成29年	140	15.10	34	6.21	174	21.31
平成30年	140	17.22	36	7.98	176	25.20
令和元年	124	17.62	32	7.65	156	25.27

## イ 農地法第4条・第5条許可処理

市街化調整区域内又は都市計画区域外にある農地を転用する場合には、県知事の許可が必要となる（転用のみの場合は第4条、転用に加え所有権移転等の権利移動がある場合は第5条）。

当該許可にあたっては、農業委員会で申請を受け付け、意見書を付けて県に書類を送付することになるが、これに関連する審議・決定等を行っている。

農業委員会からの書類の送付を受けて、県知事により許可等の行政処分がなされる。

## ウ 農地法第4条・第5条届出処理

市街化区域内にある農地を転用する場合には、計画的な市街化を図り市街化を促進するという観点から、事前に農業委員会に届出を行えば県知事の許可は不要となる（転用のみの場合は第4条（第1項第8号）、転用に加え所有権移転等の権利移動がある場合は第5条（第1項第7号））。当該届出に関する処理を行っている。

### <農地転用（用途別集計）>（平成31年1月～令和元年12月）

区分	用途 農地 区分	許可 (市街化区域以外)		届出 (市街化区域)		合計	
		件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)
住宅用地	田	30	0.91	334	24.27	364	25.18
	畑	3	0.07	64	2.70	67	2.77
	計	33	0.98	398	26.97	431	27.95
公的施設 用地	田	4	0.38	25	0.72	29	1.10
	畑	0	0.00	2	0.07	2	0.07
	計	4	0.38	27	0.79	31	1.17
工鉱業用地	田	1	0.11	3	0.64	4	0.75
	畑	0	0.00	2	0.08	2	0.08
	計	1	0.11	5	0.71	6	0.82
商業・ サービス等 用地	田	3	0.23	14	1.31	17	1.53
	畑	0	0.00	1	0.02	1	0.02
	計	3	0.23	15	1.33	18	1.55
資材置場・ 露天駐車場	田	78	8.43	212	13.10	290	21.53
	畑	27	1.98	41	1.32	68	3.31
	計	105	10.41	253	14.43	358	24.84
植林	田	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	畑	0	0.00	0	0.00	0	0.00
	計	0	0.00	0	0.00	0	0.00
その他分類 不能・不明	田	0	0.00	1	0.00	1	0.00
	畑	1	0.01	0	0.00	1	0.01
	計	1	0.01	1	0.00	2	0.01
合計	田	116	10.07	589	40.03	705	50.10
	畑	31	2.07	110	4.19	141	6.25
	計	147	12.13	699	44.22	846	56.36

## エ その他

- ・ 農地・非農地確認
- ・ 農地法施行規則第 29 条（注 1）・第 53 条（注 2）の確認行為等
- ・ 畑地転換

（注 1）農地法第 4 条許可の例外で、200 m<sup>2</sup>未満の農地を農業用施設（倉庫）等に供する場合の農業委員会の確認行為

（注 2）農地法第 5 条許可の例外で、認定電気通信事業の用に供する場合の農業委員会の確認行為等

## オ 利用権設定等促進事業

利用権とは、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が農業委員会の決定を経て作成した農用地利用集積計画を公告することで発生する貸し借りの権利であり、農地法第 3 条の許可は不要であって、契約期間が終了すると離作料の問題は発生せず農地は所有者に返されるため、安心して貸し借りをすることが可能である。利用権が設定される認定事業者など担い手への農地の集積、農地の有効利用などに資する重要な役割を担っている。

### <農用地利用集積計画決定状況（各年 12 月末現在）>

設定年	設定面積	公告回数（設定月）
平成 21 年	102.52 ha	3 回（5、7、11 月）
平成 22 年	113.30 ha	3 回（5、7、11 月）
平成 23 年	106.03 ha	4 回（2、5、7、11 月）
平成 24 年	225.76 ha	4 回（2、5、7、11 月）
平成 25 年	163.49 ha	3 回（5、7、11 月）
平成 26 年	122.53 ha	3 回（5、7、11 月）
平成 27 年	488.16 ha	7 回（3、5、7、9、10、11、12 月）
平成 28 年	98.23 ha	5 回（3、5、7、10、11 月）
平成 29 年	77.59 ha	6 回（1、4、5、6、10、11 月）
平成 30 年	129.16 ha	6 回（5、6、8、11 月）
令和元年	85.40 ha	3 回（5、11 月）

<農地法・農業経営基盤強化促進法による各種申請等の地区別処理集計表>

区分	地目	地区名								
		北西部		北東部		中南部		合計		
		件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	件数	面積 (ha)	
農地・ 非農地 確認	田	15	0.69	16	0.80	17	0.52	48	2.02	
	畑	18	0.87	4	0.22	16	0.66	38	1.75	
	計	33	1.57	20	1.02	33	1.18	86	3.77	
3条	耕作権	田	9	3.65	19	3.44	4	0.53	32	7.62
		畑	0	0.00	0	0.00	0	0.03	0	0.03
		計	9	3.65	19	3.44	4	0.56	32	7.65
	所有権	田	38	6.98	46	7.62	24	2.31	108	16.91
		畑	3	0.17	4	0.07	9	0.47	16	0.71
		計	41	7.15	50	7.69	33	2.78	124	17.62
4条	届出	田	5	0.36	25	1.09	126	6.01	156	7.46
		畑	3	0.08	7	0.26	19	0.50	29	0.83
		計	8	0.43	32	1.34	145	6.51	185	8.29
	申請	田	19	2.41	12	0.45	0	0.00	31	2.85
		畑	7	0.29	1	0.02	1	0.02	9	0.33
		計	26	2.70	13	0.46	1	0.02	40	3.18
5条	届出	田	21	1.79	89	7.59	323	23.20	433	32.58
		畑	7	0.48	21	0.56	53	2.31	81	3.36
		計	28	2.27	110	8.15	376	25.51	514	35.93
	申請	田	31	3.63	40	2.51	4	0.99	75	7.13
		畑	7	0.32	11	1.15	3	0.27	21	1.73
		計	38	3.95	51	3.65	7	1.26	96	8.86
規則 29 条	田	1	0.02	6	0.06	1	0.01	8	0.09	
	畑	0	0.00	1	0.01	0	0.00	1	0.01	
	計	1	0.02	7	0.07	1	0.01	9	0.09	
規則 53 条	田	2	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.01	
	畑	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	
	計	2	0.00	0	0.00	0	0.00	2	0.01	
農地貸借 の解除	田	44	9.06	69	10.95	16	1.98	129	21.99	
	畑	2	0.12	0	0.13	1	0.03	3	0.28	
	計	46	9.18	69	11.08	17	2.01	132	22.27	
農用地 利用集積 (*)	田	155	39.24	223	44.95	2	0.49	380	84.69	
	畑	2	0.22	5	0.50	0	0	7	0.72	
	計	157	39.46	228	45.45	2	0.49	387	85.40	
総合計	田	338	67.83	545	79.45	517	36.05	1,400	183.32	
	畑	49	2.55	54	2.92	102	4.28	205	9.75	
	計	387	70.38	599	82.37	619	40.32	1,605	193.08	

(\*) 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業における計画で、農業委員会が決定し市が公告するもの

## (2) 農地パトロール

遊休農地の調査確認と解消に向けた活動として、毎年、地区農政協議会ごとに、農業委員、農地利用最適化推進委員及び事務局職員による農地パトロールを実施している。令和元年度は、①平成 29 年度利用意向調査対象農地の追跡調査、②農地法第 3 条等の履行状況、③相続税等の納税猶予の特例適用農地の営

農状況等の調査・確認を重点課題として、以下のとおり実施された。

- ・北東部 8月19日 四郷町・御国野町・香寺町
- ・中南部 8月20日 城北・水上・砥堀校区 広畑区・大津区・勝原区
- ・北西部 8月21日 曾左校区 安富町

<令和元年度の農地パトロールによる調査結果>

区分	北 東 部		中 南 部		北 西 部		合 計	
	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )	筆数	面積(m <sup>2</sup> )
営 農	1	1,006	0	0	5	2,246	6	3,252
保 全	11	7,380	12	4,658	11	8,639	34	20,677
A分類(*1)	33	22,157	41	20,888	23	12,885	97	55,930
B分類(*2)	0	0	0	0	4	1,782	4	1,782
その他	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	45	30,543	53	25,546	43	25,552	141	81,641

(\*1) 再生可能な荒廃農地 (\*2) 再生利用が困難な荒廃農地

(3) 農業経営基盤強化促進事業及び農地中間管理事業に関する業務

農地の担い手となる農業者が経営規模の拡大を図るための農地確保について支援し、農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積計画による農地の流動化を農政総務課とともに推進している。

(4) 農事相談室の開設（農地調整事務処理事業）

農事相談室設置要綱に基づき、農地の利用関係の紛争の防止と農業経営の安定を図るため、毎月第1水曜日に農業委員会室において農事相談室を開設し、農家の悩みごとの解消に努めている。

また、農地の無断転用防止について啓発普及に努め、無断転用者に対して個別に具体的な指導を実施するとともに、新規農家についても営農計画等事情聴取を行っている。

令和元年度における農事相談等の件数は、21件であった。

(5) 農地台帳補正補完事務・農家台帳システムの管理業務

農業委員会では、①独自に開発した農家台帳システム（Microsoft社のAccessにより構築）と、②農林水産省が開発し、全国の農業委員会、農業会議、農地中間管理機構等が共通して利用可能なシステムとしてクラウド上に構築した農地情報公開システムを利用し（無料）、システムデータ管理を行っている。

農地の権利移動や転用等の変更があれば、システムに変更内容を入力し、データに反映させている。令和元年度までは、システム開発業者から農家台帳システムをリースしていたが、②の農地情報公開システムへの移行により令和2年3月末にて契約が終了している。

(6) 農地の相続税及び贈与税の納税猶予に関する適格者証明に関する業務

租税特別措置法による相続税及び贈与税の納税猶予制度を受けるために必要な、農業委員会の適格者証明の発行を行っており、証明発行手数料は1件につき300円である。

<適格者証明発行件数>

年 度	相続税		贈与税		計	
	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)	件数	面積(ha)
平成27年度	30	5.97	0	0.00	30	5.97
平成28年度	27	3.89	0	0.00	27	3.89
平成29年度	24	4.53	0	0.00	24	4.53
平成30年度	15	2.26	0	0.00	15	2.26
令和元年度	18	2.00	0	0.00	18	2.00

(7) 農業者年金

独立行政法人農業者年金基金からの委託業務であり、申請や届け出などの手続きの窓口となっている。

<農業者年金の関係者数(令和元年12月末現在)>

被保険者	待期者	受給者	総合計
12人	7人	134人	153人

(8) 農業に関する情報提供業務

ア 「ひめじ農業委員会だより」の発行

農業委員会の活動、農業情報、市における農政事業、農業関係の制度などを掲載し、農家に配付している。

【令和元年度の発行実績】

第106号(8月発行) 20,000部

第107号(2月発行) 20,000部

イ 賃借料情報

平成21年12月15日に標準小作料が廃止され、代わりに賃借料情報を提供することになった。

ウ ホームページの開設

平成15年より農業委員会のホームページを開設し、農業委員会業務などの情報提供に努めている。

(9) 姫路市地域担い手育成総合支援協議会の事務局業務

地域担い手育成総合支援協議会は、効率的かつ安定的な経営を目指す担い手を確保・育成し、姫路市の農業振興に資することを目的として、平成18年2月6日に設立された。姫路市農業委員会が主たる事務局となっている。なお、令

和3年度より農政総務課所管の姫路市地域農業再生協議会と統合される予定である。

【令和元年度実績（担い手育成総合支援事業）】

- ・集落営農組織初級簿記研修会（8月28日・9月19日・10月9日）
- ・現地視察研修（2月13日）

## 第2節 監査手続

実施した監査手続は、次のとおりである。

- ① 農業委員会の概要を把握するとともに、関連する法令、条例、規則等を閲覧し、内容の検討を実施した。
- ② 農業委員会の事務事業等に係る詳細な資料を入手して閲覧・検討を行い、必要に応じて担当者への質問を実施した。
- ③ 農業委員会総会を傍聴した。

## 第3節 監査結果及び意見

### 1 監査結果

(1) 市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について

農業委員会の職務権限については、地方自治法第202条の2第4項には、「農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。」と定められている。

一方、同法第180条の6によれば、普通地方公共団体の委員会である農業委員会は、予算を調製し、及びこれを執行すること、決算を議会の認定に付すること等についての権限を有していない。農業委員会がこれらの普通地方公共団体の長である市町村長の権限に属する事務（同法第149条）の一部を行うためには、同法第180条の2に基づき、普通地方公共団体の長である市町村長が、農業委員会、農業委員会の委員長、若しくは農業委員会の事務を補助する職員若しくは農業委員会の執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又は農業委員会の事務を補助する職員若しくは農業委員会の管理に属する機関の職員をして補助執行させるということになる。

もっとも、同法第180条の2は、「当該普通地方公共団体の委員会（途中略）と協議して（途中略）委任し、又は（途中略）補助執行させることができる。」と定めており、委任又は補助執行には市町村長と農業委員会の協議が要求されている。

ところで、姫路市農業委員会事務局規程（（1）において「事務局規程」という。）第7条第1項は、姫路市農業委員会事務局長（（1）において「事務局長」という。）の専決事項について定めている。事務局長の専決事項として、同項第5号では「職員の給与及び諸給付金に関すること。」が、また、第8号では「物品の購入並びに修繕等に関すること。」があげられているが、これらは予算の執行を伴うものであることは明らかである。

事務局規程第7条第1項でいう「専決」については、同規程の中では定義されていない（なお、姫路市決裁規程第2条第1項第2号では、専決とは、「副市長、危機管理監、医監、会計管理者、局長等の補助機関が市長の権限に属する事務について常時市長に代わりその最終意思を決定することをいう」と定義されている。）。このため、事務局長の「専決」が、①事務局長が市長の補助機関として常時市長に代わりその最終意思を決定することをいうものであるのか、②事務局長が農業委員会又は農業委員会会長の補助機関として常時農業委員会又は農業委員会会長に代わりその最終意思を決定することをいうものであるのか、については不明である。なお、②の場合は、農業委員会又は農業委員会会長が、市長からその権限に属する事務の一部を委任されているということになる。また、①②のいずれの場合も、市長と農業委員会との間で地方自治法第180条の2における協議は行われているということになる。

そこで、市長が同法第180条の2に基づいて、その権限に属する事務のうち、どのようなものを農業委員会と協議して農業委員会若しくは農業委員会会長に委任し又は農業委員会事務局長に補助執行させているのかを確認するため、農業委員会に対し、同法第180条の2における委任又は補助執行に関し、協議書等の市長と農業委員会との協議内容を示す文書を作成しているかどうかについて質問した。その結果、そのような文書については作成していないという回答があり、監査手続において協議の事実を文書などによって確認することができなかつた。

市長がその権限に属する事務について、農業委員会等に委任し又は補助執行させる場合、姫路市（市長及び農業委員会）は同法第180条の2における協議内容について、協議書などを作成して文書化するべきである。【結果9-1】

なぜなら、法令上要求されている協議を行った事実を示す文書として残すべきであること、また、どの事務をどの部署に（若しくは誰に）委任し若しくは補助執行させるのか、又はどの部署が（若しくは誰が）委任され若しくは補助執行しているのかについて明確化しておくことで、適正な決裁を得ることができ、さらに後日の再確認や人事異動があった場合の後任への引継ぎが正確かつ効率的にできるからである。

また、農業委員会は、事務局規程第7条第1項でいう「専決」について、同法上、市長と農業委員会は別箇の執行機関であることから、誰の補助機関として行うものかを明らかにしておくことが望ましい【意見9-1】。

<参考>

○ 地方自治法

第 202 条の 2 (第 1 項～第 3 項 略)

4 農業委員会は、別に法律の定めるところにより、農地等の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に関する事務を執行する。

5 (略)

第 180 条の 6 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定があるものは、この限りでない。

- 一 普通地方公共団体の予算を調製し、及びこれを執行すること。
- 二 普通地方公共団体の議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること。
- 三 地方税を賦課徴収し、分担金若しくは加入金を徴収し、又は過料を科すること。
- 四 普通地方公共団体の決算を議会の認定に付すること。

第 180 条の 2

普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

○ 姫路市農業委員会事務局規程

第 7 条 事務局長は、次の各号に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例であると認められる事項については、この限りでない。

- (1) 職員の事務の分担に関すること。
- (2) 職員の休暇、その他服務に関すること。
- (3) 職員の出張命令（泊を伴うものを除く。）に関すること。
- (4) 職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 職員の給与及び諸給付金に関すること。
- (6) 資料のしゅう収整理に関すること。
- (7) 所属職員の職務に専念する義務の免除に関すること。
- (8) 物品の購入並びに修繕等に関すること。
- (9) 公文書の公開に関すること。
- (10) 前各号のほか軽易な事項の処理に関すること。

## (2) 農業委員会の定員不足について

姫路市において、農業委員会の委員の定数は、19人と規定されている。(姫路市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例第2条) また、市長は、農業委員に欠員が生じた場合において、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるときは、農業委員を補充することができるものと規定されている(姫路市農業委員会の委員の選任に関する規則第12条第1項)。

「平成31年度 農業委員 会議等出席簿」を閲覧したところ、1人の農業委員が令和元年6月以降の総会に出席していないことが記録されていた。その理由を農業委員会に確認したところ、当該委員は6月の総会から体調不良で欠席し、8月に死亡されたとのことであった。そのため、農業委員に1人の欠員が生じている状態となったが、令和2年7月31日まで、農業委員の補充はなされなかった。

これに関して、農業委員会に対し、農業委員の補充をしなかった経緯について質問したところ、農業委員会会長、欠員が生じた北西部地区を担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員並びに農業委員会事務局による協議により、欠員が1人生じてても農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認められないと判断し、農業委員の補充をしなかったとの回答があった。

しかしながら、姫路市農業委員会の委員の選任に関する規則第12条第1項によると、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるかどうかについては、市長が判断することとされている。また、本節1(1)(市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について)に記載のとおり、市長の権限に属する事務の一部の委任又は補助執行についての市長と農業委員会との協議の内容が文書では確認できないので、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるかどうかの判断については、農業委員会に委任されているかどうかは不明である。

したがって、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるかどうかについては、農業委員会が判断するものではなく、市長が判断すべきものであった。

今後、農業委員会の委員に欠員が生じた場合には、本節1(1)(市長の権限に属する事務の委任又は補助執行に関する協議書などの作成について)に記載のとおり、地方自治法第180条の2における委任又は補助執行に関し、協議書等の市長と農業委員会との協議内容を示す文書により、市長がどのような事務を農業委員会若しくは農業委員会会長等に委任し又は農業委員会事務局長等に補助執行させているのかを明確にしたうえで、適切な権限者が農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるかどうかについての判断を行うべきである。【結果 9-2】

なお、令和2年8月1日の農業委員の改選により、農業委員の1名の定員不足は解消されている。

## <参考>

### ○ 姫路市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(委員の定数)

第2条 姫路市農業委員会の委員の定数は、19人とする。

### ○ 姫路市農業委員会の委員の選任に関する規則

(委員の補充)

第12条 市長は、農業委員に欠員が生じた場合において、農業委員会の業務に支障が生ずる恐れがあると認めるときは、この規則に定める手続きに基づき、農業委員を補充することができる。

2 農業委員の欠員が定数の8分の1を超えた場合、市長は、この規則に定める手続きに基づき、農業委員を補充しなければならない。

## 2 意見

### (1) 農業委員会の総会の傍聴について

農業委員会等に関する法律第32条において「総会（途中略）の会議は、公開とする。」と規定されている。これを受けて、姫路市農業委員会会議規則は、同法等の法令に規定するもののほか、総会についての必要な事項を定めており、同規則の第11条には、傍聴人に関する規定が置かれている。

そして、姫路市農業委員会のホームページにおいて、「農業委員会の会議は公開となっています。傍聴希望の方は事前に事務局に申し出てください。」との記載がある。

そこで、会議の傍聴に関して農業委員会に質問したところ、農業委員会は、次の①・②のような傍聴の手続きに関する事項や、③・④のような個人情報の保護に関する事項などについては定めていないという回答があった。

① ホームページに記載されている事前の事務局への申し出は、総会開催日の何日前までにしなければならないのか。また、申し出は、書面、電話、その他様々な方法によって行うことが可能であるが、どのような方法により行えばよいのか。

② もし会議の開催当日に傍聴を希望する人が現れた場合は、その人にどのように対応するのか。

③ 会議において傍聴人の耳に入ってしまう個人情報について、傍聴人はどのように取り扱えばよいのか。

④ 農業委員に事前に配布されている多くの個人情報を含んだ提出議案や報告書を、傍聴人にも配布するのか。

農業委員会によれば、今まで傍聴を希望した人はいないとのことであるが、今後も傍聴を希望する人が現れないとはいえない。

したがって、農業委員会は、傍聴を希望する人に対して、上記①～④のよう

な傍聴の手続きや個人情報保護に関する事項を含め、傍聴希望者にどのように対応するのかについてあらかじめ書面により定めておくとともに、一般に周知することが望ましい。【意見 9-2】

<参考>

○ 農業委員会等に関する法律

(会議の公開)

第 32 条 総会及び部会の会議は、公開とする。

○ 姫路市農業委員会会議規則

(傍聴人)

第 11 条 傍聴人は、定められた場所以外の場所に入ってはならない。

2 凶器その他危険なものを持っている者、酒気を帯びている者、その他議長において議場の秩序を保持するために支障があると認められた者は、入場することができない。

3 傍聴人は、傍聴席において発言その他喧騒にわたる行為をしてはならない。

4 傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

5 議長は、その指示に従わない傍聴人の退場を求めることができる。

(2) 農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約の通知書について

農地の賃貸人及び賃借人は、農地法第 18 条第 6 項に基づき、農業委員会に合意解約の通知書を提出する必要がある。農業委員会は、この合意解約の通知書の提出を受けて、農地台帳の記載を変更することになる。この際、賃貸人又は賃借人のいずれか（または双方）が死亡している場合、農地法上に特に定めはなく、姫路市の運用では、上記通知書に相続人代表者 1 名の署名押印をして、当該代表者の印鑑証明書を添付して提出すれば足りることになっている。

しかし、民法では、賃借人の死後、遺産分割未了の場合の賃借権は準共有の状態になり（民法第 898 条・第 264 条）、賃貸借契約を解約するためには、共有持分の過半数の同意が必要になる（民法第 252 条の管理行為に当たると考えられるため）。賃貸人の死亡の場合も不動産は相続人の共有となるため、同様の結論となる。

農業委員会への合意解約の通知書に代表者以外の相続人の署名押印が不要となると、もし過半数の持分を有していない相続人が他の共有者に無断で、代表者と称して、農業委員会に解約の通知を提出した場合、農地台帳上は賃貸借関係が解消されるが、実体法上は継続していることになり、農地台帳と実体法上の賃貸借関係に矛盾が生じ、農地台帳による適切な農地管理ができないおそれがある。このような矛盾が生じないようにするためには、相続人代表者に対する他の相続人の委任状や遺産分割協議書の提出を求める必要がある。

一方で、農地法第 18 条第 6 項に基づく合意解約は、耕作されていない農地の転用や売却などに伴い行われることが多いため、もし相続人代表者に対する委

任状などの提出を求めることになれば、転用や売却ができず、荒廃農地が増えることになり、農地の適切な管理ができなくなってしまうおそれがある。また、手続の簡素化が推進されている昨今の情勢と逆行してしまうことになりうる。

他の自治体では、相続人代表1名の署名、認め印の押印のみで対応しているところもある一方、他の相続人の代表者に対する委任状や遺産分割協議書の提出などを求めているところもあり、自治体によって運用は区々となっている。荒廃農地が増えるなどのリスクのみを考えれば、現在の姫路市の運用の方が望ましいと思われるが、農地台帳と実体法上の矛盾についても無視するわけにはいかず、悩ましい問題である。姫路市においては、荒廃農地が増えるなどのリスクと農地台帳と実体法上の矛盾に伴うリスクを比較衡量し、今後の望ましい運用について検討する余地があると思われる。【意見 9-3】。

#### <参考>

##### ○ 農地法

(農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の制限)

##### 第18条 (第1項～第5項 略)

6 農地又は採草放牧地の賃貸借につき解約の申入れ、合意による解約又は賃貸借の更新をしない旨の通知が第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農林水産省令で定めるところにより、農業委員会にその旨を通知しなければならない。

(第7項以下 略)

### (3) 農地台帳に登載されていない農地について

農地台帳に登載されている農地の面積と、固定資産課税台帳の課税農地面積の間には、差が発生している。この差のうちには、公共用地(市、県、国)や、自治会、寺院等が所有する農地、転用された農地等の面積が含まれている。しかし、これらを除いても、固定資産課税台帳では課税農地として登載されているが、農地台帳には登載されていない農地は存在しており、この分の面積は差として残ることになる(注)。

(注)ただし、無断転用の農地など課税上宅地であっても農地台帳に登載している農地もあるため、誤差は生じる。また、課税上の地目は農地(主に畑)であるものの現況はかなり以前より山林であるなど、農地として管理する必要がない土地も含まれていると考えられる。

このような差が生じる理由について、農業委員会担当者によれば、農地台帳を作成した当初、各農区で整備されていた野帳(水利権を含んだ田の台帳)を基にデータ化したため、水利権に関係がなく野帳に登載されていなかった田畑が農地台帳に反映されなかったことが考えられるとのことであった。

このような農地台帳に登載されていない農地((3)において「農地台帳未登載の農地」という。)については、農業委員会において農地台帳とは別に作成している「農地リスト」(資産税課作成データに基づいたリスト)によって管理し

ており、耕作放棄や無断転用等が判明した場合、対象物件について法務局から登記簿を入手し、所有者の特定をして対応しているとのことであった。

ところで、平成 25 年改正の農地法により、農業委員会による農地台帳の作成が農地法第 52 条の 2 に法定化されているが、同条第 1 項では、農業委員会に農地台帳の作成を義務付けている上、同条第 3 項では、「農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。」と定めている。法定化されたことにより、農地台帳の位置づけはより重要となり、農業委員会は、農地法上農地台帳において農地を管理することが要請されていると言える。また、業務上の効率性からの観点でも、農地台帳と「農地リスト」に分けて別々に管理するよりも、農地台帳に統一して管理することが効率的である。よって、農業委員会が農地台帳において管理すべき農地は、全て農地台帳に登載して管理する必要がある。

また、現在は、農地台帳未登載の農地について、所有者本人による申請を受けて現地確認の上農地台帳に登載しているほか、農地法第 3 条の 3 の相続後の手続きにおいて名義変更が判明した場合に登載漏れがあれば、登載処理を行っているということであったが、より積極的に登載処理を進めることが望ましい。

特に、課税上の地目が農地であるのに、農地台帳に登載がない農地については、資産税課が管理する固定資産課税台帳と農地台帳の記載事項を照合することにより、発見することが可能である。

したがって、農地台帳未登載の農地を減らすため、固定資産課税台帳と農地台帳の記載事項を照合して、農地台帳未登載の農地を洗い出し、農地台帳への登載を進めていくことが望ましい。【意見 9-4】。

なお、農業委員会では、現在導入している農地台帳システムに、農地台帳と固定資産課税台帳の記載事項の照合をすることができる「固定突合アプリ」と照合できる「固定データ変換ツール」の導入を検討しているとのことであり、これが導入されれば、今後農地台帳未登載の農地がより減少していくことが期待できる。

#### <参考>

##### ○ 農地法

(情報の提供等)

第 52 条 農業委員会は、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調製に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向、その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。

(農地台帳の作成)

第 52 条の 2 農業委員会は、その所掌事務を的確に行うため、前条の規定による農地に関する情報の整理の一環として、一筆の農地ごとに次に掲げる事項を記録した農地台帳を作成するものとする。(以下略)

2 略

3 農地台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による申請若しくは届出又は前条の規定による農地に関する情報の収集により得られた情報に基づいて行うものとし、農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するよう努めるものとする。